

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館

合編

東北邊疆檔案選輯

(五八)

(清代 天運)

廣西師範大學出版社

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館

合編

東北邊疆檔案選輯(五八)

(清代 民國)

廣西師範大學出版社·桂林

目 錄

朝鮮移民

- 滿鐵監理部管理課關於創建間島自耕鮮農向滿洲轉匯資金問題的會簽文稿極秘
昭和七年三月十一日 一
- 雇員高柳保關於視察附屬地避難鮮人情況的出差報告
(昭和七年三月十四日) 五
- 滿鐵總裁內田康哉為申請救濟避難鮮農計劃開墾亂石山水田事給東亞勸業會社社長向坊盛一郎的答復極秘
昭和七年三月十四日 二二
- 東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年二月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎廣一的呈文
昭和七年三月十七日 三五
- 滿鐵副總裁為申請向滿洲避難鮮人融通資金事給朝鮮總督府政務總監的答復極秘
昭和七年三月十九日 三八
- 滿鐵副總裁江口定條為將創建間島自耕鮮農資金向滿洲轉匯事給的朝鮮總督府政務總監的答復
昭和七年三月十九日 四三
- 滿鐵監理部關於援助在滿鮮農事業問題的會簽文稿
昭和七年三月二十三日 四四
- 附：地方部學務課關於昭和五、六年度在滿鮮人學校補助金一覽表 四八
- 朝鮮總督府政務總監今井田為設定間島安全農村資金事給滿鐵總裁的電報
昭和七年三月二十九日 五〇
- 吉林公所長關於間島地區貧困人口調查報告(節選)
昭和七年四月六日 五一

- 東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年三月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年四月十四日 五八
- 滿鐵監理部管理課關於通融自耕鮮農創建資金問題的會簽文稿極秘
昭和七年五月十一日 六一
- 東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年四月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年五月十六日 六八
- 滿鐵地方部長為經營管理四平街朝鮮人學校事給四平街地方事務所長的答復
〔昭和七年五月二十四日〕 七五
- 滿鐵監理部管理課關於確定對在滿鮮農融通農業經營資金的利率及締結契約問題的會簽文稿極秘
昭和七年五月二十六日 七九
- 滿鐵地方部長為在公主嶺小學校設置鮮童特殊教育學級事給公主嶺地方事務所長的批復
〔昭和七年五月三十一日〕 八八
- 東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年五月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年六月十一日 九二
- 滿鐵長春地方事務所長為附屬地居住者私人經濟及其變化情況給地方部庶務課長的報告(節選)
昭和七年七月七日 一〇四
- 東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年六月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年七月十四日 一一四
- 滿鐵安東地方事務所長為補助安東朝鮮婦人授產會事給地方部長的申請
昭和七年七月二十八日 一二九
- 滿鐵地方部長為申請補助安東朝鮮婦人授產會事給安東地方事務所長的批復
昭和七年八月六日 一三一

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年七月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

昭和七年八月十六日

一三三

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年八月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

昭和七年九月十三日

一四三

鐵嶺商工會議所為鐵嶺的鮮農避難狀況給滿鐵商工課長的報告

昭和七年九月二十一日

一四九

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年九月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

昭和七年十月十八日

一五八

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年十月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

昭和七年十一月十一日

一六七

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年十一月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

昭和七年十二月十二日

一七三

滿鐵地方部昭和七年統計在長春的流浪者數及附屬地內人口增加狀態

川口忠于昭和七年編寫(間島、琿春、北鮮及東海岸地方巡遊記)(節選)

一八〇

滿鐵各地方事務所關於昭和七年度各區公費事務情況報告(節選)

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年十二月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

二五一

昭和八年一月十二日

二八一

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和八年一月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

昭和八年二月十五日

二八四

日本拓務大臣官房文書課昭和八年二月編(滿洲與朝鮮人)

二八七

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和八年二月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文

昭和八年三月十一日

三三三

東亞勸業株式會社昭和七年度事業實績(節選)

昭和八年三月三十一日

三三六

監查役佐久間章關於東亞勸業株式會社第十一期決算監查報告(節選)秘

昭和八年六月六日

三四二

吉林事務所長關於敦化鮮人創立敦化商事合資會社的報告

昭和八年八月二十八日

三六三

滿鐵經濟調查會昭和八年編(朝鮮人勞動者一般事情)(節選)

三六八

東亞勸業株式會社關於昭和八年度全滿水田耕種面積產量和朝鮮人戶口數的調查表

三七五

監查役佐久間章關於東亞勸業株式會社第十二期決算監查報告(節選)秘

昭和九年六月十三日

三八六

東亞勸業株式會社昭和九年編(營口農村概況)(節選)

三八九

開原火車站昭和十年編(開原縣朝鮮人狀況調查)

三九四


滿鐵編寫(法庫、新民、遼中、開原、西豐、昌圖縣概況)(節選)











四四八



523

回 議 箋

文書號 社文書號 內 5-48	監管欄 3/第 23 號 5-48 滿鐵學友 3/第 15 號 17	起月 案日 決月 議日 發月 送日	昭和 7 年 3 月 11 日 昭和 7 年 3 月 19 日 昭和 7 年 3 月 19 日	發送取 報者 
件名 問島自作野裝創定ヲ表滿洲ニ視替方1仲				
備考				

回 議 者 及 印 關 係 者 印	
總裁 	副總裁 
總務部長 	文書課長 
經理部長 	庶務課次長 
地方部長 	地方部 
監理部長 	管理課長 

考查員長 	主任者 
起案者 課所長 	受任者

間島自作鮮農創定資金ヲ表滿洲ニ返替
方ノ件

第ノ總督府ノ要求

首題ニ關シ朝鮮總督府土屋事務官來連別紙ノ通朝鮮總督政務總監ノ意思傳達アリ 本件ハ當社カ會テ總督府トノ間ニ協定ヲ遂ケ昭和6年度ヨリ向フ5ケ年間毎年金二十萬圓宛當社ヨリ支出シ總督府ハ毎年金十萬圓ヲ補助シ計毎年金三十萬圓5ケ年金百五十萬圓ノ資金ヲ以テ間島ニ鮮農ノ自作農設立ヲ計ルコトトシ東亞勸業會社ヲシテ之レニ當ラシムルコトトシ6年度ヨリ之カ實施ヲナス可ク準備中ノ處今回ノ滿洲事變ニヨリ滿洲ニ於ケル諸般ノ事情變化シ來レル折柄兵匪ノ災厄ニヨリ滿鐵沿線ニ避難シ來リ現ニ國費ヲ以テ救護ヲ受ケツツアル鮮農ノ數約二萬人ニ達スル狀態ナルカ之カ國費救護ハ本年3月末ヲ以テ打切り4月以降ハ努メテ農耕ニ從事セシムル方針ノ下ニ極力之ヲ居住地ニ歸還セシムルコトトナシアルモ治安維持ノ復舊困難ナル現狀ニ於テハ原任地ニ歸還シ得サルモノ多數ニ上ル可キ見込ナルニ付テハ蒸向キ新ナル農耕地ヲ獲得シ之等歸還不能ノ鮮農ヲ收容スル必要アリ。

529 就テハ

1.之ニ要スル資金トシテ義ニ協定セラレタル間
島自作農資金ヲ表滿洲ニ於テ實行スルコトニ
變更シタキニツキ此ノ建前ノ變更ヲ滿鐵ニテ
承諾セラレタキコト尙之ニ附帶シ

2.前記總督府補助金^{144,930}年額10萬圓ノ支出内容ト
シテ現金支出ハ71,614.00トシ殘額28,386.
00ハ先年來北滿自作鮮農設立ノ目的ニテ東
亞勸業ニ補助シ來リ未タ計畫實現ニ至ラスシ
テ同社ニ保留シアル141,930.00ノ内ヨリ毎
年其 $\frac{1}{6}$ 額即チ28,386.00ヲ充當スルコトトシ
タキニ付キ此ノ點了承ノ上滿鐵トシテハ6年
度ヨリ毎年20萬圓宛支出アリタク萬一滿鐵
ニ於テ支出困難ナラハ總督府現金支出額71,
614.00ノ倍額143,228.00ヲ6,7年度共
支出ノコトニ承諾セラレタキコト

3.本件計畫ヲ本春着手スルトセハ自然5,6月
頃迄資金支出ヲ必要トスルモノナル處6年度
分ハ總督府豫算ニ計上シアルモ7年度分ニ付
テハ臨時議會ノ承認ヲ經ル必要上其ノ終了後
トナル關係ヨリ7年度分總督府補助額相當額
ヲ一時滿鐵ニ於テ立替東亞勸業ニ支出セラレ
タキコト

報告書

附屬地避難朝鮮人觀察出張報告

一、避難朝鮮人ニ對スル根本方針

現在避難朝鮮人ニ對スル方針ハ奉天ニ於テ軍部、總領事、各地民會、滿鐵（奉天事務所）總督府派遣員、朝鮮連絡將校、東亞觀業、統治部、自治指導部、關東廳等代表者カ每週集合シ左ノ事項ニ就キ協議シツテアリシ

一、朝鮮人問題根本對策

ニ現在避難朝鮮人現地歸還ニ對スル應急對策

後者ノ問題ニ就キ奉天事務所代表者ノ談ニ依レハ大體左ノ如ク決定ヲ見タリト

一 一月末日避難朝鮮人數約一三五〇〇名四月末日迄ノ見込數三六〇〇名

一 八〇〇〇名ナリ、四月末日ヲ以テ救護ヲ打切り其迄ニ全部現地送還（七割乃至八割）或ハ東亞觀業（二割乃至三割）ノ手ニ依テ歸還

セシムル方針ニシテ且可能ノ見込ナリ

2 警官増派ニ依ル奥地治安維持及統治部、指導部ヲ經テ縣政府ノ保護方針モ確立ヲ見ツ、アリ。

8 送還費用

イ、一戸ニ就キ

旅費

一〇圓

食費

三〇圓

計六五圓

機具、家屋費二五圓

三、六〇〇戸 計二三四、〇〇〇圓

石ハ總督府保管義捐金ヲ以テ支辨シ、民會ヲ通シテ各戸ニ給與スルモノトス

ロ、一戸ニ付

種粃料

一五圓

四五圓

土地年租料三〇圓

三、六〇〇戸 計一六二、〇〇〇圓

無利子ニテ外務省ヨリ貸與スルモノトス、種ハ擔品ヲ以テ年租料

ハ警官ヨリ直接地主ニ交付シ其ノ回收ハ各民衆カ責任ヲ以テ行フ
モノトス

ハ、東亞勸業ニ於テ行フモノハ全金額ヲ直接之ニ交付ス

④ 既ニ總督府ヨリ三千圓ノ豫算ニテ十五名ノ調査員ヲ派遣シ具體的調査及斡旋ニ勉メツ、アリ。

二、沿線觀察地各地狀況

1、鐵道

十二月末日現在ニ於テ一、一五五名在リ、全部赤毛地外水陸ニ收行シアリ

警察署長及領事ノ意見ニ依レハ根本方針トシテ原地送還主義ニアリ、
既ニ一部原地送還ヲ開始シツソアリ（八郷何方五）
原地歸旋ヲ也
スルモノ治安維持ヲ條件トシテ略1/2ナルモノ、
月末日迄ニハ空即時
廢セシムルモノニシテ、殘留セシメサル意見
ルモノ、未ダ具體的方

面ニ確ケルモノ無キモノノ如シ

授産方面ハ製入機日臺ヲ貸與シ検査員ニ請省セシメタモ現在使用
ノモノ西十一臺ニシテ之等ニ望ヲ持テ得ヌト

之等ニ並事セシメル目的ハ主トシテ無農依ノ商業獎勵ニ在ツテ附屬
地附近ニ於ケル生活ノ爲ノ授産ノ意味ヲ付ツセ、ニ非スト思フ
當心者ニ於テハ現難民ハ總テ農民ニシテ其ノ本職ニ復セシムルヲ
以テ根本トナス可ク、附屬地附近ニ於テ生計ヲ立、町中職工職興ニ
ツ、テハ現在考究ノ必要ナシトノ意見アリ

2、開原

開原ハ一月三十一日現在ニ於テ二、二區二名ニ注シ、以て授産者ヲ數
單任感シ居レリ、避難鮮人ノ歸返希望者及決定受ハ未タ一區ニ達セ
サルモ、四月末日迄ニ全部送還セシムル方針ニ相成、ルコトナ
授産方面ハ當地最も發達シ、八ヶ所ノ精木所へ、員ヲ指定シテ互
ニ就業セシムト共ニ、一面以製糖ニ從事セシメ、或ハサケ樽ハ貯
與セスノ主義ヲとり居リ、授産所ノ設置、

勿論現在ノ地蔵ハ四月末日迄ノモノニシテ味變道成候
茶トシテ獎勵スルモノナリ、カカル意味ハ十分價値ノ上、現地蔵ニ
關レシメサルハ勿論ナリト

3、西平街

西平街ハ現在六七八名（二月七日現在）ノ遊徒鮮人ヲ勝天市場ニ收
容シツツアリ、各地ニ鮮人ヲ派シ鴨立ノ粘米、豆通糖ノ一高ニ六日
天地程ノ好適地ヲ選ミ之有確實アレハ全員之ヲ一コトヲ得、原地
歸還ヲ希望セルモノハ一〇〇名内外ナリト

没産方面、シテハ小豆狭ニ若干名加備ケレツツア、外、盛察ノ指
ニ依リ無治ニ附屬地ノ道齋掃除、除雪等ニ關キツツア

4、長谷

現在千五百^名内外在リ、原地歸還希望者ナク、入、各等ヲ考究シツツ
アルセ、朝鮮氏會長ノ談ニ依レハ日戸、五日右程度ハ成什ルニ非
スヤ、愛應シツツアリタリ。

没産方面ハ現在何等アニ所ノシ

5、安東

安東一、西、一四名其ノ他畝區域ニ六百名前後ノ姓氏アルハ原地
歸還希望者ハ畝區域下ノ六百名ノミニシテ他ハ現地轉居ノ旨セシ
事即ニ於テハ候補地一ヶ所ヲ不得タルモ米々借地以テ其他ノ長距離
方面ハ進行ス其ノ内ノ一ノミ確實トナル時ハ歸還シム得ナリト
ナリト

授産方面ハ從來民會授産所有レ共收付額少ク、一被難婦婦人ニ均
シ得ニ無爲ニ徒成セシムルハ不可トハ思考スルモ適當ノ仕事ア
トハ頭事詔及民會ノ意橋アリ。

6、以上各地ノ概況状態ヲ見ルニ、總ニ是地生活ノ程度ヲ以テ標準ト
シ、收容家庭時ニ狹隘若シクハ不衛生ト思考スルモノアル有ルモ
、概シテ適當ト認ム

一人當リ一日金額九錢ヲ標準トシテ奉天他領等ノ平均額ナルニ、
開原、四平街等ニ於テハ之ヲ概約シ、開原 三千圓四平街八千五百
圓程度ノ積立金ヲ望ムルニ至リ、時費費ニ當テシテツツナリ。

三、會社ノ採ル可キ方策

1、鮮人ニ對スル會社ノ地位

在滿鮮人ニ對スル監督ノ當面ノ責任者ハ外務省ニシテ民會ノ事務ヲ監督ス、更ニ現制度ニ於テ朝鮮總督府ハ在滿鮮人ノ指導救濟ノ任ニ當リ、此ノ爲領事ハ朝鮮總督府事務官ヲ兼任ス

會社ハ此ノ間附屬地行政ヲ擔任スルモ會社ノ支出セル鮮人ノ救助費ハ之ヲ朝鮮總督府ヨリ償還ヲ受クルト共ニ、總督府トノ協定ニ依リ附屬地及隣接地ノ鮮人教育ノ爲ニ普通學校ヲ補助ス

事變後避難鮮人ノ附屬地及其ノ隣接地ニ集合スルヤ、外務省並ニ總督府ハ至急之カ救護ニ當リ、會社ハ之等緊急ノ間ニ合ハサル場合、之カ救護ニ當リツツアリ。然レ共現在總督府領事等ノ救濟秩序立チ會社トシテハ醫療家居貸與等ニツキ援助ヲ與フル程度ニシテ積極的ニ救護スルコト殆ト無キ狀態ニ在リ

2、各地領事警察署長ノ會社ニ對スル希望

各地領事、警察署長ノ會社ニ對スル希望ヲ綜合スルニ寧ネ左ノ二點ニ歸着ス、即

イ現在送還期迄ノ費用ハ十分ナルモ歸農送還費用トシテ相當ノ金額補助アリタキコト

且、會社ヨリ東亞勸業ニ十分ナル援助ヲ與フル様トノ希望ヲ各所ニ於テ聞キタリ

ロ傳染病ニツキ會社ヨリ相當ナル援助アルモ、更ニ積極的ニ避難民ノ健康診斷其ノ他ニ意ヲ用イ、歸農ニ支障ナキヲ期セラレタキコト

3、避難鮮人對策トシテ歸農ヲ以テ根本方針トスル以上、附屬地附近ニ於テ生計ヲ營マシムル施設ヲナスヨリハ、寧ろ送還費ヲ更ニ十分ニシテ、徹底的ニ歸農セシムルヲ以テ可トスルハ首肯セラル、所ナリ

果シテ徹底的ニ歸農セシメラル、ヤ
奉天總領事ノ對策ニ依レハ播種期以後ハ殘存スル避難鮮人無キコト

トナリ比較的樂觀說ヲ採ルモ、沿線當局者ハ必シモ樂觀セズ其ノ原因ヲ要約スレハ

一、奥地治安維持未タ十分ナラサルコト

二、治安維持セラレタリトシテモ原地歸農ヲ希望スル鮮人少數ナルコト

三、其ノ代トナル可キ土地ノ確定セサルコト

四、土地買收費、送還費ノ不足ナルコト

更ニ匪賊ノ爲ニ一家ノ農耕可能者ヲ失ヒタル家族等ハ其ノ數極メテ小ナル可キモ殘存スルモノト見サル可カラス

而テ現政策遂行ノ結果播種期ヲ過キテモ尙殘留スル避難鮮人ノ數如何ノ問題ハ現在ニ於テハ全ク不明ニシテ、若シ長春民會長ノ言ノ如クニ長春ニ於テ約五百人ト予測スル時ハ沿線各地ヲ回卒トシテ計算スレハ約四分ノ一五千程度ニシテ歸農方針ハ失敗ニ終ルモノト見サル可カラス。沿線出張中各領事、警察署等ノ歸還數ニ對スル意見ハ四平街ノ

全部歸農ノ樂觀說アルノミニシテ其ノ他ハ前途ニ對シ憂慮スルモノ多ク或ハ全然見通ヲ缺クト思考サル、モノ少ナカラス。
4、會社ノ行フ可キ授産

避難鮮人ノ情勢右ノ如クナルヲ以テ會社ノ之等鮮人ニ對スル授産モ亦コノ場合ヲ分割シテ考究セサル可カラス

(1) 現状ニ於ケル授産

四月三十日迄ニ歸還セシムルコト、及其レ迄ノ救護費ニ不足ナキコトヲ前提トシテ行フモノニシテ、此ノ時ノ授産ハ決シテ附屬地及其ノ隣接地ニ於テ生計ヲ營ミ、生活費ヲ得シメルカ爲ノ授産ニハ非スシテ(A)徒食ニ馴レシメサルコト(B)歸農費ヲ得シムルコト(C)歸農後ノ副業教授(D)水田耕作法ノ教授等ニ重點ヲ置ク可キモノニシテ賦嶺領事館管内ノ臥製造獎勵ノ如キハ歸農後ノ副業ニ注目セル結果テアリ、又各地方ニ於テ道路掃除、或ハ精米所其ノ他ニ働カシムルハ、徒食ニ馴シメサル一方、救護費ノ節約及ヒ歸農費ノ

準備ニ外ナラス

故ニ會社カ現状ニ於テ避難鮮人ニ授産ヲ行ハントスレハ、單ニ附屬地行政ノ立場ヨリスルモノニハ非スシテ一枚滿洲鮮人ノ福利増進ヲ目標トス可キモノニシテ、此ノ機會ヲ利用シテ奧地鮮人ノ發展ヲ望ム可キモノナリ。然レ共期間ハ既ニ約二ヶ月半程ニシテ、且一部鮮人ハ歸農ヲ開始シツツアル現在、手遅レノ感無キ能ハサルモノアリ。

此ノ方面ニ於テ會社（農務課地方課）ノナス可キモノヲ列挙スレハ次ノ如キモノアリ。

一 水田具ノ他耕作法ノ改良講習

二 蔬菜耕作ノ斡旋及講習

三 副業ノ斡旋及講習

イ、養豚其他畜産

ロ、畜加工

製繩、製叭、スリツバ、草履等

ハ、アンペラ製造（主トシテ安東方面）

ニ、柳行李、手編靴下等

附イ、現在行ヒツツアル衛生方面ハ防疫ノミナラス保健方面ニモ

注意スルコト

ロ、避難兒童（長春ハ普通學校ニ收容ス）ノ教育、一般避難民ノ教育（鐵嶺ハ牧師カ講話ヲ行ヒツツアリ）等ニモ意ヲ注ク可キナリ

衛生及教育方面ヲ除外シ授産方面ニ就キ考究スレハ、要ハ附屬地居住者ノ救貧及防貧ノ問題ニ非スシテ農業助長ノ問題ニシテ、前提要件トシテ歸農ニ努力ス可キモノナリ

若シ現在ニ於テ附屬地附近ニ於テ生計ヲ營ミ得ルカ如キ職業賦與ニ努力スル時ハ却テ本來ノ目的ト相反スルノ結果ヲ生スル虞ナシトセス。一般鮮農農業助長ノ方面ハ會社從來ノ政策トシテ總督府ノ方針ニ從ヒ

東亞勸業ニ專ラ當ラシメテ何等關與スル所ナカリシモノノ如ク、農務課ニ於テモ避難鮮人ニ對スル講習其ノ他助長策ニ就キ研究立案サレタルモノナシ。

地方課ノ立場トシテハ

一、附屬地行政ノ立場ヨリナスモノニ非サルコト

二、時期ヲ過キタルコト

三、鮮人農業助長策ニ關シ準備ナキコト

等ノ理由ニ依リ歸還期前ニハ授産方面ニ就キ活動スルノ必要ナク、只總督府、及領事館ノ歸農政策ニ十分ノ援助ヲ與フルコトヲ必要トスルノミ

(四)播種期以後殘留ノ避難鮮人授産問題

前邊ノ如ク播種期迄ニ避難鮮人カ全部歸農スルコト不可能ニシテ其ノ内幾分カハ殘留スルモノト認メラルル場合、會社ノ方策トシテカ、ル鮮人ニ對シ如何ナル保護ヲナス可キカ、予メ考究スルノ必要ア

り。

A、然レ共播種期後ニモ殘留セル避難鮮人ニ對スル當面責任者ハ依然領事館及朝鮮總督府ニシテ、以上兩者カ此ノ鮮人ニ對シ如何ナル方策ヲ採ルヤ、未タ全ク不明ト云ハサル可カラス

奉天總領事館ノ具体策ニアル五月以降ハ全ク救護ヲ廢止スト云フハ救護ヲ要ス可キ鮮人ノ全部歸農ヲ前提トスルモノノ如クナルヲ以テ殘留鮮人ハ盡ク之ヲ放置シ顧サルモノトナス可カラス、故ニ會社ノ授産モ亦前二者ノ殘留鮮人ニ對スル方針如何ニヨリテ異ルモノト云ハサル可カラス

B、殘留鮮人ノ數及質ニ依ツテ授産モ亦異ル。

殘留スルモ當然歸農ス可キ鮮人ニ對シテハ先ニ列記セル方針ヲ採ラサル可カラサル一方、全然生活能力ナキ家族等ハ現在ノ會社ノ施設ヨリ見レハ附屬地ヨリ本國ニ送還スルヲ可トス可シ
更ニ歸農シ得テシカモ歸農ヲ肯ンセサル鮮農ハ避難鮮人ノ一部ニカ

カル傾向アリトニ對スル授産ハ却テ此ノ傾向ヲ助長スル虞アリ。
且殘留數極メテ多數ニ上ル時ハ手内職若ハ職業紹介等ニ依テハ當底
全部ヲ救ヒ得サル故ニ新ニ救濟事業ヲ起スコトモ考究セサル可カラ
ス

以上ヨリ結論トシテ現存ニ於テハ確タル方策ヲ樹テ得スト云フコトト
ナル。

然レ共少クトモ現在會社ニ於テ此ノ方面ニ就キ考慮シ置ク必要アルモ
ノハ

A、朝鮮人民會其他領事館及總督府方面ノ職業紹介援助及會社自身ニ
於テナス職業紹介

B、朝鮮人民會其ノ他領事館及總督府方面ノ授産事業援助及會社自身
ニ於テナス授産事業

C、道路、疎水工事等救濟事業起工ニ對スル支那側其ノ他ニ對スル援
助及會社自身ノ業務ニ殘留鮮人採用

以上ノ内會社自身ノ行フ可キ授産事業ニ就イテハ各地沿線事情ニ依テ異ル可ク、從來民會等ニ於テ行ヒテ失敗セル例ハ手内職其他ノ授産ヲ行フモ需要方面ヲ除ク考慮セサル爲ニ多數同一製品ヲ産出スルニ至ラハ直チニ賣捌ニ困難ヲ來スカ如キコトアリ、更ニ經費ノ關係上多數者ニ徹底セサルニヨル。殊ニ避難鮮人ハ農耕ノ外全ク技術ヲ持タス、原地ニ在リシ時モ殆ト副業ヲ營マサリシカ故ニ、授産方面モ新ニ教授セサル可カラス、各沿線當局者ハ、全ク技術ヲ要セサル労働ノ外主トシテ簡單ナル裔加工其他ヲ適當トスルノ意見ヲ有ス

從來研究サレ、若クハ實施サレタルモノ左ノ如キモノアリ。

A、製繩 長春方面ハ既ニ供給過多ニシテ有望ナラス、且製繩器ハ比較的尙價ナル缺點アリ

B、製紙 需要比較的多キモ、滿洲裔ハ之カ製作ニ適セサル憾アリ、然レ共鐵嶺、開原等ニ於テ實施シ居ルカ如クニ比較的有望ナリ。

C、蠶糸 需要少ナシ

D、手織蓆 安東ニ於テ行ヒツツアリ

E、蓆芯細工 草履、スリツバ等未タ全ク實施サレタルコトナリ
需給關係ハ不明ナリ

F、其ノ他織領及長春方面ノ柳行李、及簡單ナル靴下手袋編等

G、人力車、荷車等ヲ長期償還ノ方法ニヨリ供給シ、運搬労働ニ従事
セシメルコト（安東民會ニ於テ行フ）

H、アンペラ手織 安東方面ニ於テハ最近頗ル有望視サレツツアリ
右ノ如クナルヲ以テ各地方ニ於テ右ノ諸職業ヲ殘留野人ノ人数、性質
ノ如何及ヒ引受者、及引受數及製品、原料ノ價額等ヲ詳細ニ調査ノ上
決定ス可キモノナリ。故ニ此ノ方面ノ調査立案ハ現避難民歸還後ノ狀
態如何ニヨツテ決セラル可ク、現狀ニ於テハ積極的ニ活動ノ要ナシト
認メラル。

431
536

極秘

回 議 箋

監理部管理課

會 議 決 議 案 第 5 號 1 3
監 督 議 案 第 23 號 5 1 5 6
昭和 7 年 2 月 16 日 基業 昭和 年 3 月 12 日 決裁 3 月 14 日 發給

所屬箇所 農 業 班
主任者 兼 任 者

7.2.16
未

件名 亂石山開田計畫=関20件

主任 經理部 經理部次長 主計課長 會計課長
副主任 總務部長 地方部長 監理部長
理事 文書課長 庶務課長 管理課長
農務課長

監理部

電 傳 公 文 用

7.2.17
7.8.16

7.2.16

7.2.17

7.2.24

7.2.25

7.2.16



社 元
公 振 元

東亞勸業株式會社

取添設此北内切盛一印宛

件 元

持份 2月10日付 標元 68 牌 3以テ 御申出有
之候 為題 = 同スル 土地買収ノ 件ハ 緊要且
時宜 = 迄スル 御討画ト 認メ 承認 致候條此
段 御請取 相申出 為之カ 事業資金ハ 下記條
件ヲ以テ 御申出 可申上 候向 別紙 奉 = コリ 請取
作來ノ 上 至 御 提出 相求 候 標 申 出 候 敬 具

~~此ノ 土地 買収 件ハ 緊要 且 時宜 迄 スル 御 討画 ト 認メ 承認 致候 條 此 段 御 請取 相 申出 為 之 カ 事業 資金 ハ 下記 條 件 ヲ 以テ 御 申出 可 申上 候 向 別 紙 奉 = コリ 請取 作 來ノ 上 至 御 提出 相 求 候 標 申 出 候 敬 具~~

1. 所要事業費

土地買収費 147,440 圓

土地改良工費 78,000 圓

建物費 7,200 圓

什器具 1,800 圓

附帯工費 45,590 圓

合 計 280,030 圓

上記資金ハ 貴社 = 對シ 貴社 = コリ 貸付

請 書 案

今收貴社=於テ 敝社、乱石山開田計畫事業資金トシテ 金 200,030 圓也御馳進、儀御承諾社下假=社ヲハ下レ條法堅ク相守リ決シテ壹背致間敷仍不為後日請書一札差入假也

記

1. 借入金額 金 200,030 圓也
2. 使 途 敝社乱石山開田計畫事業資金=充當シ也=流用致ス間敷キト
3. ~~還本方法及利息~~ 本事業=當時朝鮮總督府社補助條件決定次第に還本方法、御指示仰キ且テ利息~~等~~此レモ借用當時~~並~~テ御決定ヲ願フコト
3. 利息 年八分
4. 期限 竣工日一今年止迄期限內ト是ニ朝鮮圓幣

(註) 本事業當時朝鮮總督府社補助條件決定次第に還本方法及利息等此レモ借用當時並テ御決定ヲ願フコト

今次、滿洲事變=依ル匪賊跳梁ノ危ヲ直シ
 来リシ避難難民人=レテ現在國庫ノ救助=依リ
 僥命ヲ保アルモ、15,000人内外アリト稱セラ
 ル、而シテ國庫ノ救助モ来ル4月限リ=ヲ打切
 リトナルカ故=軍部、警察並領事館方石=派
 テハ之カ對策トシテ凶業=社カレムベク元位地
 =帰還セシメント努メツ、アルモ

1. 地味瘠セ收穫少ク且ツ肥料=資ヲ要スル
 等土地條件悪キ爲メ
2. 又那人地主ノ横暴=怒リ居ル爲メ
3. 我カ保護ノ手届カズレテ治安ノ維持ヲ務メ
 サル爲メ

寺=依リ帰還セシメ能ハザル者約 5/6,000人=
 達スル見込ニ=レテ之カ救助ハ=治安維持
 ノ確立及速國自的=收容シ得ル條件ヲ設ヘ
 タル土地ヲ獲得シ以テ之ヲ帰農セシムルコト外
 =方途ナキモトス、而シテ之カ衝=當ラシム
 ルハ東亞勸業ヲ措キテ他=遠業ナル林園
 ナキニナラス、全社ハ鮮農保護=付テハ朝鮮
 各村落ノ義理令上ヨリモ之ヲ坐視スルヲ得テ
 ル立場=アル關係=アリ殊=軍部其他、遠業
 モアルカ故、此ノ際不能敵之カ最小限~~限~~ニ
 分、1 即チ 2,000人見當、1カ當リ5人トシテ
 約 400戸ノ收容ヲ受ケントスル=アル次第ナ

リ、此ル=一方全社、未経営社有地ハ約 129.

000 町歩、夥多ヲ擁スルモ

1. 地勢地味ノ耕作=不適ナルモノ

2. 權利關係未解決=シテ手ヲ下シ得ケルモノ

3. 治安ノ維持困難=シテ稼行ヲ許セザルモノ

4. 整地=多額ノ工費ヲ要スルモノ

等々ノ理由=ヨリ、今直々=之=利用シ得ベキ土

地ハ僅カ=東山農場(奉天省柳河縣)=於ケ

ル水田 240 町 100 戸分及通遼農場(奉天省

通遼縣)=於ケル水田 240 町 100 戸分 合計

200 戸分ノ收容力アル=過ギアル=ヨリ尚他=

適当ナル土地ヲ物色シ以テ之ヲ買収スル=非ガ

バ殘額ノ 200 戸ヲ收容シ賅ハザル状態=在

リ、而シテ買収採定地

1. 号外荒土地

ハ全社奉天号外荒農場、水田=隣接スル

田地 308 町歩ヲ買収シ之=依リテ造田

279 町歩ヲ得以テ新々=107 戸ノ新農ヲ

收容シ社有既存水田ト併セ一團地トシテ

経営セントス

2. 乱入山土地

ハ滿鉄乱入山村爲地=隣接セル荒廢

水田 720 町歩ヲ買収シ之ヲ改良シテ 600

町歩ノ良田ヲ得以テ新々=103 戸ノ新農

農ヲ收容セリス、該土地ハ亂石山嶽
ニ近接シ治安上安全地帯ニシテ且ツ地
勢一團地ナル關係上管理経済ニ便
ナリ。

上記 旱災 荒土地ハ之カ買収ニ付地主ノ関
係ニ六ヶ敷キ其アリテ直々ニ交渉シ得ザル事情
ニアルモ亂石山土地ハ全社ニ於テ嘗テ昭和
四年 某銀ノ了解ヲ得テ買収ニ着手セシメテ
アリ。中途方針ノ変更ニヨリ之ヲ中止セシモ其ハ
關係アリタルガ諸種ノ調査モアル程交渉キ
度キ居リ且ツ沿線稀ニ見ル好適地ニシテ最モ
有利ナルノミナラズ地主ノ接衝モ僅マル見
シアルニ依リ全社ハ本計画ノ第一着ニ之カ買収
ヲ希望シ居リ。而シテ未ダ 時日遷延スルニ於
テハ其ノ間種々策動スル者ヲ生ジ其ノ結果本
計画遂行ニ阻礙ヲ與スル虞レナレトセザル事
情モ伏在スル模様ニシテ此ノ際急遽ニ着手
開田ノ上本意ヲ實現 農ヲ收容セシメ 2月10日
附本計画ノ承認並ニ之カ所要資金ノ融通方
シ提出ヲタルモノナリ。

叙上ノ通り本計画ハ

1. 國家並人道的欠地ヲ觀ルモ遂行セザ
ル可カラザル事實ニシテ
2. 且ツ東亞勸業自存ノコトヲモ之カ遂行ハ全

社本業ノ使命ナリトモ稱シ得ベク。

3. 之ヲ單ナル貸利事業ト見做スニ至リテモト

記ノ廻リ投資金ニ對シ甚ク利廻リハ初年

五ニ於テ6.6%、2年を以降約4%ノ計算

トナルヲ以テ此ノ種勸業事業トシテハ寧ろ

種業良好ナル事業ナリト謂フヲ得ベク。

斯クハ如何ノ方石ヨリモ見ルモ稱宜ノ計画ト

認メラルベシニ依リ、全社ノ中出テ容レテ本件五ニ

之ニ要スル事業資金ノ融通方ヲ展思致シテ、

近而本事業ニ對シ全社ノ目下事業中ノ朝野

公督府補給外率俾長ト種々待遇中ニシ

テ補助ニ關スル了解ヲ得タルモ本件具體的

進出ニ至ラズ且テ事業本業カ公督府ト依仰

ヲ要スベキモノナルヲ以テ近ク向坊全社ニ於

テ大森地方部長等同ニテ赴野ノ上具體的

待遇ノ設定故 貸付金ニ對スル利息及元

金償還方法ニ就テ之カ結果ヲ豫メ豫メ

社 廻リテ貸付條件ヲ決定スルコトニ至リ

所要事業費

総額 234,440圓 水田及畑 39圓07

内 記

(1). 土地買収費 147,440圓 水田及畑 24圓57

(2) 土地改良費 78,000圓 水田改良 13圓

(3) 建物費 7,200圓 , 1圓20

(4) 什器費 1,800圓 , 1圓30

以上(外)一附帯事業費 19,395圓 - 7年2回之入新築/貸付金+7.利息+修繕
 不取収下地改良等 11,000圓 借入金 14,000圓 12,000圓 2,000圓 11,000圓

収支概算

A. 7年1年支

収入 39,600圓 水田改良 6圓60

田註

水田小作料 39,600圓 { 改良日本新穀 1反
 600町歩 6,600石, 2反地
 相抵 @60

支出 24,180圓 水田改良 4圓03

田註

税金公課 5,760圓 { 地租, 献指, 村費, 改良
 0圓80 720町歩分.

水利施設費 6,420圓 { 水利費 改良 0圓82
 600町歩分 4,920圓
 水門低廉費, 水門吾人修
 料概算 1,500圓

管理費 12,000圓 水田改良 2圓00

計 24,180圓

商部前債借按式台社

差引損益

益金 15,420円 水田反当 2057
 本年反当資金 234,440円 = 蓄財+利廻り 年6分
 6厘弱+1%。

B. 第2年分

収入 46,800円 水田反当 7080

内訳

水田小作料 46,800円 { 反当日本新報 1石30
 600町歩 7,800石
 改修相給 660

註. 土地改良工事 竣工し灌漑排水完全+1%
 7%+収量加増増大, 見込+)

支出 27,180円 水田反当 4053

内訳

税金公課 5,760円 前年分 = 全じ
 水利灌漑費 6,420円 { 水利反当 0082
 600町歩 4,920円
 水陸併用灌漑 純土木工事
 費, 7/100 1,320円
 水門番人給料 180円

管理費	15,000円	水田3畧2畧50
計	27,180円	
見引収益		
益金	19,620円	水田3畧3畧27
投資金	234,440円	= 若干の利息、年物4重 弱トナル。

✓ 備考

水量不足 = 閑スル件
 該地区、水量 = 閑シ農務課果ツト此、管
 向出ツリ

乱ス、山地区ノ水不足 = 對シ其ノ道ノ利門技
 術者ハ、400町歩程交リ灌漑シ得ル =
 過キナル見込ミニツケテ、右レ一方其
 他勸業 = 於テモ此ノ事 = 懸念ヲ有シ之ヲ
 採トシテ又、銚子開京地方 = 於テ行ハレ
 ハナル乾苗時 = 依ルヲ可トセルノ意見
 ヲ有シ居ルモハ如キモ、元來乾苗時ハ
 水田時 = 比シ收穫量約2割ヲ減ルニ
 モナルヲ以テ、斯クテハ標準ノ基礎並

小作人ノ収支計算 = 大十ノ相違ヲ生ズル
 結果トナシ、故 = 此ノ俵 = 本斗画ヲ述ル
 ルコトハ全量、採集関係ニ免テ角、他日
 収支計算、生活ヲ脅威スル虞レアリト思
 へりか如何

依ッテ上記疑問ヲ電話ニテ問ヒ合セタル = 全
 社ハ下記ノ如ク回答シ来リ。

全社ノ水田ハ、去年ハ600町歩ノ灌漑
 可能ナル思惟スルモ旱魃時(3年=1回)
 ハ400町歩位ニ減少スベシ、而シテ諸
 土地ノ収獲量ハ

水田 2町 3石

乾田時 6 2石

ノ利益ナルヲ以テ

毎年ノ水田時 = 6町 1石 小作料ハ

$$600町歩 \times 30石 \div 2 = 9. \sim 石$$

旱魃時ノ小作料ハ

$$(400町歩 \times 30石 \div 2) + (200町歩 \times 20石 \div 2)$$

$$= 8.000石$$

トナル計算ナルモ、尙社ハ旱魃時、8千

石 = 対シテ = 安全率ヲ見込ミ平均小作

料 7.800石トレ算定シルモノナル
 ヲ以テ、~~算定~~ 乾番時ヲ為カサル可カラ
 ガルニ至ルニ、~~算定~~ 算定ノ採算並ニ~~算定~~ 算定
 ノ收支計算ハ、本計画ノ算定ヨリ異ナル
 氣遣ヒ、更ニナキモノナリ。

全社ノ電話ニ依ル回答、大略上記ノ如クニレ
 テ農務課農務者モ之ヲ了解承認セリ

(別途ニ毛取ニテモ照度セリ、別紙電報以テ各社)

15
和
5

222



東亞勸業株式會社

監理印 3/第 23 號 2/15

發第一六四六號

昭和七年三月十七日

東亞勸業株式會社
專務取締役 花井 節治

滿鐵本社 管轄部長

廣崎 慶一 股

長

事務係

業務月報提出之件

長 坂 莊
計 査 班

拜啓

陳者二月分業務月報別紙ノ通提出致候間御査收被下度候

敬 具

PDF



貸付金個人別貸出明細表

貸付月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
三、三	五〇、〇〇	李龍澍	無シ	〇、三	七一〇、二〇
三、三	一、五〇〇、〇〇	沈源河外二名再 劉安東金融會	土地	〇、二八七	八二〇
計	一、五五〇、〇〇				

貸付金個人別貸出内容

○李龍澍(乙號事)

昭和六年五月一日金一、五〇〇圓全年七月廿八日金五〇〇圓合計金二、〇〇〇圓也融通中ノ遼中縣集賢村ニ於ケル鮮農等ハ昨年十月支那側不法行爲ニ基ク堤防破壊ニヨル浸水ノ被害ニ對スル支那側賠償問題ニ付遼陽領事館ニ於テ極力調査ノ結果現地ニ係員ヲ派シ實際的折衝ヲ爲スコト、ナリ之カ立證ノ爲關係鮮農代表者李龍澍ニ對シ現地迄出向方申渡サレタルモ本人等ハ目下奉天ニ避難中ニテ日常生活ニストラ窮迫シ居ル實情ニヨリ旅費等皆無ナルニ付之カ貸與方奉天吳副領事ヨリ特ニ口添アリ實情已ムヲ得サル機宜ノ處置トシテ貸出タルモノナリ



○ 沈源河外二名再割分
安東金融會 (乙號金)

前月分月報記載ニ係ル安東金融會ニ對スル再割資金四、五〇〇圓ノ
貸出未済額一、五〇〇圓ヲ貸出實行セシモノナリ

貳月分農場小作人貸付金月報

農場名	摘	要	金	額
奉天農場				
(吳家荒)	金通龍外	三七三名	一〇七	一八三九二
(公太堡)	權泰祐外	二一四名	五	一〇七六五二
通遼農場	金德善外	二七五名	五	二、〇〇三九七
撫順水田	尹吉瑞外	二七名	四	六九〇〇
合 計			二一〇	七三三四一

回 議 箋

(甲號)

78

發送取
投者

起案文
書番號

監管第3/第23號618

起案日 昭和7年3月11日

社文書
番號

滿鐵第3/第15號18

起月 昭和7年3月19日

起日 昭和7年3月19日

7.3.19

件名

在任 滿洲國駐紮人ニ對スル金融資金狀況ノ件

備考

回 議 者 及 印 關 係 者 印

總裁

副總裁

總務部長

支店部長

經理部長

支店部長

地方部長

支店部長

監査部長

支店部長

事後回覽者及印

起案者

課所長

擔任者

11-6

滿洲國鐵

會社

7.3.19

本件
 満洲朝鮮農ニ對スル金融資金ニ
 關スル件

第1. 總督府ノ要望

首題ニ 關シ朝鮮總督府ノ意圖ヲ傳フル爲土屋事務官來連シ別紙要領書ヲ提示セラレタリ、右ハ今回ノ時局ニ際スル被害鮮人ニ對シ金融ノ方途ヲ講スル事急務ナリトノ朝鮮總督府ノ見解ニ基キ昭和7年度ニ於テ金100萬圓ヲ必要トスル計畫ノ下ニ内~~70萬圓ヲ朝鮮總督府ヨリ東亞勸業會社ヘ貸付ケル~~ 70萬圓ヲ東亞勸業會社自身ヨリ~~コトヲ條件トシテ30萬圓ヲ東亞勸業會社ヨリ手出しセシメ~~ 30萬圓ヲ朝鮮總督府ヨリ東亞勸業會社ヘ貸付ケ合計金100萬圓ヲ以テ東亞勸業會社ヲシテ之カ貸出シノ衝ニ當ラシメ度。右ニ關シ必要ノ場合當社ヨリ東亞勸業會社ニ上記30萬圓中不足額ノ融通ヲ保障セラレタキコト。又ニ70萬圓ニ就テハ豫算通過ノ關係上暫時當社ヨリ必要額ヲ總督府ニ立替ヘ東亞勸業會社ニ融通セラレ度キ旨要望アリ

第2. 當社ノ方針

1. 東亞勸業會社ヲシテ30萬圓貸出シセシムルコトヲ當社ヨリ朝鮮總督府ニ約スルコト但シ當社ト東亞勸業會社トノ間ノ取引ハ上記ノ方針ニヨリ他日別ニ協定ヲ要ス

2. 朝鮮總督府ヨリ支出スヘキ70萬圓ノ範圍ニ於テ之カ必要額ヲ當社カ立替フルコトニ付朝鮮總督府ニ約束スルコト

但シ右支出ニ先チ總督府當局者ヨリ文書ヲ以テ申入レシムルコト

備考 立替金ノ金利ハ其ノ期間ニ對シ東亞勸業ヲシテ當社ニ代辦セシムルモノトス

3. 上記70萬圓ハ形式上朝鮮總督府ヨリ東亞勸業會社ニ對スル貸付金トスルモ東亞勸業會社ヨリ更ニ鮮農ニ貸付タル場合之カ回收不能トナリタル金額ハ免除セラルヘキ旨朝鮮總督府ヨリ東亞勸業會社ニ約束セシムルコト(結局上記第2次ノ貸金ニ付テハ其ノ元金回收金及利子取得金ヨリ東亞勸業會社ノ之ニ要シタル管理費ヲ差引キ剩餘アル場合ニ於テノミ其ノ剩餘ヲ朝鮮總督府ニ返還スルコトトナル)

第3. 發信文案

茲上趣旨ニ基キ朝鮮總督府宛別紙ノ通り發信致シ可然哉

7月2日 田所 収

81



奉

副 總 裁 名

朝鮮總督府
政務總長宛

在任

滿洲鐵道株式會社ニ對スル金融資金ニ關スル件

拜啓 益々御清祥ノ程奉賀候

陳者今般當社出資會社ノ一タル東亞勸業株式會社
ヲシテ總社滿洲鐵道株式會社ニ對シ金100萬圓ノ貸付
ヲ^{不取}致^{不取}候件ニ就テハ下記條項御協定申上度此後付
實意候 敬 具

記

1. 本件金融資金總額100萬圓ハ朝鮮總督府ニ於テ
70萬圓、東亞勸業會社ニ於テ30萬圓ヲ支出可致
候コト

2. 貴社ノ支出額70萬圓ハ東亞勸業會社ノ借入金ト
可致候、テ東亞勸業會社ハ本件金融資金ノ運用
ニ充スル管理費ハ之ヲ貸付ケタル株式會社ヨリ回收
シタル元金或利子ヨリ扣除シ其ノ殘額ニ限り返



附致候コト
貴社ノ70萬圓支出額ハ株式會社ニ

東亞勸業會社ノ支出額30萬圓ハ朝鮮總督府ニ於テ

之ヲ^{不取}通^{不取}テ^{不取}承^{不取}可^{不取}致^{不取}候ニト

(不取)

※ 朝鮮總督府ノ支出額ニ對シ豫算通過以前ニ必要
ヲ生シタル時ハ之カ必要額ハ滿鐵ヨリ總督府ニ立
替ヘ可申上候下。

83

追前ノ項 50 萬圓ニ對スル滿方立替ノ件ハ貴府ヨ
リ文書ヲ以テ正式列支額方總申出テ相煩シ度候。



3 案上 2 14 2 2 2

昭和 7 年 3 月 1 日

南滿洲鐵道株式會社
副總裁 江口 定 條



朝鮮總督府政務總監殿

尚島自作農創定資金ヲ表滿洲へ返替ノ件
 拜啓 愈々御清勝被爲涉候取奉慶賀候
 陳者土庫奉公官殿今回來通御傳言ノ趣旨ニ依リ豫
 テ御協定致シタル尚島朝鮮人自作農創定資金ノ範
 圍ニ於テ之ヲ表滿洲ニ振替フコトニツキテハ當社
 ニ於テ異議無之候取御了承相成度候
 次ニ當方支出額ニ就テハ御申入ニ從ヒ兼併一貫總
 督府ノ年度分算支出額金 71,014 圓ノ御支出ヲ條件
 トシテ當社ヨリ東亞物產會社ニ對シ借額即金 148,
 228 圓ヲ被進致シ且 7 年度以內モ同額ニ取計可致
 ニ付併テ貴司承被成下度此取付實額候
 追テ 7 年度分金 71,014 圓ヲ必要ノ聯合創立替へ
 申上候事ニツキテハ何等カ又替ヲ以テ御申入相
 成候御取付相額履行御返額申上候 敬 具



23 296

同 議 箋

丙/一 (甲號)

案文書號	監管課3/第23號/123	案日	昭和7年3月15日	發送取者 取者
會社文書番號	滿鐵通務3/第5號/6	起月	昭和7年3月23日	
		起日	昭和7年3月23日	
件名	(安理勸業學校) 在滿朝鮮農助成會案二回二件			
備考				

回 議 者 及 印 關 係 者 印

總裁  副總裁 

總務部長  次長 
 文書課長  

監理部長  次長 
 管理課長 

處 務 係

事後回覽者及印

研究課長 

起案者 課所長  主任者  擔任者



案, 一

副總裁名

北馬商務總局長

北馬 孫次郎 謹啟



東亞勸業株式會社, 在滿朝鮮農助成會

圖二二件

2月9日附子地2第66號, 以子地回字第111號
 點二圖二二件別紙, 通以送附申區. 同時重

取被下發也

尚上記申地二圖二二發和關係, 書類下比, 以
 以是身送同時取置也.

- 参考書
1. 在滿朝鮮人學成門問 十冊子一部
 2. 朝鮮人學成補助色一送點 昭和5.6年發各一部
 3. 衛生概況 十冊子一部

乐西部农业区，乐西新农业成就考察

目次

1. 乐西新农业—农业—信贷包贷包收包收状况
2. 乐西农业—农业—新农业土地利用状况
3. 新农业—农业—教育设施
4. 新农业—农业—卫生保健设施
5. 指导奖励，水况
6. 新农业转移状况
7. 最近—农业—农业—农业—支那银行，国统

以上





案 1 2

副總裁名

周子平 鄧局長

日下午 4 時 20 分

件 名



前經 2 月 9 日 鄧局長 2 次 66 號 7 以 於 鄧局長
鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長
鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長
鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長

案 1 2

明 2 0 日

案 1 2

管理 課 長

鄧局長 鄧局長

件 名

前經 2 月 2 日 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長
鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長
鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長
鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長 鄧局長

案 1 2

昭和5年度朝鮮人學校補助金一覽

地方教育課

昭和7年3月5日作票

學校名	學級數	生徒數	職費數	學校總經費	會社補助金		備考	
					經費補助數	區社及道支會補助金		
奉天普通學校	9	435	11	18,365	7,580	2	5,554	
鐵嶺	5	189	7	16,501	11,320	1	2,200	校舎建初費ハ全郡會社補助入
開架	5	184	5	6,818	4,404	1	2,085	校舎ハ會社補助築造償貸共
長春	6	247	6	10,350	7,758	1	2,592	會社追加下償債ハ貸共
哈爾濱	5	162	5	11,289	4,142	1	2,869	同上
奉天	10	653	11	20,056	6,000			
撫順	6	360	6	12,579	7,162	1	2,329	校舎ハ會社補助築造償貸共
蒼口明倫義塾	2	52	3	1,411	800			
四平街培英學院	1	27	1	1,490	1,120			
鳳凰成塾	2	58	2	1,161	900			
安東大道清塾	3	129	3	2,278	500			
安東共濟夜學校	3	65	5	1,059	500			
	57	2559	65	102,257	52,186	7	15,429	

注. 學級數生徒數、職費數ハ昭和5年4月末現在。

257

昭和6年度朝鮮人學校補助金一覽

北防部學務課

昭和7年3月5日作製

學校名	學生數		職員數	學校建設費	會社補助經費補助	社會補助數	補助金		備考
	男	女					總計	總計	
奉天普通學校	10	519	12	22,346	12,904	2	3,142	校舍ハ會社ヨリ建築シ無償貸付	
鐵嶺	5	260	7	16,199	1,642	1	2,277	校舍連附費ハ全部會社ヨリ補助入	
開原	6	298	6	9,234	6,703	1	2,191	校舍ハ會社ヨリ建築シ無償貸付	
長春	6	280	6	12,119	9,936	1	2,185	同上	
哈爾濱	5	277	8	12,971	8,152	1	2,841	會社建物を無償ヨリ貸付	
安東	12	749	16	22,409	9,132				
撫順	8	466	9	9,192	8,280	1	2,402	校舍ハ會社ヨリ建築シ無償貸付	
鞍山	2	48	2	1,278	1,000	1	2,212		
營口明倫義塾	5	79	3	1,546	1,200				
四平街路史學院	2	61	3	1,990	1,620				
鳳凰城	2	73	2	1,500	1,200				
安東六道溝塾	3	148	3	2,200	500				
安東共濟決學校	3	143	6	500	500				
合計	69	3306	81	116,584	72,769	8	17,236		





23

電報譯文

監管簿3/第23號6217

發電 昭和 年 月 日 時 分
 着局 昭和 年 月 日 時 分
 受付 昭和 年 月 日 時 分

電報者印



件名

登記部長

次長



管理課長

庶務課長



朝鮮總督府 全井田政務總監 受信者 總 表

同島安全農村設定計畫ハ是ヨ表、滿
 海。変更スル件ニ就テハ、貴府承認ヲ得
 置キ、且、處、今回本府ヨリ是ハ資金トシテ
 7,114,000円ヲ勤業公司ニ下附相成ル
 付貴社ニ於カレテモ昭和5年12月16
 日付満錢總額3,000,000円、通本府補
 助額、倍額1,432,200円、貴支出相
 成度。

在 新 文 中 簿
 代 立 三 口 卜 外 簿

商工課長



産業係



綜合情報 七卷三號

昭和七年四月六日

經濟部 總務課

✓
關島地方ニ於ケル窮民調査

地方部長



地産係課長



商工課長



吉公署 録



地方部長



PDG

昭和六年間島環春鮮支人別戸新人口及土地所有率ノ勢力推察

(間島知事館調査)

比	較	減	増	減	増	減	増
五	年	KORIAN	10781	CHINESE	5288	Japanese	10424
六	年	3980	10781	5288	5288	11522	10424
比	較	減 319	増 100	減 101	減 5	増 797	減 1120

農戶數(戸) 同上人口(人) 土地所有ノ割合(反)
 鮮人 支人 鮮人 支人 鮮人 支人

昭和六年農田調查表 耕種人別地主小作人別力比表

一 耕種人別

地主 自作農 小作農 自作農 小作農
耕種人 支人 耕種人 支人 耕種人 支人

五年

六年

比較

大正十一年

人口 人

一 耕種人

支人

五五

大正十二年 間島婦人ノ移住歸還數表
昭和五年

	間島移住數		歸内歸還數	
	戶數(戶)	人口(人)	戶數(戶)	人口(人)
大正十二年	二七七	一〇五九	一九四	七八六
十三年	六七九	二五八七	三七五	一六五〇
十四年	九五九	四五六六	四五六	二二二三
昭和元年	一八九八	九一四三	二八一	一、二九八
二年	四八三八	二四〇五五	三九八	一、八六九
三年		一五、一七三		一、六三三
四年	一、二二一	五、六九二	五二一	二、〇六三
五年	七五一	三、三九二	三六五	一、六〇二

コトニ決定ヲ見タ模様ナアル、而シテ第一ニ於テハ、朝鮮同胞中區分
 ノ三、即チ約九千人ハ原住地ニ歸還シ得ルモノト見ラレテ居リ又第
 二即チ原住農耕地ヲ失ツタ者ハ四分ノ一ノ約三千人ト目サレケル
 カ右ニ要スル歸還旅費、衣食費、家屋修繕費、轉地費等ハ約五六十
 萬圓ニ算スル見込ナアル、尙第三即チ在滿同胞ノ根本的救済を樹立
 ノタメニハ救済ノ如ク總府内ニ外務課ヲ中心トスル調査委員會ヲ
 附シテ從來慎重研究ヲ重ネツツアツタカ昨夜京上ニ於テ林村新市長及
 外務課長ハ本案ヲ換行、東京ニ於テ十字垣總督ノ指示ヲ仰ヒ外務
 省務兩省トモ隔意ナキ協同ヲ遂ケテ大藏當局ニ對シ、カキテ
 スル等々悉々總府ノ在滿同胞ニ對スル救済策カ確立シ、此ノトシ
 テ一般ノ注目ヲ惹イテ居ル

16
種
②

280



東亞勸業株式會社

監督額22第23號之16

發第六八號

昭和七年四月十四日

東亞勸業株式會社

專務取締役 花井 脩 治

管理課長

南滿洲鐵道株式會社
管理課長 廣崎 浩 一 股

計 登 班

營業月報提出ノ件

拜啓 陳者三月分業務月報別紙ノ通提出致候間御査收被下度候

追平貸借対照表及收支内訳明細書、目下決
算中ノ事決定ニ付後日別途提出致可
旨申居置テ奉リ

敬 具



東亞勸業株式會社

拾月分農場小作人賃付金調書

計	農場名		摘	要	金	額
	燕順水田	通達農場				
	尹吉瑞外 二七名	金德普外 二七五名	金通龍外 三七三名	權泰祐外 二一四名		
一 一〇 九九〇	四 六 九	三 〇 〇	七 七 四	三 二 七	四 八 五	
四 〇	〇 〇	〇 〇	八 〇	六 〇	〇 〇	



東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和七年三月分

職名	人員數	支給額		摘要
		月給	其他	
職員	29	3,866	60	
備員	8	358	47	試傭一名ヲ含ム
教員 (鮮人)	2	427	80	試傭二名ヲ含ム
囑託	8	272	0	月給
計	44	5,500	87	日本人二名支那人一名朝鮮人四名

備考。1. 職員二名解職二名新採用

2. 日本人試傭三名備員ニ昇格

極秘

(甲) 84

回 議 箋

起案文書番號	監管續3/第23號 619	起月	7年	起日	3月	起時	17日	發送取 扱者
會社文書番號	濟機收省2201/15號/5	案月	7年	案日	5月	案時	11日	
件名	自作野農創定資金融通二回印刷 (手印)							
備考								

回 議 者 及 印 關 係 者 印

總裁	副總裁	7.3.18	7.5.7
總務部長	文書課長	7.3.22	7.4.13
經理部長	主計課長	7.5.8	
	次長	7.5.8	
地方部長	次長	7.5.8	
監督部長	次長	7.5.8	
	管理課長	7.5.8	
事務回覽者及印			
起案者	課所長 監理部管理課	主任者	擔任者

字 | 破天
不巻係

自作野農創定資金融通 = 関スル件
(同島自作野農創定資金ヲ表滿洲 = 振替方 = 関スル資金融通1件)

景 = 決裁済 / 別添監査記録ヲ1件23期5,

43 「同島自作野農創定資金ヲ表滿洲 = 振

替方1件」 = 関スル資金融通 = 付帯社ト東

亜細業分社トノ取捨ノ方別巻ノ通り處理

シ了也哉。

何方

本位 處理 = 関レテハ

1. 会督社ト滿鉄トノ文書ノ交換 = 取

リテ取極ノ處理ス

2. 総督府ト互勸業トノ間ニ総督府

ノ指令ニ依ルモ 指令條件ノ内容ニ

就テハ豫メ総督府ト互勸業ト

内協議ヲ逐ゲ可求決定亦ニ滿銘

ノ諒解ヲ求メシムコトス

3. 滿銘ト互勸業トノ間ニ別等ニ依

リ處理ス

答

本件ハ、常北カ第ニ朝鮮送督村トノ間ニ決定

ヲ遂ケ、昭和6年交リ向ノ5年間毎年金20万

圓宛常北カ送金トシテ東亞勸業會社ニ支出シ

朝鮮送督村ハ、毎年金10萬圓ヲ補助シ、合計

金150萬圓ノ資金ヲ以テ間島ニ墾農、自作農

ノ創設ヲ計ルコトル東亞勸業會社ヲシテ之ニ寄

ラシムル計畫ヲ、今日朝鮮送督村ノ要望ニ基

キ表滿州ニ於テ実行スルコトニ変更シタルニ就

テハ

1. 本計画、総支出額は既定通り、金150万

圓ヲ限交トスルモ 筑北、东亚勸業毎社ニ

對スル年々割貸付額ハ公督府補助費

支出額、2倍ヲ超過スルコト

2. 上記貸付金、融通期間3年、元1回貸付、

日2回、7105年トシ期限満了、際ハ更

ニ払戻スルコト

3. 东亚勸業毎社ニ對スル融通金、利息

ハ年8%、率ニ依リテ之ヲ徴收スルモ

甚、學費即チ年4%ニ相當スル金額也、

別途 = 当社の主要事業会社 = 対して

助成スルコト

但し該助成金の地方部会連絡課界

以外 = 別途 = 追加配付セラルコト

4. 本資金、貸出その他実施 = 関スル計

画案は凡そ当社の承認ヲ受ケレバ且

各年度、実施状況 = 付報告セラル

ト

以上

備考

本計画 = 依りて五勸業銀行、自作農 = 対ス

ル分譲土地、年賦償還金利率、年6%、保

室ナリ以テ内3%強ヲ管理費トシテ扣除シテ

残額3%弱ガ當社、貸付金 = 對スル利息 = 之第

セラルル見込ニナリ、

但シ當社、他ノ一般貸付金トノ關係モアルコ

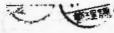
ト故テ本貸付金ノ利率、當社所定貸付金利

率8% = 依リテ之ヲ故ニ上ルテ五勸業銀行ノ

當社融通金 = 對スル利息 = 之第スル4%上

半
~~残額~~ 4% = 相対スル金額ヲ助成金トシテ

交付セントスルモノナリ、



1

東亞勸業株式會社

監管部 32 第 53 號 4/1

發第二〇三號

昭和七年五月十六日

東亞勸業株式會社
專務取締役

花井 脩治

管理課長

廣崎 浩一

南滿洲鐵道株式會社
管理課長 廣崎 浩一 殿

計盛 莊



業務月報提出ノ件

拜 啓

陳者四月分業務月報別紙ノ通り提出致候間御査收被下度

敬 具



東亞勸業株式會社

一、庶務事項

ノ四月末社員數及給額調

別紙ノ通

2 重役ノ勸靜ニ關スル件

(1) 社長 三月上京以來引續キ四月中東京滞在、滿蒙移植民事

業ニ關シ拓務省及關係各方面ト打合ヲナス

(2) 專務 四月九日遼陽

四月十五日ヨリ二十日迄大連へ出張セリ

3 東山農場測量ニ關スル件

三月々報々告ニ依ル東山農場共同調査隊ハ無事調査ヲ終了セリ。總面積三〇五町步余中耕作面積ハ畑三十二町步余水田七四十七町步余ニシテ畑地ハ支那人水田ハ朝鮮人耕作シ居レリ小作人戸數支那人十一戸朝鮮人三十四戸ナリ。蒔付時期切迫シ居リ且該地方ハ尙匪賊横行シテ不安ナル狀態ニアリ事業着手困難ナル爲本年度ニ於テハ積極的開墾ヲ爲サス舊狀ニ止ムトコトトセリ



東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和七年四月分

職名	人員數	支給額	摘要	嘱託	
				計	職名
職員	二九	四四九三〇〇	試備一名臨時僱員名ヲ含ム	八	八
日本人員	九	四六六〇〇	試備二名ヲ含ム	八	八
僱員	一二	四六六八一	臨時嘱託一名ヲ含ム	六六	六六
辭支人	八	二五六六〇		六六	六六
教員 (辭大)	八	七三五〇〇		六六	六六
計	六六	六四一七四一		六六	六六



東亞勸業株式會社

貸付金個人別貸付明細表

貸付日	金額	債務者名	擔保	利率	償還期限
四月一日	10000	三宅松藏	ナシ	年一錢八厘	八月三十一日
四月九日	10000	野元植	ナシ	年一錢八厘	八月三十一日
四月十二日	10000	李龍南	アシ	年一錢八厘	八月三十一日
四月十八日	10000	李龍南	アシ	年一錢八厘	八月三十一日
四月十九日	10000	三宅松藏	ナシ	年一錢八厘	八月三十一日
四月二十日	10000	三宅松藏	ナシ	年一錢八厘	八月三十一日
五月一日	10000	三宅松藏	ナシ	年一錢八厘	八月三十一日

貸付金担保土地所有權移得
登録決定後 一月以内の中心



東亞勸業株式會社

貸付金面入納貸出内容

① 三宅 松 蔵 (中野寺米貸金)

昭和六年之月分月報記載ニ據ル養苗事業米貸金ニシテ四月一日付
貸出金三〇〇〇圓也及四月十九日付貸出金一〇〇〇圓也八共ニ
昭和七年度分所交貸金ノ一部トシテ返還セルモノナリ

② 坪 元 植 (乙號寺本貸金)

小件貸付並ハ取替等ノ事業タル城風城ニハケル畑作栽培事業
經營貸金トシテ概シテ昭和四年四月四日貸出金一八〇〇圓
也並昭和四年九月二十一日付貸出金一〇〇〇圓也計並三六〇
〇圓也ニシテ其ノ後取替事業ノ期ヲ遷擲セバ昭和五年ニ至リ
テ多額ノ損失ヲ招來シ到底挽回スル能力ナキニ立主リタルニ行
之方解決策トシテ右貸出額ニ對ヘル臨時土地所一〇五六三九坪
ノ所有權ノ本社ニ讓渡セシムルゴトトシタルノ以テ之ノ所有權
移轉登記費用ノ一部トシテ貸付ケルモノナリ



東亞勸業株式會社

◎ 金 井 漢 (乙號事業資金)
 昭和七年三月分月報記載ニ係ル製繩事業ニシテ之ノ貸出豫想額
 金七八五圓也ノ殘額ヲ貸出シタルモノナリ

◎ 李 龍 濟 (乙號事業資金)

四月十八日付貸出金三〇圓也ハ昭和七年二月分月報ニ記載セル
 ト全様ノ趣旨ニ依ル旅費引當テトシテ貸付ケタルモノニシテ四
 月十二日付貸出金六七圓也ハ遂中縣集賢村鮮族ニ係ル支那側不
 法行爲ニ基ク賠償問題ノ解決ニ依ル全地歸還鮮族ニ對スル歸還
 費ニ引當ツルモノニシテ事情已ムヲ得サルモノト認メ貸付ケタ
 ルモノナリ

◎ 撫順朝鮮人金融會 (丁號金融機關)

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本金融會管内各地鮮族家
 計五四八戸 (面積合計二四三八天地) ニ對シ各地一夫々義務楔

ヲ組織セシメ之ニ對シ貸付金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ
 計金五、五〇〇圓也ノ内差額ヲ要急ノモノトシテ金二〇、〇〇〇
 圓也ヲ貸出シセルモノナリ
 本會貸付金計並ノ内容ハ大体一天地並二、五〇〇圓ノ貸付
 ヲ行ハントスルモノトス

◎ 長春朝鮮人並組合（丁親並機械部）

昭和七年共新規訂並ニ請クモノニシテ本會經營管内各地鮮族家
 計八四六戸（面積合計二九一九天地）ニ對シ各地ニ人々農務模
 ヲ組織セシメ之ニ對シ貸付金ノ融通ヲ爲サントヘルモノニシテ
 計並七〇、九七〇圓也ノ内左ヨリ安款ノモノトシテ金三五、〇〇〇
 圓也ヲ貸出セルモノナリ

本會貸付金計並ノ内容ハ大体一天地並種穀ヲ所持セサルモノ
 ノニ付テハ金二〇圓也ヲ貸出ヘモノトシ萬寶山水田組合員ニ對
 シナハ特ニ堤防費、用水取入施設費ノ負擔並トシテ金五圓也ノ
 貸増ヲ爲スルモノトシ一天地並三〇圓也見附ノ貸付ノ行ハ
 ントスルモノトス

以上

285

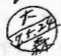





回 議 箋

(乙號)

118
5

起 案 文 書 冊 號	地字 々 第 79 號	起 月 決 日 發 日	案 日 裁 日 送 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日
作 名	四平街朝鮮人學校経営管理 用 20 件					
備 考						

取
者
送
致

回 議 者	及	印	關 係 者	印
次 長	地 方 部 長			
	地 方 課 長			
庶 務 課 長	庶 務 課 長			
				
事後回覽者及印				
知 案 者	源 所 長		擔 任 者	
				



案

地方部長

四平街地方事務所長宛

件 名.

3月3日附回地地第278號及4月20日
 附回地地第19物首號1件了系. 四平街
 培英學院=并之教員/知→派遣2人→
 件了知/上 3月3日附回地地第278
 號申裁, 登記=依同校, 管理, 占理
 , 經營=作邊憾+其期也之性

追即右派遣教員1件費, 所需額到
 本年度同校教員1教員增費分1件費840
 円(eyo-) 差引4元, 標準追加, 認
 4人=作適當, 時期=在公費標準追
 加/年續, 標元元
 備考.

同校口信. 本年度會社=行面積885m²
 標準 26.340円以上新築之同校=僅52
 元以上之標管理保存上到2元
 又同校, 不報同校費/次新, 期也上到
 2元及會社到教員, 派遣, 不此, 緊要



5. 10. 2. 4.

2. 同族, 现在定章, 下记, 通一记

一年 二年 三年 四年 五年 六年 计

35 29 28 8 6 4 110元

3号级, 编制, 不记, 通一记, 通一记, 通一记, 通一记

定补, 即, 右与收, 基础, 1.25元, 1.25元, 1.25元

补, 即, 不记, 不记, 不记, 不记, 不记, 不记

1名, 培, 员, 分, 840元, 元, 元, 元, 元, 元

员, 收, 定, 然, 果, 在, 补, 人, 教, 员, 培, 员, 分, 不, 要, 不, 任

之, 不, 到, 知, 不, 记, 不, 记, 不, 记, 不, 记, 不, 记

3. 本件, 培, 员, 一, 件, 1名, 培, 员, 分, (特, 补), (公, 费, 教, 员, 费

为, 保), 约, 110元, 元, 元, 元, 元, 元

可, 能, 不, 记, 不, 记, 不, 记, 不, 记, 不, 记

派, 定, 教, 员, 人, 件, 费

保, 收 @ 96. X 10. 7. 月 = 960. --

在, 手 960 X 0. 55 = 528. --

派, 手 @ 5. -- X 10. 7. 14 = 57. --

计 1. 5-38. --

补, 人, 培, 员, 分, 一, 件, 费 840. --

差, 引, 补, 员, 款 698. --



4. 同林管理, 方法 (3月3日陈四地地办298号)

1. 四平街子街新长32个同校, 管理看12

12. 7年度增员教员, 四地一派遣教员12
教员, 事务, 处理, 心

1. 教员, 任也 (除派遣教员), 小, 学校是, 申
请, 一位, 管理看之, 197

2. 经地方法, 1. 经承, 2. 7月地办地办办
290号, 新印, 神, 切, 子, 技, 1, 每, 版, 一, 限, 4
理, 下.



92
 (甲號)
 監管簿3/第23號6110
 滿鐵總行32第15號, 7
 左方選舉 = 対ル學農資金融通ニ関スル件
 利率決定 經濟的考慮

回 議 箋

起案文書番號	監管簿3/第23號6110	起案日期	昭和 7年 3月 17日
會社文書番號	滿鐵總行32第15號, 7	決月	昭和 7年 5月 26日
件名	左方選舉 = 対ル學農資金融通ニ関スル件 利率決定 經濟的考慮		
備考			

發給

本件用印係特例
 會計課印
 會計課印

回 議 者	及	印	關 係 者	印
總裁	7		副總裁	7.3.18 管理課
總務部長	次長	7.5.18	文書課長	7.5.18 管理課
經理部長	次長	7.5.17 J11	主計課長	7.5.19
地方部長	次長	7.5.18	庶務課長	7.5.18
監理部長	次長	7.5.11 中	庶務課	7.5.14
	管理課長		庶務課	7.5.14
事後回覽者及印				
起案者	課所長	監理部管理課	主任者	擔任者

(利率決定規則の付帯)

立済貸付金 = 対スル学業資金融通 = 関スル件

裏 = 決裁済ノ別添監査記録ヲ示スル件

洲主位貸付金 = 対スル^(学業)資金 = 関スル件 = 依リ東亞

勸業會社へ資金融通方 = 付下レ、廻リ戻理シ可也哉

ke - - -

1. 朝鮮海防社ヨリ東亞勸業會社へ金70万円ヲ貸付

子ヲ以テ貸付ケラルコトヲ條件トシテ當社ハ全社 =

対シ金30万円ヲ貸付ケルコト

2. 上記貸付金ノ融通期間ハ年1回貸付、日ヨリ向テ

10年トシ期間満了ノ際ハ更ニ控議スルコト

3. 利息 11年8%、率より之ヲ徴収スルモ別途 = 年

2% = 相対スル金額⁷ 当社ヨリ 互恵勸業 = 対シ

ヲ 助成スルコト (組合専社、貸付金利息 11年6%

= 額ルコト + 11)

4. 前記、助成金 11 地方卸全連済課外以外 = 別

途 = 課外ヲ直カ配布セラルコト

5. 条件 = 個々別業ノ通リ 互恵勸業専社ト契約ヲ締結スルコト
全社ヨリ徴収スル額主ト取扱ハセラル

は 否

1. 互恵勸業 11 協賛社貸付金、全利息 70万圓ト 当社

8 (2%相対スル金額(1000000))

貸付金、全利息 30万圓、合計 100万圓 = 本 14 迄

農資金トシテ運用ス

2. 本五勸業ノ解人ニ付スル貸付金ノ利息ハ年割ノ際

全ナルモノ々未^レ未^レ均ノ融通期間ノ見込ハ8ヶ月乃至10

ヶ月ヲ出テザルニ依リ實際ノ貸付金利率ハ年8%

以下ヲ豫想セラルイノミナラス一方会社ニ之ガ管理

費ニモ相當ノ費用ヲ要スル事情ニアルヲ考慮シ

且ツ金70万円ノ要利息提供並ニ回収不能等ニ付ス

ル損失補償ノ解等ニ監督村ノ援助振リニ對シ

尚^レ会社ニ之ヲ他ノ一概貸付金トシテ取扱ヒモナ

シ難ク⁽⁺⁾傍ニ⁽⁺⁾尚^レ会社貸付金ノ利率ハ之ヲ6%ト取扱

相⁽⁺⁾他ノ貸付金トシテ關係モアルト故⁽⁺⁾表⁽⁺⁾白⁽⁺⁾セ⁽⁺⁾テ

貸金ノ利率ヲ6%トセズ、[△]一先尚此所定貸付金

利率8%ニ低シテ之ヲ做シ、~~其~~他利率トテ差額

2%註本題ヲ助本金トシテ交付セラズ。

契約書 (巻)

南满洲鉄道株式会社と森田内海内田康

君(以下甲と称す)と李孟勳株式会社

と後北村内切盛一郎(以下乙と称す)との

互に満洲銀行に對する貸付金、貸借に關して

に、以下に記す。

第1條、朝鮮銀行に對し乙へ金70万円を

利子及び貸付に關する條件に於て甲、

乙に對し金30万円を貸付するものとす

(年次期貸付期止)

第2條、前條に記す貸付金、甲は一回貸付、日ごと

内、10年^後据置^ト此^ト諾^ス期^ス半^ト以^テ償^ス還^ス

期限^ト定^ム。但し此ノ期限^ハ時^ニ宜^シニ依^リ

リ伸^ビ縮^ムスルコトヲ得^ルモトス

オ^レノ^利息、利率^ハ年^ニ8分^トスルモ本^金奉^還ノ^助

未^金ト^シテ^ハ別^途ニ^テ年^ニ2分^ニ相^當スル^金額^ヲ

甲^{ヨリ}乙^ニニ^テ交^付ス

乙^ハ前^記ノ^利子^ヲ毎^年3月³¹日^及9月³⁰日^ノ

2期^ニ於^テ甲^ニ交^付ス^ルモトス。但し此^ノ

場^合乙^ハ甲^{ヨリ}交^付ス^ル受^クヘ^キ助^金未^金ト^シテ

引^キ出^付ス^ルコトヲ^得

第4条, 本貸付金ノ使途ハ表滿洲ニ於テ

ル朝鮮人ノ学農資金トシテ金融組合又

ハ農事経営者ニ限リ貸付クルコトニシテ回収

金ノ貸付期間中ニテ之ヲ回収シテ全一目的ニ使

用スルモノトス

第5条, 本事業遂行ニ當リ乙ハ甲ニ對シテ

此條次ノ手續ヲ為スモノトス

融資計画ニ關スル事項ハ事前ニ之ガ承認

ヲ求ムルコト

実施ハ、状況ニ對シテ毎年一回以上行

此条に於て

第6條、本契約書、12回ニ作事ニ甲乙者

1回ニ保持ス

辛 月 日

南滿洲鐵道株式會社

總裁 伯魯 内田 庶 哉

東亞製菓株式會社

取締役社長 内坊 盛 一 郎

(乙) 290 回 議 箋

起案 文書 番號	起案 昭和 年 月 日	發送 昭和 年 月 日	秘 取 送 者	
			決 裁 昭和 年 月 日	
			件 名	

起案文書番號: 芝学施設 97 号
件名: 公立小學校 = 特別教育特殊學校 設置 = 函 2 号

回 議 者	及	印	關 係 者	印
地方部長 (印)			主任	受付
次長 (印)				
庶務部長 (印)				
主任者	課長	(印)	主任者	(印)
案				
地方部長				
公立嶺地方事務所長宛				
件名				
五月二十日附公地地第一一八号,				
以之申請相成ル事首題一件下記				
= 依, 認可ス				
記				



1. 肄業、以下一學級持別學級、次
道入

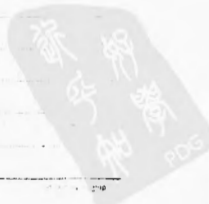
2. 肄業、以下一學級持別學級、次
道入

3. 本學級、隨進進學級或取級、比思
量、日語及學級、到要練進、比思
在當學年、編入入

4. 進加階級

人件費 月平當進級以外、比思
所要經費

物件費 41 票





教育行政... 教育行政...
 依... 依... 依... 依...
 依... 依... 依... 依...
 依... 依... 依... 依...





東亞實業株式會社

監督 32 第 53 號 4/3

發第 三三〇 號

昭和七年六月十一日

東亞實業株式會社
專務取締役 花井 治

南滿洲鐵道株式會社

管理課長 廣崎 浩一 殿

乘務月報提出ノ件

計 畫 班

拜啓 陳者五月分乘務月報原紙ノ送付提出致候間御手紙被下候候

敬 具



東亞勸業株式會社

社員數及給額課

昭和七年五月分

職名	人員數	支給額	備考
職員	三一	四七〇二四	
僱員 (日本人)	九	五九四一七	試用一名 臨時僱員一名ヲ含ム
僱員 (鮮文人)	一二	四六六九八	試用二名ヲ含ム
職員 (託)	八	七三三〇〇	臨時僱員一名ヲ含ム
計		六五三七五七	

備考

職員二名新採用



丁事	丁金	甲事	債別
五 三	五 一	五 五	債別 類 目 日 本
一 七 〇 〇 〇	二 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇	金 額
具 壽 吉	鉄 道 金 庫 合	三 尾 松 藏	債 券 者 名
手 摺 係 差 入			担 保
七 一 二	八 二 〇	八 五 三	利 率
七 〇 二	八 二 〇	八 三 〇	債 還 期 限

貸付金個人別貸出明細表



計	丁	棟別
	五	貸
	八	日
四 六 七 五 〇 〇	四 一 〇 〇 〇 〇	金 額
十一 〇 分	鄭 景 九 外 一 名	債 務 考 名
	十 〇	担 保
	日 年 金 成	利 率
	七 一 二 二 〇	債 還 期 限



貸付金個人別貸付内容

◎ 三宅牧藏 (甲種事業資金)

昭和六年二月分月報記載ニ係ル養苗事業
 資金ニシテ五月二日付貸出金一五〇〇円也、五月分
 所要繰上資金ノ残、五月二十五日付貸出金一〇〇
 〇圓也、六月分所要繰上資金ニ五〇〇圓也、由
 一部繰上ケ貸出セラルナリ。

◎ 鉄炭金融組合 (丁種金融機関)

昭和七年度新規計畫ニ基クモ、ニシテ不金融
 組合管下各地群農々家計モセロ、対シ各
 地ニ夫々農務撰ヲ組織セシメ之ニ対シ農資金

トシテ計約金六三八五〇圓也ヲ融通為サント
スルモノニシテ

内五月四日貸出金四〇〇〇圓也ハ柴河溝靠山心外

五農務契九一戸ニ対シ金一〇三九〇圓也ハ同差当

リ専急資金トシテ貸出セルモノ

内五月十一日貸出金六〇〇〇圓也ハ汎河溝外ニ農務

契三八戸ニ対シ金三六七九圓也ハ同差当リ専急

資金トシテ貸出セルモノ

内五月二十五日貸出金九六〇〇圓也ハ揚木林平外ハ

農務契ニニニ戸ニ対シ金一五九五九圓也ハ同

差当リ専急資金トシテ貸出セルモノ

(四) 五月二十五日付、貸出金七、九七五圓也。ハ揚木林平
 外八農務課一由一三六、七一九天地三ニ対スル
 年租料トシテ本件ハ特ニ賦金領事館ノ
 切タル取頼モ了、放任シ難キ実情ナルモノト
 認メラレタル付、貸出セシメ
 事ナリ。

◎ 換領朝鮮人金融會

(丁那金融振興)

昭和七年四月分月報記載ニ依ル本年度
 新規計畫ニ基テ農貸融通金五、一五〇〇圓也
 一由ニシテ新ニ設ケラレタル榆林堡外四農務



横四八戸ニ対スル第一期農資金トシテ貸出
セルモノナリ。

◎ 李 龍 濟 (丁弗事業資金)

昭和七年二月分月報記載ノ如ク遼中縣
集賢村鮮農ニ対スル支那側不法行為ニ依ル
問題モ其後遼陽領事館ノ斡旋ニ依リ解決
シタレテ以テ同地農耕地三〇〇天地方ニ対スル年
租料トシテ貸出シタレモノナリ。

本地ニハ小作人五十八戸ヲ收容スルモノトス

◎ 貝 壽 吉 (丁弗事業資金)

本人ハ開原村屬地居住ノ鮮人ニシテ今年度



後馬市街ニ於テ前年ヨリ高租シ居レル同
 地ニ水田六七天地五ヲ継借セントシテ其ノ賃
 金ヲ秩支領事館ノ口添ニ依リ申一ト出テタル
 モ一ニシテ本件貸出金ノ日金一四五〇圓也ハ
 年租料トシ金ニ五〇圓也ハ一部水路在修費
 ニ充身スルモノトシテ貸出シテレモ一トリ

本地ニハ小作人ニ十五戸ヲ收存スルモノトス

◎ 鄭曼極 外一名 (工務事業資金)

本人等ハ前京府屬地居住ノ舞人ニシテ今年度
 馬園子ニ於テ一五〇天地ノ水田継借ヲ為サント
 スルモノニシテ土地先租料六千元ト管理費豫



底約金一五〇〇圓也ハ有テ負擔スヘキテ用水
 取入施設費トシテ金四五〇五圓也之ケリ
 不足資金ヲ缺否領事館ノ口添ニ依リ申
 出テタルモノナレモ本社ヨリ技術負債地調
 査ノ結果水田經營地トシテハ危險ナキニ
 ノト認メ且ソ施設ニ金四一〇〇圓也程度ニ
 テ支障ナキ報報告ニ依リ本人等共持分
 レ如上ノ金額ノ貸出シテ為シタルモノナリ
 本地ニ水作人五〇戸ヲ收容タルモノトス

◎ 鄭 京 允 (下野事業費金)

本人ハ哈爾濱居住ノ韓人ニシテ從來ヨリ



経管シ来リ居ル全地松江農場ノ経管資
 金トシテ哈爾濱總領事館ノ口亦ニ依リ
 之カ融通方ヲ得ルホテタルモノニシテ昨年本
 邦負戻地調査ノ結果ニアリ水田地トシテハ
 危殆ナク且ツ全總領事館ノ下ニアリテハ
 現在本耕地ヲ指テハ他ニ避難難農ヲ收容
 スル地ナク状態ニシテ此ノ実情ヲ諒トシ貸出
 及回收ニ付テハ一切ノ監督ヲ哈爾濱總領事
 館ニ依頼スルコトニシテ貸出シタルモノナリ
 本地ニハ小作人七三戸ヲ收容スルモノトス。



東亞勸業株式會社

五月分農場小作人貸付金概算

場所	摘要	金額	
		貸付金	合計
奉天農場 公太盤 吳家荒	權要託外二一二戸 金通龍外三二九戸	三五八七九 八二四三七	三七一 〇四
通遼農場	字子文	三〇〇	〇〇
撫順水田	尹吉瑞外二七戸	四六五	〇〇
合計		一八九〇八五	五一



商工課長

長地第六九八號

昭和七年七月七日

長春地方事務所長



地方部庶務課長殿

商工課長

附屬地居住者私儀滿移動

狀況調査資料報告ノ件

輸入係
輸出係
産業係

四月十二日附屬地調第六號照會旨趣ノ件、右記ノ通報告ス

追テ三、生活困難者及失業者救済機關ノ本期中業績

二、小賣業者ノ本期中賣上高及所寄回収高

三、旅館ノ業績

一九、本期中土木建築工事概況中車部関係建築工事

以上ハ調査先多忙或ハ當該係員病氣等ノ爲資料蒐集困難ニツキ追テ調査ノ上報告ス





記

一、イ期末現在戸口数（一紙用紙使用ノコト）

別紙参照

口戸口移動状況

戸致、移動、或

范家屯				長春				種別	本期末	前期末	比較増減
合計	外人	滿洲人	朝鮮人	合計	外人	滿洲人	朝鮮人				
468		376	3	631	132	305	485	2643	2610	33	
460		368	4	606	135	303	286	2610	286	199	
8		8	1	251	3	22	199	33	33	33	

長春			合計					其他				
朝鮮人	内地人	種別	合計	外國人	滿洲人	朝鮮人	内地人	合計	外國人	滿洲人	朝鮮人	内地人
二三一三	一〇五四六	本期末	七〇四九	一三二	三六五五	四九二	二七七〇	二六五	—	二二三	四	三八
一四四五	一〇二九六	前期末	六七八〇	一三五	三六二五	二九〇	二七三〇	二六五	—	二二三	—	四二
八六八	二五〇	比較增減	二六九	減三	三〇	二〇二	四〇					減四

人口移動表



其 他				范 家 屯				長 春			
合 計	外 國 人	滿 洲 人	朝 鮮 人	合 計	外 國 人	滿 洲 人	朝 鮮 人	內 地 人	合 計	外 國 人	滿 洲 人
二 三 九 四		一 二 二 九	二 五	二 八 五 九		二 五 三 一	九	三 一 九	三 三 二 八 三	四 九 三	一 九 九 三 一
一 九 一 一		一 七 五 八		二 八 九 六		二 五 七 一	五	三 二 〇	三 二 八 八 〇	四 九 八	二 〇 六 四 一
減 五 一 七		減 五 二 九	二 五	減 三 七		減 四 〇	四	減 一	減 四 〇 三	減 五	減 七 一 〇



一 馬料理店ノ本期中業績

合 計		内地人	朝鮮人	滿洲人	外國人	合 計
		一一〇〇五	二三四七	二三六九二	四九三	三七五三七
		一〇七六九	一四五〇	二四九七〇	四九八	三七六八七
		減 二三六	八九七	減 一二七八	減 五	減 一五〇

註 朝鮮人ノ増加ハ時變以來奧地兵運ノ横行ニヨリ避難シ來レル爲
 滿洲人ノ減ハ時變不安ノ爲商人等ノ城内ニ移動セル者ノ多數ナル
 ニ依ルモノト思料セラレ

二 生活困窮者戸口數(二號用紙使用ノコト)

別 紙 參 照

三 生活困窮者及失業者救濟機關ノ本期中業績(後報ス)

四 質屋ノ業績(三號用紙使用ノコト)

別 紙 參 照



一四 飲食店營業者戶數

種類別	内地人	朝鮮人	滿洲人	營業戶數	收入金額
飲食店	一五	一	四八	一六	二七四七五五七六圓
ソバ屋	六			六	一三一五三八〇圓
カフェ	五			三三	七五五七七三八圓





一六 特産商戸数

内地人

滿洲人

朝鮮人

一七 輸入商戸数

内地人

滿洲人

朝鮮人

一三戸

二一戸

二戸

二四戸

二六戸

一戸

附屬地居住者私經濟調查報告用紙 (11)

旅 館 / 業 績

昭和 7 年 度 上 半 期

地 方 別	内 鮮 滿 人 別	營業戶數	投宿延人員
長 春	内 地 人	23	46.225
	朝 鮮 人	5	
	滿 洲 國 人	1.8	40.760
	内 地 人		
	朝 鮮 人		
	滿 洲 國 人		
	内 地 人		
	朝 鮮 人		
	滿 洲 國 人		
其 / 他	内 地 人		
	朝 鮮 人		
	滿 洲 國 人		

備 考 (1) 投宿延人員へ内地人營業者ノミナシ可

(2) 本調査ハ地方事務所、同派出所ニ在地及其ノ他ニ區分調査ノコト

南滿洲鐵道株式會社
 附屬地居住者私經濟調查報告用紙 (12)

料理店ノ業績

昭和7年度上半期

地方別	内 部 諸 人 別	營業戸數	收 入 金 額
長 春	内 地 人	28	567.130.17
	朝 鮮 人	13	
	滿 洲 國 人	32	125.650.54
	内 地 人		
	朝 鮮 人		
	滿 洲 國 人		
	内 地 人		
	朝 鮮 人		
	滿 洲 國 人		
其ノ他	内 地 人		
	朝 鮮 人		
	滿 洲 國 人		

- 備 考 (1) 本表ニ掲載スベキ料理店ハ該地經營業取扱規則ニヨル料理店トス
 (2) 收入金額ハ花代費等共トス
 (3) 本調査ハ地方事務所、同派出張所ニ在り及共ノ他ニ區分調査ノコト

南滿洲鐵道株式會社

附屬地居住者私經濟調查報告用紙 (18)

飲食店營業戶數

昭和7年度上半期末現在

地方別	種類別	内地人	朝鮮人	滿洲國人
長春	普通飲食店	54	7	73
	カフェー	17		
	計	71	7	73
范家屯	普通飲食店	1		15
	カフェー			
	計	1		15
	普通飲食店			
	カフェー			
	計			
其ノ他	普通飲食店			
	カフェー			
	計			

備考 (1) 本表ニ掲載スヘキ飲食店ハ關東廳營業取締規則ニヨル飲食店ヲ指ス

(2) 本調査ハ地方事務所、同感出所ニ在地及其ノ他ニ區分調査ノコト



東亞勸業株式會社

監管續 32 第 53 號 4/5

發第五二九號

昭和七年七月十四日

東亞勸業株式會社

社長 向坊盛一郎

監理部長

次長

管理課長

監理

南滿洲鐵道株式會社
管理課長 廣崎浩一殿

倉庫班



計盤班

拜啓

陳者六月分業務月報別紙ノ通り提出致候間御査收被下度候

業務月報提出ノ件

敬具



東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和七年六月分

職名	人員數	支給額	摘	要	
				臨時	委託
職員	三二	五、一三九〇〇			
備員	日本人	八	四〇七二八	試備一名	臨時備員一名ヲ含ム
	鮮支人	一三	五、一七八	試備二名	ヲ含ム
教員(鮮人)	七	二、三九〇〇			
嘱託	七	六、四〇〇〇		臨時嘱託一名	委託醫二名ヲ含ム
社員見習	三	六、九三七六六			

備考

社員見習新採用六月末ナリシヲ以テ六月中俸給未拂トス



控別	下率	大	大	大
月	六	六	六	六
日	二	二	二	二
月	六	六	六	六
日	四	二	二	五
金額	一八〇〇	五五〇	五〇〇	九六〇
債務者名	青島傳本屋	廣三原屋	三貝屋	李敬天
担保	十	十	十	十
利率	七	七	七	七
償還期	三〇	三〇	三〇	三〇

三井物産株式會社



貸付金圓ノ別表出内表

◎ 天竺改藏 (可静事業資通(五))

昭和六年二月分月報記載ノ際、資通事

業資金ニテ六月四日貸付金ニシテ、同也ハ

六月分月報記載資金ニシテ、同也ハ、貸付金

出内表ニテ、同也ハ、

◎ 貸付金懸置(一) (一) 借入金懸置(同)

昭和七年五月分月報記載ニ際、貸付金懸置

資金ニテ、

山六月一日貸付金ニシテ、同也ハ、同也ハ、

西農務林ニシテ、同也ハ、同也ハ、



エ

事

差与リ西急資金トシテ貸上ニセシテ

四月一日付貸上金ニシテ六月廿一日付上金南泉町商地

外大農務撰ニシテ六月廿一日付上金六六一三円七

日差与リ西急資金トシテ貸上ニセシテ

四月廿一日付貸上金ニシテ六月廿一日付上金南平

縣連陽信撰外大農務撰ニシテ六月廿一日付上金

貸上トシテ貸上ニセシテ

四月廿一日付貸上金ニシテ六月廿一日付上金南平

農務撰ニシテ六月廿一日付上金六六一三円七

トシテ貸上ニセシテ



◎ 協濟 公司 (丁卯金懸紙) (関)

昭和七年度新想事業計畫之基ヲモトニ本
 公司 岸ヨリ各地鮮産ノ採計ハ七五ノ一ノ積田
 九一九(九三)ノ計ニ各地ニ及ク農務採ニ口ヲ所
 ノ組織セシメ之ニ付テ農資金ノ懸出ヲ為サン
 トムルモノニシテ 採計金ニモハルモノナリ
 即急ノモノトシテ至六〇〇〇〇ノ計ニ及上マル
 モノナリ

◎ 協濟朝鮮人金庫分 (丁卯金懸紙)

昭和七年四月分月報記載ニ係ルニ本年度
 新想計畫ニ基ク農資金懸出資金五二五〇〇



ノ内ニシテ

小六月三日付貸出金六六五円也、新ニ改立

サレタル西郡孤塚下農務視五戸(面積三七六

也)ニ付シ金三六〇円也、貸出ヲ為シ高下

既設農務視前間下外一農務視ニ新規

借入セルニ一戸(面積一四二天也)ニ付シ金二四〇

五円也、貸出ノ為ニシテ

四月二十五日付貸出金五五五円也、既設

農務視東社外六農務視一〇四戸ニ付シ

二面分貸出金トシテ、貸出ニシテ

等ナリ



◎ 関東金融會 (一般金融機関)

昭和七年度新規計畫ニ基テモ、ニレテ本
 金融會管内各地鮮農ニ依テ、五レト(面
 積)備(一〇レ八天)ニ對シテ、池ニテ、農務機(一
 〇ト)併テ組織セシメ、之ニ對シテ農資金・融通
 ヲ為シントス。又、ニレテ差支リ學急、モ、
 トシテ、金一〇〇〇〇月也、貸出シ、為シタルモ、
 ナリ

◎ 彰武縣三定新農務機 (一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百)

昭和七年度新設計畫ニ基テ、之ニレテ、本農務機
 機、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百



ヲ為セントスルニ一ニシテ金三〇〇円、白差当
 リ緊急資金トシテ金二二五円也、貸出ヲ
 与レテトスルナリ

◎ 倉庫賃 華興農場 池田深

◎ 田賦検査以テ同農場 金十圓

(不備事業資金)

本人等ハ兩者共哈爾濱居住、鮮人ニシテ

ハ華興農場ハ哈爾濱郊外西南一里、地長

ニテノ面積四ニ四柵ニ付一三九戸ハ鮮農ヲ

收容シ居リ本年度之ヲ水田陸ノ信資金

トシテ金四〇〇〇円也、貸出ニシテ一

① 香竹水利公司農場ハ冷爾貸束テ約ニ里
 半ノ地矣ニアリ面積ニ五〇畝ニ付シ四〇戸
 鮮農ヲ收各シ陸層スヘリ為手ニ一畝
 偶々今回陸難別收各才ニ付領率籍ノ依
 頼ニ依リ更ニ約ニ五〇畝ノ追加開墾ヲ
 為スコトニ変更ノ結果資金(複數代)
 約金一〇五〇戸ノ不足ヲ生シテ以テ
 之ヲ融通ヲ為スコトニ金一〇〇〇〇戸也
 貸出ヲ為シタレモ一ナリ

◎ 冷爾貸束與農務換

一三九戸

六二二戸

四三四畝

金五五〇〇戸



昭和七年度新規計畫畫ニ基クテノニレテ以

◎阿城縣香所農務課	七九戸	二二四畝	金三〇〇〇円
◎瀨江縣東興農務課	四一戸 二〇五畝	八四畝	金一五〇〇円
◎扶餘縣三倉河農務課	五一戸 一九六畝	一五四畝	金二〇〇〇円
◎阿城縣聚源農務課	九〇畝 四三二名	五〇二畝	金三五〇〇円
◎阿城縣大隈河農務課	二一戸 三九畝	三〇畝	金四〇〇円
◎青岡縣傳家店農務課	四七戸 一四〇畝	一一九畝	金八〇〇円
◎瀨江縣床床店農務課	四五戸 五三七畝	五九一畝	金六〇〇〇円
◎阿城縣二層田手農務課	八八戸 四一二畝	三四二畝	金四〇〇〇円
計	九農務 六九一戸 二九一一畝	二〇六畝	金二四七六〇円

(丁部幸業出賃金)



上ノ全部哈爾濱統領事館管内ニ存在
 シ全領事館ノ口添ニ依リ各地鮮農農
 家計六九一戸ニ対シ以上九農務課ヲ組
 織セント之ニ対シ農資金計金ニ七、三〇〇円
 也ノ融通ヲ為ラントスルモノニシテ本月ハ
 其ノ殆ト全部ノ金ニ四、七六〇円也ヲ貸
 出シタルモノナリ。

以上



安地 第一五五種ノ一

昭和七年七月二十八日

安東地方事務所長

地方部長殿

安東朝鮮婦人授産會ニ補助ノ件申請

鮮人家庭副業奨励並ニ貧困家庭救済ノ目的ヲ以テ當所ハ昭和三年二月篤志家ノ寄附ヲ募リミシン裁縫授産所ヲ設立シ專任講師一名ヲ置キ生活ニ窮スル家庭婦人ニシテ洋裁縫ノ技能ヲ修得セシトスル者ヲ收容養成スル傍ラ一般鮮人家庭婦人ニモ無料ニテ洋裁縫ノ指導ヲ施シ來レルカ今日迄ニ養成シタル者ニテ副業ニ依リ家族ノ生活ヲ支持シ居ルモノ及家庭ニ留マリテ服裝改善ニ努メ居ル者等ヲ合スレハ三〇名ニ達ス

過去五年間ノ実績ヲ見ルニ婦人ニ對スル救貧並防貧事業ハ男子ヲ直接ニ指導シテ收入ヲ計ラシムル施設ヨリモ却テ婦女子ヲシテ收入ヲ計ラシム

ル施設ノ方カ家族ヲ救済スル爲ニハ遽カニ打収ナル結ニテハ、想フニ鮮人男子ハ長キ惡習ヨリ收入ヲ得レハ酒色ニ浪費スルガアルニ反シテ婦人ハ勤勉ヨク家族ヲ顧ル爲ナルハシ

而シテ當授産會ノ經營費ハ工賃ト爲念家ノ寄附トニ依リ維持シ居ルモノナルカ時局以來寄附額ハ著シク減少シ從テ工賃ノ増收ニ精力努メ居ルモ事業ノ性質上營利本位ノミニ走ルコト能ハス經營上持カラサル困難ニ遭遇セリ、從來當所ハ授産會ニ對シ何等物質的援助ヲ與ハス唯維持經營ノ指導ヲナシタル程度ノモノナルカ前記ノ如ク最近經營額ニ著リタルニ就テハ過去五年間ノ實績ヨリ見テ又安東ノ如ク鮮人居住者ノ多キ土地尙ヨリ見テ斯ル施設ハ地方行政ノ立場ヨリ物質的ニモ援助シ以テ之ヲ鮮人ニ對スル社會事業施設ノ充實ヲ計ルコト重要ナリト思考スルニ付何等別紙及非道補助方御詮議相願度此段申請ス


追加不付補助金ハ當區公費ヨリ支辨シ該項不足ノ場合ハ追加方併セテ御承認相成

回 議 箋

31

(乙號)

起 文 番 號	案 書 號 200 函	起 案 日 期	年 月 日	發 送 取 者 按
件 名	安 東 朝 鮮 婦 人 授 養 會 補 助 件	決 裁 日 期	年 月 日	
備 考		發 送 日 期	年 月 日	

回 議 者 及 印	關 係 者 印
<p>地方部長</p> <p style="text-align: center;">次長</p> <p style="text-align: center;">局長</p> <p style="text-align: center;">地方課長</p> <p style="text-align: center;">地方係</p> <p style="margin-top: 20px;">事後回覽者及印</p>	<div style="text-align: right; margin-top: 20px;">     </div>
起案者 課所長 社會行政課	主任者 擔任者



地方部長

安東地産事務所長先

件 社

安地産第一五五号一ノ次ノ申請相成
ル者数ノ件ハ左記ニ依リ承認ス
記、

1. 本件、補助金ハ安東區公費^社ニ支弁
スル^ル ~~件ハ左記ニ依リ承認ス~~
1. 鮮人接産金、次次迄収支計算シ、今
後毎期報告セラル

備考、

1. 本件ハ創設當時回数ニ至リ會況報告ニ来
ルニ依リ、從來會社ハ物的援助ヲ為サス今
日ニ至ルガ壁ハ直接救護ニシテ、人々ノ少
數ナルニ鮮人ノ対象トスル防廢事業、一端ト
シテ、相尙效果アリト認メラル。又本件承認致
ス補助金ハ安東區公費ニ支弁、外ニ通帳^ルニ萬一
由緒ニ依リ補助金ノ追加承認ヲ必要トスル場合
ハ社会事業実務事故保障金^ニ 2,538,000 (円)ノ
差額支弁、外ニ右計ヲ予定ナリ。

H-098 1-03



東亞勸業株式會社

監督鐵2第 33號 4/6

發第七〇六號

昭和七年八月十六日

東亞勸業株式會社

社長 向坊盛一郎

監理部長 ✓

次長 ✓

管理課長

圖務係

南滿洲鐵道株式會社

管理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者七月分業務月報別紙ノ通提出致候間御査收被下度候

計盤班

高野

慶環班

河 7.8.19 本

敬具

186

1-3



東亞勸業株式會社

職名	人員數	支給額	福利	摘要
職員	三六	五六四〇	八二	
備員 日本人	一三八	一九一三	九九	
備員 鮮支人	一三	二三九	〇〇	
救員 (鮮人)	七	六四〇	〇〇	
總託	七	一七〇	八七	
社員 見習	三	七六〇四	六八	
計				

社員數及給額調

昭和七年七月分



東亞勸業株式會社

貸付金個人別貸出明細表

種別	整理月日	貸出月日	金額	債務者名	擔保	利率	償還期限
甲事	七月一日	七月一日	1,000.00	三宅松藏	ナシ	日歩 式錢八厘	一年 八月三十一日
丁金	七月二日	七月二日	7,200.00	吉林產業合	ナシ	・	七月三十一日
・	七月五日	七月五日	7,700.00	長春製餅人 金盛會	ナシ	・	八月三十一日
・	七月九日	七月九日	5,100.00	協商公司	ナシ	・	八月三十一日
・	七月九日	七月九日	2,000.00	營口商事 金盛組合	ナシ	・	八月三十一日
丁事	七月八日	七月八日	8,800.00	彰子縣王家衛農 務梅金儲宗	ナシ	H歩 錢	八月三十一日
・	七月十一日	七月十一日	1,000.00	遼陽縣林排房農 務樹卓實起	ナシ	・	八月三十一日
・	七月十三日	七月十三日	9,500.00	本興製粉株式會社 林樹五王友 外三名	ナシ	・	八月三十一日



東亞勸業株式會社

對	種別			金額	債務者名	擔保	利率	償還期限
	整理	貸出	丁事					
	七月三日	七月五日	七月五日	三八九〇〇	本溪縣富家接子 農務棧 榮昌和 外七名	ナシ	參 七厘	七月五日
	七月六日	七月五日	七月五日					
二八三三〇〇〇〇	五七二〇〇	五五二〇〇			本溪縣上達貝禮 農務棧 金南謙 外九名	ナシ		七月五日
	ナシ	ナシ			寧縣均慶 康富達 外七名	ナシ		七月五日
	七二二〇	七一三〇						七月五日
	七一三〇	七一三〇						七月五日
	七一三〇	七一三〇						七月五日



東亞勸業株式會社

貸付金個人別貸出内容

◎三宅松蔵

昭和六年二月分月報記載ニ係ル麥苗事業資金ニシテ七月一日付貸出金一五〇〇圓也ハ七月分所要豫定資金トシテ貸出シタルモノナリ

◎吉林產業組合(丁號金融機關)

昭和七年度新規事業計劃ニ基クモ、ニシテ本組合管内各地鮮農農家計一八九戸(耕作面積六一四天地)ニ對シ各域ニ天々農務模九ヶ所ヲ組織セシメ之ニ對シ農資金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ七月五日付貸出金七九〇〇圓也ハ全額貸付資金トシテ貸出シタルモノナリ

◎長春朝鮮人金融會(丁號金融機關)

昭和七年四月分月報記載ニ係ル農資融通資金貸付金ニシテ七月五日付貸出金三七〇九圓也ハ第二回貸付送新ニ設立サレタル一



東亞勸業株式會社

農務樓三三戶（面積一〇二天地）ニ對スル追加分トシテ貸出セ
ルモノナリ

本會管内鮮農ニ對スル本年度貸出限度額ハ金七〇九七〇圓ニ
シテ既融通額ハ四月中金三五〇〇〇圓也 社金三七七〇九圓也
ナリ 本月中金 二七〇九圓也

◎協濟公司（丁城金融機關）

七月十五日付貸出金三二〇〇圓也ハ昭和七年六月分月報記載ニ
係ル農資融通資金貸出限度額金九八〇〇〇圓以外ノモノニ屬ス
ルモノナルモ貸出元ハ同公司管内農務樓員タル一部ノ終農ニシ
テ本春ノ豪雨ニ際シ太田郡圃ノ堤防ヲ經分的ニ破壞サントタルモ
ノニ對シ之カ堤防修築費トシテ貸出ヲ爲サントスルモノニシテ
既に植付モ完了シ其後生育状態モ良好ナルモノニ付遂々雨期ノ
切迫ニ伴ヒ萬一ヲ慮慮シ至急修築ノ要アルヲ認メタルヲ以テ不
得已貸出ヲ爲シタルモノナリ



東亞勸業株式會社

◎管口農事金融組合（丁號金融機關）

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本年設立サレタル本組合
金融組合管内各地群農農家計一三三戸（耕作面積七四五天地）
ニ對シ各地ニ農務係九ヶ所ヲ組織セシメ之ニ對シ農資金ノ融通
ヲ爲サントスルモノニシテ計金一四三六〇圓ノ内左首リ安急ノ
モノトシテ金六〇〇〇圓也ヲ貸出シタルモノナリ

◎彰武縣王家街農務係（丁號事業資金）

昭和七年六月分月報記載ニ係ル本年度新規計畫ニ基ク貸付資金
融通金三〇〇圓ノ内ニシテ七月八日付貸出金八五圓也ハ其ノ殘
額ノ貸出ヲ爲シタルモノナリ

◎遼陽縣後排房農務係 四戸 一六天地 金一八〇圓ノ内第一四分
一八名 ノミ 金一〇〇圓〇〇

◎本溪縣柘家堡農務係 四戸 二五天地 金一三〇圓ノ内第一四分
二〇名 ノミ 金九五圓〇〇

◎本溪縣富家樓子農務係 一二戸 天地 金五〇九圓ノ内第一四分
五六名 五四・七 ノミ 金三八九圓〇〇



東亞勸業株式會社

◎本溪縣上達貝溝農務模

五〇戶 二二二天地 金六六四圓也ノ内第一回分ノミ 金五五二圓〇〇

計

七〇戶

三二七天地

金一四八三圓也ノ内

三九五名

第一回分ノミ

金一、一三六圓〇〇

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ以上ハ全都本溪湖警察署管内ニ存在シ同警察署ノ口添ニ依リ各地鮮農農家ニ對シ以上四農務模ヲ組織セシメ此ノ内避難民ヲ除ク一收式ノミセ〇戶(新作物面積三一七^{天地}七〇)ニ對シ農資金計金一、四八三圓ヲ融通セントスルモノニシテ本月ハ差當リ緊急資金トシテ計金一、一三六圓也ヲ貸出シタルモノナリ

◎西豐縣拘鹿 康富連外七名 (丁種事業資金)

昭和七年度新規事業計畫ニ基クモノニシテ相連領事公署管内ニ設立セラレタル六農務模一一四戶(面積五一一天地)ニ對シ農資金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ當初同領事公署管内ニ十三農務模ノ組織ヲ見之カ然無補トシテ聯合會ヲ組織シ之ニ



東亞勸業株式會社

對シ金一三九四〇圓ノ資金貸付申込ミアリタルモ其後種々總議
ノ結果距離、交通ノ便否等ヲ顧慮シ本年度ハ六股發換ノミニ融
進ナルコトトシ債務者モ特ニ聯合會長個人名義、シテ金五七一
〇圓也ノ貸出ヲ爲シタルモノナリ。

以上



東亞勸業株式會社

七月分農揚小作人貸付金調査

農揚別	授要	金	箱
奉天農揚	權泰祐外二一戸	一〇一、三九八	一四
吳家荒	金通龍外三二九戸	四六〇六三	九四
公太堡	李子久	二、五八八	二六
通遼農揚	尹吉瑞外二七戸	四六九	〇〇
撫順水田			
合計		一五〇、五一九	三四



東亞細亞株式會社

第 32 號 47

發第八五二號

昭和七年九月十三日

東亞細亞株式會社

駐 叻 向 坊 盛 一 郎

管理課長



澤 守 儀

南滿洲鐵道株式會社
管理課長 廣崎 浩一 殿

農 林 部



業務月報提出ノ件

計 登 班

拜啓 陳者八月分業務月報別紙ノ通り提出致候間調査收被下度候

敬 具



東京勸業株式會社

職名	人員數	支給額		備 考
		支	給	
職員	三八	五九一	一三九	職員二名所採用
諸員 日本人	八	四九六	三二	
諸員 辭支人	一三	五四六	五四	
教員(辭人)	七	二六八	〇〇	
場 此	七	六四〇	〇〇	臨時場此一名ヲ含ム
社員 此	三	一六九	二〇	
計	七六	八〇三	一四四	

社員數及給額調

昭和七年八月分



貸付金個人別貸出内容

◎三宅松蔵（甲號事業資金）

昭和六年二月分月報記載ニ係ル發苗事業資金ニシテ八月一日付貸出金一〇〇〇圓也ハ八月分所要豫定資金トシテ貸出シタルモノナリ

◎鐵嶺金融組合（丁號金融機關）

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本組合管内亂石山農場ニ新ニ設立サレタル農務課五稜計一五四戸（耕作面積七六七大地四）ニ對シ本年度農資金ヲ融通セントスルモノニシテ本地ハ農務課設立ノ都合ニ依リ遅延シタル爲メ所要資金ハ一時適宜ノ方法ヲ以テ假拂トシ本月ニ至リ一括貸付整理シタルモノニシテ八月四日付貸出金一、五四三圓也ハ之カ全額ノ貸出金ナリ

◎營口農事金融組合（丁號金融機關）

昭和七年七月分月報記載ニ係ル農資融通資金貸付金ニシテ八月



二十日付貸出金六〇〇〇圓也ハ第二回分トシテ貸出シタルモノナリ

◎協濟公司(丁號金融機關)

昭和七年六月分月報記載ニ係ル農安融通資金貸付金(限度額金九八〇〇〇圓)ニシテ八月二十六日付貸出金二七〇〇〇圓也ハ第二回分トシテ貸出シタルモノナリ

◎成世慶(丁號事業資金)

本人ハ營口ニ在住スル鮮人ニシテ全地鮮人居留民會長タル傍ラ營口農事金融組合長タリ、本春學費以來避難中ノ鮮人ノ内多屬並及劉家堡兩部落ニ歸還スル鮮農々務役員二十六戸ヲ收容スヘキ農耕地百五十田地ヲ借受ケ之カ水田經營ニ當ラントシテ牛莊領事ト種々協議ノ結果右土地ヲ年租スルコト、ナリ本年租料ノ融通方ニ付全領事ノ口添ニ依リ甲出テタルモノニシテ本水田經營地ハ目下ノ處危險モナク作柄狀況モ亦好良ナル趣ノ報告ニ依リ



東 亞 勤 業 株 式 會 社

特ニ貸出シテ爲シタルモノナリ

◎遼陽縣後排房農務課

四戸 一六〇大地

金一八〇圓ノ内
第二回分金 八〇圓也

◎本溪縣富家樓子農務課

一二戸 五四大地

金五〇九圓ノ内
第二回分金 二〇〇圓也

◎本溪縣清河城農務課

七戸 二七大地

金九八圓ノ内
第一回分金 六六圓也

(丁號事業資金)

昭和七年七月分月報記載ニ係ルモノニシテ石ハ何レモ本年度新規計畫ニ基クモノニシテ且ツ全部本溪湖警察署管内ニ存在シ全警察署長ノ口添ニ依リ本年度農務資金ノ融通ヲナサントスルモノニシテ富家樓子、及後排房兩農務課員ニ對シテハ第二回分貸付金ヲ、清河城農務課員ニ對シテハ第一回分貸付金ヲ貸出シタルモノナリ

以 上



東亞勸業株式會社

八月分農務小作人貸付金額表

場所	摘要	金額
奉天農場 公太堡	權泰祐 外二一一戶	五〇、三七六 六〇
吳家荒	金通龍 外三二九戶	一一、四四二 七六
通遼農場	張 察 外一六四戶	七三六四 三六
撫順水田	尹吉瑞 外二七戶	四六九 〇〇
合計		一六九六五二 七二

新平報

鐵會發第二〇九號

昭和七年九月廿一日

鐵 嶺 商 工 會 議

滿鐵本北商工課事

商工

產業



鐵嶺ニ於ケル辭農避難狀況

拜啓 陳者首座ニ關シ別記ノ如ク調査仕リ候條御參考迄ニ及御報告
候也



鐵嶺ニ於ケル鮮農避難狀況

鐵嶺商工會議所調

一、鐵嶺附近ニ於ケル匪賊ノ動靜

南滿ニ於ケル東北僞勇軍ノ活動ハ高粱繁茂期ニ入りテヨリ益々加ハリ各地ニ襲撃事件頻發シ人心ハ爲メニ異常ナ動搖ヲ來シテイルガ當地附近ニ於テモ八月中旬頃ヨリ康平、法庫門方面ニ駐屯中ノ張海鵬軍ガ北方ニ移駐シタ爲メ僞勇軍ハ一舉ニ來襲シ大部隊ヲ同地方ニ蟄居セシメ別動隊ヲ以テ通江口ヲ襲ヒ更ニ東進シ鐵嶺東方ニ久シク蟄居シテイタ金山好部隊ト連絡シ八月二十日以來ヨリ開原縣下ノ下肥地或ハ鐵嶺縣下ノ白旗寨及鷄冠山ノ各地方ヲ襲撃シ爾來倍々其ノ數ヲ加ヘ當市ヲ距ル五十支里附近ヲ完全ニ圍繞シ本月中旬ニ於テハ其ノ數三萬ト稱セラレ沿線治安ノ攪亂ニ虎視眈々トシテイル情勢デアル

二、背後地出張警官ノ引揚並ニ鮮農避難狀況

昨秋事變後敗殘兵匪ノ爲メニ掠奪、暴行ヲ受ケタ背後地鮮農民ハ

爾來當地ニ避難シ治安ノ回復ヲ待ツテイタガ本春當面ノ大英斷ニ
 ヨリ與地ノ主要村落ニ領事館派出所ヲ新設シ十五名乃至二十名ノ
 警官ヲ派シ該地保護ノ徹底ヲ期スルコトニナツタ爲メ避難民ハ
 勇躍原地ニ歸還シ植付ケヲ開始シタガ前記ノ如ク八月初旬以來兵
 匪ノ跳梁漸次顯著トナリ益々其ノ致ヲ増加シ危機ニ類シタ爲メ遂
 ニ急ヲ決シ當地領事館内出張所ハ開原城内及昌圖、八面城ノ三出
 張所ヲ除キ全部當地ニ引揚ゲニ決シタ爲メ鮮農モ收穫期ヲ控ヘナ
 ガラモ多數家族ヲ引連レ當地ニ避難スルニ至ツタ其ノ引揚備所ヲ
 肥セバ次ノ如クデアル

大甸子派出所

八月廿三日引揚

白旗堡

八月廿三日

康平

八月十七日

下肥地

八月廿七日

八果樹出張所

八月廿六日

通江口

八月廿八日

大汽瘋出張所

九月 二日

引揚

法庫門

九月 二日

大吐川

八月十五日

鮮農避難民ノ内譚ハ左ノ如クデアル

鐵嶺縣下

白旗堡地方 一三戸 四九名 八月廿三日當地避難

鷓冠山 一三戸 五〇名

昂邦河 一一戸 三三名

位海盛 四戸 一六名

阿達伏洛 一戸 一〇名

鹽 菜 六戸 二八名

腰峯子 五戸 一〇名



牛家高堡

八戶 三三名

八月廿四日避難

哈爾達

五戶 二三名

當備屯

二戶 一六名

大盛嶺

一四戶 五八名

双樹子

六戶 二七名

九月五日

開原縣下

下肥地

四戶 一九名

八月廿一日避難

中地

一二戶 五五名

各山屯

一〇戶 五〇名

柴河群

二戶 一〇名

上肥地

一一戶 四三名

九月一日

腰堡

一二戶 五五名

康平縣下

公河寨

七戶 三二名

九月三日避難

欽家洞

九戶 三六名

避難高棚

一戸 二名 九月三日避難

善家店

一戸 二名

合計

一五七戸 六五七名

前記ノ避難民ハ何レモ當地ニ引揚ゲタルモノノミダ一瞬ハ最高八百四十五名ニモ及ンダガ其ノ後原地歸還又ハ他地ニ轉出スル者等ガアツタ篇メニ現在ノ人員ハ六百五十七名トナリ孰レモ當地難民會ノ手ニヨツテ市内十ヶ所ニ設ケラレタ満洲家庭ニ分宿收容セラレテイルガ適々先月末以來之等避難民ニ虎疫發生シ爾來逐次他ノ收容所ニ傳染シ既ニ四ヶ所ハ支遣ヲ遭斷サレ今日迄ニ八名ノ死亡者ト十六名ノ患者ヲ出シテイル状態テ避難民ノ困窮狼狽ノ様ハ實ニ憐レヲ極メテイル

三、鮮人金融組合ノ貸出並ニ米作狀況

鐵嶺鮮人金融組合ニ於テハ例年近郷ノ鮮農組合員ニ對シ耕作資金ヲ貸付ケ金融ノ便ヲ圖ツテイルガ本年度ノ貸付内額ハ次ノ如ク概計金六万四千餘圓ニ達シ本秋ノ豫想收穫高ハ七万五千石ヲ計上シ現在迄

ノ作柄モ双嶺子地方ノ水害ヲ除イテハ一般ニ發育良ク蠶收ヲ豫想サ
 レ貸出金ハ順調ニ決済サレルモノト期待サレテイタガ運送ノ兵匪襲
 來ニ禍ヒサレテ兵地方ノ收獲ハ全ク放棄サレタ爲メ資金ノ決済不能
 ハ固ヨリ被害民ノ困窮ヲ擴リニ憂慮サレテイルガ當局ニ於テモ近ク
 三週間ノ豫定ヲ以テ收獲保護ノ爲メ原地ニ出張スル模様デア
 次ニ當地管内鮮人ニ貸スル資金貸出高並ニ收獲豫想ヲ示セバ次ノ如
 クデア
 ル

地域	戸数	貸付金	作付面積	收獲豫想
嶺下	一戸	五圓	三六天	三九六石
三家子	一二戸	四七圓	一五四	一六九四石
大甸子	二四戸	一八〇圓	一五四	一六九四石
孤家溝	五九	二六二圓	四一六	四三八一
營盤	九九	二二二圓	三九	四三四
双嶺子	九九	二二二圓	三九	四三四
告山屯	一五	七〇圓	八七	九五九
木倉	一四	一三〇圓	一六	一七六
市內	一〇	五五圓	三七	四〇七
南町	一一	五五圓	三八	四〇七
沙陀子	三三	二四七圓	一六八	一八五〇

汪	楊	東	邵	花	十	謝	沙	上	下	梁	騎	康	法	盪	榮	第	第
鳴	市	方	家	家	家	家	家	地	地	河	原	平	庫	山	家	三	二
堰	登	家	屯	園	社	康	溝	地	地	海	原	縣	縣	冠	屯	廣	廣
凍	屯	屯												子			
二	四	一	五	四	七	二	四	三	三	三	一	二	四	一	三	三	三
七	三	二	一	九	三	五	七	九	〇	六	五	三	一	八	二	二	八
										戶							
二	一	二	三	四	二		三	一	三	二	四	六		三	三	二	二
七	三	五	七	一	三	六	八	八	六	七	五	四	四	〇	〇	三	七
一	九	六	二	四	九	三	四	七	四	七	五	五	〇	九	四	〇	二
八	九	五	九	九	〇	二	九	〇	〇	四			〇	七	七	七	五
一	二	一	二	二	二	一	三	三	三	三	七	六	二	一	二	一	一
二	五	八	一	七	二	二	六	七	五	六	二	七	二	八	〇	五	七
七	一	一	六	九	八	四	一	九	〇	三	二	七	六	七	九	四	九
										天							
										地							
一	二	一	二	三	二	一	四	三	二	二	一			二	二	一	一
四	七	九	三	〇	五	三	一	八	九	九	七	八	二	〇	二	七	九
〇	六	九	七	六	一	六	六	五	〇	三	九	二	八	八	一	〇	六
五	一	一	八	九	二	四	六	〇		石			一	六	〇	九	

計	耿 三 莊	郭 皮 屯	向 橋 堡	富 家 屯	崇 山 堡	附 屬 地	八 果 樹	李 家 園	馬 園 子	旋 家 堡 子	四 邊 子	楊 木 林 子
一、二〇六戶六四、五五、一園六、八四一天地七五、二五一石	二一	一三	二五	一七	四二	三三	三三	三三	四二	三三	七四	七四
	八	四	七	八	三	一	一	一	一	一	四	四
	六	一	三	一	五	二	七	八	五	一	九	六
	四	五	二	四	〇	二	〇	〇	六	八	二	二
	九	七	一	一	一	二	二	一	二	一	三	三
	三	八	八	四	八	九	二	四	〇	七	七	八
	〇	八	一	一	七	二	二	一	二	一	四	一
	二	五	五	五	二	八	四	五	三	三	九	八
	三	八	八	一	六	九	一	〇	六	九	〇	〇

以上



東亞勸業株式會社

監督 32第 61號 4/8

發第九九三號

昭和七年十月十八日

東亞勸業株式會社
社長 向坊 盛一郎

南滿洲鐵道株式會社

管理課長 廣崎 浩一 股

業務月報提出ノ件

計畫班

拜啓 陳者九月分業務月報別紙ノ送現出致候開御査收被下候

敬具



東亞勸業株式會社

計	社員見習	嚮託	教員(辭人)	傭員		職員	總名
				日本人	支那人		
七六	三	七	七	一三	八	三八	人員數
八二七四	一六九	五四〇	二六四	四一八	六五四	六二二九	支給額
五七	二〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇八	二九	雜費

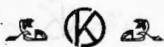
社員數及給額

昭和七年九月分

九月分小作人貸付金調書

農場名	摘要	金額
奉天農場		
公太堡	權泰新外二一一戶	五、七、七、三、七七
吳家荒	金通龍外三二九戶	一、一、四、三、九、九、二〇
通遼農場	張泰外一六四戶	七、三、六、四、三、六
撫順水田	尹吉瑞外二七戶	四、六、九、〇、〇
合計		一、七、四、〇、〇、六、三、三

第一卷
 第一號
 第一頁



貸付金個人別貸出内各

◎ 協済公司 (子会社) (株内)

昭和七年六月分月報記載 係 貸出内各

貸付金(貸付金) 一〇〇〇〇〇〇.〇〇 一〇〇.〇〇〇.〇〇

四月貸付金 一〇〇.〇〇〇.〇〇 三月 一〇〇.〇〇〇.〇〇

度。於この内 協済公司 一〇〇.〇〇〇.〇〇 貸付金

外十七般(借付面額) 一〇〇.〇〇〇.〇〇 貸付金

在計費引身(ト) 貸付金 一〇〇.〇〇〇.〇〇

(未償還金) 合計金 一〇〇.〇〇〇.〇〇

亦九月一日付借出金 一七〇.〇〇〇.〇〇 本会司内各

所在の部ニ設立(ト) 概算(ト) 貸付金 一〇〇.〇〇〇.〇〇



大戸(耕作面積七二天地)ニ付シ本年年度迄貸付金ヲ
融通セントスルモノニシテ、本地ハ農務振興設立、節
合ニ依リ逕延シ、爲ニ、之、所、要、金、全、額、ヲ、一
時ニ貸出シタルモノナリ。

◎ 滋賀農事金融組合 (下都立融農内)

昭和七年七月分月報記載ニ依リ、貸付金、融通、金、額、
金、貸、付、金、(取戻額) 五、三、六、〇、百、〇、〇、〇、〇、
百、二、二、二、〇、〇、〇、〇、
百、付、貸、出、金、ニ、三、六、〇、百、〇、〇、
三、四、分、ト、シ、テ、
貸出シタルモノナリ。

(本件貸付金ヲ以テ合計金一四三六〇百七トナシ)

◎ 鐵道金融組合 (下都立融農内)



113

昭和七年五月分月報記載ニ據ルモノ定額並
 資金貸付金（限額減入五三三八五〇円）ニテ前月末
 迄ニ於テ既ニ合計五六一八五五〇円ノニテ保障逆
 領貸上済ナシ多ク組合管理員ノ昨今來ニ至極
 ノ跳梁甚シキ爲メ茲迄中目其迄ニ遊離シレハ
 ノチノ其ノ數五百枚ナクニ上レテ之ヲ爲メ收
 納則ニ降レテ之ヲ貯蓄シ現地第壹選ニ付テ既
 ニ遊離枚費等ニ轉付シタル並計費及收納
 費、追和貸付亦ニ付特ニ茲迄演進率ニ降リ
 元口添ハアリタルヲ以テ事情ノシムヲ得ルニ元
 ト認メ開原保河溝毒罪人ト外大農務投資ニ



五一戸（耕作面積一八五〇天竺）ニ付シ金五五五〇円也
 （天竺平均金三円七、割）ノ貸出ヲ為セルモノナリ。

◎ 扶餘縣三才上河農務課

（十種事業資金）

昭和七年六月分月報記載ニ係ルモノニシテ当初
 本農務課ハ金ニ〇〇〇円也ノ貸付金ニテ五〇〇〇
 圓ナリシヲ以テ企月中全額貸出シテ了シタル
 處本月中至リ哈爾後陸續多一館ヲ通シ左
 記ノ理由ニ依リ追加貸付金ノ申上テアリ事
 情已ヘテ得サルモノト認メ九月三十日付金五〇〇
 円也ノ追加貸出ヲ為シヨルモノナリ



追加貸土申請ノ理由

本件追加貸付金ヲ必要トスル理由ハ茲續年報ヨ
 リ、報告書前頁貸土金ニロビテ之ノ後述ヲリシテ
 最初資金申上ノ際ハ哈爾濱收容部ヨリハ長湯
 止ノ陸路收落者ニ九戸（九六名）ノ輸送汽車賃
 其他金三一、二四八セテ續年報ニテ立替拂シタル
 ヲ親負ノ負担トナリシ之ヲ借入金中ヨリ差引カ
 ルハナリ豫想計上セロシコト

権取代ニ於テ右收容所ヨリ移送シタル二十九戸
 分ノミテ豫想計上シタル邊従来ヨリ現地在
 住ノ親負ニ十二戸中ニ於テ又三持権取ノ不



是スルモノアリ即チ一八五六ロヲ要シ金一五八日
 ニハセ、豫算外支出ヲ要シタルヲ重ナル
 原因トシ其他急遽收納、仕亭上指振器
 三名ヲ購入スル豫定ナリシ存ナレトニ目ル。

以上



東亞勸業株式會社

監管編號第 53 號 49

發第一〇八五號

昭和七年十一月十一日

東亞勸業株式會社
社長 向坊 盛一郎

Handwritten signature



南滿洲鐵道株式會社
管理部長 廣崎 浩一



管理部長 廣崎 浩一

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者十月分業務月報別紙ノ通り提出致候開御査候被下度

計數



廣崎 浩一



敬具



職名	人員數	支給額		摘要
		支	給	
職員	三九人	六二九八	二四	嘱託一名昇格
備員	八	五七七	一四	
教員 (鮮人)	一三	四五七	五二	
嘱託	六	二六八	五〇	教員一名死亡
社員 見習	三	一六六	〇〇	
計	七五	八二二五	一四	

社員數及給額調

昭和七年十月分



貸付金個人別貸出内容

◎長春朝鮮人金曜台（乙義定統機關）

丙米秋一時ニ殺到スル種ノ出廻リヲ緩和シ田圃ノ墾墾ヲ助メ以テ
 鮮族生活ノ安定ヲ計リ延テハ種貸付金明收上ニ寄ルル爲メ年々
 此種貸付ヲ實施シ來リタルカ本年ハ既拂種、救濟等一減リ種額中
 保護指塔ヲ加ヘタル結果鮮族生活ノ益々漸々成立セントシ水害亦
 害ナキ地方ニ於テハ種收穫相當盛ニ達シ債務ヲ償還シテ尙可成ノ
 餘額ヲ示スノ好況ニアリ而シテ今則長春朝鮮人金曜台ヨリノ申出
 ニ依リ其収獲狀況ヲ調査シ最高金五萬圓也ヲ限度トシ時價ノ六割
 以內ニテ種擔保貸付資金ヲ融通スル事トシ不収收第一種貸付トシ
 テ金壹萬圓也ノ貸出ヲ爲シタリ

◎金井 漢（乙義定統貸金）

同人ニ對シテハ昨年末以平糶種貸金ノ融通ヲ爲シ長品ハ海陸會社



へ納入シ居タルカ事虞ノ爲原料ノ急務ニ遭ト供事所用ノ感嘆ニテ
 ハ味算困難トナリタル結果今同新式機械ヲ購入シ在米種ヲ加工シ
 テ高級品トナシ諸該へ納入スル事トナリ其資金トシテ是等ノ二一
 ○〇圓ノ融通ヲ爲スコト、レ不取敢第一回取付金トシテ一〇〇
 圓〇〇貸出シタルモノナリ

◎ 鐵道金融組合（丁號金融組合）

鐵道直事館管内技藝修羅班農ニ對スル同領事館ヨリノ申出並之ニ
 關スル奉天總領事館ヨリノ申出ニ成リ確難共ニシテ同地ニ於テ相
 當面積ノ耕作ニ從事シ成績良シナルモノ百丁四戸ニ對シ一戸當リ
 一五圓宛合計一七一〇圓ノ貸付ヲ爲シタルモノナリ

◎ 陸領昭農務課

哈爾濱總領事館取扱同書下關領昭農務課へノ貸付金三〇〇圓出庫
 貸付ハ九月十日融通ナルモノ、ハハカ取扱遅延ノ爲本月翌理ニ至リ

タルセノナリ

◎ 郵家屯及五道勝地紛擾

郵家屯紛擾事諸管内各家屯及五道勝地紛擾所別致及郵家屯二別シ同
 領事館ヨリ各天幕領事館ア進シ於山ノ中込アリタルモノハシテキ
 金櫃ハ種親代トシテ種ヲ當社ニ於テ立替帳簿中ノモノ今増之ヲ宜
 付金ニ試替處理セルモノナリ



拾月分小作人貸付金調査

計	場 所 名		擔 保	金 額
	奉天農場 (吳家荒)	通 遼 農 場		
	尹吉瑞外 二七斤	張 泰外 一六四斤	權終福外 二一一斤 金通西外 三二九斤	一五三〇四〇 一〇六四一〇
一七六二三七	四六九〇	七五六四三六	一〇一四一〇	九〇〇〇



東亞通商株式會社

總監第32第53號 4/10

發第一二一〇號

昭和七年十二月十二日

東亞通商株式會社

社長 向 枝 一 郎

監理課長



南滿洲鐵道株式會社

森 園 症

總務部監理課長 渡 崎 浩 一 郎

總 務 課



業務月報提出ノ件

神啓陳者十一月分業務月報別紙ノ通り提出致候間御查收被下度候

敬 具



社會式陸道勸業車

計	社員 見習	職 託	教員 (解△)	備員		職 員	職 名
				解支人	日本人		
七五	三	六	六	一三	八	三九	人員數
八四 一四	一六 九	四 〇	二六 八	五〇 二	六一 九	六四 一四	支給額
六二	二〇	〇	八〇	六六	九五	〇一	額
							摘要

社員數及給額調

昭和七年十一月分



貸出金個人別貸付内容

◎金 井 漢 (乙號事業資金)

先月々報記載ニ依ル貸付限度金一〇〇圓也中第二回及第三回貸出分ニシテ貸付額累計一〇〇〇圓也トナレリ

◎協 濟 公 司 (乙號金融機務貸付)

先月々報長春朝鮮人金融會ノ項ニ於テ記述セル積貯保貸出ト同様ノ趣旨及方針ノ下ニ最高限度金五萬圓也ヲ限度トシ貸出ヲ需スコト、シ本月八前後三四ニ亘リ並高五千圓也ノ貸出シヲ爲セリ

◎二層甸字廣務棧 (丁號事業資金貸付)

本貸付金ハ六月ニ貸サレタルモノナルカ受領證未着ノ爲整理遅延セシモノニテ本月一日處理セシモノナリ

◎東 蘇 及 南 關 農 業 棧 (丁號事業資金貸付)

共ニ盤石所在ノ農務棧ニシテ吉林領事館ノ口添ニ依リ發給貸金トシテ貸出ナルモノ借用證書、受領證未着ノ爲整理遅延セシモノナリ



東亞勸業株式會社

拾壹月分小作人貸付金調書

台 計	撫順水田	通遼農場	奉天農場		場所名
			公太堡 吳家荒	崔泰新 金道龍	
	尹吉瑞 外	張 泰 外	崔泰新 外	二一 一戶	播 要
	二七戶	一六四戶	三二 九戶		
一七 四 四 九 三	四 六 九	七 三 六 四	一 一 四 三 〇 七	五 二 三 五 二	金
二 五	〇 〇	三 六	四 七	四 二	額



長春ニ於ケルルンペン数

警察ニ居住居出派ノモノノミ

内地人 九十八名

外人 三十一名

計 百二十九名

右ノ外届出未済ニシテ各方面ニ散在セルモノノ推定数

内地人 二百五十名余

外人 八十名余

計 三百三十名余

各地ニ於ケル救済団体名

長春労働会

同月以降救済申込人員数





同所維持方法

月別	内地人	朝鮮人
八	四七	一八
七	六一	二八
六	四四	一三
五	四三	九
四	八一	一二

征米長春甲構内ノ貨車掃除ニヨル廢物ノ利用、總奉天塔、塔脚、運送費負其他ノ勞働供給ニヨリタルモ昭和三年以前社業ノ改正ト共ニ勸業會社直營ニ移リ鐵塔栽培場別ニモ家庭栽培セラレ現在ハ學園會社ノ一畑アルノミナルモソレスラ各方面ニテハ苦力ヲ以テ運働スル狀態ニテ全ク維持困難今ヤ破滅セントスルノ危險ニアリ

警察及憲兵隊ニ救済難出費





以上救濟部出勢ハ今後一層増加セントスル館ニアリ
 長着附屬地内人口増加状態

	月別	人員
六年八月(時局直前)	八	二九
	七	二六
	六	二二
	五	四一
	四	三六
	三	
	二	
	一	
内地人	一〇	三二八
朝鮮人	一	三五六
南洋國人	二〇	五八六
外國人	四	九五
合計	三二	七六五
		三
		七
		九
		五
		六
七年七月末現在		一四
		二
		四
		九
		八
		三
		四
		九
		一
		三
		七
		九
		五
		六

間島、琿春、北鮮
及東海岸地方

行脚記

川口

忠編

歴史的沿革と境界協定

往古の歴史は漠として明らかでないが、断片的資料並に考古學者の説によれば、間島往古の民族は上古肅慎(周時代)、挾婁(漢時代)、勿吉(我南北朝時代)、靺鞨(隋時代)等で、時代によりて其名稱を異にして居り、其隸屬關係等も判明しないが、西暦七百五十年頃、靺鞨人が渤海國を建設して、間島をその勢力範圍に、取入れた頃から稍明瞭である。即ち西暦九百二十六年渤海國が、遼に亡ぼされると共に、渤海民族は女真(ヂョルチン)と稱せられて、屢々高麗の北境を擾亂した。女真が盛んな時には、永興灣の附近まで出て來たのみならず、朝鮮の東海岸より西下して、我國まで侵入した事がある。即ち我國の歴史で刀夷の入寇として、有名なる事件がその一例である。

即ち後一條天皇の寶仁三年に、壹岐、對馬を掠奪して筑前に上陸し、志麻、早良、怡土の三群島及び能古島を侵し、土地の住民四百六十人を殺し、千二百八十四人を捕虜として去つた。彼等は最も悍猛の賊であつて、老幼者は之れを殺し、壯年の男女は拉して船に連れ歸つたが、船中にも病人や婦女は海に投じて、之れを殺したのである。此頃の女眞の跋扈には、高麗朝にても甚しく惱まされたので、遂に鴨綠江の左岸より半島を横斷して、東海岸の永興灣北の都連浦まで、石壘を築いて女眞を防拒した事もあり、其工事に十六年を費した。現に此石壘の遺跡は、平安南道の山間部等に存在して居る。睿宗の朝侍中尹瑾の女眞征伐は、此工事より八十四年後と、今より約八百年前であるが、彼等は女眞族を遠く北方に驅逐して、公險嶺を置き石碑を先春嶺に立て、歸つた。此公險嶺や先春嶺は、間島地方であるらしいが、未だ明確でない。

高麗の末期に至つて、後に李朝の太祖となつた李成桂は、朔方道兵馬史として豆滿江地方に在つて、大いに女眞の部落を招撫し、千戸、萬戸等の職を其酋長等に授けて内附せしめた。李朝太宗の時に至り、女眞部落に動亂ありしにより、慶源附近に在る祖先の陵を、咸

興に移した事もあり、世宗の時には六鎮を置いて、此方面を鎮撫したこともある。

其頃の女真を朝鮮では藩胡と稱して居つたが、豆滿江以南にも雜居して居つたことは、清朝の祖先猛哥帖木兒が、會寧で殺されたことを見ても明らかである。然るに李朝の開闢以來約二百年を経て、此等女真族中より、努爾哈齊と稱する一大英雄が出現して、女真諸部落を次第に統一して、滿洲國を造るに至つた。滿洲國は後に國號を大清と改めたが、其太祖となつた、努爾哈齊は、赫圖阿拉(今の興京)より興り、文錄役の頃には既に長白山、鴨綠江北方地方を併合して、勢ひ強大であつた。

其後滿洲は益々強盛となり、遂に明の邊境を侵し、又明の大軍を、撫順附近に邀撃して殆ど之を全滅した。斯くて志を中原に得んとするに至つたが、時に明の將、毛文龍が平安道宜川沖の樞島に據り、朝鮮内より滿洲の背後を脅すのみならず、宗主國のために朝鮮も之を援助するを以て、滿洲は朝鮮征伐の必要を感じ、口實を設けて三萬の兵を以て、朝鮮に侵入し無人の境を行くが如く、長驅して將に京城に入らんとした。朝鮮王は江華島に逃れ、使を遣はして和を講せしめ、兄弟の國となる誓文を交換して、各自封疆を守りて互に

犯さざる事とした。それより拾年後朝鮮にては、從來野人として蔑視したる滿洲に、兄事するを屈辱として、朝鮮王は八道に命を下して、滿洲征討の計畫をなしたが、何等武備を講ずることなく、徒らに大言壯語するのみであつたので、太宗親率の拾數萬の滿洲兵は、義州より京城に至る間、殆ど抵抗を受けることなく、直ちに京城に迫つた。

朝鮮王は廣州南漢山城に逃れ、包圍を受くること五十餘日にして、滿洲軍に降伏した。

以後朝鮮は滿洲の屬國として、日清戦争の時に至つたのであるが、兩國共に前戦役の和約を重んじて、無人地帯に人民の入るを禁じて、近年に至つたのである。

此封疆の地が何れの地點であるか、文獻の徵すべきものがない。只佛人デュアルドの著書「デスツリブション・ド・ラ・シオン」に、豆滿江外に於て鹿屯島を包括し、黒山嶺山脈より寶它山に至り、鴨綠江の上流に入る、頭道溝より十二道溝に至る諸水と、松花江の西大源諸水との分水嶺たる長白山と、其支脈より混江本流の稍西方を経て、大小鼓河の水源より、鴨綠江と鳳凰城の中間に至る線上に、點線を劃し之が説明として、「鳳凰城の東方には、朝鮮國の西方國境がある、蓋し滿洲は支那を攻むるに先ちて、朝鮮と戦ひ

之れを征服したが、實際長柵と朝鮮の國境間に、無人の地帯を置くことを議定した。此國境は同上點線を以て表せるもの之れである」と記載してある。

此記事は康熙四十八年に清の聖祖の命を奉じて、此地方を調査した佛人レージの備忘録より、引用したもので信憑するに足るものである。

要するに當時の國境觀念は、殆ど漠然たるものにして、明確に之れを指示する能はざる如きも、此記事によるも朝鮮の東北國境は、豆滿江以北の黒山嶺山脈より、鴨綠江の水系を含む山脈を包括して、鳳凰城の南にあり、更に其地方に無人地帯があつたことを、推定することが出来るのである。

右の狀態が數十年間續いて、康熙年間に至つて兩國の事情は、別項白頭山定界碑の建立を誘致したのである。

定界碑建立後清國にては、慶源開市の監督上、琿春に駐防協領を置きしことあるも、大體に於て從來の如く兩國共に中立地帯を尊重した。

然るに光緒の初年に至り、北韓の窮民は、竊かに江を渡りて、山人參を採取する者あり、

更に春期潜かに其地に播種して、秋期之を收穫するものを生じたるが、偶々北韓一帯に稀有の大凶歉ありてより、移住盛んに行はれて後には咸鏡北道觀察使より、公然地券を交附して開墾を許すに至つた。

偶々支那側にても光緒の初年より、盛京省の東邊開墾地の、開墾を許すの方針を執りし例に倣ひ、光緒七年豆滿江北の荒地の開墾も許すべく、官吏を派して調査したるに、嘎呀河の附近には既に韓人が、觀察使より地券の交附を受け、地を拓くこと千餘响なりしを發見して吃驚したりといふ。

ここに於て吉林將軍銘安は越江韓民の處分に付き、政府に指揮を仰いだ處、清國政府は「朝鮮國民人が江を越えて墾種する者は、既に中國の地に種ゆれば中國の民である。宜しく租税を納めしめ、我版圖に隸し我政教に遵ひ、並に年限を定めて我冠服に易せしむべく、目前は姑らく雲貴苗人の例に照して、各々便に従はしめん」と指令した。

同時に亦朝鮮王に咨照して、「越界の墾民は本と應に懲辦すべきものなるも、開墾既に年あり人數衆多なるを以て、務めて寛大に従ひ既往を究めず、其照を領して租を納めしむる

を准し、戸籍を查明して理春及敦化の管轄に歸し、該民人等をして業に安んじ、以て一視同仁の至意に副はしむるも、今後は嚴に禁令を守り、倘し再び私かに越界する者あらば、例に照して懲辦貸さざる旨」を告げた。

之れ實に光緒八年三月の事にして、間島問題の端緒である。

當時清國は朝鮮が露國との間に、通商を開き慶興に互市場を設けたるに先ち、その前年朝鮮と吉韓通商條約を結び、商埠地として和龍峪大拉子、光霽峪下泉坪、西歩江頭道溝の三個所を開場し越墾局を設けた。

この越墾局は光緒十六年撫墾局と改稱し、其後光緒二十八年に延吉廳を設置して、吉疆軍四營を駐屯せしめ、在住韓民に對して、自國への歸化入籍を強要すると共に、武力的に壓迫し初めたのである。

前述清國の咨照に對して韓國政府は、北邊の事情を詳査せずして、同年五月五日附を以て一旦領承の旨を覆咨したが、次で同年八月十二日附の咨文を以て、其地方の有ゆる流民の刷還を請ふた。其理由は

「遼陞の愚民冒禁踰犯、私かに自ら墾種したが、幸に、天朝懲責を加へずして内附を令せしむ、敵邦群情以て愧ぢ以て感ずるも、第だ惟ふに習俗既に異なり、風土も同じからざるのみならず、該民は既に敵邦に成長するものなれば、只估種の一事によりて、便ち貴國の版圖に隸せしむるも、萬一政教に違はずして、兩邊に事を滋くすることあらば、深く憂慮すべきである。故に吉林將軍をして琿春、敦化地方に於ける、有ゆる流民を刷還して、本國の地方官に交附し籍に歸せしめ、吉林邊地に在る者は、吉林にて自由に收租せられたし」と謂ふにあつた。

故に吉林將軍は人を派して、戸口を査明し朝鮮地方官に知照して、陸續回収せしめんとしたるに、流民は多數にして歸還を肯じない。止むを得ず一ヶ年の期限を與へて、刷還する旨の告示を出した。

是に於て朝鮮人は大いに驚き、口碑の傳ふる處によれば、白頭山上に定界碑あり、土門江以南は朝鮮の土地なる筈なりと信じ、人を派して白頭山定界碑を踏査し、實狀を具して鑰城府使李正來に訴へ出でた。

時に西北經略使魚允中は、慶源に在りて此事を聞き、鐘城の人金禹軾をして、白頭山を探險せしめた。李正來は其報告に基き、敦化縣に對して照回狀を發した。

即ち其要旨は

「清國にては土門を豆滿と同一視するも、土門江は豆滿江とは別派をなすものにして、定界碑より發源する一河流なり、定界碑の「東爲土門」の文字は、明らかに土門の境界たるを示すものにして、土門以南に在る民は刷還の必要なし」と謂ふのである。

此抗議によつて始めて問島の、所屬の問題が兩國間の爭議となり、爾來二十六年間紛擾を極めたものである。其後屢々地方的の交渉があつたが、其見解に甚しき相違ある故、要領を得る能はず、遂に兩國政府より、勸界使を派遣して談判をなさしむることゝした。

之れが有名なる乙酉(光緒十一年、明治十八年)と丁亥(光緒十三年、明治二十年)の勸界談判である。

乙酉の談判の時は清國より德玉、賈元桂、秦煥の三名を派遣し、朝鮮にては安邊府使の李重夏を、勸界使に任命し光緒十一年九月二十七日に、兩國委員は會寧に會合し談判を開始

した。然るに徳玉等は圖們江(清人は毎に豆滿江を圖們江と言ふ)の、國境たることを前提として、清國古文書や清帝の上諭に、「大小兩界元と天限の土門江有り」この、文句あるを以て動かすべからざる確證なりと論じ、且つ自分等の任務は圖們江の舊境を勘査するにあり、定界碑の如きは江源にあれば、證となすべきも、江源にあらざれば證となすに足らず。定界碑が若し江源にあらざれば、後世韓人の僞作したものか、或は原と江源にありしを、韓人が移植した物であると稱し、或は定界碑の文言を利用して中國を僞囁し、故らに領土を擴めんとするものである。と言ひ、以て定界碑を排斥せんとした。

李重夏は定界碑を基本とし、碑面の文字及之れに照應せる、山水の形勢を説き清國にては土門を以て豆滿、即ち清國の所謂圖們と混同せるを指摘し、先づ定界碑の所在地に到り、夫れより土門江を勘査せんことを主張した。第二回の會見にて、一應水源地方を共同踏査することに決し、十月三日共に會寧を出發した。徳玉等は往く往く豆滿江に沿ふて、詳細に寫圖して大いに日子を費すを以て、李重夏は時候漸く寒く、山中雪に遭はゞ、目的に達する能はざるを慮り、速に山に登り、先づ定界碑を調査したる後、下山の途中川流を調査

すべきを主張し、遂に水源地方に急行することゝなつた。然るに三下江口に到りし時、徳玉等は突然西豆水に行かんとした。西豆水は遠く朝鮮内地より、發源する豆滿江の支流なるを以て、若れ之を以て豆滿江なりとし、境界を決定せられんか、朝鮮の領土は大いに縮小せらるべきを以て、李重夏は大いに驚き、百方之れに抗争したる結果、三册に分れて三路より分進し、水源を究めつゝ定界碑の所在地に向ふことゝなつた。其三路は豆滿江上流の支流、紅端水、西豆水、紅土水に沿ふて行くのである。

李重夏、秦煥、賈元桂の一行は、紅土水より白頭山に登り、途中積雪を冒し辛うじて立碑の地に達し、碑文を謄寫し且つ附近山水の形狀を寫して、茂山に下り他の一行と會して、地圖正本の調製をなし、再び談判を開始した。清國委員も實地に山水の形狀、定界碑所在地の地圖を見るに及んで、大いに疑惑を深くし、今回は只邊境を勘査する爲に來りし者にして、國境を決定する爲に來りしに非らずと稱し、遂に各々歸つて其實況を、政府に報告することゝなり、互に碑文の摺本及繪圖を齎らして歸途に就いた。

翌年京城駐在の袁世凱より、朝鮮は土門・豆滿が同一江に非らずこの名を藉りて、領土を

擴張せんとするものなることを指摘し、更に勘界談判を開かんことを提議した。

因つて朝鮮政府は明年更に覆勘のため、前勘界使李重夏を派遣すること、及び依然碑堆を捨つる能はざることを回答した。斯くて丁亥の歲即ち翌光緒十三年春、李重夏は再び清國委員と會寧に會合した。

兩國委員は會寧に於て論難攻撃の結果、李重夏は止むを得ずして一旦豆滿江の、本流を以て境界となすことに同意し、江源地方に於ていづれの支流を以て定界碑面の土門と一致せしむべきかに付き、爭議を重ね結局再び水流地方を踏査することとした。

兩國委員は豆滿江に沿ふて溯り、先づ西豆水を視察し次で洪丹水(紅端水)を視察したるが、清國委員は此線を以て境界を定めんとし、種々脅迫をも試みたが、李重夏は、吾が頭は斷すべし、國境は縮むべからずと唱へて、極力之れに抗爭し紅土水を主張した。

是に於て議復た合はず單に其附近の、地勢を繪圖して共に署名調印し、紅土、石乙、二水合流點までは定勘したるも、其上流に於て、意見一致せざりし事を記し相分れたのである。

勘界談判の經過の概略は右の通りであるが、「勘界談草」其他の記録によれば、清國委員は

宗主國の權威を以て之れに臨み、記録文書も自國のものあらざれば、證據として引用を許さず、屢々李重夏を屈服せしめんとして、脅迫したる事實が明らかである。

李重夏は百方之れに對抗したるも、勢ひ止むを得ずして、一たん豆滿江本流説に、同意し江源地方に至りて、談判を不調にをはらしめたのである。翌十四年正月清國は速かに、境界を確定せんことを欲し、覆勘を通告し來りしにより、朝鮮にては又李重夏を勘界使に任命した。李重夏は前勘に懲り、再び難地に陥るを避くるため、先づ兩國政府間にて、豫議をなさんことを上奏した。韓廷亦作再曠日の計をなし、清國公使袁世凱に對し、光緒十三年の勘界は、國王不承諾に付き、改めて勘定せんことを申込んだ。袁は之れを李鴻章に電報したるに、「白山勘界の件韓若し別に、意見あらば、當に總理事務衙門に請ふて處理せしむべし」との、返電に接し之れを韓國政府に移牒し、茲に勘界談判は中絶の姿となつた。

次で日清戦争により朝鮮は、清國の覇権を脱して獨立國となり、茲に境界問題の再起を希圖し、地方官をして土門、豆滿の關係を調査せしめ、其準備をなしたが、明治三十三年の北清事變に方りて、露國は間島に出兵して、之れを占領したるにより、在間島韓民は此機

に乗じて、從來歛忌せし清服を脱し、髮を落へ露國官憲の保護を請ふて、清官の苛斂誅求を免れんとした。韓國政府も間島人民の屢次の請願により、明治三十五年に至り李範允を、視察使として間島に派遣した。

李範允は鐘城より間島に入り、到る處韓民が清人の暴虐に苦しむを見て、之れを保護する爲に兵力の必要を感じ、其意見を政府に提出した。翌年議政府參政金圭弘は、間島の墾民既に拾餘萬に達するも、常に甚しく清人に迫害せられて居る。然るに定界碑以下土門江以南の區域は、明らかに、我領地なるにより、丈量の制により税率を定むべきも、差當り保護官を設置して、墾民を保護せんことを上奏し、遂に李範允を北邊墾島管理使に任命した。李範允は露國勢力を背景として、自ら壯丁を集めて私砲隊を編制し、租税を徴し清國の任命せる郷約を捕縛し、或は清官に納税の義務なきを聲明し、大いに活動を開始した。清國は之れを如何共する能はず、京城駐在の許公使をして其撤退を、要求せしめたのみであつた。翌年日露戦争となり、李範允は行懸り上露國に加擔し、後に其私砲隊を以て、我北韓軍に對抗した事もあつたが、一時其勢力は隆々たるものであつた。

許公使は更に李範允の傍若無人の行動を指摘し、日露開戦の今日、兩國邊界に事を生ぜざらんが爲に、李範允を撤退せしめ、且つ勘界談判を再開せんことを申込んだ。

韓廷も亦許公使の屢次の懇請によりて之れを承諾し、兩國交界官に命じて、一時的の善後章程を締結し、勘界確定までは、李範允を撤退せしむることゝしたが、李範允は撤退を肯せず、私砲隊を率ゐて露軍のために盡力したが、平和克復後身を置くに處なく、遂に露領に逃竄し暴徒の首領となりて、活動したるは人の知る所である。

日露戦争開始により、清韓國境方面に於ける紛争を、成るべく避けしむべく、帝國政府は在北京内田公使をして、戦争終局に至るまで、此問題を、中止せんことを清國政府に忠告せしめた。同政府も亦之れを諒として、韓國政府に照會して、茲に勘界問題は一時中止したるまゝ、統監府派出所設置の時に至つたのである。當時派出所の職員は

所長、陸軍大佐、齋藤季次郎

氏は陸軍部内屈指の支那通にして、日露戦争中は乃木軍の參謀たり、更に旅順、安東の軍政官、支那公使館附武官、天津駐劄軍司令官等を経て、第十一師團長となり西伯利亞

出兵の時、不幸にも浦驥にて病没せられた人である。

篠田 治作 法學博士、現李王職次官、

鈴木信太郎 文學士、

小川 琢治 理學博士、現京大教授、

八田 吉平 農學士、

楠野 俊成 韓國内部書記官、崔基南、境野憲兵少佐、其他通譯官以下多數の屬僚であつた。

斯くて統監府派出所を設置するに至つて、爾後間島を朝鮮の領土として、行動すべきことを聲明し、帝國政府の斷乎たる決心を示した。

然るに一方滿洲に關する、他の重要な交渉案件が、行惱みの状態にあつたので、帝國將來の地歩確立の大局より打算して、間島の領土權を支那に讓步して、遂に明治四十二年九月(宣統元年)日清政府の間に、豆滿江を以て清韓の國境となし、江源地方は定界碑を起點として、石乙水を以て境界となすと共に、清國は龍井村、局子街、百草溝、頭道溝の四市

を高埠地として開放し、且つ問島に於ける韓民の居住、土地家屋の所有權を認むべき事を約して、懸案が解決するに至つた。

依つて明治四十二年十一月一日を以て、右統監府派出所を閉鎖し、同月二日に總領事館を開設して今日に及んだものである。

(篠田博士稿「問島問題の回顧」より摘載)

白頭上定界碑建立の真相

白頭上定界碑は今より二百十三年前、即ち支那の清の聖祖の朝(我國の東山天皇正徳二年、朝鮮肅宗の三十八年)に建立せられたものにして、清韓國境争議に關して、歴史上有名なる碑石となりしが、近年屢々各種専門家によりて探險せられ、一層世人に周知せらるゝに至れり。其位置は白頭山の絶頂湖水より、東南麓一里餘、鴨綠江、土門江の江源に挟まれ、東南に傾斜せる一平坦なる鞍部にありて、碑面は南に向ひ西より北に、三十度の方向を爲せり。碑石の位置より西方鴨綠江源の、斷崖に至るまで約三町、東南土門江の沿邊に至る

まで約五六町あり。土門江の上流約一里半の間は、水流を見ずして地罅の状を爲し、碑石より之れに沿ふて下流數里の間は、高さ五六尺の石堆及土堆ありて、點々相連る。又碑石を距る一里半の地點より、兩岸相迫り大角峯附近に於て、兩岸の斷崖高さ百米突、其形門の如きものあり、土門江の名之れより出づと謂ふ。該江は發源の處より東北の方向に流れ、紆餘曲折の後其方向を變じ、遂に松花江に入る。而して豆滿江の源流は、其最も碑石に近き紅土水の如きも、尙一丘陵を隔て、七十韓里の地點より發源せり。

白頭山定界碑建立の事情は、清朝にては長白山（支那にては白頭山を長白山と稱す）を以て、祖先發祥の靈山なりとし、山來明白に之れを自國の版圖内に、編入し置かんと意あり。殊に支那の版圖は甚だ廣大にして、境界明確ならざる地方あり、順治年間以來羅禪（露西亞人）の、屢々北境に事を滋くするありて、邊境を明確ならしむるの必要を、痛切に感ずるに至れり。豆滿江、鴨綠江方面は、清の太宗が朝鮮を征服したる際、此地方に封禁地帯即ち、兩國人民をして居住せしめざる、緩衝地帯を設けたりしも、動もすれば韓人の冒禁踰越の事ありて、兩國の交渉案件絶えざりしが故に、一層此地方の境界を、明らかにする

必要あり、又大清一統志を纂修するに當り、地理不明にして發祥地關係甚だ曖昧なるを以て、白頭山方面の邊界を査定し、之れを明白ならしめんごしたるにあり。之れが爲め康熙十六年(西歷一六七七年)四月、清の聖祖は内大臣、覺羅木訥等に踏査を命じたるが、此行は輝發河の方面より、長白山頂の天池に達したれども、僅かに西北面より視察したるに過ぎざりき。其後康熙二十三年再び、邊將をして西南方面をも視察せしめしも、途中朝鮮人の爲めに不慮の難に遭ひ、その目的を達せざりしことあり。此事件は兩國間に重大なる交渉事件となり、朝鮮王は罰金を徴せられ、犯人及地方官を處罰せり。後康熙四十九年、朝鮮肅宗三十六年(西曆一七〇年)韓人李萬枝等が西間島地方に於て、清人を殺害したる事件あり、清國は此機會を以て、境界査定を斷行せんと欲し、烏拉總管穆克登等を犯罪地方に派遣し、翌年同事件に關し再び派遣するに當り、清韓國境を審査すべき密旨を授けたり。之れ同年清帝が内閣大學士等に、下せる上諭に依て推知するを得べし。該上諭中に於て帝は鴨綠江の西北は中國、東南は朝鮮の領土なりとし、又土門江は長白山より發源し、東南に向つて流れて海に入る。其の西南は朝鮮東北は中國なりと、獨斷的に宣言し土門、

鴨綠二江間の地方は明瞭ならざるにより、人を派し鳳凰城に行き、李萬枝の事件を會查せしむ、且つ密諭して此行併て、地方を查看せしむことへり。此獨斷的宣言は後に清韓爭議の際、清國政府が毎に金科玉條として、引用せしものなり。帝は土門江を以て今の豆滿江なりと、したるが如きも、豆滿江は、白頭山(長白山)より發源して、東北に向つて流れ下流に至りて僅かに、東南に向つて流るゝが故に、其方面は全然誤れり。以て如何に當時地理に暗きかを知るべく、其以北即ち黑龍江、牡丹江及綏芬河附近の地方は、一層不明瞭なりしを想察するに足る。康熙五十年、帝は再び來春解氷の時に於て、員を派し義州より溯江し、土門江を查往せしむべき上諭を下せり。

禮部は上諭に基き、朝鮮王に左の如き通牒を發せり。

禮部知會することなす、康熙五十年八月初四日、大學士溫達等啓奏せる摺字を奉す。

今年穆克登等鳳凰城より長白山に至り、我邊境を查するに、路遠く水大なるに因り、未だ即ち彼處に至るを得ず。明春氷の泮くる時を俟つて別に司員を派し、穆克登と同じく義州江源より、小船を作り流に浜りて上り、若し小船前達する能はざれば、即ち陸路よ

り上門江に行き我地方を査せよ、此行特に我邊境を査せんが爲にして、彼國と渉るなし。但だ我邊内道途遙遠に地方共だ險なり、倘し中途に阻あらば、朝鮮國をして照管をなさしめよ。

此情由を以て該部をして、朝鮮王の本年進貢官員に、曉諭し、それをして抄寫し齎らし、該王に付せしめよ、云々(漢文和譯以下同)

朝鮮にては大いに狼狽し、參判權尙浚を平安道に遣はし、接伴せしめたるに、清使は咸鏡道より入り來ると聞き、途中より引返らしめ、更めて參判朴權を接伴使とし、咸鏡北道觀察使李善溥と、同じく厚州に迎へしめたり。

穆克登等は盛京の邊關より、行を起し、小舟を作りて頭道溝より鴨綠江に入り、水陸併び進み湖江すること十日にして、厚州に至り朝鮮接伴使等と會す。更に湖行すること四日にして惠山に至り、舟を捨て、山に入り行くこと九十餘里(韓里)、路益々險なるを理由として、接伴使及觀察使を同行せしめず、先づ茂山に至りて一行を待たしむ。

接伴使等は表面上接伴の職務なるも、國境査定の重大事に立會はざるは、甚しき不利益な

るを以て、長文の書面を以て 道路險惡にして、危險なれば、只畫師を派して圖寫せしめば、地勢分明なるべく、閣下自ら行くに及ばず、苦し強ひて行かんとせば、我等兩人の中一人の隨行を許されたしと、左の書面を呈したり。

朝鮮接伴使議政府右參贊朴、咸鏡北道觀察使李、謹んで再拜し、欽差大人烏拉總管閣下に上書す。伏して以ふ。二大人恭しく皇命を承けて、遠邦に臨まるを辱ふす。

山川を跋履し備に險阻を嘗め、而して志氣彌々勵み勇往怠らず、盡瘁の義と叱馭の忠、實に人をして敬を起し、歎を興さしむるものあり、本官等叨りに重任を辱ふし、使臣を觀ることを獲たり、誠心を竭し以て國王尊敬の意を 體せんと欲せざるにあらず。而かも窮邊の都邑、物色殘薄にして供奉の節、形様をなさず 夙宵凜々惟だ罪を下執事に獲んかを、是れ懼れたりしに意はざりき、閣下軫郵を給ひ甚しく、節省を加へ、飯膳皆貴厨に出で毫も敵邦を煩はさず、感謝の餘り慚愧一入深し、承るに閣下兩江の水源を、審にせんが爲め、旄旆將に長白山頂に至らんとす、本官茲に於て憂念の至りに勝へず。蓋し山頂大池の水は、溢れて西に下り鴨綠江上流となる。而して山下より山頂に至るまで、

其間數百里にして、俱に是れ對岸峭壁、絶壑深谷なれば、獵夫、佃夫も僅かに攀ちて過ぐするを得、蜀道非陸も以て其險を喻ふるに、足らざるなり。

今閣下千鈞の軀を以て、軽々しく不測の地を涉らんとす、假令神明の扶護有るも、必ず途道の顛頓を致さん。これ本官が凜然寒心する所以のものなり。

頗ふに交界を審悉するの舉は、實に皇上敵邦を軫念し、奸民の禁を犯して越江し、事を生ずるの弊を除かんと欲するに出づ。而して大人の必ず躬ら審視せんとするは、また職分の然る所なり。弟だ山路の險惡彼の如く、貴體の跋涉甚だ難し、國事を思ふの誠心は切なりと雖も、自個の身體を思ふ事も亦必要なり。閣下も此に於て、其商量慎重の道にからざらんや、抑も一事あり、極めて僭越罪逃るゝ所なきを恐れごも、妄に寛假の仁を恃んで輒ち此に冒陳す。

今閣下の行は、只筆帖式、通譯各一人及用兵二十名を帶ぶるのみ、簡約至れりと謂ふべし。而して騎する所及行糧載する所、合せて二十三、匹馬には皆牽夫あり、敵邦官吏の陪往する者亦五人にして、各騎する所及牽夫従人あり、路案内、開路人等を加ふれば、

其數殆ど七十餘人ならんとす。一人各十餘日の糧を齎らす。路險にして馬弱く、重きを載する能はず、若し馬行くべからざるに至れば、人夫を以て負擔し以て行かんとす。左すれば帶同するものは馬一百匹に至り、人は一百三十餘名に至るべし。

長白山の廣大なる海内第一たり、盛夏に常りても氷雪消えず、況んや今日は雨勢連日、已に霖雨の兆あり、若し山谷中に於て猝風暴雨に遇へば、幾多の人畜必ず死傷の患を免れず。伏して以ふに閣下沿路經る所、仁聲大いに播く、惟だ一事の弊を胎さんか、一夫の傷を受けんかを恐るゝ者は、想ふに皇上赤子を愛するが如き、仁を體して然るなり。今若し不幸にして、萬一此の如きあらば、但に閣下惻隱の心に、忍びざる所あるのみならず、豈に皇上愛恤の、政に害なからざらんや。本官等の愚に一の得たるものあり、鴨綠江の山頂大池に、發源して派脈連接し澗谷分明なるは、明者を待たず一見して知るべし。閣下若し隨行員中より、矯捷明敏なる者三四人を選び、敵邦の通譯及路案内者と、俱に往きて審査せしめ、且つ畫師をして圖寫し來らしめば、水源山運心目の間に了然たるべし。此を以て歸り奏するも、恐らくは不可なけん、未だ知らず閣下以て如何となす。

且つ聞く閣下本官等をして随行するなく、先づ茂山に往きて待候せしむと。此れ必ず閣下が本官等の、老衰疲殘の狀を憐愍し、此極怒の教あるも、本官等既に邦君の命を受け、欽差の行を銜接するに、自ら便安の地を占め、閣下をして獨り險路を冒さしむるは、是れ實に義の敢て出でざる所なり。伏して願ふ、閣下俯して諒察を加へ特に本官等の内一人に、後塵に陪し得ることを、許さるれば下萬の幸甚なり。云云、

然れども穆克登は、左の如き回答書を與へて之れを拒絶し、朝鮮側よりは下級官吏數人を帶同せり。

拜啓、先刻貴書を閲したるに、備さに長白山の險峻行き難く、往返の艱難なる情狀を陳ぶ、我等の爲めに計る所、詳なりと謂ふべし。銜接の眞誠にあらずんば、安んぞ能く諄々開復すること此の如からんや。但し身聖旨を奉ず死と雖も辭せず、豈に難を避けて易に就くを容さん乎。況んや皇帝は天眷の子なり、天必ず點佑せん、幸に以て念となすなかれ。又辭意を察するに、諸介二臣の内一人陪行せん事を懇求す。此れ誠に君命を辱めざるの意大いに嘉美となす。但し山逕險惡なれば、險を踰え奇を探るに對しては、但だ

各自歩行せん、爾は高齡長壽の人なれば隨行すること難し、倘し行けば必ず公事誤るべければ、必ず爾と共に同行せず、再び請ふなかれ云々。

斯くて穆克登は白頭山に登り、定界碑を立てたるが、定界碑は高さ約二尺餘、幅一尺餘にして、碑面に左の文字を彫刻したり。

烏拉總管穆克登奉

旨察邊至此審視西爲鴨綠

東爲土門故於分水嶺上勒石

爲記

康熙五十一年五月十五日

筆帖式 蘇爾昌

通官 二哥

朝鮮軍官 李義復 趙臺相

差使官 許樑 朴道常

通官 金應鑫 金慶門

清

大

定界碑設立の當日臨江臺にて、清使を待ちつゝ、ありし朴接待使は、穆克登に隨行したる譯官金應鏞、金慶門の手書したる報告を得て、此書を附して直ちに、立碑の状況を國王に報告し來りしが、此手書は最も能く、當時の實況を説明するものなり。即ち左の如し。

總管の一行江を渡り北岸に止宿す。九日彼境より行を起し樺皮德に止宿す。拾日還つて江を渡り、我境を行きて長白山下、朴達串に止宿す。拾一日早朝行を起し山腰に登る。人々鴨綠江を涉り下りて水邊に坐し、卑職等に謂つて曰く、汝は古より以來兩江を以て、界限となすと云ひたりしが、今此一山の内咫尺の間、此を大國の地となし彼を汝が國となすと、仍つて歩いて山頂に登り、水源を周覽したり。新謂長白山の山形は半開の雨傘の如く、上に大地あり正に傘頭の處にあり、而して岡背の其四方を周る者は、傘の全幅形の如し。池北混同の源は、果して平地に於て溢れて水簾をなす、望見して知るべし。鴨綠の源は山南の、稍下の處より泉脈始めて出づ。凡そ兩派の細流あり、數十歩にして合して一となり南流す。土門の源は又鴨綠江源の如く分明ならず、但だ鴨綠東派の東に、一岡背を隔て、水あり東流す。鴨綠の東派又分れて、一小派となりて東去す、其東岡の

水と相合するにや。土門江は此山を下ること百餘里、所謂裳嚴なるものあり、始めて此に發源す。燕支峯、小白山諸湖の水は亂雜して東流し、尾は裳嚴を指す、而して又皆斷伏して見えす。總管兩水の間岡背の下に坐し、卑職等に云ひて曰く、今回我の此處に來れるは、専ら察邊の爲めなり。而して此岡の水は一は東し、一は西し分れて兩江となる。此れを以て名けて分水嶺と定むべし、而して一碑を建立し以て境界を定むべしと。卑職等軍官、差使員等と相議したる後、乃ち曰く土門の源は之れを以て定むべし。若し夫れ鴨綠は岡西又一派あれば、二碑を作り、一を西派に建て、鴨綠の界となし、一を此處に建て、土門の界となせば、或は可なる似たり。然らして徒み此碑のみを建つれば、後日鴨綠の西源は、何處に其界を爲すやを知らずと。總管手を以て之れを指して曰く、此亦鴨綠の源なり、此外の西水も亦鴨綠の源なり、而して水は固より、自ら在り難き地を爭はんが爲に、此に來らんや。昨年漢人汝の國、甲山の地に越來し、胡亂行走したりしが、此れ蓋し他なし大小(清韓)疆域は、自ら禁限あるを知らざるが故なり。吾此山を看るに、西よりすれば峭難越難く、東よりすれば、地平かにして過ぎ易し、而して此山は過越の

要路たれば、此に碑を建つれば、彼我の犯禁を禁すべし。此舉は専ら皇上の爾國を軫念するに出づ、今此の西源に一碑を建つるの説は何の意たるを知らず。こ 三度請ふて聽許せられざるのみならず、通譯官以爲らく君等の意は、只一片の短岸に在るを知るべし、而して此れ住居すべきの地にあらず、上國豈に之れを愛惜するの理あらんや。建碑の計は専ら奸を防ぐの爲めなれば、此要地に置き往來の人をして、之れを知らしめば充分なり。之れより彼れに至るまで、廣さ一二里に過ぎず長數十歩に過ぎず、而して亦碑を建てんと欲すれば、總管豈に能く從聽せんや。若し更に屢々強請して彼の怒に逢はば、終に必ず益なくして害ありと、縷々言ひたれば、日暮れたる後、隨行して還り朴達串に寓したり。

拾二日早朝、總管は大通官及發什庫一人をして、金愛順と共に騎馬せしめ、之れを東流の水に送つて、邊に沿ひ更に審査せしめたり。卑職金應鑫軍官趙臺相と亦隨往し、六十餘里の地に往き、其水邊を循看するに、山に出で、東流すること拾餘里、又折れて東流すること三十餘里、其間或は流れ或は絶え、未だ長流を見ずといへども、前面亦水道あ

るが故に、通譯官(支那側の通譯)以爲らく、總管山上に在る時望遠鏡を以て、照らして此曲折の状を知れども、其隠見の故を以て此に再審の舉あり、今既に水道此の如し、疑ふべきものなきに似たりと。

譯官看水の爲め出去りたる後、總管は卑職金慶門をして、傍に在り伺候せしめ暫くも雖れず、其閑寂なるにより山を談じつゝ、之れに謂ひて曰く、大人來つて此山を見る、想ふに必ず、圖書して以て皇上に進めらるゝならんと。總管曰く、旨を奉じて邊境を査し既に江源を究む、而して此山の形勝他山に異なる、且つ連行せる處の畫工あり、何ぞ圖書して以て進めざらんやと。更に請ふて曰く、重臣、道臣、命を受けて來り接待す、必ず大人に隨ひ偕に行かゝ事を請へり、大人其年老の歩行に利あらざるを聞き、強て落後せしめ、而して只小生等の陪行したれば、此山の如き形勝は國王に細達するに、由なければ、願くば圖書一枚を小生に賜ひ、以て重臣に對して國王に進達すること如何と。總管笑つて曰く、汝の言亦自ら理あり、我若し來らずんば、何ぞ能く此山に彷彿たる者を畫かん、此に亦禁制あり、是の如くんば他の大人も、亦能く此談あらんなり。吾は當

に二本を精寫せしむべし、一つは我歸つて皇上に奏する爲なり。一は汝歸つて國王に奏するためなり、圖畫作の早晚は、未だ知るべからずといへども、既に面約あれば畫き與ふるに似たり。碑文は今日より刻し始む、而して同じく登山したる者六人なり、亦碑上に名を書せんと欲するが故に、軍官二名、差使員二名、卑職等の官職姓名を列書して以て給せり。以上の次第を手記すること。康熙五十一年五月十一日、子刻差備官司勇金、前正金、

右の如く穆克登一行は、五月十五日立碑を了つて茂山に下る。途中朝鮮接伴使に會し、立碑定界は皇旨に出で、彼我奸民犯越の弊を杜絶すべく、流源の斷流の處、模糊不明なるにより木柵を設けて、標界を明らかにせば如何といひ、朴は木柵は其附近に樹木なき所あり、且つ永久の道にも非らざるが故に、寧ろ其便否に従ひ或は土を築き、或は石を聚めて柵の如きを、設くるの宜しきに如かずと説き、土堆、石堆設置の公文を、交換し分れたりしが、其往復文左の如し。

穆克登の咨文

奉旨查邊大人穆等、朝鮮接伴使本地觀察使に移牒し、邊地を明にする事。我親しく白山に至り鴨綠、土門の二江を審視するに、俱に白山に根抵發源し、東西兩邊に分流す。元江北を大國の境となし、江南を朝鮮の境と定めたるは、歷年已に久しければ議せず。他は兩江の發源地なる分水嶺中に、碑を立つるに在り。土門江の源より流に順つて下り審視するに、流るゝこと數十里に至り水痕を見ず、暗流を縫ふの處より百里に至り、始めて巨水現はれ茂山に流る。兩岸草稀に地平かなれば、人邊界あるを知らず。往返して境を越え舍を結び、路徑交雜するが故に、此に於て接伴使、觀察使と共に商議して、茂山、惠山互に近き此水無きの地に、堅守すべき者を設立して、衆人をして邊境あるを知らしめ、敢て境を越えて事を生ぜざらしむれば、庶くは以て皇上の生民を軫念さるゝの至意に副ひ、且つ兩國の邊境事なかるべし。此商議の爲め咨文照會す。壬辰五月二十八日到着。

朝鮮側の回答

朝鮮國接伴使朴、咸鏡北道觀察使李 謹んで再拜して欽差大人閣下の上書す。伏して咨

文を承くるに曰ふあり。本官査邊大人稞等云々。伏して以ふに、該大人欽んで皇命を承け、殊くも弊邦に蒞み、險阻を跋履し交界を查明し、分水嶺上に碑を立て標となし、又土門江源の暗伏潛流が、明白を缺く有るを慮り、既に圖を以て親しく、自ら柵を立つるの便否を指示し、復た面のあたり詢ふことをなせしも、猶其詳細を盡くす能はざるかを恐れ、此咨文を送つて更に問ふの舉あり。其仰には皇上一視の仁を體し、俯しては小邦事を生ずるの、端を察する所以にして、委曲一に此に至る。咸激欽歎以て言ふ所を知らず。前日閣下柵を設くるの便否に就きて詢問を賜ふ、本官等は木柵は長久の計にあらず、或は山を築き或は石を聚めて、柵を拵つるか何れにせよ、農事の閑なる頃より工事を始むる事、及び大國の官吏が監督するや否やを仰問したれば、大人は以爲らく、既に定界の後なれば立標の際は、大國人の來り監することなきに似たり。而して農民は使役すべからず、且つ一日の急と爲すことにあらず、監事主宰して便宜工事を始め、一二年して完了すと雖も亦妨げず。使節來る際工事の状況を、通譯官を以て本官に傳言せば、或は皇上に轉奏するの道なしとせず。この事なりし故に、本官等は辭退の後此事を、國王に伏

聞せり。咨文中兩國の邊境事なきの道は、此事更に達する處なし、且咨文を以て回答すること、體面上敢へてせざる所あり、謹んで以て文を呈して仰ぎ答ふ。

伏して乞ふ恕察せよ。云々。

其後現在の石堆、土堆は此回答の主旨により、築造せられたるものなるべしと雖も、文献の徴すべきものなし。

穆克登は小舟を作り、更に豆滿江に従つて下り、江口までを視察して歸途に就き、其經過を左の如く皇帝に奏上せり。

四月二十九日厚州江を發し、行くこと三十里にして、朝鮮國王の遣す所の接伴使朴、咸鏡北道觀察使李の來接するあり。三十日江を渡り朝鮮馬に騎し、其山鄙を循り往く事、二百餘里にして惠山に至りたるに、朝鮮國王又戶曹參議を遣し來り宴を張る。暗意款洽、禮貌甚だ恭し、皆皇上の恩に感じ、大國の使節を敬ふなり。惠山より出發して劍川道溝に來り、朝鮮の二使臣年老ふるの故を以て、重駄を率る副使と同じく一路茂山に往かしめ、臣は一路行糧を減じ騎馬從者を約し、只朝鮮官數人を帶し白山に登り、池水を見た

るに、西は鴨綠たり、東は土門たり、遂に分水嶺上碑を立て、記録となせり。北流の水は未だ何れに向ふて、去るやを知らざれども、謂ふ之れ烏龍江(黒龍江)なりと。土門に循つて下り、今方に觀察事完ふして歸京す。

定界碑は斯様にして建立せられたるも、時既に重大なる錯誤あり、即ち清使は松花江の上流、土門江を豆滿江の源流なりと、誤認したること之れなり。他日清韓争境の大問題が、此不注意より發生すべしとは、當年の使臣一行が、夢想だもせざりしなるべし。

而して建立後も兩國共に依然豆滿江、鴨綠江以北の封禁を重んじ、間島一帯に何等の施設をなさず、無人の地帯として近年に來れり。其封禁を重じたる、二三の例を擧ぐれば……

一、通文館志卷九 肅宗大王四十年(康熙五十三年、西紀一六九四年)甲午の條に

上國人、舍を慶源の對岸二里許及 訓戎の對岸三里許、二箇所に作りたれば、迤北疆界は只一水を隔つるのみにして、空曠の時に於ても猶ほ奸民の、禁を冒して慘越するを患ふるに、況んや今至つて近く相接せば、鬻戾を致し易からん、請ふらくは轉達して意外の事を生ずるの患なからしめたしとて、院正金慶門を北京に專差して、禮部に咨報した

れば、禮部の回答に、本部は朝鮮邊に近き二處に房を作りて居住せる者は、何等の人何等の所屬地方に係り、何に因りて居住するやを知らざれば、遽かに議するに便ならず、應に奉天將軍及府尹並に寧古塔將軍に移咨して查明せしめ、到る日議せんことを題奏したるに、議に依れ、着して該官をして嚴察して、速かに奏せしめよとの上旨を奉じたり。とあり、翌四十一年乙未の條に……

禮部よりの來咨に據るに、寧古塔の題奏によりて、本部は其安都立他木奴の屯、寧古塔より擲し去れる官兵の屯は、朝鮮の慶源訓戒二城と既に近く、小人等往來事を生せんも亦未だ定むべからざれば、二屯の房屋窩舖を以て折毀し、俱に江を離るゝ稍遠き好田土種すべき處に於て居住せしめ、以後沿江の近き處にありて房を作り、地を耕するものは嚴に禁止を行ひ、該官官員をして不時に嚴査せしめ若し禁に違ひて仍は在り、或は朝鮮國又報せば、該官を以て議處し、兵民は罪を治せんと題奏したるに、議に依れこの旨を奉じたり。

とあり、即ち定界碑建立の二年後に、清人が豆滿江對岸に房屋を造りしものを朝鮮の抗議

によりて折毀せしめたるなり。

一、同英宗七年(雍正九年西紀一七三二年)の條に……

鳳凰城邊外に設けたる、陸路防汛の虎耳山等の處に、草河、緩河の二水あり。俱に邊内に發源して邊外莽牛哨に至り、會流して鴨綠江(中江)に入る。其中江に中洲あり、江心に沱と云ふ。沱の西は鳳凰城管轄に屬し、沱の東は朝鮮界跡に係る。毎年不肖の匪徒、私かに小舟に乘じ水路より米糧を偷運す、虎耳山には陸路防汛の設けあれども、河水阻隔稽査する能はず。故に莽牛哨に水路防汛を設げんどの議ありしが、清帝は該地方は朝鮮と界を連ぬるが故に、朝鮮王に詢問し、王が異存なければ更に議せんとしたるに、朝鮮王は前記房屋折毀の例を引き、金慶門を北京に專差して異議を唱へたれば、遂に之を止めたることの記載あり。

一、同英宗二十二年(乾隆十一年丙寅、西曆一七四六年)即ち前記事件より十五年を経て、再び此問題を生じたり。同年の條に……

奉天將軍達爾黨阿は、近來不肖の徒、私かに小舟を造り米穀を積載し、莽牛哨より江を

順つて産蔘の地に到り、人蔘を採る。莽牛哨に防汛を設けて之を取締るの必要あり、且つ沿邊の荒田を開墾し耕種せしめ、看守要隘し、江心を越過するを許さざらんとの意見を上奏せるに依り、調査せしめたるに、朝鮮王は皇朝既に内外區界を嚴にし、奸細縁越の患を軫念せられ、柵を風凰城に樹て以て出入を調ふ。而して柵外松江に至る百有余里其地方を墟にし人の居住を禁ず。然るに今墾土設屯せば奸弊百出せん。且既に康熙五十四年に房屋折毀のことあり。雍正九年に草窠二河合流地の水汎中止のことあり。乾隆二年内地商民、中江に於て交市の命ありしも、皇上小邦日後の弊を思ひ之を中止せられし事あり。今回の件も雍正九年防汛停罷の所なり。殊に該屯墾土は其弊なるにより、之を中止せしめたとの主旨を以て抗議したるに、帝は遂に之を中止せしむることの記載あり。

一、同英宗大王二十四年(乾隆十三年戊辰、西紀一七四八年)の條に……

訓戒鎮の對岸、東邊二里許に上國人家を作りて墾田せしものありしに由り。康熙五十四年に移杏し毀撤せし例に照して、清國に具杏せしかば、該將軍をして確查せしめ、即ち

禁止を行はん、作る所の房屋は例に照して辨理すべしとの 回答ありたりとの記載あり。
即ち定界碑成立後に於ても、封禁に關し清國が朝鮮の抗議を尊重し、緩衝地帯の維持に
努めたこか、を推知するに足る。

清韓兩國の定界を明確ならしむべく、多大の努力を以て建立したる該定界碑が、定界の効を
致さざるのみならず、却つて後年定界紛議の大問題となりしは奇と謂ふべし。(篠田博士稿)

間島輝春地方及同接壤地方在住民の密度及對比 (昭和五年十二月末測)

地方	面積	區分			人口計	一平方里在住者密度
		内地人	朝鮮人	中國人		
延吉縣	五八〇	一、六六六	一、四三二	五、七七一	〇・三〇	二、四七六
和龍縣	五七六	七	九四四元	五、九八四	〇・〇〇一	二、八七二
汪清縣	四九四	一三三	四、〇一〇	三、八五二	〇・〇〇三	四、〇八
輝春縣	二、六五五	二、四四	四、四四九	四、〇〇四	〇・〇一	八、八九
計	一、六五五	三、三三六	五、八三六	二、三、一八一	〇・〇一九	五、八六五
安圖縣	三七〇		一、九四二	一、七六〇	八〇五七五	三、二二六
撫松縣	四二		二、七五	三、〇三九	九三〇三	三、六四
樺甸縣	六九四		一、八二	一、七、三四	九六、一八七	一、七四八
敦化縣	三、四七	一六	三、四九	三、〇、三五	八九、七二〇	三、五二〇
額穆縣	四九	六	四、三三	五、七、七六	九三、三九九	三、五三
寧安縣	一、〇三三	一〇	六、〇〇	五、五、五七	九四、八四	三、六八
東寧縣	四、八〇〇	五五	三、六五〇	三、〇、〇〇	八三、九一七	三、七〇八
計	四、二〇五	一、〇三三	二、七、一五	四、九、六六一	九三、七七一	三、六五〇

合計	八八六	二四九	〇、七五九	四〇〇九	六四九七	五九二九	一、〇七三	一七七
----	-----	-----	-------	------	------	------	-------	-----

備考 本表地域の面積は北海道(五、七三五方里)に匹敵す、而して北海道一万里在住者の密度は四五一人であり。
 成鏡北道の人口は七四五、二四人一万里五六五人である。

間島琿春地方縣別内外人口表 (昭和五年十二月末現在)

注	和龍縣	縣	延吉	區別	内地人			朝鮮人			外國人			中國人			
					戶數	男	女	戶數	男	女	戶數	男	女	戶數	男	女	
																	計
百草溝	龍井村	龍井村	龍井村	龍井村	三三	五七	五八	二二	一、二五	一、三六〇	一、五二〇	一	一	一	一	一	一
商埠地	商埠地	商埠地	商埠地	商埠地	六	六	六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	合計	合計	合計	合計	三三	五七	五八	二二	一、二五	一、三六〇	一、五二〇	一	一	一	一	一	一

清 縣	雜居地	合計	縣 雜居地	春 雜居地	縣 合計	總 計	昭和四年十二月末現在戶口		昭和四年增		比 減
							男	女	男	女	
合計	七五	八四	三三	二七	六〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	八四	九三	三二	二七	五九	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	六六	七五	二四	二〇	四四	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	一五	二〇	八	七	一五	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	七五	八四	三三	二七	六〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	二二,三〇〇	二四,七〇〇	八,〇〇〇	七,〇〇〇	一五,〇〇〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	二,八〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	九〇〇	一,九〇〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	一	一	一	一	一	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	一	一	一	一	一	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	三	三	一	一	二	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	三,四〇〇	三,八〇〇	一,〇〇〇	九〇〇	一九〇〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	二,一〇〇	二,二七〇	七〇〇	六〇〇	一,三〇〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	八,三三八	九,二三五	三,〇〇〇	二,七〇〇	五,七〇〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三
合計	一九,五五九	二〇,八〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三三,一五二,〇九七	三六,三〇〇,〇四九	三,一四八,九五二	四,一五二,〇五二	一,〇〇三,一〇〇	三

鮮農の移住と増加状態

間島は前清の始めより 同治年間(約六十年前)に至るまで、清韓相犯する事なきを盟ひ、禁山園場として荒漠たるまゝに遺棄されて、民人の居住する者が絶えてなかつたが、挖金賊の群や、獵夫或は採藥草者等が足跡を印するに至り、何時となく清韓人が窺かに、密江や海蘭河の流域に三々五々居を構へて、耕牧する者があるに至つた。その後明治二、三年の兩年に亘つて、咸鏡兩道一帶に稀有の大饑饉があつて、光景慘憺を極めた時鬪們江海岸居住の韓民は、遂に禁を犯して深夜筏を泛べて渡江し、窺かに荒蕪を開拓して生存することを得たので、之れが近代に於ける鮮農移住の濫觴である。次で明治十六年西北經略使魚允

中が、討禁令を撤回したので沿岸の住民は、先を争つて移住し専ら開墾に従事した。爾來韓民の移住絶間なく今日に及んだのである。

要する間島鮮農移住の原因としては、

(一) 國を接する地理的關係に在ること

(二) 地味肥沃にして收穫多く且つ地價り低廉であること

咸鏡北道産業課調(昭和三年)による咸北と間島との反當り收穫量を示せば

	咸北	間島	割合
米	九二〇合	一、二四〇合	一九・三
粟	六八〇	一、二〇〇	四三・三
大豆	六一〇	八七〇	二九・八
小麦	四六〇	七二〇	三六・一

(三) 間島協約により朝鮮人には、居住の自由あり殊に歸化鮮人には、土地所有の權利が付與されて居ること。

(四) 複雑煩惱なる生活に耐へ得ざる鮮人も、一度國境を越えれば、比較的呑氣な生活を

なし得ること。

(五) 飢饉、旱魃、洪水等の天災地變によること。

而して彼等の最も早く開墾に従事したと、傳へられ居る地方は左の各處である。

延吉縣 志仁郷南營下村

同 勇智郷龍井村小佛洞

同 守信郷藥水洞盧來城

和龍縣 明新社三道溝

同 知新社藏財村

汪清縣 春明郷大坎子

同 春華郷風梧洞

琿春縣 德惠郷三麻洞

同 崇禮郷電線村

同 敬信郷金塘村

因みに郷社、は恰も我町村に相當するもので、郷社の下には甲及牌がある。即ち十戸を以て牌とし、十牌を以て一甲として、夫れく長を置いてある。

總領事館管内新移住朝鮮人人員調査

大正六年	一二、〇〇〇人	同	十三年	三、〇〇〇人
同 七年	一九、二〇〇人	同	十四年	四、五五六人
同 八年	二二、八〇〇人	同	十五年	九、一四三人
同 九年	二四、〇〇〇人	昭和二年	二四、〇五五人	
同 十年	二、一八〇人	同 三年	一五、一七三人	
同 十一年	五、四〇〇人	同 四年	五、六九二人	
同 十二年	二、〇〇〇人	同 五年	三、三九二人	

(昭和十年は軍隊出動のため少し)

在任朝鮮人増加状態

明治四十年末	七三、〇〇〇人	昭和元年末	三五六、〇一六人
同 四十一年末	九一、〇〇〇人	同 二年末	三六八、八二七人
大正五年末	二〇三、四二六人	同 三年末	三八二、九三〇人
同 十年末	三〇七、八〇六人	同 四年末	三八一、五六一人
		同 五年末	三八八、三六六人

鮮農移住の現状

移民の殆ど全部は農業移民である、従つて移住時期は毎年十月十一月より、二、三、四月が最も多い。之は當年の收穫も終り次年の小作契約や、土地買入に最も適當な時であるからである。

彼等が移住時に於ける携行金額（滿蒙事情昭和五年二月號所載）

(一)	三、〇〇〇圓	一家族	(五)	一〇〇〇圓以下	七家族
(二)	一、五〇〇圓—二、〇〇〇圓	三家族	(六)	五〇〇圓以下	一五家族
(三)	一、〇〇〇圓—一、〇五〇圓	八家族	(七)	無一物	五家族
(四)	五〇〇圓—一、〇〇〇圓	一家族			

之等移住者の内、相當資産ある者は、なるべく交通の便あり且つ生活を脅かさるゝこと少なき、圖們江沿岸に止まらんとし、無資力ものは勢ひ奥地に流れ出で、而も小作農として行先を準備する者少なく、只同胞の慈悲、即ち先住鮮人の、是等移住者への宿泊 與食或は耕地斡旋に俟つて、今日まで曲りなりにも、定著し來つたが、現在では支那地主が曾つて鮮人小作人を優遇し、土地の如きも支那人同様未墾地は、登記料を納付するのみで、所有權

を得られた時代と事情を異にして、在間支那人の鮮農に對する態度が一變して來たので、此等移民の定著も却々困難の事である。

無料宿泊所

大正十四年十月、局子街領事分館の森常太郎氏（獸醫）が、私財を投じて局子街及老頭溝の二箇所、無料宿泊所を創設したが維持上の困難と、鮮農移住の經路に遠ざかつて居たため、成績振はず終に昭和三年春廢止した。

然るに昭和五年三月百草溝朝鮮人民會が、本部を同地に、支部を依蘭溝管内鳳接洞、百草溝管内永昌洞に置き、無料宿泊所を開設して、貧困者の無料宿泊、小作その他の仕事の斡旋をして居る。尙今後數箇所を増設の豫定である。

外に龍井に在間同胞救濟團といふ救護團がある、指定合宿所に於て十錢の實費を以て一泊一食することが出来る。

土地所有狀況

鮮人の土地所有者は從來の越懇民を除いては、支那人より買受けたる者と、未墾地開墾に

よつて得たものとの二様である。

(豆滿江岸特に慶興對岸は從來越境耕作の鮮人が多く、其附近の土地は殆ど其所有であるといふ)未墾地開墾は支那の官有山林拂下制度によつて、出願者は一定の手數料を納入し、一定の期間内に開墾すべき事を條件として、其開墾を許可される。期間内に開墾を終つて初めて地契の交附を受けて、其權利を得るので之は支那人と歸化鮮人のみに限り、一般非歸化鮮人には許されない。間島協約によれば、鮮人は居住及土地家屋の所有權を有するのであるが、現在支那側は延吉、和龍の二縣に於てのみ非歸化者に對しても、其所有權を認めて居るが、汪清、琿春の二縣に於ては、歸化鮮人でなければ其所有權を認めない實狀である。支那官憲は土地所有權を得んとする鮮人には、歸化を強要して自國の保護下に置かんとする故に、非歸化鮮人が土地を購入するには、先づ歸化鮮人に依頼して其名義を用ひ、賣買契約のため立會審査をなす場合には、買受人は之に參加せず、單に名義人の歸化鮮人と賣渡支那人と立會つた後、歸化鮮人は買受人を伴ひ實査して、始めて契約をするのである。これは歸化鮮人以外の者が立會すれば、外國人が土地所有權を獲得するものであると

の理由で、支那官憲が其賣買を認めないからである。斯くて實査ををはり名義鮮人より土地代金を支拂ひ、賣渡證書の授受をして更に社長の賣渡證明を受け、縣署に出頭して土地臺帳訂正の手續をなし、地券を受領するのであつて、一見不確實の様であるが兩者間に紛糾を來すことはないといふことである。

而して龍井村地方では買入地十分の一の地上權を、名義人に與へる例であるが、琿春地方ではかゝる一定の習慣なく、單に一時金若干を謝禮するのみである。

昭和四年支那官憲の調査によれば、間島に於ける鮮人土地所有者は、三七、八六三人、所有地一三四、三二五晌である。

(一晌は我約七反二畝、鮮人は一晌地を大晌一日耕地と云ふ)

土地買入に要する經費

郷長の蓋戳費(捺印の意味)

土地代金百分の二

縣 稅 契

同 十分の一

附 加 稅

縣稅契の二割五分

甘・結書	二枚	手数料	二圓
切結書	一枚		
官費		二圓五十錢	
照費		一圓十錢	

小作状況

支那人は何れも平坦な土地を占めて居る、鮮人は移住年数は古いが土地所有權を有する者は僅かに五分の一に過ぎない。(琿春縣)

其他は小作人で其耕地は山腹の斜面乃至谷地、又は水害の虞ある河盆に耕作して居る。

一般支那人間に行はれる小作は、口約であるが兩者間に紛争を起すことは鮮ない。

永代小作は支那人の所有する未墾地を開墾してより、三年乃至四年の間は小作料は要らないが、其後は耕地の五分一乃至二を地主に提供する。又小作權を他に譲渡する自由があり殆ど土地所有權に近い。

短期小作は既墾地、又は耕作に容易な土地を借入れて、二年乃至十年の小作契約をする。

小作料は收穫物を折半するものと、一晌に對して穀類三斗乃至二石を提供するものとあり、何れも借人の更新をする優先権がある習慣である。

一年小作は主として平野の耕地であつて、小作料は收穫の十分の三を地主に提供するものが多い。此種小作は土地所有者が自己の傭人又は家族で、耕作しない場合に契約するのであるが、又收穫物全部を買収する條件で契約するものもある。

小作權の賣買は間島の至る所で行はれる譯ではないが、瑛春縣黒頂子附近で毎年陰曆一月から二月に至る、農閑期に行はれる一例を述べて見よう。

それは年限を定めないで、或金額を無利子で支那人地主に供託して、其間小作權を得るのであるが小作を中止した時には、地主から前に供託した元金を取戻すのである。

其供託金額

上等畑一日耕(我三反四畝)

金 四十圓

中等畑 同

金 三十五圓

下等畑 同

金 二十五圓

一四九

又一年を限りて同様の契約で小作権を買収する方法もある。其供託金額

上等畑一日耕

金 十 四 圓

中等畑 同

金 十 二 圓

下等畑 同

金 十 圓

此小作権の賣買によりて地主は、水害、旱害による、減收の心配がなく、無利子の供託金を以て、他に高利に貸付ける利益があり、一方小作権を買った鮮農は假りに大豆を播くことすれば、上等畑一日耕に付朝鮮樹十石、中等畑九石、下等畑七石の收穫があり、一石の相場が六圓として、相應の利益を得られる譯である。

鮮人農家の經濟

左に最近の調査による農家一年間の收支狀況を見れば（平年作を標準とす）自作農（家族五人あり六响耕作するものとす）

△一年間收入

種 目

金 額

種

要

大豆 二响

六三・〇〇〇

一响四石半、一石代七圓とす

△一年間支出

種 目	金 額
精 粟 三 响	一 二 〇 〇 〇 〇
玉 蜀 黍 三 頁	一 七 〇 五 〇 〇
雜 穀 七 頁	二 五 〇 〇 〇 〇
麻 布	三 〇 〇 〇 〇 〇
馬 豚 等 家 畜	五 〇 〇 〇 〇 〇
牛 車 收 入	六 〇 〇 〇 〇 〇
雜 收 入	二 〇 〇 〇 〇 〇
合 計	三 八 五 〇 〇 〇
土 地 稅	二 〇 〇 〇 〇 〇
民 會 費 其 他 公 費	二 二 〇 〇 〇 〇
食 料 費	五 〇 〇 〇 〇 〇
冠 婚 葬 禮 費	一 一 〇 〇 〇 〇 〇
官 廳 代	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇
交 際 費	一 五 〇 〇 〇 〇
	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇

一响四石、一石代十圓とす

馬鈴薯、大麥、菜豆、稻等

婦女子が副業として産出す

同上 鷄卵を含む

冬期中運搬業を營む

勞働賃金など

糖 麥

概算にして年々一定せず

下級官吏の懸差により一定せず

一人年十圓宛(糧物代を含む)

粟八石、大豆二石、其他雜穀

最低限度

借 金 利 子

金融方面より借入金

合 計

二〇・〇〇〇
三四八・〇〇〇

△差引利益三十七圓五十錢

此利益を以て主に利廻しをするのであるが、何個年と続けて凶作を見ぬ時は土地を買収するのである。現在朝鮮人の土地所有面積が鮮内地に於ける資本家の投資を見ずして年々増加しつつあるのは之れが結果である。

小 作 農(同上)

△一年間收入

種 目	金 額	摘 要
大豆 二响	三二〇〇〇	小作料を除く
蕎麥 三响	六〇〇〇〇	同
大豆 三負	四〇〇〇〇	同
玉蜀黍 三負	二〇〇〇〇	同殆ど全部間食となる
馬鈴薯 三負	一〇〇〇〇〇	小作料を除く
雜穀 八負	一〇〇〇〇〇	同
雜 收 入	五〇〇〇〇〇	人夫賃及副業による收入を含む

△一年間支出

種目	金額	摘要
各種公税	一六八、〇〇〇	
衣服代	一二、〇〇〇	
食糧代	二〇、〇〇〇	一人年四圓宛(同上)
冠婚葬禮費	一〇〇、〇〇〇	
交際費	五〇、〇〇〇	
官鹽代	八、〇〇〇	
借金利息	一一、〇〇〇	
直接間接地主に搾取される金額	三〇、〇〇〇	官憲に徴されるものを含む
其他雜費	二〇、〇〇〇	
合計	一〇〇、〇〇〇	農具代
△差引不足	二六二、〇〇〇	

之れ丈不足を生ずる爲め、小作農等は農閑期を利用して、牛馬車に依る、運搬業及薪炭の販賣などをなし、一方妻女に命じて製麻、養鶏、養豚などをして収入の増加を計るが、内には二三年も一箇所に定住すること出来ず、窮かに立退きをする者もあるといふ。

一响は十負、

一响は

二千坪と一千七百坪とあり
此項に於ける一响は一千七百坪である

木	材	立方尺
其の他諸品		三三
再輸入品(外國産)		一五九、五五九
計		四〇、三九六
		一六八、一九七
		三、七五七、〇〇
		六九六、四三九
		五、五五四
		九六八
		一〇三、三七一
		三、一八、四七

備考 昭和四年度高粱及粟は昭和三年に於て農作物不作に依り支那側が救済の爲め南滿地方より輸入貧民に配給したるものである

金融 琿春に於ける金融機關は、琿春共榮株式會社、琿春朝鮮人民會金融部及琿春興産株式會社で、前者は主として下層農民に低利農資を、後者は市内鮮人の商業資金の融通を計つて居る。市内に於ける平均金利は

内鮮人間月三分(日歩十錢)、支鮮人間月八歩(日歩十六錢)、支那人間月五分(日歩十
六錢)

通貨は日本貨を主とし

質利子

五圓以下 月七分五厘

二十圓以下 月七分

五十圓以下 月六分

百圓以下 月四分

千圓以下 月二分五厘

流質期限滿三ヶ月

支那官衙

琿春縣政府、東北陸軍歩第七十團、保衛團、公安局、地方審判廳、權運局、森林分局、
憲兵分所、教育局、稅捐局、郵政局、電報局、吉黑緝私第二營分所、延吉海關分關、
利通電話公司、旭春電燈廠、

琿春より各地に至る距離

朝鮮城川間(豆滿江岸)	三里	慶源面(城川經由)	五里
西崑灣子(訓戎對岸)	三里	新阿山對岸	七里
回龍峯(下汝坪對岸)	九里	頭道溝(分館分署所在地)	五里
凉水泉子(穩城對岸)	九里	黑頂子(同)	九里半
密口	六里	長嶺子(露支國境)	三里
土門子	二〇里		
露領バラバシ(土門子經由)	二八里	ノーキエフスコエ(長嶺子經由)	九里

汪清を経て寧古塔に至る六〇〇支里、この間濕地及峻坂多く、夏期は交通杜絶することあり。浦塩には煙秋(ノーキエフスクエ)「ボセツト」と、經由するを通例とする。先づ三里にして露支國境に達し、更に六里にして煙秋に至り、更に三里にして「ボセツト」灣に至り、乗船九時間にして浦塩に達す。而して此間道路平坦にして、支露國境に緩勾配の、小嶺あるのみである。土門子を経て「バラバシ」及東寧縣三岔口に至るものは、二十里にして土門子に至り、更に二里國境分水嶺を越え、東方露領蒙古界を経由「ホコロスフカ」に達す。又分水嶺より北方老爺嶺を越え、三十餘里にして三岔口に達す。下汝坪に至る九里餘、この間大盤嶺を越ゆ。道路險惡交通容易ならず、解氷期中は琿春川下流まで陸路、更に支那ジャンク船にて、豆滿江に出で下汝坪に達す。豆滿江岸訓戎城川至る道路は、平坦にして乗合自働車の外、支那馬車及び朝鮮式牛車の往來がある。

土門子地方 土門子是一名東興鎮とも呼ぶ、縣内に於て琿春に次ぐ集團地であつて、琿春を距る東北方二十一里露支國境に在り、從來の露支貿易は此地で行はれた。同地へ通する

道路は狹隘な谷地にありて頗る悪しく、夏期は徒歩者の往來を見るのみであるが、結氷期間は琿春河氷上を利用して、樞又は車輛で貨客を運搬する。昭和五年二月現在戸口

戸數

三〇四戸

朝鮮人 一三五戸
支那人 一六九戸

人口

二、〇二四人

朝鮮人 男四三〇人 女三五〇人
支那人 男九〇〇人 女三四四人

馬滴塔(琿春より九里、土門子街道)

戸數

七二戸

支那人 三八戸
朝鮮人 三四戸

人口

五四八人

支那人 三二四人
朝鮮人 二二四人

私立東興學校(土門子、總督府教科書を用ゆ)

私立光成學校(小六道溝)

同 三育學校(下草帽頂子)

同 普光學校(打馬溝)

支那教科書を用ゆ

此地方は既耕一日耕地三十圓乃至六十圓であつたが、昭和五年から二十圓乃至四十圓、水田一日耕地六七十圓になつた。

土門子には支那歩兵一箇大隊と公安局分局があつて、國境守備と治安維持に任じて居る。

從來公然と行ひ來つた密輸出入も露支の乖離より、引續き露國ケベウ員の警戒嚴重のため、密貿易は殆ど根絶の有様である。

琿春縣は吉林省東南の一隅に位し、北方及西方は老爺嶺の支脈を以て、東靉、汪清の二縣に連り、東南は丘陵性の連岡を以て、露領南部沿海州に接續し、西南は豆滿江に沿ふて朝鮮と境し、西南より東北に走れる狭長な盆地である。縣内に流るゝ河川は總て縣界若くは國境を形成する。分水嶺に發して豆滿江に注ぐを以て、流域少く水量に乏しいけれども、灌漑には充分である。琿春河は全長三十四里で、數十の支流を合して縣内を縦貫する、最も大なるもので下流約六里の地點から、東西九里南北四里に亘る漏斗狀に展開せる平野を形成して居る。縣内一般に肥沃な地味であつて、河川の流域及丘陵の斜面は、殆ど好く耕作に適して居る。

全面積二百六十方里

戸數	一五、五九六戸	外國人	一戸	朝鮮人	八、六六九戸
	内地人	内地人	二〇戸	支那人	六、八〇六戸
人口	八八、三五九人	内地人	三四三人	朝鮮人	四九、九五二人
	外國人	外國人	一三人	支那人	三八、〇五一戸

(昭和四年末現在)

内地人戸數の内七〇戸は官公吏である。

琿春市内を除き村落に居住する、鮮人の大部分は農民である。

琿春縣政府より上司に報告した

昭和四年九月一日現在歸化鮮人戸口數 一、二三一戸 七、〇三〇人

歸化を要望する戸數 二、三三五戸

教育

鮮人教育機關(昭和四年末調査)

公立學校

四(内三補助書堂)

五一五名

私立學校 一七

一一二三名

支那側經營 一一

三八〇名

教會附屬學校 三

一二三名

支那子弟教育機關

縣立國民小學校 五二

約二〇〇〇名

私立小學校 一八

約 八百名

宗教

管内鮮人は主として基督教である

教名 布教所

信徒數

耶蘇教 二四

三、〇一七名

天道教 一

二九〇名

天主教 九

一、八三五名

大宗教 一

三七名

佛敎 一

本邦人經營

局 子 街 (支那稱延吉 イェヌチイ)

支那人間ではイェヌチイと呼んで居る、布爾巴通河に臨みて位置し間島に於ける支那行政の中樞で、支那人商業の中心地である。元暉春廳に屬して居つたが、光緒二十九年延吉衙門

の設置あり、宣統元年延吉府と改稱民國二年更に延吉縣と改稱した、光緒十五年天寶山銀銅鑛の開始により、山東苦力の來往する者多く漸次市街を形成し商埠地の開放 我領事分館の開設、天圖輕便鐵道の開通によりて、日鮮支人相次で來住し、人口は激増し商業は頓みに般盛となつた、現在戸數、

戸 數	人口		内地人	支那人	朝鮮人	外國人	計
	女	男					
六六戸	一一一	一〇八		一〇、九三四	一、〇五二	一	一八、八八九
				五、六七六	一、〇〇七		
				二、九九五	四五六	一	三、五一八

日本側所在

領事分館、同警察署、内地人居留民會、朝鮮人民會、小學校、普通學校、金融部、支那側所在

延吉市政籌備處、延吉鎮守使公署、延吉縣公署、地方審判廳、稅捐徵收局、摧運局、監獄、學校、軍營等。

一七九

頭道溝 (トウタオコウ)

一八〇

吉林省の東南隅延吉縣の守信郷に在る、間島第一の頭道溝平野の中央に位し、農業商業共樞要の地である、明治四十年龍井村に統監府出張所を設置した當時、在住朝鮮人保護のため、間島憲兵分隊の、分遣所を置き支那も亦派辦處を置いた、商埠地開放により明治四十二年十一月、我領事分館の開設と同時に派辦處を商埠局と改稱した。

現在戸口數

戸數	内地人		朝鮮人	支那人	外國人	計
	男	女				
	二〇六	八九	七九	三二七	一	一、一八六
	二、〇二一	一、八六九		一、五五九		六、二九〇
	六四九					

日本側所在

領事分館、同警察署、内地人居留民會、金融部、普通學校、小學校、金融部等。

支那側所在

商埠分局其他。

百草溝 (バイツァオコウ)

環春及局子街より寧古塔に通ずる街道の要衝で、間島最北の商埠地であり嘎呀河流域の、商業の中心をなして居る、冬期嘎呀河の氷上を利用する鐘城、穆城方面との交通は頗る頻繁である。今より五十年前山東移民に次いで相當戸數の、朝鮮人の移住があつたが光緒十六年に、招墾局を局子街に設け巡防隊を此地に分駐して、極力朝鮮移住民を壓迫したので殆ど鮮内地或は他地方に轉住して、僅かに七十戸を残すのみであつたが我領事館出張所の

開設により、漸次移住者數を回復し更に大正拾年警務機關の擴張、同十一年十一月領事分館に昇格等の事ありて、益々増加を來した。

現在戸口數

戸數	人口		内地人	朝鮮人	支那人	外國人	計
	男	女					
日本側所在	六二	四四	一、〇七二	二、五一三	九八五	一	五、六八八
	三九	三九	三二二	四五八			八一八

一八一

一八二

領事分館、同警察署、居留民會、朝鮮人民會、普通學校、小學校、百草溝俱樂部等。
支那側所在

汪清縣政府其他。

襲聲磗子（ウツン ション ラーツ）

天圖鐵道終點老頭溝より七十支里、此間老頭溝嶺、五個頂子嶺等の難所を経て至る、大廟溝と倒木溝が合流して布爾哈通河となる Y 形地點に位置する局子街より吉林に至る、街道中間の唯一の大部落で汪清縣の管轄に屬す。

街を貫く二本の道路は T 形をなし、支那人商賈約百戸前街上に在り 朝鮮人家屋約二百五十戸は後街上に在る。日本警察分署は最近設置せられた。

公安分局、税捐分局、國民學校、歩兵二箇中隊、教會堂等所在。

其他警察分署所在地十三個は概ね營農の部落であつて、内地人の居住するものは、警察官のみなれば、茲に省略して分署別在住民戸口數を示す。

警察分署所在地在住民戸口數

地方別	内地人	朝鮮人	支那人	外國人
大 拉 子	七戸 一六人	三、二四八戸 一八、四八五人	四三五戸 九四六人	一戸
南 陽 坪	一六戸 一三人	三、七四三戸 二四、九六六人	三九九戸 二、〇〇一人	

琿 春 頭 道 溝	黑 頂 子	涼 水 泉 子	傑 滿 洞	曼 呀 河	依 蘭 溝	八 道 溝	同	二 道 溝	釜 洞	天 寶 山	銅 佛 寺
-----------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---	-------------	--------	-------------	-------------

和 延

二 四 九 人	二 一 八 人	二 〇 七 人	一 四 四 人	二 七 〇 人	一 八 六 人	一 九 七 人		三 一 五 人	二 九 九 人	四 八 四 人	三 二 二 人
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	--	------------------	------------------	------------------	------------------

一 八 〇 五 四 人	一 三 〇 三 六 人	一 九 七 四 二 人	一 六 一 七 二 人	一 〇 八 三 三 人	二 三 四 一 二 人	二 二 三 九 四 人	七 一 三 五 人	一 二 八 六 八 人	二 二 五 九 七 人	一 四 九 三 五 人	二 二 六 〇 二 人	三 七 九 三 人	二 二 六 三 四 人	一 三 八 〇 九 人	二 二 四 八 五 人	一 九 七 九 一 人	一 三 四 一 四 人	二 四 七 六 五 人	二 四 六 〇 七 人	一 八 七 三 一 人	一 三 二 八 四 人
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

一 〇 〇 九 人	一 一 三 〇 人	一 一 九 八 八 人	一 〇 〇 九 人	一 一 六 四 人	一 一 九 八 八 人	二 一 二 〇 三 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人	二 一 九 八 八 人
-----------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

一
人

二
人

一
人

区庁庶民公費事務報告

(二) 戸口		種別		戸数		人口	
男	女	男	女	男	女	男	女
計	計	計	計	計	計	計	計
日本人	計	朝鮮人	計	滿洲人	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	計
日本人	計	朝鮮人	計	中國人	計	計	計
計	計	計	計	計	計	計	計

一課金
 二賦課徴収
 以賦課戸数及更除戸数
 更除戸数
 更除戸数

美平區事務報告

昭和七年度分

第一款 一般事務

一、大石橋地方事務所美平派台行

(一) 公費事務。關係如下社員，其勤
轉出昭和八年三月十五日附大石橋地方事務所へ
事務員 松原 貢

轉入

昭和八年三月十三日附嵯峨原礦務所へ
事務員 海田新吾

(二) 人口

區別	户数	人口		
		男	女	計
日本人	87	188	159	347
朝鮮人	2	3	5	8
滿洲人	216	691	605	1296
計	305	882	769	1651

二、地方委員会

(一) 委員，選挙
本年度十二

经费合计	17,574.28
临时费	
教学费	397.77
临时费合计	397.77
经费总计	18,292.05

二、经费收支

(一) 经费

1. 经费制

1. 经费制及经费制经费按年度由月一日起在

4. 经费制其他外国人别

中国人			朝鲜人			日本人		
经费制	经费制	合计	经费制	经费制	合计	经费制	经费制	合计
1	15	76	1	0	1	72	138	210

2. 等级别、经费制及经费制收支款额、经费金额

等级	经费制		经费制		收支款额		经费金额	
	经费制	经费制	经费制	经费制	经费制	经费制	经费制	经费制
十七等	4342	1	4342	1	4342			
十八	3718	1	3718	1	3718			
十九	3146	5	15730	5	15730			
二十	2600	3/2	8450	3/2	8450			
合计	2223	3	6669	3	6669			

大石橋鐵公賣事務所百 (昭和七年度分)

第一款 一般事務

口 戶 口

計	中國人	朝鮮人	國人別		計
			戶	數	
一、一二八	三七四	三一	一、四八六	一、三二一	二、八〇七
二、一〇九	一、五四一	八二	二、〇四四	一、六三九	三、六八三
三、一五五	二、〇九二	一六三	三、二四六	二、八〇二	六、〇四八

海城區事務報告

昭和7年度

第一款 一般事務

1. 地方事務所派出所

(1) 公費事務=關係行政人員異動下記、如之

異動年月日	事項又異動者分掌業務	資格	職名	氏名
昭和7.6.13	待命	備員	外助	平山猛
"	昭和7年7月25日海城區公所及板橋事務所公費事務一般補助	備員	外助	小山秀雄

現在員下記、如之

主任 / 外助 / 滿洲國雜務方 / 全園丁 / 計4名

(2) 人口

人口數				人											
日本		朝鮮		滿洲國		計		日本人		朝鮮人		滿洲國人		計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
155	20	121	296	322	298	617	45	60	85	929	269	1187	1396	593	889

摘要軍人軍屬ヲ除ク

(3) 其他

記事十二

2. 地方委員會

2. 賦課徴収

(1) 課金

1. 戸数割

1. 賦課戸数及免除戸数

日本人		朝鮮人		滿洲國人		計	
賦課戸数	免除戸数	賦課戸数	免除戸数	賦課戸数	免除戸数	賦課戸数	免除戸数
142	5	3	12	54	72	199	89

口 賦課徴収欠損未徴収戸数金額

年級別	一課額	賦課		徴収		欠損	未徴収
		戸数	金額	戸数	金額		
6等	255.00	1	255.00	1	255.00	-	-
7 "	222.75	2	445.50	2	445.50	-	-
14 "	78.00	1	78.00	1	78.00	-	-
15 "	65.70	1	65.70	1	65.70	-	-
16 "	57.60	2	115.20	2	115.20	-	-
17 "	50.10	1	50.10	1	50.10	-	-
18 "	42.90	8	343.20	8	343.20	-	-
19 "	36.30	7	254.10	7	254.10	-	-
20 "	30.00	8	240.00	8	240.00	-	-
21 "	25.65	11	282.15	11	282.15	-	-
22 "	21.60	6	129.60	6	129.60	-	-

營口區公貨事務所報告

昭和七年

第一號 一級事務

二、地方事務所

○公貨事務ニ關係スル社員ノ異動

異動月日	學	田	職名	氏名
九月三日	奉大轉出ニ依ル	學三員	備員外 勤助手	中川廣輔
全	公主濱ヨリ轉入			齋藤 茂 男
十二月十一日	大連ニ轉出			全
一月六日	大連本社ヨリ轉入			中島 彌 一
三月二十四日	公主濱ニ轉出	學務員		羽村 汗 雄
全	新京ヨリ轉入			平林 祝 雄

二戸 口

戶數

區	街	戶數	
		日本	外國
新市街		六七三	一九六
總市街		八三	一五〇
計		七五六	三四六
		二二七	二二七
		二	二
		一〇九九	二〇三三
		一三三二	二〇三三

人口

區	街	人口	
		男	女
新市街		二五六〇	一四八〇
總市街		一六九	一四七
計		一七四九	一六二七
		八九四	八三三
		二六四	二八九
		三	三
		二九六	一四六
		一七四九	一四六三
		八〇〇九	一〇〇九
		七〇〇〇	七〇〇〇

戶口調查表

戶口總數

戶口總數

民國二十一年一月一日截止之戶口總數及戶口調查表如下

戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
戶口總數	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

鞍山區公費事務報告

第一款 一般事務

一、地方事務所

(1) 公費事務ニ關係スル職員ノ異動

異動年月日	事項	異動者ノ分掌事務	到裕姓名
七月二五	採用	用助手	朱占公
			氏名

(2) 戸口 昭和八年三月末現在

國籍別	戸數	人		計
		男	女	
日本人	一、五六八	三、四五九	三、一一八	六、五七七
朝鮮人	八四	二二二	二〇七	四二九
中國人	一、四六九	六、一三五	二、六一一	八、七四六
外國人	一	三	三	六
計	三、一二二	九、八一九	五、九三九	一五、一五八

三、賦課戶數

(1) 課 金

戸 數 前

賦課戶數免除戸數（七年四月一日）

國籍別	總戸數	賦課戸數	免除戸數
日本人	一、五八四	一、二五八	三二六
中國人	一、二一二	一、二四	一、一七四
朝鮮人	八六	四	八二
外國人	一	一	一
計	二、八八三	一、三八六	一、五八三

上記員數二八五人四〇戸當

鞍山中間區公貨事務所報告

第一款 一般事務

一、地方事務所

(1) 公貨ニ關係アル社員ノ異動

湯岡子公園、園丁三、桶年太本年度ヨリ鞍山區公園ニ轉勤セシム

(2) 戸口

計	中國人	鮮人	日本人	人		計	口
				男	女		
三 七 九	二 三 一	四	一 四 四	二 六 三	二 〇 二	四 六 五	
一、 七 六 九	一、 五 〇 一	五			三	八	
六 二 三	四 一 八						
二、 三 九 二	一、 九 一 九						



新加坡總督報告

第一級 一般事務

昭和七年歲分

(二) 戶口 (昭和八年三月末現在)

種別	戶數	人口		備考
		男	女	
日本人	八〇八	六五二	一五四	一九三
朝鮮人	四五	一二九	一一七	二四六
甲種人	四八五	三三三	一〇三	六六六
外人	一	一	一	一
計	一三三八	一三三三	一六六一	二六九五

二 賦課徴収

（一） 課金

I、 戸 徴 割

（II） 賦課戸數及免除戸數

計	外國人	滿洲人	朝鮮人	日本人	區別賦課戸數	免除戸數	計
九八六	二	六七	三	九一四	△一三九	七七五	
二八八		三八二	四五	七七五			
二七四	二	四四九	四八				

免除戸數ノ數ハ
九月三十日根據同條設ニヨル總戸數七
七五八十二月末現在

蘇家屯區公費事務報告

昭和七年度分

第一款 一般事務

1. 奉天地方事務所蘇家屯派出所

(1) 公費事務-關係アル社屋ノ異動
轉入

公費	墓地火葬場費	傭員	吳芳田	昭和七年十一月一日採用
公費	下水費	傭員	市川續	昭和七年十一月六日採用
公費	下水費	傭員	馮傳生	昭和七年十一月廿日採用
公費	衛生費	准傭	内藤正武	昭和七年十一月廿日採用
地經	總係費	事務員	廣徳敏夫	昭和七年十一月廿日採用 三十日原地奉 ヨリ入

轉出

ナシ

2. 人口

昭和七年三月末現在

	戸数		人口		計
	男	女	男	女	
日本人	17	6	107	137	244
朝鮮人			26	12	38
滿洲人	265		841	474	1315
外國人					
合計	1088		2494	1894	4378

3. 其他

特記すべき事項ナシ

2. 賦課徴収

(1) 課金

(1) 户数割

1. 户数

種別	総数	賦課户数	免除户数
日本人 内地人 朝鮮人	778 2	652 1	126 5
滿洲國人	219	33	186
外國人			
計	1001	686	315

口等級別一产課額及賦課徴収額、未徴収产数金額

等級	总户数	一产課額	賦課課徴収額	未徴収額	产数金額	未徴収金額
四等	41440	41440	41440	0	0	0
五等	12768	12768	12768	0	0	0
六等	7008 $\frac{3}{2}$	1752 $\frac{3}{2}$	1752	0	0	0
七等	5344 $\frac{3}{2}$	6680 $\frac{3}{2}$	6680	0	0	0
八等	4576 $\frac{1}{2}$	8008 $\frac{1}{2}$	8008	0	0	0
九等	3872 $\frac{1}{2}$	5808 $\frac{1}{2}$	5808	0	0	0
十等	3200 $\frac{3}{2}$	16800 $\frac{3}{2}$	16800	0	0	0
十一等	2736	17152	17152	0	0	0
十二等	2304 $\frac{6}{2}$	24192 $\frac{6}{2}$	24192	0	0	0
十三等	1904 $\frac{6}{2}$	37032 $\frac{6}{2}$	37032	0	0	0

昭和七年 度

奉天區公署事務報告

奉天區公署事務所

(二) 戶口

昭和八年三月末現在

種別	戶數	人		計
		男	女	
日本人	六五一九	一六一一八	一四〇四八	三〇、一六六
內地人	二〇二	七二三	三八六	一、一〇九
朝鮮人	二七二〇	一三、一七五	三、八五三	一七〇二八
滿洲國人	二四九	五六四	三六五	九二九
外國人	九六九〇	三〇、五八〇	一八、六五二	四九、二三二
合計				

二 賦課徵收

(一) 課金

(山) 戶數割

1) 賦課戶數及免除戶數

種別	總戶數	賦課戶數	免除戶數	計	
				八三七九	四四五九
日本人	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六
朝鮮人	二四三	二四三	二四三	二四三	二四三
滿洲國人	二六一	二六一	二六一	二六一	二六一
外國人	二五九	二五九	二五九	二五九	二五九
計	八三七九	四四五九	四九二〇		

(四) 等被別一戶課額及賦課、徵收、納金、未課收ノ戶數金額

新加坡圖書館
二六八

鐵嶺區事務報告

昭和七年度

第一款 一般事務

1. 地方事務所

(1) 公費事務 = 関係アル社員ノ異動.

下水ポンプ所甲ノ滿洲國人ポンプ手劉相雲昭和七年九月二十日付依願解任シ其後任ハ昭和七年九月二十一日常役方滿洲國人馬龍俊ヲ採用ス

(2) 人口

人種	戸數	人		口計	備考
		男	女		
日本人	782	1504	1398	2902	
朝鮮人	28	120	41	161	
滿洲國人	232	1056	281	1337	
計	1042	2680	1720	4400	

2. 地方委員會

(1) 委員ノ選挙

本年度ハ選挙期 = アラサルヲ以テ選挙ナシ

(2) 委員ノ異動

昭和八年二月十六日委員山下藤五氏及全吉浦豊氏區外轉出ノ為辭任、全日付予備委員能田健市氏ヲ山下藤五氏ノ補充トシテ委員ニ決定、吉浦氏ノ補充委員ハ予備委員トシテ補充セラルコトニ決定セリ。

2 賦課徴収

(1) 課金

1. 戸数割

(1) 賦課戸数及免除戸数 昭和七年四月一日現在

国籍別	賦課戸数	免除戸数	総戸数
日本人	530	186	716
朝鮮人	2	15	17
滿州国人	44	267	311
其他外国人	2	0	2
計	578	468	1046

(2) 等級別課額及賦課生数欠損未徴収戸数金額

等級	一戸当		賦課		徴収		欠損		未徴収	
	賦課	課額	課額	金額	金額	戸数	金額	戸数	金額	
特等	1031	40	1	1031	40	1	1031	40		
1	941	40	1	941	40	1	941	40		
1等	195	30	1	195	30	1	195	30		
10	162	00	1	162	00	1	162	00		
13	109	44	3	327	32	3	327	32		
14	93	60	$\frac{6}{2}$	234	00	$\frac{6}{2}$	234	00		

1002 1935

高 滿 洲 鐵 道 株 式 會 社

(7.10. 5,000圓 20%)

昭和七年度

鐵嶺中間區事務報告

第一款 一般事務

1 事務所

1. 前年度同様在勤員ナシ

2 人口

地名	戸 数				人 口						合 計		
	戸 目	鮮 人	獨 人	計	日 人		鮮 人		滿 人		男	女	計
					男	女	男	女	男	女			
平頂堡	15	2	14	31	27	20	4	3	50	25	81	48	129
得勝台	13	1	18	32	30	22	1	0	36	35	67	57	124
乱石山	16	3	9	28	30	21	4	4	32	21	66	46	112
新台子	51	3	294	348	116	97	5	4	1974	496	2095	597	2692
計	95	9	335	439	203	160	14	11	2092	577	2309	748	3057

昭和七年度關原區事務報告

第一節 一般事務

I 地方事務所

A. 公費事務 - 關係於社會，勞動

昭和年月日	事項	分科事務	電報	職工	氏名	備考
昭和19	控用	消防長	竹費			小泉政吉
昭和31	依頼明付					前田政次郎
昭和24	新車出 入	公電係	事務費			三浦一義
昭和24	地方課 入					竹下宗治

B 戶口 (昭和8年3月31日現在)

種別	戶數	人口		
		男	女	計
日本人	499	1119	1025	2144
朝鮮人	557	1606	1402	3008
中國人	2004	9677	4031	13708
外國人	2	3	3	6
計	3062	12405	6461	18866

II. 地方委員会

A. 地方委員，勞動員

B. 議長，副議長，勞動員

昌圖區事務報告 (昭和七年度)

第一款 一般事務

一、開原地方事務所昌圖出張所

(一) 公費事務 國不社員 異動 十

(二) 人口

種別	百分		人口	摘要
	男	女		
日本人	一三九	一三八	二六七	
朝鮮人	二二	二二	四四	
滿洲人	九七五	五五二	一五二七	
計	一三六	七〇二	一八三八	
總計	六八	三五四	四五二	

二賦課徴収

(一) 課金

1. 戸数別

區介	日本人		朝鮮人		清國人		計
	實業	住宅	實業	住宅	實業	住宅	
總戸数	三二	五七	五	五	二四	二五	八四
賦課戸数	二九	五七	一	一	八	二七	九二
免除戸数	三	一	四	四	一六	一八	二四

口、等級別(1) 各等級額及賦課徴収欠損未收戸数及金額

等級	課類	賦課額	徴収額	欠損額	免除額	未收戸数	未收金額
九	一三	三	一	二	—	—	—
六	二二	二二	二二	—	—	—	—
九	一三	三	一	二	—	—	—
六	二二	二二	二二	—	—	—	—
九	一三	三	一	二	—	—	—
六	二二	二二	二二	—	—	—	—



四平街區公費事務報告 昭和七年

第一款 一般事務

一、地方事務所

(一) 公費事務-關係人社員, 異動

轉入

異動年月日	支科	辦目	資格	職名	氏名	摘要
昭和7.4.12	地經	事務員	係長	鯉沼兵士郎		推選炭礦庶務課轉入

轉出

異動年月日	支科	辦目	資格	職名	氏名	摘要
昭和7.4.12	地經	事務員	係長	增田增太郎		推選東京地方事務所轉出

(二) 戶口

人種別	戶數	人		口計
		男	女	
日本內地人	1,112	2,287	2,048	4,335
朝鮮人	232	634	557	1,191
滿洲人	1,576	7,818	2,647	10,465
外國人	4	3	5	8
計	2,924	10,742	5,257	15,999

郭家店區公費事務報告

第一款 一般事務

一、公主嶺地方事務所郭家店派出所

(一) 公費事務三員係カハル社員ノ異動

本年度中當該社員ノ異動ナシ

(二) 戶口

(昭和八年三月末日現在)

種別	戶數	人		計	摘要
		男	女		
日本人	六七	一三九	一〇八	二四七	滿人以外外國人ナシ
朝鮮人	六	一七	一四	三一	
滿洲國人	五六三	二二四六	九九七	三二四三	
計	六三六	二四〇二	二一九	三五二一	

二、地方委員會

(一) 本年度中地方委員ノ選舉ナシ

二賦課徴収

(イ) 戸数割

戸数	金額	戸数	金額	計	摘要	(二) 等級	
						戸数	金額
一九二〇	七六八〇	四	七六八〇	六九	滿人以外國人ナシ	日本	六
二二二七五	四四五五〇	二	四四五五〇	八		朝鮮	七
二五五〇	二五五〇	一	二五五〇	八	滿洲	八	
計	一七七八	計	一七七八	計	計	法	八
	五〇		五〇	三		人	三
	六七九		六七九	五九九		人	九
	二五五〇		二五五〇	八		人	八
	四四五五〇		四四五五〇	六九		人	九
	七六八〇		七六八〇	八		人	八
	二五五〇		二五五〇	六九		人	九
	四四五五〇		四四五五〇	八		人	八
	七六八〇		七六八〇	六九		人	九
	二五五〇		二五五〇	八		人	八
	四四五五〇		四四五五〇	六九		人	九
	七六八〇		七六八〇	八		人	八

(一) 賦課及免除戸数 (昭和七年四月一日現在)

種別賦課戸数 免除戸数

計 摘要

(二) 等級 戸當賦課額及賦課徴収欠損未徴収ノ戸数金額

等級 戸當課額

戸数

金額

課額

戸数

金額

課額

摘要

摘要

摘要

欠損及未徴収ノ額ヲ除ク

		二、臨時生収			
		一、課金			
		人口數割			
		不、臨時生収除戸数一昭和七年四月一日現在			
国	籍	總戸數	臨時生収	免除戸數	摘
日本	人	五五一	四三三	一一八	
朝鮮	人	四二	一	二	
滿洲	人	一〇一〇	三〇	七〇	
其他外國人		一	一	一	
計		一、六〇七	七三六	八七〇	

TABLE (十二)



東亞勸業株式會社

總監第22第55號

第一三三七號

昭和八年一月十二日

監理課長



東亞勸業株式會社

社長 向坊盛一郎

農務係

南滿洲鐵道株式會社

農務部監理課長 廣崎浩一 殿

業務月報提出ノ件

拜啓者十二月分業務月報及札ノ通り提出致候間少查收下ニ成候

敬 具

311



東亞勸業株式會社

前	職員	備員	教員(辭人)	屬託	社員充習	職名	人員數	支給	額	額
						員	人員數	額	額	
八二	三九	一一	一五	六	四	職員	三九	六七四〇	五八	
		日本 人	一			備員	一一	六〇〇	四二	
		辭 文 人	一			教員(辭人)	一五	四七三	二六	
						屬託	六			
						社員充習	四	一八八	五八	
計								九〇三二	八四	

社員數及給額表

昭和七年十二月分



東亞勸業株式會社

拾貳月分小作人貸付金調書

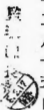
場所名	摘要	金額
奉天農場 公太堡	權泰勸外二一一戶	三七四四九 圓
吳家荒	金道龍外三二九戶	七六三〇八
通遼農場	張泰外一六四戶	三〇〇〇〇
撫順水田	尹吉瑞外二七戶	五四六〇二
計		一一四六〇三 四四



東亞勸業株式會社

發第一三七四號

昭和八年二月十五日



東亞勸業株式會社
社長 向坊盛一郎

南滿洲鐵道株式會社
監理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者一月分業務月報別紙ノ通り提出致候間御查收被下度候

敬具



東亞勸業株式會社

職名	人員數		支給額	
	人員數	支給額	人員數	支給額
職員	四〇	六七〇	七二八	二二八
	一二	五四	二九	
僱員	一四	四七五	二八	
教員(鮮人)	七	二八五	〇	
關託	六	五四五	〇	
社員見習	五	二五〇	四〇	
計	八四	八八〇	四二五	

社員數及給額調

昭和八年一月分

摘

要



東亞勸業株式會社

壹月分小作人貸付金調書

台 計	奉天盛揚		揚泰祥外	三 七 六 〇 九 〇
	撫順 永田	吳家荒		
	尹吉瑞外	金道龍外		
一〇六六一	〇五二六	六六四九二		
〇〇	二二	七八		

昭和八年二月

拓務調査資料 第三編

滿洲と朝鮮人



拓務大臣官房文書課



第七節 滿洲の朝鮮人口

本章に於て滿洲内の朝鮮人口に對する諸現象を闡明する機會を充分に有するを以て、茲には唯滿洲人口の構成分子として滿洲の朝鮮人口に對し討究せんとす。

第四十六表 滿洲の朝鮮人口

先づ茲に滿洲内の朝鮮人口に對して發表せる各機關の異

發 表 者	年 度	人 口
日本領事報告	一九二六	五四二、八六九
同	一九二七	五三八、七一七
同	一九二八	五八〇、二八五
同	一九二九	五八九、九九〇
南滿洲鐵道會社	一九二六	七八三、一八七
東 洋 協 會	一九二六	七三六、二六六
中國官廳發表	一九二八	五四〇、五〇〇
滿 洲 日 報	一九二七	八一、六二九
在滿朝鮮人團體	一九二六	七三九、八九二
滿 蒙 年 鑑	一九二九	五六六、一九三

同を略述すべし。

上記の表に依れば斯の如き懸隔あるを以て吾人は其の何れも正確なる數字として採ること能はざる状態なるが、滿洲内の朝鮮人口を正確に知ること能はざる理由數種あり。

一 滿洲内の朝鮮人の多數は日本の朝鮮内施政に對する不平を以て家庭を離れて亡命に等しき爲、在滿洲の日

本當局に彼等の存在を報告するを好まざること

二 朝鮮人の多數が支那國々民として入籍したる爲法律上支那人となれること

三 朝鮮人は廣大なる滿洲に散在し遠隔なる僻地迄侵入せるを以て、其の正確なる數を計算すること不能なること

四 真正なる滿洲國勢調査なきこと（支那本部も未だ真正なる人口調査なし）

斯の如き理由なるを以て吾人が敢て之を言はんとせば、最少限度に於て朝鮮人口は八十萬なるべしと斷ふことを得、此の數字は滿洲總人口の二・七%強にして、滿洲總人口數より見て少きに失するを知るべし、然れども支那人の次位にある事實に觀れば却て大なる數字として見ざるを得ず。支那領上の

第四十七表 民族別滿洲總人口

民族別	人口數
支那人	二八、二九六、三二七
朝鮮人	八〇〇、〇〇〇
日本人	二二四、一九一
露西亞人	九四、〇七一
其他外國人	四五、六五〇
總計	二九、四三九、〇五〇

一部分たる滿洲の人口は大部分支那人にして朝鮮人、日本人、露西亞人及其の他外國人の順位となる、此の事實を表解式に見れば滿洲の總人口は上表の如し。

此の數字は勿論不正確なるものなれど現在に於ては全然無きに勝るものなり、斯の如き見地の下に滿洲人口の總數は大略二千九百餘萬人なりとす。

第三節 滿洲の朝鮮人分布

吾人は前節に於て朝鮮人開拓者が滿洲内部に進行する路程と、到着以後彼等が遭遇する所の状態を略説したるが、本節に於ては滿洲の廣大なる地域に散在する彼等の分布を研究せんとす、此の目的に對し信ずるに足る可き統計表は未だ見當らざるも、吾人は任意に配列するに足る最善の資料を作成することを得。日本側の發表に依據せば滿洲内の朝鮮人分布は次表の如し。

第五十七表 滿洲の朝鮮人移民の分布

一、關東租借地	一、五二七	四、平街	四二二
二、南滿洲鐵道地帯	五八	公主	一二三
大石橋	七一	長春	一、〇四四
營口	一八七	三、日本領事館區域	九四二
鞍山	二二七	牛莊	八、九六八
遼陽	七二	奉天	五〇、七九八
奉天	九三七	通化	三一、九七七
本溪	六三	安東	一五二、五〇七
安東	八、二八〇	青島	七二、四七二
撫順	一、五一五	周村	三、一三一
鐵嶺	一三六	百草	八三
開原	二、六八七	長春	

高 伏 賓 東 奉 延 五 糧 哈 深 敦 緯 吉 梨 伊 長 洮 通

爾

綿 爾 寒 安 壽 常 樹 筑 江 化 甸 林 樹 錫 彝 安 盛

一五六	八三四	九五八	二、八七五	五、三五九	一、七二二	六六九	一、〇一二	一、九八〇	一、三〇一	三、四六二	三、一三二	一、八五六	四二二	九八六	一、三七九	一五九	五五四
-----	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-----	-----

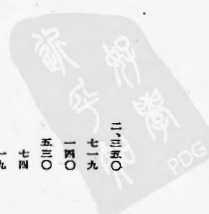
彩 德 長 轉 風 莊 綏 望 慶 泰 昂 富 成 哈 愛 實 壽 德

拉 官
爾 思

式 順 自 安 絨 何 得 壺 絨 來 溪 機 汗 蘇 琿 游 山 柯

二九七	四、三七三	一、一一〇	一六、〇八二	三、二二八	三五	二八	一一	二六六	七六六	五八	三五	一九	七四	五三〇	一四〇	七一九	二、三五〇
-----	-------	-------	--------	-------	----	----	----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-------

一一一



農 懷 德 突 道 洗 西 昌 法 織 澄 海 錦 晉 博 輝 海 和

安 德 惠 泉 涿 南 安 國 卓 嶺 陽 城 西 口 原 南 德 仁

一 一八	二 五六	一 五四	一 八九	五 一一	七 一六	二 〇	八 六	二、 四七八	四 二四	一 一	二 六	一、 二八一	一、 二〇三	九 八一	二、 四五九	一 七、 一八八
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	-----------	---------	--------	--------	-----------	-----------	---------	-----------	----------------

札 博 齊 勃 虎 綏 綽 方 雙 穆 亨 珠 阿 扶 雙 舒 額 盤

齊
爾 克 哈

屯 圖 樹 利 林 造 川 正 城 陵 阿 阿 城 倫 陽 爾 穆 石

三 二	八	二 〇八	五 九九	三 〇二	二、 九九七	一 四〇	三 五六	七 三三	一、 五三四	五 二二	一、 七一〇	一、 九二五	一、 三三二	五 八一	五 六八	四、 四〇二	二、 三六一
--------	---	---------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	-----------	---------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	-----------

三三三

安	大	木	綏	海	登	巴	湯	羅	雅	同	札	滿	延
達	齊	蘭	化	倫	芬	彥	原	北	魯	江(舊龍江)	爾	州	吉
六五	七六六	一〇一〇	一〇	三四	二六五	一〇〇	八九五	七四〇	二一五	一一	四	五九	一五四、〇三五

安	庫	關	通	綏	身	青	海	泰	樂	和	撫	汪	總
圖	春	州	化	東	雲	岡	拉	爾	東	龍	松	浩	計
四、二九六	四九、九五二	一、五二七	八三六	一、二五〇	一、〇〇〇	五〇一	五二	一〇	五五〇	一〇〇、三四四	三、二七五	三八、〇七四	五五八、四四一

此の數字は最少限度に概算したるものなるを以て、其の正確性を保證すること能はざるも、大體滿洲内の朝鮮人分布の状態を知悉するに足るべき點ありと思考す。
最近吉林省の人口に對し支那に於て調査したるが、此の省の朝鮮人口に對しては次表の如く發表せり。

第五十九表 吉林省内の人口分布

縣名	外 國 人						支 那 人	
	總 計		家 族 人 口				家 族	人 口
	家 族 數	人 口	朝 鮮 人	其 他	計			
吉林	120,368	834,821	743	2,859	773	3,622	119,625	830,889
長春	73,307	548,416	121	476	102	678	78,186	547,838
伊通	48,161	353,731	246	1,161	18	1,179	47,915	351,552
雙陽	28,561	251,168	139	776	4	780	28,423	250,388
舒蘭	34,230	234,211	176	901	—	901	34,054	233,220
德惠	36,191	310,622	24	16	53	69	36,167	31,553
農安	39,703	323,865	15	51	7	83	39,688	323,807
長嶺	20,886	149,420	—	—	—	—	20,885	149,420
盤石	35,804	227,170	—	—	—	—	35,804	227,170
綽甸	30,920	196,514	705	3,970	—	3,970	29,915	292,944
瀋江	3,913	22,774	30	122	—	122	3,883	22,652
賓州	31,168	183,202	105	317	173	490	31,063	182,712
阿城	32,703	340,023	2	—	4	4	32,701	340,919
延壽	26,314	154,795	275	1,400	—	1,400	26,039	153,386
珠河	13,794	101,392	310	1,482	3	1,485	13,484	99,907
肇州	4,554	24,663	188	475	309	784	4,366	23,879
五常	24,671	221,599	165	866	—	866	24,506	221,733
賓縣	44,572	299,106	349	1,482	2	1,484	44,223	297,622
雙城	71,060	465,686	88	360	38	393	70,972	465,288
榆樹	71,528	509,935	116	625	1	626	71,412	509,369
扶餘	55,608	399,897	54	91	40	131	55,552	399,736
延吉	47,387	399,123	34,722	221,253	291	221,544	12,665	76,589
和龍	21,211	189,194	17,817	100,276	98	100,374	3,394	18,820
汪清	10,744	64,965	5,694	31,682	54	31,738	5,050	33,229
額穆	13,871	85,228	443	2,965	—	2,965	13,428	82,273
敦化	8,938	53,700	261	1,372	19	1,391	8,677	51,309
穆稜	7,723	44,970	—	—	—	—	7,723	44,970
東安	31,186	136,888	776	4,350	24	4,374	3,410	132,514
東寧	6,736	34,824	332	1,772	—	1,772	6,404	33,052
依蘭	24,864	167,147	66	309	43	352	24,798	166,795
方正	7,813	40,659	68	407	—	407	7,545	40,252
樺川	14,736	102,875	—	—	—	—	14,736	102,875
富錦	21,296	145,228	40	158	15	173	21,258	145,055
同江	3,514	21,985	5	16	—	16	3,509	21,942
綏化	1,249	8,744	296	526	—	526	1,053	3,218
鏡河	2,832	11,042	316	1,340	—	1,340	2,516	9,703
虎林	3,456	26,963	134	628	—	629	3,323	26,339
密山	15,440	98,092	—	—	—	—	15,440	98,092
勃利	7,512	58,133	42	227	—	227	7,470	57,906
寶清	6,609	46,226	45	249	—	249	6,564	45,977
乾安	2,473	18,087	—	—	—	—	2,473	18,087
總計	1,112,103	7,692,678	64,908	385,060	2,071	387,161	1,030,296	7,195,521

右表に依れば吉林省四十二縣中唯七縣のみは朝鮮人は居住せず、是は朝鮮人が吉林省奥地迄完全に移入し居る事實を示すものなり、和龍と琿春の朝鮮人の數は支那人の數よりも多く、汪清には朝鮮人と支那人の數相半し、延吉の朝鮮人數は支那人數の三倍に近し、然るに此の數字は日本側のものに比し多大なる差異あるを知るべし。中東經濟月報には左の如く記載せられたり。

日本側の調査せし儘を見れば吉林省内に居留する朝鮮人總人口數は五五六、三二〇人にして、其の中の五一七、四六五人は農事に従事するが、其の耕作地は二六、一五一町歩（約六四・〇六九エーカー）なり。我支那の調査數字即ち男女合計四三四、八二五人に比較すれば日本側の數字は一二一、四九五人多し。

吉林省内の支那人は唯七、三三七、二八八人にして、既耕地及可耕地の土地總面積は朝鮮人に依りて開墾せられたる四二、二一一畝を除き一一三、八一三方軒（一五、三六〇晌）なり、是は即ち每人當り面積は二晌にして斯の如く餘裕多き土地は、新に移住せらるゝ國と雖現今世界の何處に於ても發見し難く、確實に是は將來の開拓を待つ大地面なり同胞は何故此處に來りて大なる經濟的機會を享有せざるや？と言へり。一言せば滿洲内の朝鮮人移住者の分布は不均等なり。最も人口の稠密なる地域は開拓人の中心地たる問島地方の國境沿線なり、是は自然的現象なるを以て遠距離移民と交通は移住運

表 十 六 第

(頁二第版年〇三九一策論人詳訪滿在署察赤) 口人鮮朝の内市都の河漢

哈爾濱	延吉	琿春	安圖	長嶺	頭道溝	百善	大石	瓦房店	六河	本溪	鐵嶺	公孫	周子	哈爾濱	計
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
二八、二五六	一、二〇〇	一、九〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇

動に重要なる意識を包含するを以てなり。而して朝鮮人移住が稠密となりし地方は哈爾濱、奉天、營口及關東租借地等とす、此等地方に居留する者は開拓者なりと稱する能はず唯都市居住者に過ぎず。

滿洲の中央たる斯の如き都市に居住する朝鮮人の人口調査は山間僻地に居住する人口調査に比し便利なり。一九二五年六月朝鮮總督府に於て調査せるものに依れば商業中心地別の朝鮮人數は上表の如し。

上記の表に依れば都市に生活する朝鮮人總數は唯二八、二五六人に過ぎず、右には哈爾濱を除く外北滿の他の都市の朝鮮人の數は包含せず。

故に滿洲内の朝鮮人總都市人口は現今約四萬人と推算するも敢て異算にあらざるべし。此の數を滿洲内の朝鮮人總人口八十萬に比較せば、五%に過ぎざる甚だ僅少ななる數なるを以て、滿洲の

二二六

朝鮮人口は殆ど全部が農村に在りと言ふも過言にあらず。

滿洲内朝鮮人の農事に向ふ特殊的、職業的傾向は全然吾人の調査と合致するを以て、朝鮮人總數の約九〇%が農夫なるを知るべし、のみならず吾人は移住人の職業的分布を調査するに當り前記二〇一戸が滿洲に到着する以前の職業を調査するに、其の中一七三名は農夫、一九名は某種の商人、四名は工業者、一名は製粉業、四名は報告なし、此の數字は移住者の八六%が真正なる農夫にして、彼等が移住するや直に故郷に於て従事せし農業に従事するに至ることを示せり。

此の朝鮮人移民の職業分布と支那移民の其れとを比較すれば、其の兩者間には大なる差異あり、此の比較の目的を以て一九三〇年三月二十日—四月十日には大連に於て、四月十二日—二十三日には營口に於て南滿洲鐵道會社調査課が調査の結果上記表の如き數字を得たり。

第六十一表

支那人の以前の來るに滿洲に入り來る職業的分布

	職業	人數	%
農夫	628	3,064	28.2
自由労働者	748	4,049	36.9
商人	431	1,744	15.2
工業者	455	1,557	12.4
その他	55	182	1.6
合計	195	505	4.6
	2,524	10,968	100

南滿洲鐵道會社發行「研究資料」第百五十七號、八一乃至八三頁「滿洲出張移住移民の數的考察」に依る

上記の表に依れば農夫は總數の二八・二%に過ぎず、自由労働者即ち苦力は農業團體に屬するを得るも術語上の眞意よりすれば多少相

透す、工業者と商人も亦彼等團體に相當なる一部分を形成す。

都市居住朝鮮人の職業的分布に關しては次表の如く別異なる數字を現はせり。

第六十二表

朝鮮人民會管轄下の朝鮮人職業別分布

職 業	都 市			村 落		
	戸数	人口數	%	戸数	人口數	%
農 業	33	147	8.4	1,031	5,227	971.1
農 業 放 牧	107	502	28.8	23	89	1.6
農 業 放 牧 製 糖	39	163	9.5	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人	—	132	7.8	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員	74	153	8.8	2	9	0.1
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者	12	52	3.0	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	32	159	9.2	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	18	83	4.7	1	6	0.1
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	6	46	2.7	3	13	0.3
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	11	49	2.8	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	5	16	0.6	8	23	0.5
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	6	30	1.8	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	5	28	1.6	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	8	16	1.0	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	17	63	3.6	—	—	—
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	26	100	5.7	3	11	0.3
農 業 放 牧 製 糖 商 人 主 員 兼 農 業 者 明 計	360	1,742	100	1,071	5,378	100.0

を得ず。次表は朝鮮移住民に依りて開墾せられたる土地面積を表示せる一例なり。

此の表に依れば都市生活の朝鮮人は各種の事業に従事す。其れと反對に人口總數の九七%なる村落人口は字意の如く村民なり。此の數字は前に述べたる九五%に比すれば稍多數なり。

第四節 滿洲の朝鮮人開墾地

滿洲内の朝鮮人開墾地に關し信頼するに足る資料は大體に於て甚だ稀少なり、有りとすも大體推測に基きたるものなるを以て自然斷片的にして不完全なるもののみなり、然れども現在我等は斯の如き資料と雖依頼せざるを得ず。

縣 瀋 鐵 開 東 西 西 遼 新 彰 安 新 教 鳳 寬 祖 廳

名 陽 嶺 原 豐 安 豐 陽 民 武 東 濱 化 城 甸 仁 江

水田	田	面積 (單位: 一卡)	計	米產總額高 (單位: 一卡)	水田可能面積 (單位: 一卡)
九、〇二八	五	九、〇二八	九、〇二八	四九三、四九五	三二
一、四七〇		一、四七五	一、四七五	二〇、〇八八	一、七一六
三、一八五		三、一八五	三、一八五	四三、六四八	三、四三〇
二九六		二九六	二九六	二五、三一六	
一六九		一六九	一六九	四一、一五三	三五、三七〇
六四三		六四三	六四三	五四、九九六	
一五、五三二	二二九	一五、八六一	一五、八六一	一、七二六	八八、二〇〇
六五		六五	六五	二、二六二	三七、七三〇
二、四八一		二、四八一	二、四八一	一三五、六六一	一、〇二九
三八八		三八八	三八八	二二、六八七	一、〇二九
一、六二六	四〇六	二、〇三二	二、〇三二	六三、四五八	
八、八四二	七、一四五	一五、八九七	一五、八九七	三六三、三六九	九、一九六
三、四四四	七、六〇九	一一、〇五三	一一、〇五三	一七四、三一九	二九七
五五二	五四七	一、〇九九	一、〇九九	二一、〇四〇	
一、二七二	一八、三八九	一九、六六一	一九、六六一	五一、七八二	
四、〇〇七	一四、二一六	一八、二二三	一八、二二三	二〇三、八一四	三二三
五五	二、八三〇	二、八八三	二、八八三	八、四〇七	

第六十三表 朝鮮移住者に依り水田に開墾せられ又は開墾可能性ある土地面積と
其の生産高及其の他利用地

一一九

長 慶 梁 伊 長 吉 雙 法 懷 梁 康 通 源 莊 嚴 梅 輝 海 本 楚 長 軒

嶺 安 江 通 泰 林 山 庫 德 樹 平 應 源 何 盛 何 南 龍 溪 順 白 安

一、一三三
三五
一、一四七
一三二
五、二九一
三八〇
六七九
七二
八一〇
二〇、九四五
二一、六四〇
六六
一、九五〇
三、九二〇
一三七

二八、三〇二
一二、九一六
三
一、二一八
三
三
五、三九〇
二一、八七一

二九、四二七
一二、九五
一、一五〇
一、三五〇
五、二九一
三八〇
六七九
七五
八一〇
二六、三三五
三四、五一

三八、八三七
一、三三九
五〇、一九〇
五、八〇八
三七六、三五三
二二、六四五
五五、二二八
三〇、一六
二九二、六四〇
八九三
一〇八、一三六
二〇八、一三六
二、〇〇九

三〇、八七〇
五八
三八三
六、一二〇
三、六七五
六、一二五
一、七一五
一、三七二
八、八二五
一、七一五
一四、七〇〇
二、九四〇
六、四六八
一、二二五
一、四五〇
四九〇

一三〇

緬海滿通穆和汪朝教東康寧瓦阿岡濱德雙盤樺綏

拉洲

計爾里河後龍濟穆化寧春安吉城賓江惠陽石甸務

一五二、二三八			五八八		一、二九八		一、八八〇		二、二六〇		二、三二五		六八二		二九一		二〇四一		四、二九三		一、一五三		三一一		七一〇		三六八		一九九〇		九一九		二、五一〇		三、二四六		二七六
---------	--	--	-----	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-----	--	-----	--	------	--	-------	--	-------	--	-----	--	-----	--	-----	--	------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----

四九二、五四一		一八六		四九		八八、七二二		六八、一〇六							二六、四一〇		一七七、二二三																			
---------	--	-----	--	----	--	--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--------	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

六四三、二四二		一八六		四九		五八八		一、二九八		九〇、五九二		七〇、四二一		二、三一五		六八二		二九一		二八、四五一		一八八、三七六		四、二九三		三一三		七一〇		三六八		一九九〇		九一九		二、五一〇		三、二四六		二七六
---------	--	-----	--	----	--	-----	--	-------	--	--------	--	--------	--	-------	--	-----	--	-----	--	--------	--	---------	--	-------	--	-----	--	-----	--	-----	--	------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-----

四、六三三、五九七				一四、八八〇		二九、〇〇一		六八、〇三一		二一、四四二			三三、二〇二		七、三四六		八〇、一三九		八〇、一三九		一三八、二六五		三三七、八九五		一三〇、二〇〇		二二、九三〇		一八、六〇〇		一〇七、三六		二六、四二七		八三、七九四		七、七八三二		一〇、二八二
-----------	--	--	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------

八三八、九七九													八七、四二五		九一、八七五				三六、六五〇				八八二		一、二五〇				一、七六〇		四、九〇〇		二〇八、二五〇		九三、一〇〇		三四、三〇〇
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--------	--	--	--	--------	--	--	--	-----	--	-------	--	--	--	-------	--	-------	--	---------	--	--------	--	--------

一三一

右の表に依れば朝鮮人開墾地總面積の二六%は水田にして七四%は畑地なり、朝鮮人は乾田よりも水田を一層多く開墾すと普通考ふる所なるを以て、右表の率は一見矛盾せるが如く見らるゝも仔細に觀察すれば、開拓事業は長久なれば長久なるに従ひ水田に對する乾田の比大なるを見るべし。朝鮮國境に沿ふ諸縣に在りては水田の面積は乾田の其に比し甚だ大ならず、例へば延吉、汪清、和龍、琿春、輯安、長白、寬甸、桓仁等の諸縣は其の適例なり、此等の縣に在りては朝鮮人の移民事業は數十年間を繼續し特に間島に於て然り、然るに朝鮮人の手に依り前に開拓を始めたる移住地に於ては、水田の面積廣大ならずと雖乾田の其れに比すれば甚だ廣大なり、此の事實は即ち朝鮮人が米作に甚だ熟練するが爲、新開拓地に定住する時毎に米作の可能性を前提とするを意味す、即ち或地方の狀況が米作の可能性ある時は彼等は先づ該地に定住し、其の後水田と成るべき土地が僅少とならば乾田を開拓することゝなるものなり、然れども一方より吾等は右表に現はれたる數字が不完全にして、又不詳細なるものなることを記憶する必要あり、例へば朝鮮人の大多數が農事に従事する安圖、撫松等の諸縣の農地面積と作物收穫高は表示しあらず、其れに反し遼源、通遼、通河等の諸縣の農地面積と作物收穫高とは餘りに數字の超過せるが如し、従つて吾人は右表を慎重に酌量して取扱ふ必要あり。吾人の調査せし處に依れば朝鮮移民の所有土地面積は極めて僅少にして、移住人戸數二〇一戸中其の總數の一〇%なる二

○戸が、辛うじて或種の土地を部分的に所有せるのみにして、一人の戸主も自己が耕作する土地の全面積を所有する者なし、其の二〇人の戸主が部分的に所有する土地を用途に依りて分類せば次の如し。

水田	六九・八エーカー	上記土地の価格は約五、二七六元(黒銀)、毎戸の所有土地平均は
田	五二・八	僅々五九エーカーに過ぎず、万一其の中に於て土地利用の最も重
草地	七〇・三	要なる田と水田のみを計算せば毎戸の平均所有土地は六・一エー
森林地	一〇二・〇	カーに減少す。
荒地	八九二・七	
計	一、一八七・六	

ヤスイノブー氏の調査に依れば氏が一九二三年より二四年迄、農村經濟研究の材料として使用せし支那人七十戸中土地を所有せざる者は僅々二人のみにして、其の他は五、二四五・六畝(約一二、九四五エーカー)以上の土地を所有せりと言ふ、故に彼等の毎戸平均所有土地は七七畝(約二〇〇エーカー)なり。

(註) イ・イ・ヤスイノブー著「北滿の支那農民經濟」(一九二八年發行)滿鐵翻譯版(一九二九年第一九六一一九八頁)に依る
前記支那人七〇戸の所有せる全土地中耕作地のみを平均せば毎戸六一・八畝(約一六〇エーカー)なり、是を以て觀れば支那農民は朝鮮農民に比し二五倍以上の土地を所有する計算なり。

斯の如く比較せば支那移住民は朝鮮移住民に比し廣大なる土地を所有せるを十分に知ることを得ら

る、右の如く所有土地を見るに至りしは其の理由大略次の如き數箇條に基くものと察せらる。

一 支那移住民は一般移住民の移住せしより以前なり、即ち該七〇戸中の九戸は一八五〇年より一八七五年間に移住し、一八戸は一八七六年より一九〇〇年間に移住し、一〇戸は一九〇一年より一九〇五年に、一二戸は一九〇六年より一九一〇年に、一五戸は一九一一年より一九一五年間に移住し、唯二戸のみは一九一五年以後に移住せり。然るに之に反し朝鮮移住民は悉く新來者なり、既に言及せるが如く朝鮮人は移動頻繁なるが爲、開拓事業は甚だ不安定にして現在の定住地(吾人の調査せし所)に移住し來りしより久しからず。

二 法的に朝鮮人は支那市民権を獲得せずんば土地所有の權利なし、従つて假りに彼等が土地を買收し得らるゝ金錢を有するも支那法律は之を禁ぜり。

三 支那移住民は土地を所有するに於てある限度迄官憲の援助を受くるも、朝鮮人は地主、官憲の双方より絶えず虐待を受く、斯の如きを以て朝鮮開拓民の極少數が其の開拓事業の基礎として土地を所有せしのみにて、其れさへ其の中の極小部分が現今彼等の手中に残存するのみにして、其の結果小作の率は極めて多大なり、此の點に於て吾人の調査せし所に依れば開拓二〇一戸の全部が支那人地主より土地を租借せる小作人なり、(其の中には前記表中に現はるゝ自己の土地を部分的に所有するもの

を包含せり。故に朝鮮人は未だ開拓事業の基礎を整理し能はざりしと言ふを穩當なりとす、何故なれば原則上移民は種族的、文化的、地理的、人種的又は氣候的差異を論ぜず、先づ其の移民事業の出発點として土地を所有せざる可からず、移民は何物よりも土地に定住し地上に於て働き、其の土地より生計を收得せざる可からざるを以て土地無くては開拓事業の基礎を整ふる能はず、不幸にも滿洲の朝鮮人は右の如く出發點、即ち開拓事業の基礎を整ふること能はざりしなり、何故朝鮮移民團體が變動多きや？再言せば不安定なるか？其の理由は即ち彼等が永久に定住するに足る土地を所有し能はざりしと言ふ事實に在り、一旦小作條件にして支那人地主の勝手なる意思に依り變ぜらるゝ時には（例へば法外の小作料を要求する等）、移民は該地に於て開拓事業を中止し、小作料の比較的少なき他の地方に新に移住せざるを得ず。吾人が調査せし朝鮮移民小作人の小作土地面積は次表の如し。

第六十四表 滿洲開拓地帯の朝鮮移民小作地面積（六縣二十地方の開拓民二〇一

戸）（一九三〇年）（小作地面積單位エーカー、價格の單位は滿西哥鎊）

縣名	戸數	田		水田		草地		菜園		桑田		荒地		總計
		面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格	
扶餘	三	五	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
他	三	五	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一三六

阿城	元三三	四三	六五五・五三三	六五	八〇	五〇	一九	—	—	一〇九	五	六〇七・六六五
雙城	三三〇	一〇〇	三三九・三九〇	—	—	九〇	三〇	—	—	—	—	三三九・四三〇
濱江	五	—	四〇・一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四〇・一三〇
珠河	三三	二五	五三六・六三三	—	—	三七	四〇	—	—	—	—	五三六・七四〇
寧安	八五九	九七	五七五・五八〇	—	—	三九	七〇	—	—	—	—	六〇五・三〇〇
總計	一〇二二	一八六	一、八六七・七七一	—	—	一五〇	一七六	—	—	—	—	一、八六七・四七二

斯の如く一九三〇年に於て二〇一月の朝鮮移民は支那人地主より二、四七二・四エーカー（其の價格四七、八〇九墨銀）を小作せり、其中水田の面積は大略一、八六七・七エーカーに達し、其の他の總ての土地利用形式（田、牧場等）を超過せり、水田は朝鮮移民が小作する總土地の七五%以上なり、之を觀れば朝鮮移民は開拓事業の劈頭に於て大部分米作に従事するを知るべし。

若干の土地は朝鮮人の所有者或は小作人に依りて第三者に貸與し來れり、前者は地主が普通土地所在の地方に居住せざる場合にして、後者は小作人が其の租借せる土地を更に第三者に貸與せる場合なり、斯の如き場合も種々あり、何故なれば土地の面積餘りに廣大にして到底自己一家族のみにて耕作し能はざるが爲なり。上表は朝鮮移民が第三者に貸與せし土地の面積を示す。

第六十五表

滿洲に於て朝鮮移民が更に第三者に貸與せし土地面積

(一九三〇年)(面積の單位はエーカー價格の單位は圓銀)

縣名	田		水田		荒地		總計	
	面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格
阿城	10.3	100	25.1	150	40.8	800	76.1	1,050
扶餘	—	—	51.7	800	—	—	51.7	800
雙城	—	—	19.7	560	73.3	300	91.5	660
輝河	—	—	6.1	120	93.7	80	99.8	200
寧安	21.7	921	—	—	—	—	21.7	921
總計	31.9	1,021	102.6	1,430	206.8	1,180	340.8	3,631

上記の表に依れば朝鮮移民が所有するか又は租借せる土地の全面積三、六五九・三エーカーより三四〇・八エーカーを第三者に更に貸與して三、三一八・五エーカーを朝鮮移民二〇一戸が小作せるものなり。故に移民農場の農地面積平均は一六・五エーカーなり、然れども平均農場面積は大略五・一乃至一〇・〇エーカーなり。

問島に於ける朝鮮移民の土地所有は上述諸域に於けるものとは大なる相違あり、問島に於ては朝鮮人は永久居住權、土地所有權及財産所有權を支那人と全然同様に享有し彼等が入籍すると否とは問題にあらず、此の財産所有權の享有は一九〇九年問島協約に依りて獲得したるものなり。日本側の調査に依れば問島に於ける鮮、支人間の土地所有は次表の如し。

第六十六表 間島に於ける鮮、支人の土地所有比（一九二四年—一九二九年）（單位—エーカー）

縣名	一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年	
	朝鮮人	支那人	朝鮮人	支那人	朝鮮人	支那人	朝鮮人	支那人	朝鮮人	支那人	朝鮮人	支那人
延吉	二六、八四	九、六八	二七、〇五	一三、四四	三三、七三	二四、八九	二四、二〇	二四、五五	一八、〇〇	一五、五八	一五、二五	一五、〇三
和龍	五、五七	七、〇〇	五、五五	七、七六	四、三九	五、四〇	六、四七	三、三三	三、三九	三、四七	三、一三	三、〇〇
江津	一、七一	八、七〇	一、七〇	六、七五	一、四四	六、九三	一、七〇	一、〇一	一、五八	一、四三	一、六五	一、三六
琿春	一、八二	一、八二	一、四〇	一、九三	一、九三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
總計	三三、〇三	二〇、二八	三三、一五	二〇、八三	三三、三三	二九、〇〇	三三、三三	三三、三三	二九、七二	二五、二四	二五、二四	二五、二四
鮮支人間の百分率	六二%	三三%	六三%	三三%	六三%	三三%	六三%	三三%	六三%	三三%	六三%	三三%

右の表に依れば一九二九年間島の朝鮮移民が所有せる土地總面積は二九四、六三六エーカーにして全耕地面積の五五%なり、朝鮮人の所有は支那人の所有に比し四六、四九〇エーカー多し。

朝鮮人の所有土地面積のパーセンテージは年々漸次増加せり、其の増加する所以は大體朝鮮人が土地所有權を享有するが爲のみならず、又朝鮮人は久しき以前より該地に定住し該地方が滿洲朝鮮移民の核心たるが爲なり、是は法的障礙が如何に開拓事業を困難ならしむるかを證明する好個の適例なり。吾人の調査せし移民區域の朝鮮移民は皆土地を所有するに當りて斯の如き法的障礙の爲苦痛を受

け、従つて朝鮮移民の生活状態は遙に支那人に及ばず。

吾人の調査に依れば六縣二十地方の朝鮮移民の農場面積は次表の如し。

第六十七表

滿洲開拓邊垂地帯の六縣二十地方
に於ける朝鮮移住者二〇一戸に依
りて開墾せられたる農場面積

面 積	農場數
一エーカー以下	一
一・一—五・〇	九
五・一—一〇・〇	一〇一
一〇・一—一五・〇	五七
一五・一—二〇・〇	一一
二〇・一—二五・〇	五
二五・一—三〇・〇	四
三〇・一—四〇・〇	二
四〇・一—五〇・〇	一
五〇・一—七五・〇	三
七五・一—一〇〇・〇	三
一〇〇・〇以上	五

上記の表に依れば平均中位の農地面積は五・一乃至一〇・〇エーカーにして一〇〇エーカー以上に達する農場は極めて少數なり。ヤスイノブ氏は依れば支那農民七〇戸を土地所有面積に比し分類せば次表の如し

第六十八表

無土地	二戸	三〇—五〇畝	一六
五畝以下	〇	五〇—一〇〇畝	一四
五—一〇畝	七	一〇〇—二〇〇畝	八
一〇—二〇畝	六	二〇〇畝以上	四
二〇—三〇畝	一三		

不幸にしてヤスイノブ氏は支那農民七〇戸の所有せる農場面積を示さざりしを以て、右表と吾人の數字を比較し難きも一般的に言へば右に引用せし數字は支那農民の農場面積を指示するものなり、斯の如き假定の上に立ちて吾人は支那農民が、朝鮮農民よりも廣大なる土地を耕作するを知ること

得、例へば前者の農場は三〇畝より五〇畝（大略七八—一二五エーカー）となる。

茲に於て吾等は朝鮮農民の平均農場面積が一六・五エーカーなりしを注意する必要あり、其れは然るべきことにして大概極端に大なる幾何かの農場が包含せらるゝが爲なり。

滿洲移民地帯の全土地面積に對する農場の面積は朝鮮又は日本に比し甚だ大なり、朝鮮及日本に於ては僅かに一農家に約二・五エーカー平均なり。各地方別に分類せる實際耕地面積は調査せる所に依れば次表の如し。

第六十九表 二〇一戸の朝鮮人に依り開拓せられたる六縣別の播種收穫及休間面積（一九三〇年）

區別地方(村落)	戸數	個人數	播種面積(エーカー)		收穫面積(エーカー)		休間面積(エーカー)	
			計	每人當	計	每人當	計	每人當
陶賴昭	九	四八	八七・七	九・七	七八・一	九・六		
三家站	一一	五九	一二七・六	一一・一	一二六・三	丁・三		
覆照里	一一	七	二〇・四	二〇・四	二〇・四			
計	二一	一一四	二三五・七	一一・二	二二・四		一〇・九	
扶美								
小林站	九	四七	八二・〇	九・一	七七・八	四・二		
二層甸子	八	四四	九〇・二	一一・三	七一・九	一八・三		
登永昌	八	四一	八六・七	一〇・八	八六・七			
二道子河	四	二〇	三六・一	九・〇	三六・一			
計	二九	一〇二	二八五・〇	一〇・二	二七二・五		二二・五	
阿城								

一四〇

總計	寧安				珠河				哈爾濱		雙城		
	加里社	新安鎮	柳樹林子	黃旗屯	海林	烏吉密河	朱子營	二隊社	沙湧子	大青川	顧鄉屯	蜜峰站	相兒山
二〇〇	八〇	一〇	一七	一七	二九	四四	一〇	一〇	八	七	五	二二	一七
二〇一	四二七	五	八六	九九	一四二	二四二	五七	五五	四〇	二九	二九	二八	八二
一〇七四	六二一・五	六・七	一四三・七	一四一・六	二〇〇・八	五三八・三	二二八・八	一三三・一	二〇六・三	四四・六	四四・六	五一・二	一七六・五
九六二・八	七・八	八・五	七・五	八・九	六・九	一二・二	一二・九	一三・三	一三・三	八・九	一〇・四	一〇・二	一〇・四
二〇・八	一・五	一・四	一・七	一・五	一・四	二・二	二・三	二・四	二・三	二・五	二・一	一・八	二・二
一、八四七・一	五八一・五	六・七	一三一・八	一三二・八	一八八・九	五〇二・〇	一一・四	一一・一	九八・七	四四・六	四四・六	五一・二	一七〇・七
一一五・七	四〇・二	一	一一・九	八・八	一一・九	三六・三	七・四	七・〇	七・六	二・〇	一	一	五・八

播種面積中には水田、田及菜園等の土地の種類を包含せり、而して收穫パーセントは總面積の九四・一%以上となり、毎戸當り平均面積は九・七エーカーにして每人當り平均面積は一・八エーカーとなる。

滿洲に在住する朝鮮移民の開拓事業は其の大部分灌溉と排水なり、新定住地の開拓民の大半は稻作

者なるを以て堤防、貯水池(沢)及溝渠は絶對に必要なり、傳ふる所に依れば新居住者が上記各種の作業を充分に行ひ得る所に定住せば満足なる稻作をなすに足る可能性多しと言ふ。

或る場合に他の使用に不適當にして顧みられざる卑濕地あれば、其の土地は即ち灌漑式により水田と爲す、然れども普通は濕地又は低地を擇ぶ、斯の如き地は普通空地多きを以て灌漑又は排水を行ふは甚だ容易なり、高地に在る河川より引水する爲溝渠を開鑿し又は水田より無用の水を抜く爲排水路を作成す、此の二種は水田開墾事業に重要な部分なり、或場合には地上にポンプ装置を設置せる個所あり、動力機械は此の開墾事業に在りて非常なる成功を示せり。上の表を見れば吾人が調査せし境

域内の朝鮮移住民七十二戸に依りて開墾せられたる溝渠の費用を知るを得べし。

上記の表に依れば調査せられたる境域内に於て新溝渠開墾費は平均毎エーカーに對して〇・五八圓銀なり、勿論此の經費は其の事業の難易に依るものとす。

多種多様なるも大體に於て斯の如き事業の費用は米作の爲特別に支出せざる可からざる費用なり、何故ならば乾田作に

第七十表

朝鮮農民七十二戸の新溝渠開墾費(一九三〇年)

縣名	戸數	總經費(墨西哥幣)	計	毎戸當	一エーカー當
扶餘	6	111.00	18.50	1.15	
雙城	5	18.00	3.60	0.35	
阿城	8	22.00	2.75	0.25	
哈爾濱	5	23.00	4.60	0.52	
珠河	9	75.00	8.33	0.89	
奉安	39	141.50	3.63	0.45	
總計	72	390.50	5.42	0.58	

は溝渠費の如きを要するの理なきが爲なり。

水稻は其の成長する季節を通じて莫大なる水量を要す、例へば成長期に在りては必ず二吋又は三吋の地面上の水深なからざる可からず、勿論水田の各部に水の平均を保たん爲には水田面を完全なる平面となさざる可からず、従つて開墾事業に在りては一字に畔を作ること、畔を以て制限せらるゝ地面を平面となすことは最も重要な作業なり、先づ水を上部に流入し漸次下部に注入す、稲作の成敗は大部分灌溉と排水の良否に依る、従つて斯の如き作業は水田開墾事業に緊要點となるものなり。

土地の賣買は朝鮮人同志又は朝支人間に法的に制限せらる、屢言及せる如く朝鮮移民は間島を除きては土地所有權を剝奪せられたり。

朝鮮人は日本人同様に滿洲の土地を商租する權利あり、然れども其の權利は彼の有名なる二十一箇條條約の一部として支那政府に於て義務履行を破棄せり、加ふるに朝鮮人は右の如き權利を利用することを願はず、従つて吾人の調査中には單なる一件の土地賣買も報告せられたることなし。

ヤスイノブ氏に依れば移民地帯に居住する支那小作人と、其の他南北滿洲の農民は農業に依りて貯蓄せる金錢ある時は田地を買收すと言ふ、農民以外には土地を買收する者甚だ少し、土地賣渡者は普通自己の不動産を部分的に或は全體的に處理せんとする地方の地主なり、土地を賣却したる代金中

より極小部分が農事上の目的を以て流用せられ、其の他は他の方面例へば工業上の企業其の他商業方面消費方面に使用せらるると言ふ。黒龍江省官邊の數字に依れば、一年間に賣買せらるゝ土地の面積は全面積の約七%なりと言ふ、然れども同氏は其の研究地域内に於て年々賣買せらるゝ土地を全部の五%と認定し、土地總面積一二、〇〇〇、〇〇〇畝中毎年賣買せらるゝ土地六〇、〇〇〇畝なりとの數字を得たり、右は毎畝を百墨銀に評價し年々賣買せらるゝ土地價格を六〇、〇〇〇、〇〇〇墨銀と算定せり。

土地賣買の登記は支那に於て嚴重に實行せらるゝ、移住地帯に於ても此の登記は法的に要求せられ、賣買者双方は文書を作成し新土地文券を用ゆ、其の賣買契約中の賣買價格を出來得る限り縮小化するが、其れは土地税及總ての料金が土地價格に依りて増加するが爲なり、此の理由は賣買者双方が最低限度にて申告し土地税と其の他料金の一部分を削減せんとするが爲なり。朝鮮人と支那人間の土地財産に對しては如何なる契約たりとも官廳登記簿に記入せざる可らず、例へば幾年間の土地借用にも必ず登記を要し縣長官の許可を得ざるべからず。支那官廳は外人に研究資料を興ふるを好まざるを以て事件數、總面積等の土地登記に對し信憑するに足る統計表を得ること困難なり、登記するは土地賣買價格の九%に制定せらるゝ、然れども此の登記法は外見上の財産保護の目的よりも、寧ろ政府の收入を増加せしめんが爲の目的に在り、故に農夫は土地登記に對し左程重要性を感ぜず。

土地價格は絶えず變動し、其の水準の上下は他の物價の如く賣買に關係する如き多くの要素として影響を受く、滿洲開拓邊垂地帯に於ても土地市場は別に特殊なるものなし、何故ならば土地價格の傾向は他の物價同様上下變動あるが爲なり、滿洲開拓邊垂地の土地價格は地方に依り甚だ差異あり、例へば停車場附近に位置する土地は高價にして、反對に停車場より遠く隔りたる山岳附近の土地は低價なり、又馬賊の出沒甚だしき所と出沒せざる所とに依りて土地價格に直接の影響あり、同様に前年の農作物收穫の如何に依り現土地價格に大なる差別を生ず、加ふるに移民間に於ては不動産の賣買は支那地方貨幣の一單位たる「官吊」を以て遂行せられ、其の「吊」は時價の高低激甚なるを以て土地價格は其の「吊」の時價に依りて甚しく左右せらる。

前述せる土地價格は總て哈爾濱費を以て先づ計算せられ、次に調査當時哈爾濱に於て行はれたる爲替相場表に依り墨銀に換算せらる、次表は六縣二十地方に於ける調査の結果にして、特に注意すべきは此の表中には所有地、租借地及個人農場の小作地を包含せることなり。

右表に依れば土地價格は地方に依り又は土地利用の種類に依りて差異あり、毎エーカーに對する平均地價として最高なるは水田にして、地方としては事安縣の水田價格が第一高價なり、園地毎エーカー平均價格は其の次位にして阿城縣は最高價とす、園地價格の比較的高價なるは菜園、桑田等を包含するが爲なり。

斯の如き形式の土地利用は生産に於て多量なるのみならず、毎單位エーカーの收入は相當に多し、故に此等種類の單位面積の土地價格は他の地目に比し高價なり、ヤスイノブ氏に依れば一九二三年—一九二四年の各種土地每畝價格は次表の如し。

第七十二表

各地方の土地每畝の價格
(單位畝西芬幣)

縣名	建物敷地	菜園	田
哈爾濱	三六	一三〇	一〇五
扶餘	四〇	一三〇	一二五
雙城	七八	二六〇	二六〇
阿城	一	一八〇	一八〇
珠河	一	二四〇	一三五
事安	二二一、二二〇	二二〇	二二〇

ヤスイノブ氏自身も承認せるが如く其の資料は理想的のものにあらず、何故ならば支那の「一畝」なるものは其の面積、地方に依りて甚だしき差異あるが爲なり、故に此の地方の土地每畝價格と彼の地方の土地每畝價格とを比較するには正確性を期待する能はざるを以て、各地方の價格を互に比較せんとせば一地方に於て

數畝を取り之を或る標準單位に換算せざる可からず。右表に依れば菜園の價格は他の種類の土地に比

し高價なり、萬一畝を同面積たる二六エーカーに換算せば毎エーカーの平均田地價格は五九三圓銀となる、菜園の毎エーカーの價格は六七九圓銀なり、是を一九三〇年に調査せる吾人の數字に比較せば、一九三〇年には一九二三年—一九二四年に比し土地價格は約三分の一暴落せり、是は一九三〇年全世界に亘る不景氣と北滿銀市場が前例なき混亂に因り、北滿の經濟界が二重の困難を受けたる結果として自然的現象なりと見るの外なし、例を擧ぐれば一九三〇年の米價は一九二四年—一九二五年に比し四分の一乃至五分の一に慘落したり、斯の如き事實より觀れば土地價格の絶對的又は百分率的向上運動は比較的遲延せりと言ふを得べし、小作制度は如何なる土地利用形式にも重要な役割をなし、此の制度の善悪は農産物にのみ影響を及ぼすのみならず、農村社會の幸福に對し多大なる關係あり、斯の如き關係上北滿の小作制度は各地方に依り各種各様なり、次項に於て吾人は各地方の借地形式に對して記述せんとす、されど何物よりも先づ吾人は移民邊垂地帯の借地形式を記述することに注意を重くするを一言し置かんとす。滿洲土地は所有者別に分類せんか即ち一、官地(官有地)二、王府地(清朝に皇帝及皇族が本來所有せし私有地)三、廟地(寺院及喇嘛寺所有地)四、旗地(滿洲旗人が所有せし所有地)五、民地(個人所有地)等なり、旗人の所有地を尙細別して紅冊地、旗倉地、舛科地、餘租地、伍田地、隨喇地、牛倉地及旗人の私墾せる餘地と稱する所謂八旗地あり、此等の旗地は滿洲皇帝が大

清政府に忠義を盡したる旗人に恩賜として給與せしものにして、名稱の附せらるゝが如く土地財産に對する権利も幾分か異にし來れり。

私有地は主として支那人の私有地なるも彼等が開拓せし土地なり、然れども清朝の衰亡せる時より此の封建的土地給與法も破壊せられたり。省政府は土地調査局を設置し古時の土地制度を新制度に整理すべく努力せり、然れども此の調査局の事業は急速なる發達を見る能はざりしなり、即ち滿洲の土地制度は未だ混沌たる状態にありと言ふことなり。而も其の土地調査法と技術は甚だ非科學的なりしなり、其の土地單位面積は官邊に於て定めたる標準單位（滿洲を通じて一度として標準的に使用したることなき單位）あるに拘らず、各地各別に相違ある結果數多の混亂と詐欺は發生せり、斯の如き現象は世界の文明なる如何なる地にも發見し得ざることなり。

植民地域の或る個所に於て新に到着せる支那移民は無代價にて土地を獲得す、無代價にて土地獲得の方便は官廳より貸與せし處女地を開拓し産物を豊かならしむるにあり。調査後政府に於ては斯の如き方法を以て開墾せる地面の半分を無代價にて與ふるものなり。

此の方法は北滿の或地方に於て採用する植民獎勵の政策なり、然れども普通支那移民は大地主の私有土地を契約に依りて借入れ、地主自身が植民を目的として開拓する場合は極めて少し、斯の如き場

合に於て普通の形式に依り借地人は生産の目的を以て、處女地を開墾したる後より數年間は借地料を支拂ふことなし、普通借地料の支拂は處女地を開拓したる後第三年目より支拂を開始し、支拂順序として第三年目には其の土地の總產出量の五分の一、第四年目には五分の二の如き步調を以て進行す、正當なる借地料の支拂は普通第五年目より始めらるゝが土地總產出の四〇%を地主に納付す、然れども斯の如き順序も土地の肥沃性、開墾の便利等開拓の要素を考へざる可からざるが爲、個人的場合に從ひ甚だ不同にして其は當に然るべきことなり。

小作人を租戸と稱し二種類あり、即ち「小作人」及「自作兼小作人」なり。小作料の支拂には二種の方法あり、即ち現金支拂及賭只法なり。「租戸」に對し地主を「租束」と稱す。小作料も亦個人的の場合に從ひ差異あるも、普通に在りては總產出の三〇%乃至五〇%とす、此の方法は唯慣例に依る實施のみなり、現金を以て小作料を支拂ふ場合には、普通其の率は土地面積毎天地に對し小洋二十元乃至三十元なり。賭只法を二種に分つ、即ち「辦裡賭」及「辦外賭」なり、前者は合衆國南方に於て行はるゝ、「作人」と全然同制度なるが、地主は小作人に居住家屬、農具、種子、肥料其の他小作に日常必要なるもの迄支給し置き、收穫後此等の總ての代價を地主に返還するものなり、故に彼等は農場労働者と全然同様の形なり、後者は農場を自ら經營する普通小作人なり、萬一移住民が彼等の囊中に金錢なき時

には農業を獨立して經營し得らるべく、金錢を求むる迄の最初の幾年間は「辨裡晴」となる、此の場合には地主は借地料として普通總産出の六〇%乃至七〇%を受納す、是は地主が新移住者の弱點を利用し利益を圖ること明白なり、「辨外晴」なる場合には小作料は普通の形式にして小作契約を結ぶ時に作定す。小作料は地方に依りて異なるも普通には毎畝に八五ブツ（露西亞の重量名、一ブツは我約四、三六八・一三貫一譯者註）より三五ブツに達す、斯の如く八五ブツと三五ブツの間は懸隔せる差異あり、穀物を以て小作料を支拂ふ方法は大部分其の地方の一種或は二種の普通農産物を以てす。ヤスイノブ一氏は一九二三年の各地方小作料の量、種類及其の代價を次表の如く發表せり。

第七十三表 開拓地方に於ける各地の小作料の毎畝量

縣名	總産物		小作料		總産物に對する小作料のパーセント	毎エーカー小作料(平均)		土地價の毎百畝對する小作料(平均)
	農産物	代價	農産物	代價		農産物	代價	
扶餘	六三三〇・四	三〇、七五	三〇〇〇・九	八、三三九	三三・五	三・七	二二・七	
阿城	九、〇〇〇・一	五、五五	三、五〇八	七、五三四	三三・五	二・三	五三・七	
雙城	三、五〇〇・七	元、〇〇五	一、五七七	四、六六七	二六・四	七・〇	三〇・四	
慎江	三、二〇〇・三	一〇、〇〇九	九、七二八	三、七三三	元九	三・七	二一・二	
珠河	三、〇〇〇・一	五、八〇〇	九、一〇三	三、九六一	三三・七	三・六	三三・三	
寧安	三、〇〇〇・一	八、三二二	七、〇〇〇・〇	八、七三〇	一〇・五	八・二	一五・九	
總計	三、三三三・三	三、三三三	三、三三三・三	三、三三三	一〇・一	二・八	一五・五	

一貫一

(註)

- 一、産出高は三種地即ち水田、田、菜園の生産高を意味す
- 二、穀物小作料支拂には稻、玉蜀黍、甘藷、大豆、高粱等を包含す
- 三、各種穀物を以て小作料を支拂ふ量を統一單位にて表示する爲價格(代價)なる語を以て表示したり

而して彼は結論として彼が調査せる地方の毎畝に對する小作料が約二四ブツ(農作物にて)にして、
 現金を以て其の代價を換算せば約一、四〇〇墨銀となると言へり。

朝鮮人開拓者小作人が支拂ふ小作料に關し吾人の調査より興味ある點を示さんとす、上記の表は吾人の調査の結果を要約したるものなり。

上記の表に依れば朝鮮人移住者及小作人が支拂ふ量は平均に其の土地總産高の約二〇%にして、之を前記の其の地方の四〇%乃至五〇%の小作料に比すれば比較的小作人に有利なる状態なり。其の土地に投資せられたる資本に對し返済せらるゝ毎年の利率が非常に高く、投資せられたる平均百墨銀に對し一年間

第七十四表

朝鮮人開拓者小作料の量(農産物の單位はブツセル代價は墨銀)

縣	小作料平均量	代價	農産物種類
雙城	29.50	16.77	
阿城	25.70	15.00	大豆 高粱等
珠河	22.70	10.72	高粱 玉蜀黍等
零安	14.70	16.54	大豆 小麥等
扶餘	20.80	11.65	大豆 高粱 玉蜀黍等

に返済せらるゝ額は九、三九一圓銀となる、即ち毎エーカーに對する土地平均価格は二、五三八圓銀なり、之に對し収入は二、三八四圓銀にして此の高率なる利益は米作に依るものなり、何故ならば市場に於ける米は食料品として此の地方の他の穀物に比し比較的高きが爲なり、故に支那人地主は其の土地産米の約二〇%を受くるに過ぎざるも、彼等の金錢收入を見れば他の穀物の四〇%乃至五〇%の小作料に比し尙多額なり。

斯の如き理由を以て朝鮮人移住者は新なる地に移住する時には先づ米作の機會多き場所を求む、而して日本の資本家は稻田に投資し利益を求めん爲朝鮮人の使用を切望す、支那人は官吏又は私人の双方を論ぜず朝鮮人を好まざるも、小作人としては米作に於ける朝鮮人の超越的技術より利益を得んが爲、稻作の雇人として置くことを望む。

斯の如く米作は滿洲に於て適當なる農業にして、殆ど朝鮮人獨占の形となれるも特に移住地帯に於て益々然り。

山東、直隸兩省より來る支那移民は最近朝鮮人に模倣せりと雖、米作に至りては未だ全然準備なく又熟練せず。

朝鮮移住者が小作人たる方法に二種あり、即ち支那人地主より直接租借するもの及間接に斡旋者を

通じて租借するものとなり、後者に在りては或朝鮮人が支那人より廣大なる地面を租借し之を更に第三者（普通朝鮮人）に其の一部分を貸與するものなり、斯の如きを以て支那人より廣大なる土地を借受けたる朝鮮人は小作人たるのみならず、第三者に對しては恰も地主の如き行動を取る、之を「二房子」と稱し第二地主なり。吾人が調査せる二〇一戸農家中の一八八戸は支那地主より直接租借をなし、一三戸は所謂「二房子」なるものを通じ間接の小作人となれり。土地に對する公的税金は地主に於て負擔するも多くの場合には小作人自身が負擔す。二〇一農家中唯一一戸のみは此の税金を負擔せず所謂「租子」と稱する土地税を負擔し、殘餘の一八九戸の小作人は全部之を負擔せり、是は慣例に依るものなるも多くは小作料の關係に在るものなり。朝鮮人は小作料を小額に支拂ふ利益ありと雖、斯の如き税金支拂に依りて相殺せらるゝこととなる。小作契約期間は普通非常に短く吾人の調査に依れば二〇一戸中一七七戸（八八％）は一年契約にして、九戸（四％）は二年契約、三戸（二％）は三年契約、七戸（四％）は四年契約、残り五戸（三％）は不明なり。是を要言すれば其の地方に於ては一年契約が最も多數なり。

滿洲に於ける朝鮮人の土地所有權に對し其の條約關係に付ては前述したり。茲に於て吾人は其の條約と治外法權とに依り惹起する問題を幾分精密に論述せんとす。前述の如く間島協約は一九〇九年九

月四日北平に於て日支間に成立せり、此の協約は間島地方の土地所有に關し支那人と朝鮮人間の未解決の係争問題を解決するのみならず、其の地方に居住する朝鮮人の權利及義務に付規定せり。其の協約の全文は次の如し。

大日本國政府及大清國政府は善隣の好誼に鑑み圖們江が清鮮兩國の國境たることを互相確認し並に妥協の精神を以て一切の辦法を商定し清鮮兩國の邊民をして永遠に治安の慶福を享受せしむる爲茲に左の條項を訂立す。

第一條 日清兩國政府は圖們江を清朝兩國の國境とし江源地方には定界碑を起點とし石乙水を以て兩國の境界となすことを聲明す

第二條 清國政府は本協約調印後可成速に左記各地を外國人の居住及貿易の爲開放すること及日本國政府は此等の地に領事館或は領事分館を配設する事

開設の期日は別に之を定む

龍井村 局子街 頭道溝 百草溝

第三條 清國政府は從來の如く圖們江北墾地に於て鮮民の居住を承准す其地域の境界は別圖を以て之を示す（別圖略）

第四條 圖們江江北地方雜居地區域内墾地居住の鮮民は清國の法權に服従し清國地方官の管轄裁判に服す

清國官憲は右鮮民を清國民同様に待遇すること及納稅其他一切行政上の處分も清國民と同様にすること

右鮮民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は清國官憲に於て清國の法律に按照し公平に裁判すること日本領事又は其委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會することを得但し人命に關する重案に關しては不取敢先つ日本國領事館に知照するものとす日本國領事館に於て若し法律を適用せず判斷することありと認定する時は公平なる裁判を期する爲別に官吏を派遣し覆實することを清國に請求することを得

第五條 圖們江江北雜居區域内にある鮮民所有の土地家屋は清國政府は清國人民の財産と同様に完全に保護すること又該江沿岸には場所を撰び渡船を設置して双方人民の往來を自由にすること但し兵器を携帯する者は公文又は護照なく境を越ゆるを得ず

雜居區域内産出の米穀は鮮民の運搬を許す然れども凶年に際しては特に禁止することを得柴草は舊例に依て照辦すること

第六條 清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と連絡し其一切の辦法は吉長鐵道と一律にすること開辦の時期は清國政府に於て情形を酌量し日本國政府と商議したる上之を定む

第七條 本條約は調印後直時效力を發生すべく統監府派出所文武の諸員は可成速に撤退を開始し二個月を以て完了すべし日本國政府は二個月内に第二條所開の通商地に領事館を開設すべし右證據として下名は各其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作成せる各二通の本條約に記名調印す

明治四十二年九月四日

宣統元年七月二十日

大日本帝國特命全權公使

伊 集 院 彦 吉 (官印)

大清國欽明外務部尙書會辦大臣

梁 教 彦 (花押)

(註) 東京經濟調查局刊「間島問題の経緯」より摘録

斯の如く間島地方に於ける朝鮮人の土地所有權、借地權及建築物に關して此の協約中に規定せられたり。此の協約が朝鮮人の爲大なる犠牲を拂ひたりとするも、此の協約の原因と結果とを問はず現在に於て支那人の（間島地方内の）如く朝鮮人は間島地方に於て財産所有權を享有す。

間島地方外の朝鮮人の土地所有權と借地權に關しては特別の條約又は協約なし、然れども朝鮮人に對し間接的に即ち法規見解下の日本の臣民としての朝鮮人を包含する意味の條文と文書あり、之に關し直接效力を有するは所謂「二十一箇條約」なり。是は一九一五年五月二十五日に決定せられたり。參考の爲數條を次に示す。

第一條 日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業に従事することを得

第二條 日本國臣民は南滿洲に於て各種の商工業上建物を建設する爲め又は農業を經營する爲め必要なる土地を商租することを得

第三條 日本國臣民は東部内蒙古に於て民國と合辦を以て農業及附隨工業の經營をなさんとする時は民國政府は此を承認する事

（註）南滿鐵道會社發行滿洲に於ける農商經營の研究一三三——一三四頁に依る

右三箇條の内容を支那人は「商租」と唱ふ。

其の條約の決定せらるゝや直に日支兩政府間には一件の附隨文書が交換せられたり。實際に於て其の條約を支那人より見る時は支那が日本の爲に強御せられたるものなり、此の條約締結當時は歐洲列國の力は世界大戦亂に集中せられたるを以て、極東の情勢には注目する餘暇なかりしなり、日本は此の好機會に乘じ旅順及大連の租借地期限と南滿洲と安奉線の期限を九十九年間に延長し、又前記三箇條の權利を包含せるものを要求せり。支那人民及政府は之を未曾有の屈辱なりと考へ所謂「國恥記念日」として記念する現狀にして、支那政府は第二、第三及第四條の細目に關しては協議を爲さざりしのみならず、「商租須知」及其の他秘密命令を發し支那人が個人的に日本人に土地を租借することを取締る一方、一九二二年華聖頓に開催せられたる國際會議、其の他國際的會議を通じて此の條約放棄を請求せり、故に實際上條約の條文、特に第二、第三及第四條は文書の上に残れるのみ、加之滿洲在住の朝鮮人は此の批判多き條約の利益の如何を問はず少しの關心をも有せず。

朝鮮人にして支那市民權を獲得せる者は、法律上支那人たるを以て支那人と同様に、土地を所有することを得又租借することを得らる、斯の如き理由なるを以て滿洲に居住せる根性の不良なる日本人は、此の入籍せる朝鮮人を道具に使用し農業の目的を以て土地買収の便利を圖る者あり、爾來日本人に土地を賣渡し又は租借せる支那人は嚴罰に處せらるゝを以て、支那人は日本人と如何なる種類の土

地財産の買買にても敢て爲さんとする者なし、故に入籍せる朝鮮人は支那人より土地を買収し或は租借し、之を日本人に再買渡或は再租借をなす、万一斯の如き事實が支那官憲に發見せらるゝ時には放逐せらるゝか、告發せらるゝか、又は罰を受くるかに在り、然れども反言せば朝鮮人は日本臣民の資格にて治外法權を享有することを得るを以て支那官憲に罰を受くることなし、万一朝鮮人が審問を受くることゝならんか、日本官憲は朝鮮人は日本臣民なるを以て其の事件は領事館に於て處理するものなりと主張す、是は入籍せる總ての朝鮮人は二重國籍を有するを以て日本官憲より見れば日本臣民にして、支那官憲より見れば支那市民たるが爲なり、朝鮮人は斯の如く二重國籍を有するを奇貨とし、自身の利益を得んが爲不良の行爲ありと言ふを得べく、之に對し支那人は朝鮮人を日本人の走狗となり、日本帝國主義の先驅者の行動をなすと判定せり。然れども幸にも言ふが如き事件は多からず。



東亞勸業株式會社

第 32 號
13
4
14

號第一六六六號

昭和八年三月十一日

支 店 函 達



南滿洲鐵道株式會社

總務部監理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者二月分業務月報別紙ノ通提出致候間御査收被下度候

東亞勸業株式會社

社長 向 功 一 郎





社會式株業勸亞東

計	社員見習	職託	教員(鮮人)	備員		職員	職名
				鮮滿人	日本人		
八六	六	七	七	一四	一二	四〇	人員數
九三三四	三〇一	六〇一	二八五	四六九	六九四	六九八二	支給額
六〇	六〇	〇〇	〇〇	四五	六六	八九	額
							摘要

社員數及給額調

昭和八年二月分



東亞勸業株式會社

壹月分小作人貸付金調書

台 前	播 順 水 田	奉天農場		場 所 名
		吳家荒	公太堡	
	尹吉瑞外	金道龍外	權泰融外	摘 要
一〇四四八八	五四六	六六三三三	三七六〇九	金 額
九七	〇二	七三	二〇	



東亞勸業株式會社

昭和八年三月三十一日現在

昭和七年度事業實績

東亞勸業株式會社



東亞勸業株式會社

五 新湊州土地

本土地ハ元來昭和製鋼所建設用地トシテ備置會社ニ代リ買収シタルモノニシテ位置朝鮮内ニ在ルヲ以テ所有權並ニ治安ニ付テ何等憂慮スヘキ點ナク勸業經營極メテ容易ナルモ朝鮮ニ於ケル事業ハ會社使命外ナルノミナラス本土地買収ノ目的カ既ニ勸業經營ナラサリシ爲隨ツテ利用價值亦是ニ適應セサルヲ以テ價極的經營ニ適マサル方針ノ下ニ全收穫物ノ一割ヲ管理費並ニ手数料ニ充テ委託經營ヲナシ居レリ

本年度小作收量一〇九五石三二、此ノ金額六七九二圓一八ナリ

六 間島土地

本土地ハ鮮人築園地タル間島方面ニ於テ經濟的援助ノ下ニ鮮人發展ニ資セン目的ヲ以テ土地四萬町歩ヲ買収シ年賦償還法ニ依リ分譲スルコトトシ昭和四年買収ニ着手シタルニ各方面トモ國土盜賣問題ヲ惹起シ名義鮮人ノ官憲ニ拘引サルル等紛擾絶ヘサルヲ以テ



東亞勸業株式會社

七千二百〇九町歩ヲ買收シタル儘一時之ヲ中止セリ、從ツテ買收
 土地タルヤ各地ニ點在シ一農場トシテ經營困難ナル實情ニアリ且
 管理上不妙經費ヲ要シ居レルモ新國家成立ニ依リテ公然土地權利
 ヲ認メラルルニ於テハ當初目的ノ如ク長期年賦償還ノ方法ヲ講シ
 得ヘキモ本年ハ兵匪ノ横行甚シク播種、收納共ニ葺ノ如クナラス
 成績不良ナリ

本年度ニ於ケル小作實收量ハ七四六石五端ナリ

七 滿井土地

吉林省伊通縣所在滿井土地ハ總面積一五三町步中四三町步ハ公主
 嶺農業實習所卒業生二名カ組織セル協拓農場ニ對シ昨年度ヨリ尙
 フ十ヶ年間地代坪當年三厘ノ約束ヲ以テ貸與シタルモ初年度ハ設
 備完備セサリシ寫著シク減收セルト穀價低落シ成績甚タ不良ナリ
 シヲ以テ一厘五毛ニ減額シ殘餘土地百十町步ハ支那人ニ對シ大豆
 八十石ヲ以テ小作契約ヲナシ何レモ之ヲ收納セリ



第八、避難鮮農收容事業及土地調査

第一節 概 要

事變及昨夏ノ水害ヲ蒙リ生活ノ根據ヲ失ヒタル多數鮮農ヲ收容シ彼等ノ生活安定ヲ計ルハ當面ノ緊急事業トセル處偶々朝鮮總督府ノ建議ニ會ヒ同府及滿鐵援助ノ下ニ差當リ滿鐵本線石山ニ一集團的農村ヲ開設シ引續キ營口縣田庄台、北滿珠河縣烏吉密河附近ノ二ヶ所ヲ選定シ昭和八年度春迄ニ之ヲ建設スヘク努力シツツアリ。

第二節 農村開設事業

一、石山

遼西方五支里ノ地點ニ水田^約セニ〇町歩ヲ開設計畫ノ下ニ昭和七年土地買収ニ着手セルモ全地方ハ古クヨリ權利關係錯雜シ居タルヲ以テ關係地タル鐵嶺、天潭ニ社員ヲ派シ取ラ之カ解決ニ努メ知ルモ豫定地區ノ買収容易ナラス就中大地主楊春芳關係土地其ノ地



東亞勸業株式會社

ハ遂ニ未解決ノ儘昭和八年度ニ持越ノ已ムヲ得サル仕儀トナリ
 末迄ニ漸ク四三八町歩ヲ買収シ僻地約一九五戸ヲ收容シ其ノ作付
 面積三二二町八九ニシテ小作糧四三〇九石ヲ收得セリ

(4) 買 收 地

水 田 五四二二畝三五

收得小作糧 六二九七石六八三

(四) 未買收地

水 田 四六五二畝六五

收得小作糧 四二三四石八一七

三田庄台並ニ烏吉密河

滿洲事變及昭和七年夏季水害ニ依ル避難鮮族收容ノ目的ノ下ニ朝
 鮮總督府ノ差遣ヲ以テ營口縣内田庄台附近及珠河縣烏吉密河附近
 ノ二ヶ所ヲ選定同府ト協力シ昭和八年度春迄ニ安全新村ヲ設定ス
 ヘク土地調査ヲ開始セリ。



東亞勸業株式會社

然ルニ烏吉密河ハ共産黨及匪賊、田庄台ハ馬賊及海賊ノ一根據地ト目サレ居リテ其ノ出沒常ナク危險甚タシキモ該事業ノ重大性ニ鑑ミ日滿軍部、警官其ノ他ノ誘惑ヲ請ヒ幸ヒ萬難ヲ排シテ事業ノ遂行ニ努力中ナリ。

而シテ本事業ノ完成見込ハ何レモ昭和八年秋季ノ候ニシテ開設水田各ニ〇〇〇町歩、收容群農各ハ〇〇〇戸乃至一、〇〇〇戸ト豫定シ居レリ、

第三節 土地調査

一、移民適地調査

拓務省主催ニ係ル日本人移民適地調査ノ實施ニ際シ當社ハ社員ヲシテ調査班ニ參加セシメ昭和七年九月ヨリ十二月迄四ヶ月間吉敦沿線、南滿沿線、佳木斯、遼西ノ各地方ニ沙リ調査ヲ遂ケタリ。

第四節 農業土木工事

一、遼中縣水利事業調査

總監查三三第四四號一ノ一

昭和八年六月六日

監查役 佐久間

章



東亞勸業株式會社第十一期決算監查報告



副總裁

董事

總務部長



支社長



理部長



課長

文書課長
監理課長

監査ノ要旨

東亞糊業株式會社第十一期決算（自昭和七年四月至八年三月）ヲ監査ス
一、營業成績

本年度ノ總收入

一、四七一、八五四・七二圓

・支出

一、四六九〇〇三・七四圓

利益金

二、六五〇・九八圓

之ヲ前年度ニ比スレハ收入ニ於テ六六%、支出ニ於テ二八・六%ヲ増
加シ損失ハ更ニ利益トナレリ利益金ハ拂込其本金二百五十萬圓ニ對シ
年一厘一毛ノ利益率ニ當ル

二、各事業經營ノ概況

(1) 土地經營

現在社有地八一二六七三七町步外ニ前項ヨリ安任セラレタル管理地
一〇、〇五三町步合計一三六七九〇町步ナリ現在營業ニ利用シツツア
ル土地ハ概々一萬町步ニ過キス本朝ハ主トシテ兩由地ノ不確實ナリ
シモノノ保全ニ努力シ現ニ大孤山土地及華天祐木塚農圃ノ權益ヲ確

保シ尙一般土地利用ニ付調査ノ歩ヲ進メタリ

日本人移民ニ對シテハ政府ノ根本方針決定セサリシ請願手セサリシ
モ金州ニ於テ農桑實習中ナリシ天照農團移民三十名ヲ滿東鐵道及團主
ト協議ノ上通過農場ニ小作人トシテ收谷セリ他日内地移民ノ収谷ニ
對スル指針タルヘシ

尙亂石山ノ安全農村ニハ耕農二百戸登千人ヲ收谷シ年度末ニ吉林省
烏吉密河文營口縣出庄道ニ各貳千町ノ開田計畫ヲ頒テ移民約八千名
收谷ノ見込ニテ日下土地買收中出庄道ニハ既ニ貳千人ヲ收谷分使ニ
使役中ナリ

F、政府補助金

當社ノ如ク滿鐵ニ跨ル大規模ナル土地ノ經營實於又ハ在滿鐵邊ノ役助長ニ成スル諸般事業ノ如キハ其ノ性質上何ノ事業も助ト莫リ短期間ニ收益ヲ得ケルコト困難アルノミナラス又當社ヨリ收益ヲ目的トセサルモノアリテ獨立自營ノ營業甚タ困難ナルモノアリ
依テ政府ハ尙租事業援助ノ目的ヲ以テ設立以來以該社を助成すルヨリ左記補助金ノ下附ヲ交ケタリ

年度別	朝鮮總督府		鐵道廳		合計	
大正一年度	一五〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇〇	〇〇〇
一一	三〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	〇〇〇
一三	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	〇〇〇
一四	一五〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	〇〇〇
昭和元年度	一五〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	〇〇〇
二	二〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇〇	〇〇〇

合 計	本 年 度			
	三	四	五	六
三、二一、二七、四三、〇〇〇	一、八〇、〇〇〇	一、五二、〇〇〇	一、八〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇
一、四六、四〇〇	一、五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	二八、〇〇〇
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
五、六七、六七、四三、〇〇〇	五、五〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	二、〇二、〇〇〇	二、一六、七四、三〇〇
〇	〇	〇	〇	〇

(a) 朝鮮總督府補助金ハ昭和二年二月協定ニヨリ補助金中三萬圓ハ教育、保健、婦孺指導獎勵及總督府補助額トシ殘額ハ金融貸付、鮮人營業資金ニ限定セラレ居リシカ昭和六年度以降全額利設定資金トシテ別箇ノ貸出ヲモ交クルコトトナリタリ補助金受入内此ヲ示セハ六ノ如シ

出富里土地經營ノ概況

A、五大農場

本農場ハ其ト敍國所ニ設在セシ邦人經營ノ理及是レノ間ニ介在セシ支那人土地ヲ一括買収セシモノナレハ後テ其ノ詳細内容ハ其々ニ分レ之カ以テ其々ノ動機ヲ惹起セシコト其ナリシカレバ其ノ旨意以テ其非問ニハ目ラ國情ニ解決ヲ告ケタリ本農場ハモト吳家宛、飯沼子而木陣、公太堅ノ四農場ヨリナリシヲ昭和六年ヨリ吳家宛、飯沼子、飯沼子、飯沼子ヲ併合ス。及公太堅農場ノ二區地ニ改メ吳家宛ニハ其レ六名（内日本人二名）公太堅ニハ四名（内日本人二名）ヲ附ヤ之ヲ管理セシム農場ノ面積ハ

吳家宛 水田 一、四一七^反 畑 六九五^反 荒地 一八反

公太堅 水田 四〇二九・五七^反 畑 三二七・八〇

荒地 三二一八・一二^反 外ニ植樹水田一、三三〇・〇二反

畑三三〇反、荒地三〇〇反アリ

七年度ノ人口及耕作面積ハ小作料ニ次ノ如シ

農區	人口	作付面積	農收面積	小作料(概)	反當稅(農收面積)
吳家	三〇六 ^人 九	一〇一町・〇	九九九町九	一、八五四石	一、八五
公太	二〇八一	五三一・六	四〇五・六	二、九二二・五三	〇・七二

小作方法ハ收穫後ハ折半トシ曉ハ小作人ノ所得、種子税ハ小作人得
 肥料費ハ買取四分小作人六分負擔、税金及公課ハ種子税ノ負擔ト
 ス

吳家農區ハ普通當時天候不長ナリシモ生育期ニ入りテ大田作
 其ノ後一部水害ヲ蒙リシ箇所アリシモ概シテ良好ナル收穫ヲ得タリ
 公太農區概ハ一収乾出時期當ナル大雨ノ不^レ降^ル時雨^降レ其ノ後大
 雨ノタメ椰子ノ中ニテ腐敗セシ所或ハ雨水ノタメ已ムナク水時這
 番ヲナセシ所等アリテ生育モ頗^レ調ナラス七月下旬ノ豪雨ノタメ全收
 ニ關シタル箇所スラアリ收穫概シテ不^レ長ナリ

當各農區ノ概概ニ使用シツツアル水^は、概^はニ於ケル雨水^は時不^レ完
 全ニシテ河水ノ流水^は多ク且^レ努力ヲ要^スル^ルモ少カラサルヲ以テ

六年度末ニ於テ支那側農産品ト協議シ將來富産力同ニ精トスヘキ
水利権引當ニヨリ工費約五千萬圓ヲ富産ニ於テ支出シ取水塔其ノ田
ノ工費ヲ完成シタルニ偶昭和七年夏期ニ於ケル枯水ノタメ町内新設
設備ハ既竣セラレテ用ヲ爲ササレハ今年度更メテ農産品ト協議シ東
渡ノ品ニ付ヒテ約一里ニ亘ル水路ヲ代行シ既ニ竣工シ過水ヲ爲シ
ツツアリ

B、通河農産

本農産ハ最近ノ近郊哈拉火燒ニ在ル舊年田氏所有（姓名不明）土
地ヲ富産ニ於テ買収シ公府駐農産トシテ經營セシモノ及西所沿河ノ
林業地所仕向名ノ農産ヲ管理ノ都合上尙和五年ヨリ合併シ通河ニ
農産辦事所ヲ設キ日本人職員一名之ヲ統轄管理セシムルコトセ
リ其ノ條約内容ハ名義人劉富産田ニシテ公府領ハ三〇〇〇年田ノ租
許家店ハ五〇〇〇年ノ日支合辦契約ヲ設定シタルモノナリ茲其全部租
ハ公府給水出下四〇〇反、畑一六四三二反、荒地八二七九反四四、
外ニ租地七九反二〇アリ許家店ハ水田三三三七反六三、畑二九六八

○反ナリ

本年度畑作面積及小作料ハ次ノ如シ

計	公濟額	支那人戸數	畑作面積	小作料課收賦數	
				反富小作料	作料面積ニ對スル
一八一戸	四〇戸	七六三	二八	一、五九八	〇・二〇八
二九三四・八七	二一七一・五九	四八九六・〇八	〇・二二五	六四九四・九三	〇・二二六

小作方法ハ實証四分小作人六分ノ分征率ニヨリ東分ヲナス其ノ徴課件ハ年大徴率ト大同小異ナリ但シ本年ハ徴率ノタメ課額小作人ハ何レモ軽減シ水田耕ニナシ畑ハ全部支那人ヲ以テ小作セシメツツアリ當年ハ夏期旱澇ヲ被リ二割方減収ヲ見小作料減収見込セバ四九四石九三ニシテ之カ徴率二一・一六八・五九四ヲ得タリ

C、東山農場

本地ハ元四安院柳河縣ノ地方ニ於ケル有力者趙晉毅ヲ名譽人トシ前後四回ニ亘リテ買収シタル土地ニシテ名譽人劉世同ニ於テ開租也

ノ設定ヲナシ日本領事館ノ記録ヲ得タリ面積ハ水田一五二町一四、
畑六六町二四、雑地一四六町八一、計三六五町一九ナリ本州ハ官收
以來種々ノ方法ニヨリ直接間接是カ利益ヲ利用ニ努メタルモ成績悪ハ
シカラサリシヲ以テ昭和四年是カ積極的經營ノ一著手トシテ日本人
大矢通計ヲシテ現地管理ヲナサシメタルモ支那官感ノ壓迫ニヨリ日
本人ノ現地出入ヲ嚴禁セラレシノミナラス是ニ支那側ニ於テ現地占
據ヲナシ舊賦ノ使用收証惟ヲ改善サルニ至レリ然ルニ滿洲國ノ租
稅以來舊賦ニ修刊同様セルヲ以テ本年以後陸次諸官ノ計世ナリシ
ニ兵匪ノ横行甚シク華僑匪人小作人利回コ戸アリシモノカ僅カニ
數戸ヲ短シ固ハ全部新墾ヲ放棄シテ退却シタリ

D、大柴渡場

本土州ハ元大柴翁治氏ノ所有地ナリシヲ滿洲國ノ憲法ニヨリテ大正十
一年本賦ニ引繼タルモノニシテ支那側ノ承認ヲ得タル間租稅ナリ本
土地ハ大柴氏經營當國ヨリ官賦引揚後ノ隔三平田ハ日本人賦以テ既在
セシメ種々ノ方法ニヨリ經營其ノ開墾利用ニ慮ヲ用申タルモ元來地
理的ニ不便ナルト且地味不良ニシテ主力刀乏シキタメ地底收支相償

ハス大正十三年日本人社員ヲ引替ケシメ一部份林不長ノ取ハ樟木
 林ヲナスト同時ニ利用可能ノ土地ハ定租トシ薪竹式ニ經營ヲ必仕シ
 今日ニ及ヘリ然レトモ年々收穫ハ漸少シ且昭和五年、六年ニ歸
 リ凶作相續キタル結果小作人ハ種々該地ヲ退去シ幾多ノ遺ハ廢壞シ
 現ニ畑地トシテ耕作セラルルハ僅其ノ一小部分ニ留キス土地面積ハ
 畑三七町二、畑園地三町少、荒地五五〇町四六ナリ

E、利興公司農場

本場ハ舊芳賀左原町所有地及右土地同ニ介在セシ支那人土地ヲ孔李
 達名前ニテ買収シ名義人劉留莊ノ間ニ日支合辦契約ヲ締結セシカ
 相五年更ニ之ヲ租借契約ニ改メタリ當此カ初メ利興公司ナル日支合
 辦組合ヲ設立シ専ラ支那人ヲシテ管理經營ノ任ニ當ラシメ居タルモ
 要復雜ラス毎年賦税ヲ課ケ居タルヲ以テ五年來支那人側便計ヲ解任シ
 當此直接之力管理ニ當リシモ該地ハ「アルカリ」分ノ析出甚シキト
 治安ノ維持未タ全カラサルヲ以テ本年ハ同地ノ小作料ト管理費ト相
 殺スル範圍ニ於テ支那人ニ該地ヲ管理セシムルコトトセリ
 面積ハ畑三六一町二、荒地一〇七〇町四五計、畑三一・六五町アリ

F、大孤山土地

本地ハ莊河縣下ニ在リ全面積二五三三町步四五ニシテ其ノ大部分ハ
荒地未開ノ地ニシテ當社カ大正十一年之ヲ買收セシモ當時ハ國土整
理問題ノ喧シカリシト一面之カ利用開發ニハ更ニ整地ヲ買收シ且
該地方ヲ貫流スル大洋河ノ水利ヲ誘導スル頗ル大規模ノ施設ヲ必要
トスルヲ以テ今日ニ迄手ノ下シ様ナカリシモ將來相當ノ施設ヲ爲シ
集團移民ヲ收容スル上ニ於テ看過スヘカラサル土地ナリ

本地地ノ一部ニ孟凌雲關係ノ土地アリ從來其ノ土地ニ對スル權利ハ
甚タ不確實ナリシヲ以テ昨年一月關東長官宛權利確保ヲ出願スル傍
ラ當社ニ於テモ直接其ノ手段ニ努力セリ抑該土地ハ元霍守仁ノ土地
ニシテ孟凌雲ヲシテ一先ツ之ヲ買收セシメ霍名辭ノ下ニ期限三十箇
年ノ暫行的商租契約ヲ結ビ地券ノ引渡ヲ了シタルカ其ノ後之ヲ孟ノ
名辭ニ替換ヘタルママ當社ニ返還セス支部官職ノ壓迫ニ藉口シテ其
ノ地券ヲ占有シ任意ニ土地ヲ經營シ又他ニ賣却謀勸スラ試ミタリ
然ルニ事變後當社トノ直接交渉ニ於テ孟凌雲モ日滿ノ收買ヲ洞察セ

シモノカ紛糾セル過去ノ経緯ヲ開陳スルニ及ヒ事件ノ真相ハ強チ孟ノミヲ實ムル能ハサル事情モ觀取セラレ尙將來同人ヲ利用シ同地ニ隣接スル國華甯關係ノ係争地ニ對シ居中醜停ノ勞ヲ取ラシムルノ有利ナルコトヲ感シタルヲ以テ當社ハ當時本社ノ代行者タリシ明及李兩名方内契約ニ基キ孟ニ對シ支拂フヘキ奉小洋壹萬五千元ヲ改メ滿洲國國幣ヲ以テ同額壹萬五千元也ヲ支出シ一方從來ノ暫租契約ヲ廢棄シ改メテ商租契約ヲ締結シ同時ニ之ニ對スル地券八十三枚、此ノ面積一、三九〇畝三分ノ交付ヲ受ケ茲十數年來ノ紛争ハ一段落ヲ告ケ權利ハ確實トナレリ

Q、札幌特旗土地

本土地ハ峰八十一及石川五郎兩氏ノ所有ニ屬セシ東西札幌特旗内開放地約七萬七千町步ヲ大正十一年十二月二十日東拓ヨリ引繼キ買收セシモノニシテ權利關係ハ峰、石川兩氏買收當初ニ於テ設定セシ日支合辦權ヲ其ノ繼承受ケタルモノナリ然ルニ東拓ヨリ引繼直隸峰氏關係ノ土地名義人馬長英ニ對スル國土盜賣事件發生シ權利關係ノ大

部分ハ支部官憲ニ沒收セラレ次テ大正十四年春熱河都統關朝黨ハ該土地ヲ沒收シ張作霖ニ拂下ケ、張ハ三倉堂ト稱シ經營シツツアリシヲ以テ事變後之カ權利ノ確保ヲ關東長官ニ願出テ目下滿洲國逆産整理委員會ニ於テ審議中ナレハ還カラス解決ヲ見ルヘシ

土地ノ全面積ハ峰氏關係（華峰公司及實業公司）一三七九三七一反二四、石川氏關係（隆育公司）一三八八八〇〇反合計七六八一七一反二四ニシテ何レモ荒地ナリ

H、撫順土地

本地ハ撫順縣前甸子ニ在リ元久保孚氏竝撫順朝鮮人民會ノ所有地ナリシカ昭和四年春會社カ買收シ並租權ノ讓渡ヲ受ケシモノナリ本商租ハ日支各官憲ノ公認ヲ得タルモノニシテ權利ノ實體ハ確實ナリ面積約四九町歩内水田四四町歩アリ水利交通共ニ便利ナレトモ面積狭小ニシテ農場ヲ設置シ直接管理ノ程度ニ達セス從來ハ撫順朝鮮人民會及金融組合ニ小作人ノ監督其ノ他一切ヲ委嘱シ收納其ノ他必要ニ應シ社員ヲ派遣シ監督セシメ履行シカ六年度ヨリ鮮人小作人ニ定

租小作ヲ爲セリ

Ⅰ、滿井土地

本土地ハ元南滿精糖會社ノ所有地ナリシカ昭和三年滿鐵ノ建議ニヨリ會社ニ引繼セシモノニシテ支部個官憲ノ認識ヲ得タル完全ナル所租地ナリ面積畑一〇五町、荒地一〇町八、雜地一一町九九合計一二七町七九アリ土地ノ大半ハ高燥地ニシテ而モ從來支部人ニ依リ掠奪農藥ヲ行ハレタルヲ以テ地力減退シ地味瘠薄ナリ昭和五年ヨリ地味比較的良好ナル土地ヲ供託農場トシテ滿鐵農藥實習所條丁生二名ニ坪一畝五畝ヲ以テ貸付ケ又他ノ部分ヲ支部人ニ、租小作料大豆五十石ヲ以テ定租契約セリ

Ⅱ、亂石山農場

在滿鮮農ノ生活安定ヲ計ル趣旨ニヨリ朝鮮總督府トノ協定ニ基キ鮮農安全農村設定五箇年計畫ノ初年度事業トシテ滿鐵本鎮亂石山農ノ西方一邦里ノ地點ニ約七二〇町歩ノ水田ヲ開設スル計畫ノ下ニ昭和七年春土地ノ買収ニ着手シタルモ同地方ハ古クヨリ權利關係錯綜シ

容易ニ豫定地區ノ買收ヲ見ス期末迄ニ所ク四三八町歩ヲ買收セシニ過キス

本年度作付面積ハ買收地及租地ヲ合セ水田約六〇〇町歩ニシテ開花時ニ多少虫害アリタルモ天候良好ナリシト一般生育順盛ニシテ總收量四〇三〇石ニシテ初年度ノ成績トシテハ佳良ナルモノト認ム現在收容鮮人ハ一九二戸其ノ人口一、〇一〇人ナリ

K、間島土地

本土地ハ昭和四年ノ收得ニシテ延吉縣所在地約七二〇九町歩ナルカ各方面ニ國土盜賣問題ヲ起シ土地名義人タル鮮人ノ官憲ニ引致セラルル者多ク紛擾屢迫絶エサリシモ其ノ都度臨機ノ對策ヲ講シ居リシカ其ノ後共產黨ノ跋扈スルアリ滿洲事變後ハ匪賊ノ横行絶エサル爲本格的經營ノ域ニ未タ達セス目下社員一名、囑託一名ヲ駐在セシメテ管理ニ當ラシメツツアリ

L、新靜州土地

本土地ハ昭和四年滿鐵ノ蕪池ニ依リ買收セシモノニシテ帝國領土内

ナレハ所有權ハ確實ナリ面積ハ水田四九町步四五、畑一八六町、其ノ他雜地一五町步アリ本土地ハ元來農事經營ノ目的ノ爲買收セシモノニ非サルヲ以テ積極的經營ヲ爲ス能ハス全收穫物ノ一割ヲ以テ委任經營ヲ爲セリ

M、遼陽土地

本土地ハ大正九年三月及四月朝鮮人李憲寧ナル者商租地設定者タル地主親自才ヨリ日支條約ニ依リ土地ヲ三畝ニ分チ商租給ヲ得且日本領事ノ承認ヲモ得タリ昭和三年十二月吉田親數ハ李憲寧ヨリ該商租權ノ讓渡ヲ受ケ越ヘテ昭和六年十二月當社ハ更ニ吉田親數ヨリ金八萬圓ヲ以テ買收セシモノナリ面積畑一八三町七四其ノ他雜地一〇七町三八アリ面積畑小ニシテ且滋味不良ノ畑地ノミナレハ已ムヲ得ス滿洲人ニ委任管理ヲ爲サシメツツアリ

N、蘆平土地

昭和四年三月博益三八滿鐵ノ手ヲ通シ蘆平李家漢洛及西河口所在土地ノ賣却申込アリ現地調査ノ結果坪當リ十一錢四厘ニテ會社ハ之ヲ

0、吉敷土地
買収セリ面積八〇三町三三アリ荒地ニシテ海産採掘ニ適セス

本地ハ昭和六年十月二十一日滿鐵ノ委任ヲ受ケ經營ニ當レリ面積ハ畑八〇三町、水田一一〇町、荒地四三六七町四、林野四二五四町、山林一四〇七町、宅地七町歩アリ囑託一名、僱員一名ヲ駐在セシメ管理ニ當ラシメツツアルモ本年度ハ匪賊横行セシ爲小作料ノ徵收不能ナリ管理費ハ全部滿鐵ニ於テ負擔ス

p、北陵農場

本地ハ昭和七年秋滿鐵ヨリ經營ヲ委任セラレ、元榎原農場ト稱セシ所ナリ面積一二四〇〇町アリ但シ經營面積ハ九九町歩〇四二ナリ管理ハ全地區ヲ二農區ニ分チ各區ニ農監ヲ置キ定租小作トス

六社員

人員増減表

昭和八年三月末

種別	昭和八年三月末	昭和八年三月末	増減
職員	四三	三八	五
日本人役員	一二	八	四
朝鮮人、 滿洲國人、	九	一〇	△一
職員計	一〇	七	三
社員見習	一〇	三	七
計	八七	六九	一八

増減ノ理由

一、役員四名、新採用一名昇格

二、日本人役員四名新採用

三、朝鮮人役員一名昇格

四職託三名新採用
五社員見習七名新採用

當期分從手長給與表

種別	本	在勤手當	賞與金	計
職員	4,000.00	1,000.00	1,000.00	6,000.00
日本人職員	4,000.00	1,000.00	1,000.00	6,000.00
歸支人	4,000.00	1,000.00	1,000.00	6,000.00
職員見習	3,000.00	0.00	0.00	3,000.00
計	14,000.00	2,000.00	2,000.00	18,000.00



一人每月平均額表

種別	本俸	在勤手当	賞与金	計
總員	1,550,000	400,000	500,000	2,450,000
日本人備員	1,100,000	200,000	300,000	1,600,000
鮮支人	200,000	100,000	200,000	500,000
關許	800,000	0	200,000	1,000,000
社員見習	1,000,000	0	200,000	1,200,000
平均額	1,000,000	200,000	200,000	1,400,000

通報光 頁地 計登 鐵道 期万 經理 地路 運理 支元

食料 課 技 (八九八)

吉林學務所長報

昭和八年八月二十八日 (吉學實八第四七一號)

鐵道部

教化婦人ノ教化商會實會組織立 (教化報)

教化在留朝鮮僑有力者ハ別款ノ如キ定款ヲ以テ學務所理店ヲ教化東門外
東蘭病院西側ニ設ケ本月六日ヨリ營業ヲ開始、専ラ本報以テ及運賃ノ款
實ヲ開始セリ各種商品ハ未タ整備スルニ至ラサルモ比較的清潔ナル資金
ヲ有シアリテ將來ノ發展期待サレツツアリ

教化協會台資暫定規程

第一章 總 則

第一條 本規程ハ次章ニ規定スル目的ノ爲ニ設立スル台資ヲ指ス

第二章 目 的

第二條 本規程ハ木製貨物精米穀類酒類其ノ他ノ貨物品及商標貨物製菓ヲ

管ムコトヲ目的トス

第三章 商 標

第三條 本規程ノ商標ヲ教化協會台資ニ限リ得

第四條 本規程ノ所在地

第五條 本規程ノ本規程ヲ施行スル爲メ吉林省教化協會管内ニ設ク得

ハ支店ヲ設置スルコトヲ得

第六章 社員及出資

第六條 社員ノ姓名住所及其ノ出資額責任者左ノ如シ

一金四千圓也

無限

吉林省教化協會

吉林

元

一金五千圓也

無限

吉林省教化協會

吉林

元

一金五千貳百圓也 吉林省敦化縣門外 李士福

一金六百圓也 無帳 文在魁

一金參百圓也 有限 文在大

第六章 榮務ノ執行及會社ノ代表

第六條 本社ノ榮務執行社員之ヲ執行ス

第七條 榮務執行員ハ一人トシテ該社員ノ同意ヲ以テ無限責任社員中ヨ

リ之ヲ選任ス

第八條 榮務執行社員ノ任期ハ二年トス但シ再選スルコトヲ妨ケス

第九條 榮務執行社員ノ報酬ハ社員ノ過半數ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第十條 榮務執行社員ハ會社ヲ代表ス

第七章 計算

第十一條 營業年度ハ毎年一月一日ヨリ六月三十日迄及七月一日ヨリ十

二月三十一日迄トス

第十二條 榮務執行社員ハ營業年度ノ終リニ於テ計算ヲ爲シ左ニ掲タル

書類ヲ社員ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

一、財産目録

二、貸借対照表

三、營業報告書

四、損益計算書

五、利益ノ配當ニ關スル議案

第十三條 決算執行社員ハ前條ノ知照外ト雖も該社ノ業務又ハ財産ニ關ス

ル事項ナル事項ハ之ヲ社員ニ報告スルコトヲ要ス

第十四條 各社員ノ利益分配ノ割合ハ第五條ニ掲ケタル由實額ニ依ル但

シ有陸責任社員ノ負擔ハ出費ノ目的ト爲シタルモノノ外ニ及ボサス

第八條 社員ノ退社

第十五條 社員ハ株式ニ定メタル退社ノ事由ノ外該社員ノ同意ヲ得テ何

時ニテモ退社ヲ爲スコトヲ得

第九條 解散

第十六條 本社ノ存立時期ハ此ノ定款作成ノ日ヨリ滿十年トス

第十七條 本社ハ前條ニ定メタル存立時期ノ満了ノ外左ノ事由ニ因リテ



解散ス

一、總社員ノ同意

二、裁判ノ命令

第十章 清算 第二

第十八條 會社解散ニ於ケル會社財産ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ處分ス

但シ總社員ノ同意ヲ以テ他ノ方法ニ依リ處分スルコトヲ得

按察使ハ各社員ノ出資額ニ應ジテ之ヲ分配ス

右數化後各社員ノ出資額立ノ寫商法第百五條第百六條第百四十九條及五十條

ニ依リ此ノ定款ヲ作り各社員左ニ署名ス

昭和八年七月 日

文	文	李	洪	高
在	在	士	三	明
天	意	隆	基	元

第五章 朝鮮人の入滿

第一節 移住の原因

朝鮮人の滿洲移住を歴史的に究むるに、今より凡そ二千二百年前漢の武帝が衝滿朝鮮を亡ぼし、朝鮮に樂浪外三郡を置き、高句麗は都を平壤に置き遼東を領したる時代に始まるものであつて、滿洲に朝鮮人は歴史的に極めて緊密な關係に於て結ばれて居つたのである。

然し之等は今日謂ふ所の移民は全く性質を異にするもので、經濟的意味に於ける移民は我文久元年頃に始まるものであるといふ、當時『鴨綠江對岸地方に於て獲夫に従事せしものが、其の地方の地味肥沃で且開墾の容易なるを見て農業移住を爲すに至つた、其の後我明治二年西鮮地方に凶歉あり、飢饉に瀕せる朝鮮人は先を争ふて越境し移住者を増加した』(註一)のである。

然し以上は局部的の移住に過ぎず、全滿的にしかも多數の移住者を見るに至つたのは日露戦後であり、更に日韓併合後は急速度を以て増加するに至つた。

而して入滿の原因は故國に於ける凶饉、歸鮮者の滿洲有望談によるものが最も多數を占め、尙ほ、政治的不平から離鮮したものもある、即ち『朝鮮に於ては既に滿洲方面に移住したる親族又は知己其の他より、該地方の農耕極め

て有望にして生活亦容易なることを傳聞し年々自發的に移住を策つる者著しく増加せり』(註二)云ふが如き、又『鮮内人口の過剩を顧及せる凶凶饑饉並に經濟の窮迫の爲生活の脅威を受け之に順應するの能力乏しき所より遂に遷避の性癖の赴く儘に接壤疆域の滿洲平野に生活を求めんとし、又經濟の壓迫、内地人の鮮内移住多く、各種文化的施設の擴大に伴ひ、各都間に多くの内地人進入し、固有の在鮮諸施設の崩壊を招きたる爲、政治的不平分子の境外移住を生じ、之等の不平分子は遂に國內に居るを好まずして、滿洲に移住するに至れり、尙文化の進歩と共に鮮内の物價騰貴を來し、生活に窮して放浪し滿洲に移住するもの亦尠ならず』(註三)云ふが如き夫れである。

又李勳元氏が二〇一戸の在滿朝鮮人戸主に對し移住動機を質したる所、

原因	絕對數	相對數
一、本國に於て經濟困難に因り	三〇	一四・九
二、家に金なき爲	三三	一六・四
三、生活艱の爲	七二	三五・八
四、衣食に困難なる爲	二	一・〇
五、本國に於て事業に失敗せるため	二四	一二・〇
六、旅行の結果	二	一・〇
七、本國の政治的理由にて	七	三・四
八、滿洲に於て農業經營の爲	一八	九・〇

第五章 朝鮮人の入籍

九、滿洲に於て金儲の爲

一一

五六

一〇、事業に成功せん爲

一一

五・五

一一、親族に應じ

一一

〇・五

計

二〇一

一〇〇・〇

この表に對し著者は『此の問答は二〇一戸農家の戸主と調査員との間に行はれたるものにして、其の回答を上記の如く彼等の口頭より出でたる儘を分類したるものなり』（註四）と云つて居る、右の内第一項より第五項迄は經濟的に窮乏を來して居るものとして分類さるべき性質のものであり、之が總數に對する比は八〇%の多數に及んで居る。

（註一） 在滿朝鮮人と教育問題四頁

（註二） 滿洲及西比利亞地方に於ける朝鮮人事情一頁

（註三） 建設論上の滿洲國第二輯七七頁

（註四） 拓務大臣官房文書課滿洲と朝鮮人一〇六頁

第二節 在滿朝鮮人數

在滿朝鮮人の人口統計に關しては今日迄各機關に依り發表せられたる數字は區々に亘り、何れが事實に最も近きかの判定に苦しむものである、これには、調査機關の不備、在滿朝鮮人の中には支那に歸化した者がある爲めこれ等の

者は表面的の數字に表はれざりしこと、其他各種の理由を指摘することが出来やう、故に茲では、外務省亞細亞局に於て調査せし最近の資料(註一)に基き在滿朝鮮人の歴年比較及び分布状態を究める。

(イ) 歴年比較

年	大	男	女	計
大正八年末	二四〇、九四八	一九〇、二五〇	四三一、一九八	
九年	二六一、八七〇	一九〇、五五七	四五九、四二七	
一〇年	二七一、一五〇	二一七、五〇六	四八八、六五六	
一一年	二八五、四九四	二三〇、三七一	五一五、八六五	
一二年	二八九、七五〇	二三八、二七七	五二八、〇二七	
一三年	二九二、七六九	二三九、〇八八	五三一、八五七	
一四年	二八九、三八一	二四二、五九二	五三一、九七三	
昭和元年	二九八、一〇〇	二四四、〇七五	五四二、一八五	
二年	三〇四、五八二	二五三、六九八	五五八、二八〇	
三年	三一三、五九九	二六三、四五三	五七七、〇五二	
四年	三二二、六三一	二七五、〇四六	五九七、六七七	
五年	三二五、七八一	二八一、三三八	六〇七、一一九	

第五章 朝鮮人の入滿

五七

第五章 朝鮮人の入籍

六年

三三八、四一〇

二九二、五七二

五八

六三〇、九八二

今大正十一年の人口と昭和六年の夫れを比較するに、十年間に十一萬五千人の増加を來して居り、これを一ケ年平均にして見れば、毎年一萬一千餘人の増加を示しつつあることになる。
次に昭和六年末の人員をさらへ全滿に如何に分布して居るかを見やう。

(P) 分布状態

領事館名	男	女	計
牛莊	五〇〇	五一五	一、〇一五
遼陽	四二三	三五五	七七八
奉天	四、八七二	三、九八一	八、八六〇
安東	二、六五八二	二、三、九六三	五〇、九四九
開通	二、一六、七三二	一、九二、六八〇	四〇、九、四一三
總領事館	六、一、二六	五、四、五三	一一、五七九
柳家屯	八〇二	六八四	一、七四八
新京	三、一、六六	二、一、六六三	五、八二九
吉林	一、〇、七三六	七、五九二	一八、三二八
哈爾濱	二、〇、九〇六	一、四、一〇五	三、五、〇一一

青ヶ島 五、七〇四
 南 洲 七三
 南 洲 計 三三七、六二二
 關 東 州 七八八

總 計 三三八、四一〇

二九二、五七二

六三〇、九八二

三、六九三

九二

二九一、六一三

九五九

九、三九七

一六五

六二九、二九五

一、七四七

右に依れば總數に對する約六〇%は關島に居住して居ることが判かる、然らばこれ等在朝鮮人は如何なる職業に従事しつゝあるか、勿論職業が最高位を占めて居ることは敢て數字的の説明を必要としないが、少しく細に入り研究すれば次表の如くなる。

職 業	戸 數	職 業	戸 數
農 業	二二、一五六	官 公 吏	二六七
教 員	六四	牧 師 僧 侶	五
醫 師	五〇	藥 種	一七
社 員 店 員	二二八	雜 貨	八
精 米	四二	自 來 雜 糧	六九
特 產 買 易	三二	運 送	五一
金 融	三	旗 幟	五八
第五項 朝鮮人の入籍			五九

監査
34
第86號
2/1

昭和八年度

全滿水田作村面積及收穫高並朝鮮人口數調査表

東亞勸業株式會社



水田作付面積及收穫高並朝鮮人戸數表

昭和八年度

三七六

省別	作付面積 町	水澁收穫高 石	朝鮮人戸數		計
			男	女	
奉天省	五三、二八八	九三、三三八	二七、四〇七	七、五〇七	(一四、三一一) 一四、三一一
吉林省	五三、七四三	八八、五二八〇	一〇、四三三	三〇、四八九	(五八、〇七六) 五八、〇七六
黑龍江省	三三、五〇三	六五、九五八	一〇、九三五	三、五五三	(四、六三三) 四、六三三
合計	七〇、五三四	一八八、八七六	一三、八三五	三八、九四九	(七三、四三九) 七三、四三九

備考

1. 本調査ハ關係領事館ノ調査ヲ集計セルモノナリ

2. 收穫收穫高ハ日本石ヲ示ス

3. 作付面積町求滿ハ歩合ヲ示ス

4. 調査不明個所ハ一ラ以テ示ス

5. 調査ナキ縣ハ除外セリ

6. 輝南縣ノ一郡(五、一四石)ハ玄米收穫高ナリシ爲假ニ報告(一、八六石)トシテ合計セリ

昭和元年度以降對照表

年度別	事項		水稻收穫高	朝鮮人口數	朝鮮人口
	作付面積				
昭和元年度	5,311,800	70,589,300	97,595	5,408,800	
昭和二年度	5,711,000	71,757,800	90,000	5,387,100	
昭和三年度	5,558,800	73,210,000	92,000	5,803,800	
昭和四年度	5,688,900	74,749,900	93,000	5,698,300	
昭和五年度	5,600,500	74,693,300	91,000	5,932,100	
昭和六年度	5,553,000	73,552,800	91,000	5,900,300	
昭和七年度	5,001,800	70,809,100	85,000	5,768,300	
昭和八年度	4,071,400	71,877,600	80,000	5,353,300	

昭和八年度水田作付面積及收穫高並戸口数

開魯	作付面積	水稻收穫高	反當收穫	朝鮮人		戸口	
				戸數	男	女	計
遼源	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
洮南	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
(蒙) 札薩克	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
(蒙) 王族	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
突泉	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
洮安	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
鎮東	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
開通	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
通遼	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
(蒙) 達爾罕	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
(蒙) 王族	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
奉天省	10000	10000	10000	1000	1000	1000	1000
總計	100000	100000	100000	10000	10000	10000	10000

濟原	9488 00	84888 00	4880	8888	18888	18888	88888
西安	1888 00	88888 00	8880	1888	8888	88888	88888
廣東	8888 00	10088 00	8880	1888	8888	88888	88888
(廣東) 江	-	-	-	888	1088	8888	88888
總德	8888 00	18888 00	8880	8888	-	88888	88888
利信	8888 00	88888 00	1888	8888	-	88888	88888
合計	88888 00	888888 00	88888	88888	888888	8888888	88888888
吉林省							
永吉	8888 00	88888 00	8880	8888	88888	888888	8888888
磐石	1888 00	88888 00	8880	8888	88888	888888	8888888
綏甸	8888 00	88888 00	8880	8888	88888	888888	8888888
敦化	8888 00	88888 00	8880	8888	88888	888888	8888888
額穆	1888 00	88888 00	8880	8888	88888	888888	8888888

伊通	八七五〇	二九二〇〇	一八	二〇	二〇	一	二七五八	一	二七五八
晨安	一六六〇	一三九〇〇	一〇	一〇	九	一	一	一	二六六〇
合計	三三三三〇〇	八八五八〇〇	七〇	七〇	一〇五	二〇五九八	二七五八七	二八五五五	(二八〇七六)
黑龍江省									
木蘭	三三〇〇	六九一〇〇	一〇	一〇	一八	一八	一八	一〇	三三〇
通河	一〇六〇	五五七〇	八	八	一六	一六	一六	一五	一〇六〇
湯原	二八〇〇	五五三〇	一	一	一三	一三	一三	一〇	二八〇
東興	三〇〇〇	一四〇〇〇	三	三	一六	一六	一六	一五	三〇〇
綏化	三二〇〇	一四〇〇〇	三	三	一三	一三	一三	一四	三二〇
慶安	一六〇〇	六五一〇〇	三	三	一五	一五	一五	一五	一六〇
海倫	二四二〇	六九〇〇〇	八	八	一六	一六	一六	一四	二四二〇
鐵嶺	六三〇〇	一八三〇〇	二	二	一三	一三	一三	一六	六三〇
通北	一四〇〇	三三〇〇〇	一	一	一三	一三	一三	一三	一四〇
烏雲	三〇〇	一〇六〇〇	一	一	一三	一三	一三	一〇	三〇〇
景星	三二〇〇	一八二〇〇	一	一	一三	一三	一三	一六	三二〇

泰來

合計

總計	7,512,111	40	1,887,722	200	1,235	1,555,555	5,859,999	3,000,000	2,859,999	7,719,998
泰來	4,370,000	00	1,200,000	00	1	1,100	3,000	2,800	2,800	6,600
合計	3,142,111	40	687,722	200	1,234	255,555	2,859,999	200,000	779,999	1,119,998



總覽三四年第八六號一ノ一

昭和九年六月十三日

監査役 佐久間 章
代行監査役 山 島 益



東亞勸業株式會社第十二期決算監査報告



經 裁 總 務 部 長

副 總 裁

文 書 課 長

監 査 課 長

(一 局)

東京支



經 理 課 長

監 査 課 長

（四）企業貸勘定土地管理

一、間島土地

本土土地ハ延吉縣ニ數在シ昭和四年ノ取得ニシテ新規買收地一、六二
七町歩ヲ合セ總面積八、七五一町歩餘ナリ内既耕地約一、五〇〇町歩
ハ小作ニ附シ居レルモ匪敵ノ出沒依然トシテ跡ヲ絶タス收穫意ノ
如クナラサル状態ニアリ本年度小作收穫ハ稈、雜穀合計一、五三三
石ナリ

二、新綏州土地

總面積二七五町歩ニシテ滿鐵會社ニ代リ昭和製鋼所建設用地トシ
テ買收シタルモノナリ

位置朝鮮管内ニ在ルヲ以テ所有權政治安ニ就テハ何等憂慮スヘキ點
ナキモ本土土地買收ノ目的カ素々農業經營ニ非サリシ爲利用價值亦
之ニ適應セサルヲ以テ全收穫物ノ一割ヲ管理費並手数料ニ充テ委
託經營ヲ爲シ居レリ、本年度小作收穫雜穀併セテ一、三〇七石ナリ

三、臺平土地

蓋平縣所在ノ本土土地ハ昭和四年水田經營ノ目的ヲ以テ八〇三町歩餘ヲ買收シタルモ水路用地ノ買收行儀ミ利用スルニ至ラス今日ニ及ヘリ

四 灌井土地

吉林省伊通縣ニ在リ昭和三年南滿製糖會社ヨリ讓受ケタルモノニシテ面積一五三町歩餘ナリ内四三町歩ハ公主嶺農業實習所卒業生ノ組織セル協拓農場ニ割シ昭和六年度ヨリ向フ十箇年間柘當ノ地代ヲ得テ貸與シ殘餘土地一一〇町歩ハ滿洲人ニ定租ニ附シ居レリ本年度收入七五三圓餘ナリ

五 遼陽土地

遼陽縣魁星屯ニ在リ昭和六年十二月買收完了シタル土地ニシテ面積二九一町歩餘、地味肥沃ナレ共低地ニシテ水害ヲ蒙リ易キヲ以テ排水溝竝堤防建設後利用計畫ノ豫定ニシテ現在ハ小作耕作ニ附シ居レリ

後成能会

山口農村概観

東亞勸業株式會社



今農村建設の第一期工作を終り、將に本格的經營工作に移らんとするに際し、我等は何よりも上天の加護の彌深きに感謝の念を捧ぐると共に、更に一段と責任の重大なるを思ひ、關係各位の變らざる御後援と御指導を祈つて止まない次第である。

茲に竣工の祭典を營むに際し農村建設の概要を回顧し、大方の萬覽に併ししたいと思います。

二、農村設立計劃

營口農村地區の決定 滿洲事變による在滿避難鮮農の中主として南滿一帶に散在してゐた鮮農で原住地に歸還出來ざる者をこゝに收容し、將來之等を自作農として自立せしむる爲本安全農村設定が總督府に於て決定せられ其の實施を我が東亞勸業に委任されたのが昨昭和八年二月初旬であつた。

向來電光石火的に計畫は進められ總督府派遣員及本會社技術員計七名を以つてする現地調査班は直ちに遼河流域の調査に向ひ、同月中旬現地調査班を最適の地と定め之に依つて事業計畫を立案し三月初旬其の決定を見た、同十日本社に於ては土地買収、工事、收容、事務の各係員決定し、中旬、先發隊は營口に乘込んだ。

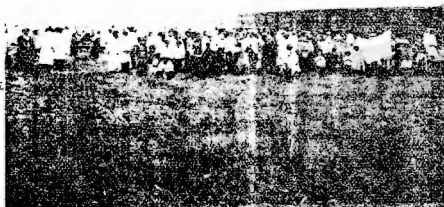
現地測量 昭和八年三月二十二日大石橋守備隊から特派された森重大尉の率る一隊の警衛を受けつゝ東亞勸業部職取締以下關係員、朝鮮總督府派遣員其他の一行は營口西税關棧橋より、多數日滿要人に見送られて、漸く解氷したばかりの遼河を渡り河北驛より田莊台に向つた。田莊台市街では滿洲國旗を掲げて歓迎の意を表し、市街に設けられた假事務所で、地方要人との間に和やかな交歓が行はれた。かくて翌廿三日より係員は直に現地測量に従事し、一方農村豫定地中央に鮮農收容の爲の假小屋（土幕）假設が進めら

れた。當時附近一帯に亘り小匪賊の出沒多く土木係員並に護衛警察官は極度に緊張したが、幸に事故なく三月末日略豫定の測量を完了する事が出来た。

三、鮮農收容

假事務所の設置 之より先營口には奉天及現場との連絡其他事務の爲、入船街七八番地に出張所を設け現地にもバラツクの竣功を急ぎ、五月初旬田莊台から茲に移轉を了した。

一方事務所附近に建築中であつた鮮農收容の假小屋七十棟（一棟四十人收容）が完成したので五月一日安東領事館管内の百三十五戸六百七十二人の收容を最初とし九月十一日まで前後十回に亘り計六百三十六戸三千十二人の移民收容を完了したのである。今收容の經過を示せば左の如くである。



安東方面ヨリ住鮮六百餘名臨時列車ヲテ營口到岸下車セシ處

鮮農收容狀況

順	序	月	日	避難地方別	戸	数	人	口	続	要
第一	回	五月	一日	安東	一三五	六七二				
第二	回	五月	四日	撫順	八八	四一九				
第三	回	五月	五日	安東	七九	四二〇				
第四	回	五月	九日	旗順	九	四二				
第五	回	五月	十五日	奉天	七八	三六二				
第六	回	五月	二十日	遼陽、營口、烟台	三〇	一一五				
第七	回	六月	七日	海龍	六五	二九三				
第八	回	六月	十六日	開通	九〇	四〇五				
第九	回	七月	十五日	營口	二二	一〇三				
第十	回	九月	十一日	京(在野軍人)城	四〇	一八一				
計					六三六	三、〇二二				

右表中第十回入村の京城鮮人在郷軍人團四十戸一八一名は避難民ではないが今後農村自警團指導員として兼ねて常時農耕に従事せしむる爲總督府の斡旋により入村したものである。而るに入村後一家の柱石を失つて鯨魚孤獨になり朝

鮮原地に歸還せるもの、入村前農耕に経験なき爲労働を嫌厭し、又は眞に農耕を目的とせず商業を志し事意に反し離村せる者、或は友人知己の招致に依り離村せる者等ありて入村當時の戸口より減少したる爲本年五月六日更に鮮内各道より選定の上入村收容せし爲現在の戸口数は（五月底日現在）

戸 數	六百二十二戸
人 口	三千十九人

となつた。之等は何れも眞實土に親しむ純粹の農民のみであり當局者の遺漏なき保護指導に依頼し安住の地として孜々として農耕に従事して居る現狀である。

四、建設諸工作

土地買収 當農村地区は元營田公司が經營計畫をした所を主とし地主中には事變の爲行極不明の者などあり種々調査の結果關係地主百七十一名なる事を確めたが各地に移轉し不在地主多く加ふるに現地の境界分明せぬもの、一地二照の者など其の權利關係頗る複雑を極め當初調査に非常な困難を感じたが本年一月奉天及營口憲兵隊長等の特旋によつて日滿に協定成立し爾來買収も順調に進行し現在其の大半を買収済である。

土地買収進行中地域内に滿洲人家屋三十九戸外に墳墓六百三十九基あつたが之等の移轉に就ては田莊台在住有力者の特旋によつて家屋は夫々合法的な算出基礎により總額七千五百圓を支出し、墳墓は滿洲人の間に種々なる迷信があり之が取扱措置如何によつては部落民の怨憤を受け他日事業經營上支障を來す虞れが全然ないとし云へぬので慎重の態度を探り備め佈告を發して有縁者の申告を俟つ方法によつて一基に付き八圓を墓移轉費用として與へた結果工事施行上何等の支障もなく移轉せしむる事を得たのである。

開原縣

開原縣下
朝鮮人狀況調查



開原縣下ハ昔ハ朝鮮人北没調査

朝鮮人状況調査

第一 人口ノ分布及移住ノ状況

二 人口ノ増減

開原附屬地ヲ中心トスル開原縣下ハ土壤肥沃ニテ灌溉水利ノ

便ヨリ加之役米比較的ニ盛ルルニ至リ移住鮮人ノ水田ノ營

ニ好適トシ更ニ滿洲特産

生皮類ノ加工集積ノ便

等古クモ鮮農ノ移住

スルモノ逐年増加ノ趨勢ニ見ルニ至リ

戸一九一ニシテ増加ヲ見ルニ至リ

知ルニテ男同胞(第一区ヨリ第四区迄)ニ水田開墾ヲ見込ムルニ至リ

天地アリト稱セラルルハ又諸般ノカラスニ一部民ノ水田ニ移住スル



DMS 678
21
D
1947

深カラスルニ、一トノ交渉國境ナリトシテ、其ノ下ニ、
 從テ右國縣下ニ於ケル後任縣人ハ、其ノ下ニ於テ、
 地ニトシテ、契約進濟中、二、二百ニ地、
 下ニ對スル縣界ノ後任ニ、漸ク進退セラルルニ、
 七、
 七、

二、移住ノ状況

前項記載ノ通り、當地方縣人ノ移住ハ、何レ自由移住ニシテ、
 集團移住ノ實例ナシ

第一表

地別	戸數	人口		計
		男	女	
署所在地	四九二	一,三七二	一,一五〇	二,五二二
開原縣	一,三三一	四,〇五四	三,四一九	七,四七三
富岡縣	二六	五二	三一	八三
計	一,八四九	五,四七八	四,六〇〇	一〇,〇七八

備考

富岡縣ニ對スル調査ハ第一區ヨリ第四區迄ノ南一帯トス(以下同也)

第二表 集團住民

該當ナシ

第二

職業狀態

(1) 居住縣人ノ七割強ハ農業ニ從事スル一割、日傭業者(主として
 鮮農家及精穀業者、使用人)ニ至リ其他ハ官公吏・會社員
 等ヲ除キ多クハ縣人知事ノ各種商業ニ從事ス

尚農土ナキ爲當農ニ得サルモノ或ハ最近縣内ヨリ移住シ来レル
 者等ノ中ハ多ク爲徒食中ノモノ及與此ニ入り禁制品取扱ノ
 容疑者等ナレトモナルニ之カ就職ニ當テ業轉向ハ力ニ付スルハ
 極力努力中ナリ

(2) 副業ノ状況

製冰、製塊ハ原料ノ豊富ナルト蒙閉期ニ於テハ好適業ナ
 ルトニ依リ甚ク成績見ルヘキモノナリ(状況別記)

尚養蠶養豚ハ未ダ一般的普及ノ域ニ至ラザルニ漸次飼養

熱高コリソウアリテノ指通ノ宜キキ得ハ糖米米米、其然性之ク
分ニアリ

(1) 製米ハ大部分地元ニ於テ消費ナルモノニシテ、僅米一律ニ一俵
十八錢ヲ以テ取引サレシ生産費及消費ノ米額上製米額ニ比テ
遙カニ利潤多ク、高ニ征者、漸治増加ノ趨勢力ニ在リテ、其年
現地ニ於テ開催サルル大使館主催ノ製米講習並民會ノ擴大動
ト相違チ其ノ發達思ルヘキモノナリ

尚昭和十一年一月ヨリハ、販賣統制ノ確立ニ伴ヒ、製米之
者モク、統一サレ、一等品ニ十一錢五厘、二等品ニ十八錢五厘、三等
品ニ十五錢五厘ヲ以テ取引サルコトナリ、漸次技術ノ進歩
スルニ從ヒ、生産者ノ福利モ之愈々増進スルニ至ルヘシ

(4) 製米ハ全滿洲ニ就テ生産過剩ノ感アリテ、相場ノ高ニ低ニ起

(5) 田下製米トナリ、一塊十錢ノ米ニ迫リ、ソウアル結果、一般ニ製米以
業ニ向ハムトスル傾向アリ

第三表 職業別

職業別	署所在地		開原縣		西四縣		計	
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口
裝業	九八	五九八	一三三二	七〇七三			一〇六五	七七一
土石採取業	一	五					一	五
洋服仕業	二	一三					二	一三
仕立職		九						九
裁縫少業	二	八					二	八
金融會職員	一〇	四一					一〇	四一
金融系社員			一	一			一	一
旅館及飲食店	一九	七〇	一	三			二〇	七三
荷穀業	三八	一八九			三	五	一三	三〇二

技師	民令源君	國造高平勝君	滿鉄澤君	地乃平勝君	守備隊通譯	警界官吏	愛愛金社員	愛々金社員	料理店	姉	食器製造業	愛業取振隊
一	三	一	四	二	一	一	一	一	三		一	一八
四	一八	一	一一	七	二	五二	四	四	一七	一三	七	一一二
						一						
						三						
						一						
						四						
一	三	一	五	二	一	三	一	一	三		一	一八
四	一八	一	一一	七	二	五九	四	四	一七	一三	七	一一二

漢藥商	時計代理店	理髮業	釐造工事務所	靴製造	銅輝鉛製造	新聞支局	寫真業	代書業	綿布直乙	豆腐製造業	靴下製造業	教員
一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	七
二	五	四	四	八	四	四	四	六	五	六	五	二七
												一三
												二九
一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二〇
二	五	四	四	八	四	四	四	六	五	六	五	五六

麥 膠	其他有葉者	厚 糜 草	印 刺 菜	桑 葉 使 用 人	區 (<small>現也三師</small>) 生	區 師	日 錦 業	衣 皂	雜 樹 商	叔 高 粵	白 米 小 蠶	白 粉 車 運 膠 手
八	九		一	二 四		一	一 六 九	一 八	一 二	一 三	六	四
四 〇	五 一	一	八	五 一		七	八 〇 四	九 二	八 五	四 〇	四 〇	一 七
二 〇	九				二		四 一				一	
七 二	九 二				一 二		一 七 八				七	
	二 二											
	六 五											
二 八	五 〇		一	一 四	二	一	二 一 〇	一 八	一 一	一 二	七	一 五
一 一 二	三 〇 八	一	八	五 一	一 二	七	九 八 二	九 二	八 五	四 〇	一 五 七	一 七

備考 宿屋及飲食店ハ業者ノモノアリニ付一括計也

計	宿 姑 女
完二	
三五二二	七
一三三一	
七四三三	三
二六	
八三	
一八四九	
一〇、〇七八	一〇

第四表

計		開原縣						署所在地		地方別
養豚	養蠶	製紙	製糖	製麵	製油	製粉	製糖	製紙	製業種類	
四	三八	八五	四	三八	六〇九	七八	四八	七	産業	
四六	六七九	一〇九〇	六六	六七九	三七〇〇	一八〇〇	八〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	
三九六	五三九	五三五六〇	一一三〇九	一一三〇九	一〇三三〇	一〇三三〇	三三〇〇	製業	生産	

年作ニ比シテ割減收ナリト金融會ニ對スル負債額ニ進ハレツウアルニ等輝
農家ノ経済ハ自然購買力ノ低下トナリ例年ニ比シテ雜穀高ノ影響ニ三
割方減退ヲモテリ

(四) 穀物高

當地鮮人數物高ノ取極品ハ主トシテ粳、白米、精粟、精高粱等ニモテ中原
暨下ノ諸メ西粵、清原、伊通各縣下居住鮮人ノ水田耕作ニ依リ收穫セル
穀ノ當地集數高ニ年ニ〇万石ニ達シ之等ハ稻ト當地鮮人ノ穀物高ノ一ノ年
ニ依リ、新京方面ニ移ルヤシ又ハ當地精米業者ニ依リ精白セシ之ヲ滿各
地ニ賣出サレフアリテ僅末白米ハ甚ノ大割ノ合ヲ以テ哈爾濱、大連方面ニ
輸出シフアリシニ本年ハ大連方面ニ移リ上海米多量ニ輸ササレ高北
滿一帶ノ穀業作等ニ影響者ト云テ行ハズ恐クモハシクハ穀物高ノ一ノ年
場ノ騰貴ヲ予想シテ持セルモノ多シ精粟ハ殆ト鮮人各地ニ輸出サレル

三ノナルカ例年當地ヨリノ精製高粱高ハ約三〇。製率ハ約六〇。〇〇石ノナリトモ
 昨年及本年ハ常山作ノタメ約一五〇。製率ニ止シリ

精製高粱業ハ高粱一斗ニ約五、六〇。残相場ノ際製業ノ原料トモテ内
 地へ移送スヘシ電動機一〇。馬力ノ精製高粱業ニ着手セシ者アルモ昨年
 ヨリ高粱ノ凶作ニ伴フ相場ノ騰貴ニ極セル本年十一月上旬ヨリ内地ヨリ
 注文金ヲ絶エタル爲高粱精製ハ一時中止スルニ至シリ

三、工業

當地在任野人ノ主要ナル工業ハ精製工場一〇箇所、精製工場一〇箇所
 高粱精製工場一箇所ナルカニ、三工場ヲ除キ何レモ盛業中ナリ

第五表 鮮人經營工場及生産品

所在地	名 稱	經營 方式	設 立 年 月 日	使 工 數	生 産 品 名	生 産 量	備 註
開原	開原公司	個人	昭和四 一〇・一〇	鮮 一〇・八〇	精 米	六〇〇石	管内中最近健全に 生産營業中
	信益商會	合資	昭和六 一一・	鮮 一六二〇	精 高粱	八、〇〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	信益商會	合資	昭和五 一一・	鮮 九六〇	精 粟	二、〇〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	第二工場		昭和七 一一・二六	鮮 二四〇〇	精 米	五、〇〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	東洋精米所		昭和六 一一・二四	鮮 六〇〇	精 米	一、〇〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	東洋精米所		大正一五 一〇・一五	鮮 一、五〇	精 米	一、七〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	同信精米所		昭和八 一一・三	鮮 五七〇	精 米	一、二〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	朝鮮商會		昭和六 一一・	鮮 九〇〇	精 米	一、三〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	大同公司		昭和七 一一・一八	鮮 八〇〇	精 米	一、〇〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	永昌公司		昭和九 一一・二四	鮮 七〇〇	精 米	八、〇〇〇	管内中最近健全に 生産營業中
	開原公司		昭和一〇 一二・一〇	鮮 二、三〇〇	精 米	五、〇〇〇	管内中最近健全に 生産營業中

計	附地	金盛高金	金盛	附地	附地	附地	附地	附地	附地
一二									
六五七	四六五	四六五	四六五	四六五	四六五	四六五	四六五	四六五	四六五
満五五五	野天三五五	精米	精米	精米	精米	精米	精米	精米	精米
結高梁	精米	精米	精米	精米	精米	精米	精米	精米	精米
八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
二二五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇

備考

使役職工数の時期ニヨリ足チサシムケ年ノ延人量ヲ計上ス

第四 農業状況

一 農事ノ改良

鮮果ノ大部分ハ農資金ニ乏シク且一部高租契約ノ斗ハ所シテ産期
 契約ナルヲ何クモ之間ニ合セ式ノ堰止又水門ヲ設ケ満足ニサレハカラテん
 情ニシテ加之開原縣田水田ハ既ニ施肥ノ必要ニ迫ラレ居ルモノ貯貯多サレ
 如上ノ理由ニヨリ殆トト施肥レフツル向ナク潤澤ナル資金ト長期契
 約ニ依テウニ振サレハ農事ヲ改良ノ困難ナルモノノ如シ

二 水田経営ノ状況

當管内ニ於テ水田経営者中七割ハ滿人地主ト小作契約ニシテ
其地一部高租契約ヲ陸キテハ年租額一先拂ノ契約ナリ
本年ハ一部水害ヲ蒙リシ他天候一般ニ晴調ナリシニ收穫期ニ雨降
多キリシト寒冷ノ多ク平均ニ割方ノ減收ヲ見ルニ至レリ

尚開原縣第二區方面ノ如キ收穫期匪強ノ節雨を受ケテテ收穫カ少ク
テシタル地域ナシトセラルニ一般ニ對滿人關係ニ比較的圓滑ニ營業セウクナリ

三 小作ノ状況

鮮農ノ多クハ資力ニ乏シク自力ヲ耕地ヲ取得スルモノ稀ト稀トシテ皆
テ其大部分ハ滿人地主ト小作契約又ハ同鮮人資本主ニ於テ滿人地主
トノ間ニ高租契約或ハ年租契約セル土地ヲ小作シ居ルモノニシテ一戸ニ付
普通一町八反乃至三町歩ノ水田ヲ耕作シ其ノ小作料洋一ハ一定トシテ

概テ收穫物折半作ヲ普通トシ韓線水道ヲ除ク水道費及種子代、
 全額在滿公費ノ半額ハ小作人ニ於テ負擔スヘキ契約方法ニシテ小作
 人側ニ於テハ不服ヲ唱ヘウツアルモノザラヌ

尚山鮮人資本主ニ於テ滿人地主トノ間ニ小作契約ヲイヒタルモノケモ鮮
 農ニ小作セシムルモノ稀ニアリテ此ノ種方法ニ言及獲物ノ分前ハ地主

四割、中間資本主一割、純小作人五割ノ方法クモ

四、營業地取得ノ方法

鮮農ノ營業地取得ノ方法ハ略前述ノ通りナルモ何レモ直接滿人地主ト個
 々ニ交渉シ小作契約ヲ爲シ居ルモノト下々全農業戶數約七割(中間ハ一年
 租契約ヲナシタルモノカ小作スルモノ約三割ニシテ全融合等ヨリ年租料ヲ
 借受ケ自作農ヲ爲スモノハ種少數ナリ然レテ、然レテ本年中ノ主ナル
 新高租及水田開墾ハ第七表ニ示スカ如ク

第六表 農耕反別

地方別	水		田		計
	高租反別	小作反別	高租反別	小作反別	
署所在地		二七〇反			二七〇反
開原縣	一、三九八反		四三、九五〇反		四五、三四八反
昌圖縣			四四、二二〇反		四八、〇〇〇反
計	一、三九八反		四四、二二〇反		五四、三六〇反

備考 十二

第七表 新高租反水田開墾

地方名	開墾		開墾反別	墾人 數	開墾費	高租反別 開墾	摘要
	雙林樹	李家台					
小台子			三七二	一三	二〇〇	金州北	
李家台			一九二	五	一五〇	桂定教	
雙林樹			五七六反	一三	四八〇	版慶達	小作墾場

計	南英城	熱家寨	馮家寨	英守屯	董孤家子	永和村	富家屯	馬市堡
九七八						五四〇及	四三八及	
三二七五〇						一三、五〇〇	一八、二五〇	
五五二一六	三四六	三四二	一〇二	五一〇	一〇八六	一三三三	六五五	一九三
一四四	六	九	七	九	三〇	二五	一五	四
二二一〇〇	五〇〇	五三〇	四五	一五〇〇	三三七〇	三一〇〇	一六三五	一七〇
一一二	崇文題	向恭并	金景昌	白子河	任遠城	崇文題	千和正廣	金憲瓚
	軍糧署均	小作署均			軍糧署均	崇文題	崇文題	小作署均

備考

第九表 小作胡

地名	早種別	作村米合	播種時期	收穫率可否	備考
稻地名稱	早種別	作村米合	播種時期	收穫率可否	備考
京	晚	七割五分	自五月六日 至六月七日	不良	收穫期雨量之カリシメ平均三割 減收又
黒	晚	一割		良	
白	早	五分	自五月六日 至六月三日		
光	早	五分			
粃	早	五分			
地	小作戸數	人口	小作及別	備考	
内地人個人	六一	二六二	一、七九四反		
朝鮮人個人	四〇二	三三七二	二四、一八〇反		
滿洲人個人	八六七	五、〇三六	二九、六四四反		
計	一、三三〇	七、六七一	五七、五三八反		

第五 稲粟ノ災害状況

本年ハ一級ニ天候順調ナリトモ七月一四日清河ノ氾濫ニ依リ管内全水田耕地ハ八部層ノ稻作全滅トナリ其ノ詳細第一一表ニ示スカ如クナルヲ變更ニ收穫額而量多カリト爲平地三割ノ減收ヲ見ルニ至シリ

第一一表 災害状況

災害種別	期	間	地方別	全農面積		減收面積		損害額	救済状況
				田	畑	田	畑		
水害	自七月一 二日 至七月一 四日		關原縣 頭寨子	二六四反	及	一八	及	三九六圓 一七三名ノ救済方ニ乘シ	粟類減收三ノ上ノ 麥マ原額半減中 時スルト同額ニ當リ 當地百ホリノ救済 ニ付テ餘ト救済セシ 外田ノ救済ノ救済 粟八割ノ救済ノ 新田救済ノ救済
			富家尾	六〇				一三〇〇	
			北嶺山尾	九六				一四三四	
			川九社	五七三				八〇〇二	
			嵩山怪	四八					
			花園	五六				六三三	

水	害											
												至七月二十四日
												開源站
												六社
												郎家元
												尚陽堡
												浮羅莊
												八里橋子
												馬明子
												前莊家堡
												陽木柵子
												一六
												三八五八
												一八〇
												五五二
												一九八
												一五九
												三二八
												一〇八
												四八〇
												二四〇
												一六六
												一二〇
												一六〇
												二四九二
												四八〇〇
												七四七六
												二五二二
												三三五二
												三三二六
												三三三二
												一〇〇六八
												二五九二
												六一〇五六

第六 生活ノ狀況

一 市街地居住者

菅内市街地居住者、朝鮮人四九二戸、中官公吏、會社員等、他種階級者合計一〇四戸、衣食住概して可なり、其、他約四百戸ハ、農家ノ朝鮮人ト其、生活狀況大差ナシ

二 農家ノ生活

(1) 概況

鮮人農家ハ大部分貧困者ニシテ、其ノ生活ニ最下位ニ屬シ、幸シテ糊口ヲ夜キツワルニ、斯ナラスニ、一般ニ、商人下級生活者ト何等ニ選フトコトナシ

(2) 住居

滿洲國人地主ノ家屋ヲ借受ルルカ、或ハ自ら掘立小屋式ノ鮮人家

屋ヲ建築シ居住スルモノニテ大部分狹隘ナル家屋ニ教家族同居
ニ居ル状態ナリ

ii 衣類

男子ニ一部支那服用スルモノアルモ普通華人服装ノ白布(草)ハ
木綿又ハ麻布(ツバ)ニシテ廉シク亦モ洋織ニ准ミレルモノ別ニ意ニ介ス破損スル
ニ委テ之ヲ着破ル状態ナリ

(iii) 食物

收穫物ハ凡テ煮却シ菜、高粱、玉蜀黍等ヲ購入常食トシ副食物
ニテリテ之ヲ蔬菜類トシトシ魚肉、粟肉等ハ稀シニ用スニ返キス

好ス

第三表 犯罪件数

10.29

其	罪 一 上 法 一 刑							罪 名	犯罪件数	被译件数	性 别		計
	計	强盜罪	窃盜罪	傷害罪	詐欺罪	刑罰罪	懲罰罪				竊盜罪	男	
三	管外 二	管外 二	管外 二	管外 二	一	一	六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一	管外 二	管外 二	管外 二	管外 二	一	一	六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
二	管外 二	管外 二	管外 二	管外 二	一	一	六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一	管外 二	管外 二	管外 二	管外 二	一	一	六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

備考 十一

計	警察犯各刑規則違反	賭博罪		四罪	
		男	女	男	女
四	一	三			
白	一	三			
白	一	三			

第二四表

備考 總警署管内ニ於テハ犯罪

管外ハ管外ニ於テハ犯罪ニシテ管内ニ於テハ犯罪ニシテ

統計	他計	警察犯各刑規則違反	
		管内	管外
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六
九六	六六	六六	六六

第八 衛生及医療機関

一 市街地后任者ノ衛生状況

市内后任者ノ人中約五割ノ有識階級者ニ在リテハ衛生思想更ニ比較的著
及レ后任者ヲ以テ衛生状態概シテ可ク良シト見テ其ノ他五割位ヲ占ムル營業者及
日什業者等ニ在リテハ衛生思想ニ乏シク衛生状態更ニ良好ナラズ

二 農家ノ衛生状態

市内后任者ノ人ハ殆ロト農民ニテ衛生状態殊ニ不良ナル者多シク其ノ衛生
清潔甚低ノ恩惠等ニ依リ死亡之率亦高シト爲ル爲地ニ比シテ感極ニ在リ

三 市街地ニ於テハ医療機関

當所市街地ニハ臨時施設及開業中ノ一施設ハ三ノ施設ニシテ其ノ一ノ施設ハ
人ノ一人ニテ六ノリテ其ノ力有ルニテ、之等ヲ利用スルニ其ノ施設力ナキニハ
隣接地箇所併及開業中ノ一施設ハ三ノ施設ニシテ其ノ一ノ施設ハ臨時施設

又ハ甲府城内在住民會場設置ノ施設ヲ受ケラレリ

折場設置ハ昭和九年七月一日ヨリ甲府城内野人医生(現地医師)ニ催

函致シ當地野人民會場設置タラシメテ三月三十一日迄ノ手當ヲ支給シテ野民

施設ニ當ラシメツラシムルナリ

四、奥地農村ニ於ケル医療機界

奥地農村ニ於ケル野人ノ為メ設置セラルタル医療機界トシテハ前述民會

場設置アルノミニシテ之カ利用ハ殆ト甲府城内及近邊ニ制限サレ

附屬他外大部分ノ野人ニ罹病者ハ多ク尙人漢方医ノ治療ヲ受ケルカ

又ハ遺棄ヲ用フル程度ニ過キサル状態ナリ

五、火葬場及墓地ノ状況

古来野人ハ火葬ヲ嫌フ羽體アリ只伝染病ニ依ルハ死亡者ハ甚多シ

火葬場ニ於テ火葬シ火葬場共同墓地ニ埋葬スルニシテ、他ノ悉ク

當地個人商務會ノ管理スル當所屬地外尙人共同墓地ニ土葬シ居ル状

第六表 墓地

所在地	墓地名稱	坪數	區分	管理者	備考
開原附屬地	開原高等場 若同墓地	二二八七坪	內	開原市防隊	大正九年... 開原市防隊 中二八七坪... 使用... 指定 大正九年... 開原市防隊 使用...
開原附屬地 若同墓地	開原高等場 若同墓地	二二八七坪	內	開原市防隊	大正九年... 開原市防隊 使用...
開原附屬地 若同墓地	開原高等場 若同墓地	二二八七坪	內	開原市防隊	大正九年... 開原市防隊 使用...

備考 十七

第七表 死亡火葬

地方名	葬人三三數	火葬數	埋葬數	備考
署所在地	八〇	二一	五九	

備考 十七

第九

一、概況

當署管内ニ於ケル葬人労働者ハ殆トト春・夏・秋ノ三季ニハ葬儀場ノ労働ニ従事シ冬季ハ精製工場ニ於ケル労働又ハ製繩若ハ製成業等ニ従事シ

ミツフアリ

二 労働改良

管内野人労働者ノ労働改良ノ爲メハ、満洲人ニ比シテ、改良ノ
 爲メテ賃金ヲ望ムモノアリ、然レモ、野人ノ労働者又ハ、労働者ニ比シテ、
 野人アリト、寧ロ満人ヲ歓迎スル傾向アリ

三 労働者ノ思想

管内居住ノ野人労働者中ニ、市々左列ノ思想ニ感ホルモノアリ、即チ之ノ如キニ、
 及他地方ヨリノ民族主義、共産主義、均等主義、等々、其ノ内ニ、野人ノ労働者中ニ、
 二之カ動向ニ付、嚴重視察中ナリ

第一。金融機関

管内居住野人ノ殆レト、開原金融人ニテ、利用ニ精敏者、又ハ、
 多額ノ資金ヲ要シ、相當信用ヲ得ルモノ、ハ、多額ノ開原支店、
 信用ノ程度ニ應ジテ、正産銀行開原支店、又ハ、滿洲銀行開原支店ヲ利用シ、
 了

第八表 金融機關

明書有無	地名別名	種	資本	金	利用者	利用	其他
○	朝鮮銀行	銀行	2,800,000	0	朝鮮人	朝鮮	朝鮮銀行
○	朝鮮銀行	銀行	2,800,000	0	朝鮮人	朝鮮	朝鮮銀行
○	朝鮮銀行	銀行	2,800,000	0	朝鮮人	朝鮮	朝鮮銀行
○	朝鮮銀行	銀行	2,800,000	0	朝鮮人	朝鮮	朝鮮銀行
○	朝鮮銀行	銀行	2,800,000	0	朝鮮人	朝鮮	朝鮮銀行

第二 社会事業

第一 社会事業として在る朝鮮人の指導機関として高麗外洋の社会事業

奨励、窮民救護等ニ從事セラルル朝鮮人の社会事業として高麗外洋の社会事業

交付財並に奨励ニ奉還中、金財合在朝鮮教育同普通課程ニ依リ朝鮮人の

児童教育ヲ爲普通学校等ヲ以テハ何レモ成然トシテ其地朝鮮人の

児童ヲ保育スル朝鮮人幼稚園アリテ成然トシテ其地朝鮮人の

所在地	機関名	設立年月日	事業内容	代表者	備考
附屬地	民間会	八九一	市民送迎 市民施設 教育補助	三六〇月 一〇〇月	...
開原	開原	昭和	授産業 市民施設	製塩一石 製炭一石 四二六二六	...
全結会	全結会	九一一

第一二 教育概果

一 市街地教育概果ノ状況

署所在地ニ於テハ朝鮮人児童教育概果ハシテハ滿鉄社外補助学校ニシテ
昇崇尚指是ノ用率普学校アリテ設備ノ點等詳クニ於テハ公ニ普通
学校ト何等異ルトコトナシ

署所在地ニ於ケル韓人児童教育最近略ニ其カレノ

一 既入學ノ児童ニ於テハ結果約九割ノ就學率トナルニ達シ、

二 既入學ノ児童ニ於テハ結果約九割ノ就學率トナルニ達シ、

三 既入學ノ児童ニ於テハ結果約九割ノ就學率トナルニ達シ、

四 既入學ノ児童ニ於テハ結果約九割ノ就學率トナルニ達シ、

五 既入學ノ児童ニ於テハ結果約九割ノ就學率トナルニ達シ、

署所在地ニ於テハ内地人ノ学校ニ通學シ居ル者ノ十八名アリ

二、奥地農村ノ教育概況

管内奥地農村ニ於ケル鮮人教育概況トシテハ民衆教育行政等教育
概況十三箇所ナリテ内九箇所ハ朝鮮総督府ヨリ補助金ヲ受ケル
ニ該金額ハ漸次減少サレ何レモ幸シク維持セウケアルニシテ設備ト
シテハ全ク思ウヘキモノナク設備ノ不完全ニ思惟全ク無キニ至リテ就
學率ハ約五割ニ過キズキテ益々此際トナリテシテ兒童ノ受學心ヲ
充スニ至ラザル爲何レモ之等奥地教育概況ノ完備ヲ待望スベシナリ

第二表 教育概況

地方名	校名	経営者	設立年月日	制度及教員程度	補助機關及補助額	教師數	現在児童數	文計	算計	男	女
關原	關原普通學校	滿鐵地方事務局	大正三三	公立普通學校程度	滿鐵補助 三三三圓	三七	四三六	一三五	五八	六一	四〇
神戶地	通字校	市屬	三三	公立普通學校程度	三三三圓	二	六二	九	七二		
關原	關原普通學校	關原朝鮮人民會	昭和一二	普通學校程度	朝鮮總督府補助 二〇〇圓	二	六二	九	七二		
北山	大東學校		昭和六			一	二四	三	三七		
尚陽堡	培養學校		昭和七			一	三五	一四	四九		
楊木子	榮新學校		昭和七			一	三四	二	四三		
鉛皮屯	義明學校					一	一二	五	一七		
下肥地	復興學校					一	三七	一	四八		
汪子羅末	英新學校		昭和八			一	二九		二九		
歌王庄	興典學校		昭和九			一	二〇		二二		
前地	遠東學校		昭和九			一	三四	四	三八		

第三表 滿洲國學校在學看

地方名	學校名	經營者	男	女
關原縣城內	中等學校	蘇立	一	一
	外國語學院	協和會設立	一	一
計	二		一六	一六

備考

ナシ



第四 團體ノ状況

一、公益團體ノ状況

① 關原朝鮮人民會

本會ハ昭和八年九月一日創立シ當該官廳ノ指揮監督ヲ受テ關原縣内及田原縣内ニ於テ在田朝鮮人ノ指導統制ノ事務ヲ遂行シ榮譽勲章及衛生ニ采ルル事務甚他一紙ノ被護事務等管内朝鮮人ノ生活向上ニ采ル進歩ヲ發展ヲ計リワフアルモノナルヲ設立後日尚該ノ如ク之信託未仕、鮮人極メテ多ク經費ノ采集上未タ乏ナル事業達成ノ域ニ至ラザルモ後彫勇ノ協力ニヨリ相當ノ成績ヲ奉ケウワアリ

② 關原金融會

本會ハ昭和九年四月一日ノ設立ニ依リ關原縣内ニ於テ鮮農ニ對スル農資金ノ貸付ニ當リウツアリテ本年十月中ノ貸付

二十八万七千円に達し其ノ大部分ハ奉天東亞勸業株式会社ヨリ
借入運用中ナルカ回收成績等全滿ニ冠アリ其ノ他新ノ高橋ハ功ナシ
管内鮮人ノ預金高ハ三五三三三円ニ達シ何モ遺憾ナシトナリ

二、其他ノ団体状況

(一) 開原朝鮮人青年会

本会ハ大正一五年十月十日創立ニ依リ其ノ間有名無名ノ数回
夕能退セル迄昭和九年四月二日之ヲ復興セシ以テ本會ニ
等商向上等ノ目的、下ニ近來其ノ福氣ニ思ハルキヲ以テ
軍ニ反シ合ノ事務ニ援助ヲ爲スヲ多ク思想險健ナリ

(二) 開原朝鮮人婦人会

本会ハ昭和九年四月八日設立ニ依リ其ノ日誌ニ
改良ニ先テ前記鮮人青年会ノ守憲ニ先テ事業ノ

助々々多々々思想健康なり

(1) 朝鮮少年軍第五十八虎隊

副隊長金光ハ、桑起程唱ニ依リ本年四月二日設立サレタルニナルカ
隊長ニ普学校教員康秉彦ヲ推シ普通学校ノ一部ノ児童ヲ隊員トシ
少年團的訓練ヲシ公共事業ニ援助スルヲ目的トスルニナルカホテ特
ニ見守キモトテテ也

三、自衛団体

該衛也

四、要留意団体

該衛也

第三四表

所屬	團名	在左	年月日	目的	事業	會長團	會員數	一個年活動補助費	成績
開原	開原朝鮮會	四和八	九一	在留朝鮮人指導	同上	李作石	一八四九	五五五三圓	良好
開原	開原全融會	四和九	四一	長官年會交付	同上	崔敬賢	一八四七	一六五三圓	略
開原	開原朝鮮會	大五一	五一	相互親睦生活	同上	文鳳德	五三	一一〇	略
開原	開原朝鮮會	四和九	四一	相互親睦生活	同上	朴聖南	二〇	一〇	略
開原	開原朝鮮會	四和八	四一	少年訓練	同上	康秉彦	二三	三〇	略
開原	開原朝鮮會	四和八	四一	少年訓練	同上	康秉彦	二三	三〇	略

開原全融會支部所在地……

西營聯協成三級

第一五 不逞韓人、取締

一、同李官憲、取締及按察、快況

領事館管内々舎々當署管轄區域ハ西ニ法庫、東ニ丁、控ニ承ハ

清原縣ニ場ニ交通ノ要所ニ當リ居候輕人実ニ一〇、〇〇〇ニ達スルは其數
ニテ當署ニ於テハ常ニ細心ノ注意ヲ私ヒ不逞輕人ノ不逞行入ヲ一ニ防
ツテアリ尚本年十月一日ヨリ管内各所ニ思想善導ノ勅ヲ發シ輕人ノ思
想善導ニ當ルトモニ不逞分子ノ管内没入早期発見ニ努メテツラレ
ナルカ本年申不逞輕人ノ管内没入モ

第二五表 不逞輕人被害

該當ナシ

第二六表 不逞輕人ノ檢査

該當ナシ

第一六 滿洲國官民ト輕人

一 滿洲國官民ノ輕人ノ保護取締状況

當地方滿洲國各官民ハ稱官憲ト警憲ナル體格ニ任シテ其職務ヲ
精神ニ基キ合法的保護取締ヲ爲メツテアリ

二 滿洲國民ト輕人ノ關係

最近ニ旅ルニ滿洲人對朝鮮人ノ折合ハ概シテ良好ト知シ一部個人所
 刑害關係ニ基テ終事トトク之等ニ對シテハ各力官憲ノ回滿解決
 ニ依リ爾後ニ旅ルニ私和收斂極ク良好ニシテ最近ニ示テハ排地的觀念
 ニ基固スル終事ノ事業皆無ナリ

第二七表 滿洲國ノ官途、会社、銀行等就職數

勤務	官職		書記	事務員	教員					計
	官	職								
關原金融合作社			—							—
國通局關原出張所				—						—
協和会設立外國語學校										—
計			—	—	—					三

第二八表 鮮南視睦(共同)團體

該當ナシ

第九表 滿洲國官憲ノ課税

種別	税	日	備考	
			備	考
國税	出產税	穀類物及單位 付 一石五斗	全	一〇錢
			全	五錢
地方税	開原縣	糧捐税 付 一石五斗二	全	三圓位
		耕作地六段 付 普通	全	三圓位
				地主ノ契約上ノ負擔ナリ

滿考 地方税中糧捐税ハ納付ノ義務ナキモノナリトモ同市ノ糧捐ニ付テハ

レモ耕地ノ水田ニモ米俵上之カ納付ヲ拒否スルニ於テハ水田兩季ニ

支障跡ヲササリ監等ニ鑑ミ任意納付セヨクアムニモ以テナシ

度アリハ百分之二ノ優税ニ改メラルル條定ナリ

第三〇表 韓人對滿人交際事情

該當ナシ

第三表 匪賊被害

計	昌圖縣金家屯	上清河	李營	開原縣八道溝	地方別
三	一		一	一	殺害
三			一	二	拉致
三		三			傷害
					放火
五		五			擄奪
一四	一	八	二	三	計

第一七 施政ニ對スル感想

一 稱カ帝國ノ施政詠歌

當署管内ノ居住人ハ一部少数ノ有識者ヲ除ク外ハ一般ニ愚陋ノ人ニシテ稱カ施政ニ對シテ格別諍評スルカ如キモノナキニ各級ヲ舉テテ稱カ施政ニ對シテ如何ノ信頼ノ度ヲ深クシ帝國臣民タルノ芝学ヲ感レ得ルニ益々々々感レ世界ニ輝カレトテ利人益レツワリ

二 稱カ帝國ハ世界ニ冠タル國家ニシテ正義ノ國ナルコト

三 南洋ノ平和ヲ維持シ南洋民族ヲ指導シ用務スルハ一ニ帝國ヲ稱

イテ他ニナシ

四 一國同仁ノ希望旨ニ基キ殊ニ滿洲事變以來ノ激慮的保護主義

五 帝國臣民タルノ芝学ヲ再認識シ稱カ施政ヲ記點シワケ

六 稱カ施政ニ對スル不平和希望

(1) 不平

特記スルニテ施政上ノ不平ナシ

(2) 希望

内地教育機関ノ完備、義務教育ノ実施ヲ熱望シ受ニ國民トシ
テノ徴兵ノ義務ヲ有レ度シトノ希望ヲ有ス

三、滿洲國施政ノ記歌

建國以來数年ヲ経スレテ諸政改リ近代國家トシテノ態 曰ニ志望シウ
ケアルハ利便ニ便スルモノニテ旧政權當時ト比較スルニ輕々意概ナキ態ハス
然レテ五族協和ノ大精神ヨリ施政ハ速クモス道ノ果テ建設ヲ見クニト
何レモ滿洲國ノ施政ヲ記歌シウケアリ

四、滿洲國施政ニ對スルニテ希望

(1) 不平

特記スヘキ不平等

四 希望

一日 支那ノ治安ノ確立ナルルコト

滿洲國官吏等ニ華人ヲ相當數採用スルコト

治外法權撤廢後ニ於テハ滿人ヨリノ博觀ヲ尊重シウツアリキ此ニ特ニ當

向ノ西意ヲ希望シ度キコト

第一八 其ノ地状況

特記スヘキ事項ナシ



法庫縣

第一章 總說

第一項 産業上ヨリ見タル位置

法庫縣ハ東ハ遼河ノ本流ニ沿ヒテ昌圖縣及開通縣ニ接シ、南ハ鉄嶺縣ト境ヲ接シテ西新民縣ニ連リ、北及西ハ遼中縣及彰武縣ニ接ス、縣内ノ地味ハ中等地ト稱セラル、人口密ニシテ地勢平坦ナルヲ以テヨリ産業上テ、農産物ノ産額巨額ニ達ス

又、縣城 法庫門 八百 數十年前迄 人口三千 二 三 カ ル 小邑 二 道 カ チ リ レ カ、八九 十年前 日 リ 漸 時 繁、
盛 二 何 ヒ、二 三 十年前 二 及 口 テ 最 ニ 毀 盛 ラ 極 ノ、
奉 天 日 リ 北 都 地 方 二 何 ノ 途 上 二 於 ケ ル 最 ニ 肝 家 ナ
ル 市 街 ヲ 形 盛 セ リ、ソ ノ 為 業 範 圍 二 遠 ク 去 孤、黒
龍 口 地 方 一 都 ヲ モ 食 ビ タ リ ト セ ラ ル、殊 ニ 蒙 古 二
人 ノ 遠 隔 ノ 地 日 ヲ 来 リ テ 交 易 ヲ 營 ム レ ル ノ 多 ク、西
北 二 於 ケ ル 唯 一 ノ 蒙 古 貿 易 地 ト レ テ 知 ラ レ タ ル 他
下 リ、然 ル 二 一 方 鐵 道 ノ 開 通 榮 達 ナ リ、他 方 郵 政

中ノ勃興ナルアリテ、漸時勢ヲ大ニ、今マンノ為業
 範圍ニ極メテ狭小ノモノトナリ、管内は漸平野化
 乃ノ集散ヲ掌ルニ至リ、而シテ、
 一帯大トノ關係ニ密接ナルコト固ヨリナリ、雖モ
 水運ニ依ル愛日トノ關係ニ比スレハ、及心々、又特
 産物等ニ鉄礦ニ馬車輸送セラル、之ノ多クナリ、
 帯大トノ、取引關係ニ密接外ニ、海船トシテ、大輸八
 品ニ帯大ニシテ、亦ルニノカトラス。

第四卷 先決

持一記人、是、中、事、實、下、久、一、年、天、飲、薄、年、一、六、三、

第五卷 人口

人口 = 國レテモ、邊 = 確實、丁ル、最、中、一、總、所、得、

コトヲ得、不、作、今、此、種、重、種、類、店 = 他、レ、推、算、ノ、以、大、

山、十、三、年、間、在、ニ、六、七、一、六、七、〇、人、ト、セ、ラ、ル、ル、モ、コ、

レ、單、丁、ル、推、定、人、口 = ス、市、心、一、般 = ハ、三、丁、上、方、!

和

法庫門ノ人口ハ大正一五年...

支費人	英口人	日中口人	戸数	棟数	男	女	計
三九九五	一	五					
一三五二							
一五六八〇	一	七					
一四八九一							
一三〇一七							
一七一							
	三	七					

法庫門内ニハ法庫門ノ外日中口人居住者ナシ、但

ニ朝鮮人ハ所々ニ散在セルモノアリ、戸数四五、



男一四・廿七八、
理上、アリト云フ、
科一〇二八人、
山十五、
五、
五、
五、

第六項 宗教

特ニ記ス、キ事象ナシ、只注目ス、キ一帯トシテ、
テ法庫内ニハ基督教ノ牧師(漢人)、
石ノ口ニ在任
シテ布教ニ努ム、教会堂ノ外、
中学校ヲ経営シ、
婦人病院ヲ開設ス、
天王教ノ教会ニテ、
牧師ハ支那人バクナリ、

新 民 縣

第 一 章

總 說

第 一 項

産 業 上 の 見 方 及 位 置

新 民 縣 の 地 下 の 地 質 最 も 低 平 に 在 り、 所 謂 遼 西

ノ 一 大 平 地 に 占 據 シ 馬 梁、 大 豆、 粟、 玉 蜀 黍 等、

穀 物 ノ 産 産 多 額 に 上 リ、 ~~産~~ 亦 豆 粕、 豆 油 等、 製

米 亦 盛 産 行 々、 又 遼 河 其 ノ 他 ノ 河 流 に 裨 益 也

ラ ル、 コ ト 多 ク シ、 水 田 事 業 現 在 に 於 テ 可 十

リ 廣 汎 に 行 ハレ 特 米 亦 最 も 所 望 一 ル 地 下 水 等、

縣成新設此「奉天」西百二十英里、遼河ハ岸ヲ距
ル、卜約二十英里ノ地奥ニアリ、往時ハ北京奉天
間ノ官道ニ在リ又内蒙古四盟旗ノ首道アリ、又北
方遼々長春、吉林方面ヨリ来ル馬車ノ要路ニ在リ
也、ル加故ニ極大ナク広範圍ノ背後地ヲ有セルトト
スニ其口は内外ヨリ北行スル雜貨、毛布此ノ地ヲ
通過シタレバ往來ノ車馬終繹トシテ殷盛ヲ極メ集
散貨物、量其夥シキ類ニ達セリト云フ、然レドモ
其ノ後京奉鐵道ノ開通トナリ又其地方江口、鄭家

此ノ終達彌ニ四洲鉄道ノ内通後ハ為勢範圍ハ大ニ
 ニ縮少ラシ見ルニ到リ貨物ノ往來昔時ノ如クナラズ
 剩ヘ救度ノ大洪水ニ襲ハル、アリ為去ノ毀盛ハ到
 底見ルヲ得ルニ到レリ、

第ニ項 面積

歸内面積ハニ、ニ九〇、三〇〇畝地（ハハ三六
 六畝）
 一、リトマラレトモソノ異地ハ到底不恒ナ
 リ、

第三項

地勢

本縣ハ地勢概シテ平坦ナレドモ西北郡林ノ高ク
東西ニ到ルニ從ヒ漸次低地トナレドモ故ニ各河川
ハ其ノ源ヲ西北蒙古方面ニ發シ東南ニ流レテ各々
幫河ニ注リ、此等ノ河川ハ遼河ヲ除ク外ハ悉ク水
流ク冊嶺ノ腹ヲ缺ク様ニ發生源降雨點ニ由リハ各河
川ハ激湍範圍シテ大洪水ヲ惹起スルコト不勤、地勢
ハ高土層ニシテ兩郡底ノハ碎氷期ニ到リハ道路
泥濘ト化シ車馬ノ交通杜絶シ乾燥スレドモ高臺トシ

リ空ニ飛散ス、
 尤も冬多岐氷期向リハ自澆凍統
 スルカ故ニ滑坦ニシテ交通ニ支障ヲ生ズル加如キ
 コトナシ

第四項 氣候

多岐ハ帯天ニ似シ大寒ナキモ
 根^{年三三ノハ}三度乃至四

浸萬温ナリト稱セラル、

第五項 人口

新設縣ノ人口ハ、昭和三年度調査ニ依ルハ

支那人戸数 六一、五二〇戸

人口 男三一七、五一五人

女一八五、二一二人

新設縣ニ、七二七人

トセラル、概シ新設縣城ノ人口戸数ヲ食フ事ルモ

ノニシテ、歸成ノ人口戸数ハ、平常一外理亞數トシ

テ

支那人戸数 五、九八戸

、人口 男一八、八三五人

女一三、二〇八人

計三一、一一〇人

トリス、

兵知人ハ、昨改ニ千八軍以兼依任シ、老相ハ人口ニ

百六丁、其ヲ算シタリレハ、我軍隊ノ引揚ト共ニ新築

鉄道ヲ支那側ニ譲渡スルヲレ、高岸鉄道ノ直而ヲ見ル

ニ利リヲレハ、経済状態ノ変動ニ伴ヒ、知人依任府郡

次減少シ、現在ニ於テハ、戸数ニ千二百、人口五千七百

人ヲ算スルニ
 不
 知
 今
 ノ
 差
 違
 ノ
 跡
 ヲ
 教
 学
 ヲ
 ツ

キテ是ルニ

年度

戸数

男
人

女

口

町

昭和
三九年

四 四	四 三	四 二	四 一	四 〇	三 九 九
二 四	二 一	三 三	三 三	四 〇	六 三
一 七	三 九	四 八	三 四	一 〇 九	一 八 〇
四 六	三 六	四 三	五 〇	七 二	八 一
九 三	七 九	九 一	一 一 四	一 八 一	三 六 一

元

九) 八 七 六 五 四 三 二

二 二 二 二 二 二 二 二 二
五 八 九 七 九 〇 六 八 七

四 三 四 五 五 五 四 五 五
二 十 一 〇 十 六 五 一 〇

四 三 三 四 四 五 六 六 六
二 八 九 七 八 八 二 六 〇

八 七 八 九 一 一 九 一 一
四 五 〇 十 十 四 七 七 〇

新成化ノ東南五又里ノ西公大堡子附近一帯ニ依

耕人ハ主トシテ水田經營ニ従事スルモノニシテ

取 二	一 五	一 四	一 三	一 二	一 一	一 〇
= 二	= 四	= 八	= 〇	= 六	= 六	= 七
三 〇	四 一	四 一	四 六	四 四	四 三	四 三
= 七	三 七	三 六	四 〇	四 四	四 四	四 〇
五 七	七 八	七 八	八 六	八 八	八 七	八 三

任々ルモノ最多ク大正八年九月末方〇〇ニ達セリ
 其ノ他北方三〇支里樹林子及常磐鉄道ニ沿ヘル白
 旗堡ノ南方等ニモ集リ之ガ最近ハ西公太堡ニ地有
 ニ凡テ集リ三〇八戸、男七四七、女六六三（限ル
 ニ年一ト限ス）凡ノ外他地方ニハ法任者一戸ニ
 到レリ、コレガ鮮人ハ土地を租權ヲ得テ水田経営
 ラスハ、極メテ少数ニシテ大都介ニ日鮮人ノ為租
 地又ハ支那人ノ土地ヲ小作スル者或ハ農場使用人
 タルモノナレバ衣食住等極メテ租悪ニシテ常ニ租

暇ヲ纏ヒ桑及高粱等ヲ主食物トシテ任家、佃キモ
 一棟ノ雑刈ル陋屋ヲ教區ニ命ケ其各區ニ一家族
 起賦シ依ルノ状ナリ、支那人土肥ヲ小作スル場合
 ハ凡テ年借ノ戸瑪ニ依ルモノニシテ租收穫高ヲ折
 半シ一半ヲ地主收ムルモノトスルヲ通例トス、作
 柄ハ一天地(大及尙)ニツキ租ハ瓜乃至十瓜(一規
 一瓜一斗六升乃至一瓜四斗五升)位ヲ年取トス、
 子弟^教亦^教激湯トシテ西公太堡子ニ大梁木求堂ト
 テ總督府補助金及生糧貸付アリノ據出金日授業料

遼中縣

第一卷 總說

第一項 產業上之位置

本縣 瀋陽 遼陽 海城 台安 遼山 新民

、若縣、境、接、瀋、陽、鐵、路、線、沿、口、子、線、及

、遼、河、在、本、縣、之、中、心、在、右、

、又、縣、之、界、流、子、遼、河、一、年、之、長、短、一、年、之、長、短、

、遼、河、一、年、之、長、短、一、年、之、長、短、

第一項 自然地理

地勢一戰二年也。レテ亦此ヲ見ルニトナリ

遼河及其ノ支流ハハ遼河元子貫流セリ

芽之頃 氣候

特記ス可キ程ノ事ナシ

芽之頃 人口

鄭州都府為一七〇ニシテ中國人口數四万七千三百

五十九口 人口三万五千六百三十一名内男十五万七千

三百二十名 女十四万八千三百五名ナリ 朝鮮人居住

住者一縣ノ東南限ニ約七〇口三百人内外ナリ

開原縣

第一章

第一節 產業の位置

開原縣ハ特産物ノ産出ニ當リ、

東山地方、咽喉ヲ扼シ且ツ鐵道沿線ニ隣

接スルカ故ニ、右地方一第ノ驛トシテ、

驛ノ位置セシムルカ故ニ、右縣ハ昔來其産

品ノ重要トシテ、

先驅ヲシテ又縣内ハ、

以テ大麥、高粱、

高ハ迄約七〇万支、

冠帽又ハ、

通以來、

7. 氣候の下降の氣候は解火の氣候に於て極度
 の期に最低の氣候に達し、心は降し、又夏季は
 暑、候は八九十月、七月は達し、夏季中大暑の節に
 甚しき七八九月、十月は夜間極に冷気
 多、是は月末より十月初旬、雨は降し、霜は見
 一月は早う毛流氷溜水凍結し、凍結し、交通自
 トは解氷期の候に依り、其下例に三月下旬
 下旬に於て、霜は解氷期の於て、道路は凍結し
 化し、凍結し、凍結し、又霜は夏季七八月、霜は
 冬季、霜は、秋季、霜は、北風、霜は、心は、霜は、
 解氷期

第五項 人口

子年人 = 三三
 五三人

鮮人 三二〇
 三六〇人

外國人 二丁 二人

支那人 三二九四〇丁 〇〇〇〇七〇八

合計 三三二八五丁 二二六三一〇八

人口在 人

軍屯城 一四丁 一五人 警務系三丁 警務系三丁 警務系二丁

八景橋 二丁 七人 警務系一丁 警務系一丁

川綿森 四丁 一五人 警務系二丁 警務系一丁 警務系一丁

下肥地 二丁 五人 警務系一丁 警務系一丁

方陽堡 一丁 二人 警務系一丁

女朝鮮人



鮮人のハ、果樹、ニ三〇人、南亞城、一八八、マ、物、ト
ニ、李家、名、方、以、堡、威、遠、堡、其、他、各、地、之、教、任
ト、主、ト、レ、テ、農、料、之、修、了、了、

c 外國 (一)

英國人ニ名、南亞城、之、居住、之、基督教、宣、講
ニ、修、了、了、ス、ハ、傍、ヲ、医、院、ヲ、モ、修、了、了、

d 支那人

居住支人、教、系、ハ、又、テ、詳、シ、ト、修、了、了、ト、大、部、ハ
農、業、之、修、了、了、ト、修、了、了、ト、刻、シ、ク、至、リ、刻、カ、高、工、業、之、地
糧、業、之、修、了、了、

第一、六、七、日、支、路、米、人、ノ、勢、力、ヲ、考、察、ス

縣、下、ノ、於、之、米、人、ノ、住、住、數、ハ、郡、人、ノ、三、ノ、一、ノ、鮮、ハ、六、

百、六、十、ノ、外、五、八、ノ、其、中、三、人、支、郡、人、ニ、三、百、六、十、ノ、其、數、

ヲ、總、シ、郡、人、ハ、三、百、六、十、ノ、鮮、ハ、六、百、六、十、ノ、其、數、

ヲ、人、口、ノ、三、ノ、一、ノ、郡、人、ハ、三、百、六、十、ノ、鮮、ハ、六、百、六、十、ノ、其、數、

ハ、此、郡、人、ノ、住、住、數、ハ、郡、人、ノ、三、ノ、一、ノ、鮮、ハ、六、

百、六、十、ノ、外、五、八、ノ、其、中、三、人、支、郡、人、ニ、三、百、六、十、ノ、其、數、

ヲ、總、シ、郡、人、ハ、三、百、六、十、ノ、鮮、ハ、六、百、六、十、ノ、其、數、

ヲ、人、口、ノ、三、ノ、一、ノ、郡、人、ハ、三、百、六、十、ノ、鮮、ハ、六、百、六、十、ノ、其、數、

ハ、此、郡、人、ノ、住、住、數、ハ、郡、人、ノ、三、ノ、一、ノ、鮮、ハ、六、

百、六、十、ノ、外、五、八、ノ、其、中、三、人、支、郡、人、ニ、三、百、六、十、ノ、其、數、

ヲ、總、シ、郡、人、ハ、三、百、六、十、ノ、鮮、ハ、六、百、六、十、ノ、其、數、

ヲ、人、口、ノ、三、ノ、一、ノ、郡、人、ハ、三、百、六、十、ノ、鮮、ハ、六、百、六、十、ノ、其、數、

ハ、此、郡、人、ノ、住、住、數、ハ、郡、人、ノ、三、ノ、一、ノ、鮮、ハ、六、

筑城とラレタレモ、こゝろ懐朝時代の、即ち豊後
 の意を添へて、以て今日こゝろ、城の形を以て
 帯ノ突内都市トシテ、又聽下後攻ノ中心トシ
 テ、租界ノ位置、置ラ出メ、市街ハ諸及街ノ大、小、
 と、惣ノ軒ヲ並、一田都市トシテ、西門ヲ存スレト
 所、居ル所、怒、奔、展、ん、こ、後、日、柳、市、院、表、微
 ノ、威、ナリ

人口四百ハ、千人、千人、二人、外人、二人、其、都、ハ、三、七、八、〇、〇、ハ、
 五、五、二、五、街、ノ、子、校、五、所、

職、分、着、司、法、分、署、赤、字、隊、隊、早、子、校、以、教、育
 公、所、有、珍、禽、異、珍、禽、農、子、紙、院、向、法、防、隊、
 總、防、分、署、郵、政、分、署、師、範、学、校、中、学、校、職、事

西豊縣

第一 沿革 總説

第一 沿革 總説

物産物、産出之局限、實際に有るは、小松

方六縣、生産可、必要縣、五方、必要、必要

縣、二方支、石、東、西、三、方、支、の、海、外、航、路、の、

二方支、石、輝、石、縣、九、方、支、の、柳、河、縣、二、方、支、

石、上、縣、七、方、支、の、生、産、物、の、次、に、海、外、航、路、の、及

ハ、石、上、縣、の、輸、入、物、品、の、要、求、額、三、方、支、の、商

業、概、算、下、ル、他、の、追、従、に、許、サ、ス、又、拓、殖、開、



通之爲レ各縣公署、亦正担カ、輸送之終局、
縣トシテ、結果、右担ハ、所担、爲担、間、交通
担、輸、ラ、テ、上、輸、出、入、物、品、ノ、集、散、ト、爲、之、段、階、ト、シ、テ、
ノ、ミ、テ、ラ、ス、中、建、市、場、ト、シ、テ、近、所、著、シ、キ、年、暮、ヲ
加、ク、智、識、担、産、品、販、賣、ト、爲、之、担、ト、シ、テ、之、ヲ、
第ニ段、而、情、

一六六、却、乃、里、支、那、側、ノ、淘、金、ノ、依、ハ、

第ニ段、却、勢

西、支、那、ハ、東、ハ、東、支、那、必、要、縣、ノ、西、支、那、ハ、印、度、支、那、北
ハ、支、那、有、何、通、縣、ニ、爲、ラ、爲、シ、中、部、ニ、爲、シ、

南部之礫礫、紫河ノ流域、
東邊ノ平原、
伏スル山ト山トノ間ニ平野以テ多ク、
遠スルノ山ノ間、
農耕ニ適スル地、
城及南部ノ礫礫、
是等

第四回 氣候

氣候ハ南亞細ヤト大同小異、
ニ至ル程、
期ハ北亞細ヤト

又夏夏酷暑、修し於之、最窮氣流ハハ十五夏
ニ達ス、トアト一通シテハハ十六夏、至九ノカカテ
均氣流ナリ、夏季中炎暑最ニ甚シキハ七八月
ニシテ九月ニ入リテハ夜雨増シ、冷氣ヲ帯ヘ、月未ダ
十月、初旬ノ間、於テ降霜、且ハ十一月ニハ雪ヲ見ル
流、湯水蒸ラテ凍結シテ鳥ノ文ニ通リ、解氷
期ハ氣、ノ不達シト例、三月下旬ヨリ四月ニ入
テ、春トシテ解氷期ニ於テハ、道路全ク泥濘ト化シ
テ、神ヲ侵ヌ、又冬季極寒シ、候ニハ、大雪ニ以テ暖氣
環シテ、寒ク候、和シテ降雪、降雨ハ割ニ熱ク風ハ

春夏と西風多ク秋冬西北風吹キ甚ク
常ニ晴ル人ハ

ソノ人 一七才 四口人

朝鮮人 四〇二才 六二一人

外人 一才 二人

支那人 三八才〇才一八八〇〇才

合計 三九〇二才一七〇三才四人

ハコトハ

掬鹿 一三才 三四人

野力子 一才 四口人

運送ハ由力ハ船陸ニ乗座ニ乗座ニ
相者ハ船陸ニ乗座ニ乗座ニ
所々陸路ニ乗座ニ



野種背 一戸 一人 曾孫系一

柳家名 一戸 四人 系名

方木鏡 一戸 一人 曾孫系名一

2. 朝鮮人

平定，三三一人 宮力木子 二二五人 柳家名 二〇一人 艾幸一

海二六〇人 忠健一一人 大青陽一四四人 姓影内 三二名

都高陽 二教任 二大都 八水 四徑 管 二後 了 二

3. 外國人

捕鹿、佛國人 二名 居任 二基督教 宣傳、傍 了 附

教 醫院 了 徑 管 二



大支那人

一段ヲ通シテ支那人ノ多クハ農林ノ道ヲ修ムル
者ニ拘ルル事甚多キ主要都市ニテモ工業
者大都ヲ占メ共歩合農業ニ割ル工業ニ割ル
工業ニ割ル事能ク修ムル事ナリ

第六項 宗教

縣内ニ宗教ニ佛敎、回教、道教、儒敎、喇嘛
基督教等アリト信徒ハ道教ニ最多トシ基督教
敎最モ少ク之重キト寺廟ニハ娘久花前、南亭
孔子廟アリ

予分松立小學校七二校生徒數只三七四名なり
其教科目は、算、

識字、國語、算術、作文、修身、算術、英語、手工
体操、地理、歴史、

松立小學校

拘束及附近在住、僻人子弟教育機を失はし
朝鮮僑民及及地現勢社、補助、依り、松立

小學校より普通科六學年制を、生、一、二、三、四、五、六、

松立私塾

一段民間三學科、日、英、ハ、松立、

其後、校内に、通、ハ、百七十、

業、害、ヲ、過、シ、嚴、重、ニ、ハ、從、事、ス、ル、コ、ト、ハ、

加、傾、向、ス、ル、以、テ、人、口、の、繁、華、ナ、ル、情、況、ニ、對、

的、禮、設、ヲ、行、サ、ル、方、計、ヲ、講、入、ニ、至、リ、

七、労働者

農業ノ普及ノ途ニ至リ、毎ニ区域内ノ労働者ヲ
統制シテ組織ス

五、労働者

労働工業ノ普及ノ途ニ至リ、毎ニ区域内ノ労働者ヲ
統制シテ組織ス

労働工業ノ普及ノ途ニ至リ、毎ニ区域内ノ労働者ヲ
統制シテ組織ス

第一五、労働者社会状況

労働者社会ノ普及ノ途ニ至リ、毎ニ区域内ノ労働者ヲ
統制シテ組織ス



支那巡査隊軍ハ後寫新法ノ故ニカ氏最モ
急然カ爲ラ強安シテ良民ノ苦衷ヲ諷シテ等
其黨義ヲ導シ一段ハ放逐セシメ之ハ三放逐
大下リカハ失業者ヲ少シ又野人間ニカ方者
廢國ニ堪ムス乙義ヲ就クク廢ニ有進化ス
儘堂トキニ非ス斯ク社会的ノ痛ヲ又若クモ
ノ影寫ハ極メテ甚大ト云ク極廢ノ法ニカ方
急ノ行カハ眼ニ斯ク、如クハ其儘トルヲ以テ
、揮除ハ後ノ事、大ニシテ其儘ノ揚ラカ
第一カ方、口支助米人ノ勢力カ若ク

物内と於ては各支人ノ在任數ハ郡ハ以テ一ノ
二ノ八ノ外、少ハ一ノ二、三人、多郡ハ一ノ八ハ
其數ヲ親ニ六郡ハ一元ヲ解人トテ、列、武、清
スル、是ラズ、且、シ、リ、モ、知人ハ、把、持、シ、應、ニ、テ、送、新、ノ
携、行、者、ノ、各、在、任、郡、人、ト、送、修、ア、ル、ノ、爲、リ、ス
先、進、國、人、ト、シ、テ、解、人、支、人、前、ニ、教、授、セ、ル、ハ、傾、ア、リ、テ
一、階、勢、力、ヲ、有、ス、一、乃、解、人、ハ、其、數、知、人、ノ、約、五、ノ
倍、ニ、達、ス、ト、一、郡、ノ、各、階、級、ノ、差、別、甚、ニ、シ、テ
支、人、ノ、助、使、シ、甘、シ、未、タ、當、テ、彼、等、ノ、独、割、的、ノ、事
業、ア、ル、ヲ、疑、カ、ス、又、者、ノ、務、任、性、ヲ、去、未、初、然、ア、ル、ハ
方、人、口、新、體、ノ、独、力、ハ、強、ク、シ、

油房

油房の何れに根柢湯鉢等、着せたり、採
葉ハ毎迄九月頃、より翌迄二月、三月、四月、五月、六月、七月、
乃こしテ、採葉中ノモノ、七、六、一、テ、多ク生産、夏
期九万枚、夏地、白、下、五、方、行、り

燈燭

為、蘇、泉、ノ、外、一、戸、アリ、生産、乃、ハ、今、和、公、財、近、一、節、
諸、途、ニ、通、約、水、下、六、方、行、リ、生産、ス

以、コ、ト、亦、也、心、乃、工、段、半、燈、分、列、ノ、ト、詳、細、ハ、不、承、大
勢、ニ、於、テ、記、述、ス

另法縣

第一章

沿革

第一節 沿革系上より見たる位

另法ハ蒙古右傳五旗ノ領地ニシテ別名

榆樹墩子又ハ榆樹子トモ稱シ另法ハ蒙古

古名ナリ程時漢人好知ニ未任ニ邊境

原野ヲ墾墾シテ農業旺ニ行ハルニ至

リシカ更ニ後期清領時代ニ及ニ後

任ラズ今ハ蒙古人ノ居住シテ

邊境今日ノ地位ヲ據ルモ又ノ



山岳と稱するモノナク、其味も亦、
ルヲ以テ農耕と云ふ、其産物、生産品
は、十、五、万支石と稱せり、其味も亦、
其産物、生産品とせり、其味も亦、
城、近、西、米、ノ、名、産、品、とせり、
其味も亦、其味も亦、其味も亦、
十、二、万、支、石、とせり、其味も亦、
及、ハ、ス、ト、其味も亦、其味も亦、
其味も亦、其味も亦、其味も亦、
生、産、品、とせり、其味も亦、

茅二匹 面傍

二三二 卯方思、去那側、肉旁、衣へ

茅三匹 火勢

另、本縣ハ東ハ紅山咀、境トシテ老林者付

通縣ニ接シ、東南ハ者境ニ附、北ハ隣ニ

接シ、西ハ邊州、東境、縣境トシテ

法凍、凍平縣、乃、隣、王、府、而、北、ハ、梨

樹、道、恒、縣、境、接、縣、内、ハ、山、出、ト、稱、ス、ハ、ク、ニ

、テ、ク、一、望、鏡、坐、有、野、馬、其、味、擬、シ、テ、良、好、ト

昔、口、頰、氣、候



氣張ハ懸通極ニシテ、
乃西トハ柳ノ相違アリ、
ト大差トガズニ月ヨリニ日ハ、
別ニハ最低氣温ニシテ、
著ク候ニハ西ニ近ク、
流ニ最ク劣氣温九十八、
通常ハ九十九、
中炎暑最ト甚シテハ七、
旬ニハ夜間冷氣ヲ覺テ、
早クニ起而冷水シテ、

冰期ハ急ニ降リ不凍ニ下則チ海ニ注ル
ニ入ル常トシ夏終ニ降ル化ス而別ハ夏
季ニ八月ニ最ニ多ク降ルハ夏季ニ通ルニ降
ル多ク又降ル

第五項人口

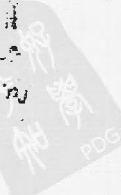
口千人ニ九千 者九人

朝鮮人 者千 一四八

支那人 三二〇〇人 中五〇〇人

合計 四一〇五千人 中九〇〇人

人口表



另出做

一 二 三 一 人

男史以射廣為二所為也

通山白

万 千 一 七 人

男史以射廣為二所為也

為家毛

三 千 一 人

男史以射廣為二所為也

亮甲橋

一 千 一 人

男史以射廣為二所為也

北丁家子

一 千 一 人

男史以射廣為二所為也

鷲鷲樹

一 千 一 人

男史以射廣為二所為也

空力起

一 千 一 人

男史以射廣為二所為也

朝鮮人

不遠而古樹樹(注) 崇(注) 崇(注) 崇(注)

3. 古利人



